

平成29年2月定例会

長 崎 県 議 会 会 議 録

長 崎 県 議 会

平成29年2月定例会

平成29年2月定例会日程表（結果）

月 日	曜	内 容 等	備 考
2. 2 0	月	<p>本会議（議案上程）</p> <p>〔開会、議席の一部変更、会期決定、会議録署名議員指名、議長報告、各特別委員長報告、意見書等上程、質疑・討論、採決、常任委員会及び議会運営委員会の委員並びに正副委員長の選任、特別委員会設置の件、特別委員会の委員並びに正副委員長の選任、有明海自動車航送船組合議会議員選挙、長崎県病院企業団議会議員選挙、議案一括上程（第1号議案乃至第60号議案）、知事議案説明、散会〕</p> <p>予算決算委員会〔概要説明〕</p>	質問通告締切
2 1	火	常任委員会（総務、文教厚生、環境生活、農水経済）〔概要説明〕	
2 2	水	（議案調査）	質問通告内容事前調整期限
2 3	木	（議案調査）	請願受付締切
2 4	金	本会議 （開議、一般質問、散会）	予算総括質疑質疑通告締切
2 5	土		
2 6	日		
2 7	月	本会議 （開議、一般質問、散会）	陳情受付締切
2 8	火	本会議 （開議、一般質問、上程議案委員会付託、散会）	会派・議員提出決議案等締切
3. 1	水	（議案調査）	
2	木	予算決算委員会（総括質疑）	
3	金	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕	
4	土		
5	日		
6	月	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕	
7	火	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、環境生活、農水経済〕 常任委員会 〔文教厚生〕	
8	水	常任委員会・予算決算委員会（分科会） 〔総務、環境生活〕 常任委員会〔農水経済〕	
9	木		

月 日	曜	内 容 等	備 考
1 0	金	離島・半島地域振興特別委員会〔概要説明〕 観光振興等対策特別委員会〔概要説明〕	
1 1	土		
1 2	日		
1 3	月	人口減少・経済雇用対策特別委員会〔概要説明〕	
1 4	火	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会	
1 5	水	（議事整理）	
1 6	木	本会議（議案採決） 〔開議、議長報告、発議第189号上程、質疑・討論、採決、第60号議案、質疑・討論、採決、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、意見書上程、質疑・討論、採決、議員派遣第64号上程、質疑・討論、採決、議会閉会中委員会付託事件の採決、知事あいさつ、議長あいさつ、閉会〕	

（会期 25日間）

目 次

第1日目（2月20日）本会議（議案上程）

一、議事日程	1
一、出席議員	2
一、説明のため出席した者	2
一、開 会	3
一、新任の教育委員会委員の紹介	3
一、議席の一部変更・決定	3
一、会期の決定	3
一、会議録署名議員指名	3
一、議長報告（知事専決事項報告書）	3
一、各特別委員会委員長の報告（付議事件の調査に関する経過報告）	3
一、離島・半島地域振興特別委員長報告	3
一、まちづくり・経済雇用対策特別委員長報告	5
一、観光振興等対策特別委員長報告	7
一、各特別委員会委員長から、知事あて、意見書提出及び決議提出方の動議・提出	9
一、上記・離島・半島地域振興特別委員会より、「離島・半島地域の振興対策について」・ 動議提出	9
一、上記・動議・可決	9
一、上記・離島・半島地域振興特別委員会より、「『有人国境離島地域の地域社会の維持』 に係る施策の推進に関する決議」・動議提出	9
一、山本啓介委員長・上記・動議について、朗読	9
一、上記・動議・可決	10
一、上記・まちづくり・経済雇用対策特別委員会より、「長崎県におけるまちづくり及び 経済雇用対策について」・動議提出	10
一、上記・動議・可決	10
一、上記・観光振興等対策特別委員会より、「長崎県のさらなる観光振興の促進について」・ 動議提出	10
一、上記・動議・可決	11
一、各常任委員会及び議会運営委員会の委員並びに正副委員長の改選・選任・決定	11
一、「離島・半島地域振興特別委員会」、「観光振興等対策特別委員会」・それぞれ存置、 「まちづくり・経済雇用対策特別委員会」を「人口減少・経済雇用対策特別委員会」 に改組、「特別委員会の付議事件等一覧表」・決定	11
一、各特別委員会の委員並びに正副委員長の改選・選任・決定	11
一、有明海自動車航送船組合議会議員の選挙・指名推選（徳永達也議員、宅島寿一議員、 坂本 浩議員、大場博文議員）・選任・決定	11
一、長崎県病院企業団議会議員の選挙・指名推選（吉村庄二議員、近藤智昭議員）・選任・ 決定	12

一、議案一括上程（第1号議案乃至第60号議案）	12
一、上記・知事議案説明	12
一、散 会	24

予算決算委員会〔概要説明〕

第2日目（2月21日）常任委員会〔総務、文教厚生、環境生活、農水経済〕〔概要説明〕

第3日目（2月22日）（議案調査）

第4日目（2月23日）（議案調査）

第5日目（2月24日）本会議

一、議事日程	25
一、出席議員	26
一、説明のため出席した者	26
一、開 議	27

△県政一般に対する質問

一、溝口美美雄議員質問	27
・知事の基本姿勢について（平成29年度当初予算に対する知事の思いについて）	27
（最大の課題である人口減少対策・県民所得向上対策の取組と成果について、知事就任以来7年間の総括として、検証を含めたこれまでの取組及び平成29年度当初予算に対する思いについて）	28
（今後の財政運営について）	28
・県庁舎の跡地活用について	28
（県議会からの意見書も踏まえ、県庁舎跡地活用策の整備方針を速やかに示す考えがあるのか）	29
・世界遺産登録の推進について	29
（「潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録に向けた取組みと決意について）	29
・九州新幹線西九州ルートの推進について	29
（本年初夏の軌間可変技術委員会の検証結果によって、西九州ルートの道行きが変わってくるが、初夏に向けて、どのように取り組んでいこうと考えているのか）	30
・石木ダム建設推進について	30
（石木ダムの建設について、工事を早く進めてほしい）	30
・特定有人国境離島関係事業の推進について（県の取り組みについて）	30
（本県浮揚のカギを握る離島振興対策に来年度どのように取り組むのか）	30
・カジノを含む統合型リゾート（IR）の誘致について（統合型リゾート〔IR〕の誘致活動について）	31
（IR誘致にかかるこれまでの経緯と活動内容及び今後の取り組みについて）	31
・アクセス道路の整備について	31
（佐世保港や空港からのアクセス道路の整備について、県はどのように考えているのか）	31
・依存症対策について	31
（依存症対策として、現在どのような取組をしているのか。また、今後どのように	

進めていくのか)	31
・産業振興と県内就職の促進について（本県産業の振興を図る施策の展開について）	31
（産業労働部では、平成29年度において、どのような施策を展開されるのか）	32
・高校生・大学生の県内就職促進について	32
（県内大学生の県内就職促進に向けた取組について）	32
（高校生の県内就職促進に向けた取組について）	32
（高校生の県内就職推進に向けた学校や県教育委員会の取組について）	32
・農林水産業の振興について（儲かる水産業の推進について）	32
（儲かる水産業の推進について、平成29年度は、どのような施策を 図ろうとしているのか）	32
・新ながさき農林業・農山村活性化計画の推進について	32
（農業生産を拡大し、農業取得の向上を図り、農山村を活性化させるため、 平成29年度はどのように加速・強化していくのか）	33
知事答弁	33
企画振興部長答弁	36
福祉保健部長答弁	36
土木部長答弁	37
産業労働部長答弁	37
教育委員会教育長答弁	38
水産部長答弁	38
農林部長答弁	38
溝口芙美雄議員質問	39
・県庁舎跡地について（MICEを解決した段階でと考えているのか）	39
知事答弁	39
溝口芙美雄議員質問	39
・新幹線事業を推進していく上で、現在、佐賀県とどのような連携を図っているのか。 また今後、どのように進めていこうとしているのか	39
企画振興部長答弁	39
溝口芙美雄議員質問	40
・石木ダムの建設について（県としての一つの決断というのは要るのではないか、 知事の考え方を）	40
知事答弁	40
溝口芙美雄議員質問	40
・大きな課題に対する知事の思いを	40
知事答弁	40
溝口芙美雄議員質問	41
・知事3期目はどう考えているのか	41
知事答弁	41
溝口芙美雄議員質問	41
・カジノを含む統合型リゾート（IR）の誘致について（誘致活動に対する検討を、	

会議をつくってやっていった方がいいのではないか)	41
知事答弁	41
溝口芙美雄議員質問	42
・養殖漁場の環境改善が必要と考えているが、底質改善などについて、県の対策は	42
水産部長答弁	42
溝口芙美雄議員発言	42
一、休 憩	42
一、再 開	42
一、山本啓介議員質問	42
・国境離島新法について（これまでの離島振興施策について）	43
（本県の離島の課題をしっかりとらえた本県独自の施策はどのようなものがあるか。 また、それらの取り組みにおける人口減少に対する変化をどのように分析しているか）	43
・新法における予算の仕組みについて	44
（長年にわたる本県の課題に対する有効な方法が国から届けられ、国においても大変 苦心された法律によって措置されることとなったが、その上で県負担額6億円にどの ような思いが込められているのか）	44
・新法における県の取り組みについて	44
（県は現在どのような取り組みを展開しているのか。また、現段階においてどれだけの 新たな雇用が見込めるのか）	44
（滞在型観光の促進について、現在市町や団体なども含め、どのような取組が なされているか）	44
（滞在型観光の促進にかかるタイムスケジュールや数値目標はどう設定しているのか）	44
（国の交付金事業以外に県独自の取組を何か考えているのか）	44
・クロマグロの資源管理について（本県の水産業の在り方について）	44
（クロマグロの資源管理について）	44
（より効果的な水産施策の展開について）	45
知事答弁	46
企画振興部長答弁	47
文化観光国際部長答弁	47
水産部長答弁	48
山本啓介議員質問	49
・雇用見込みがその数量で、長年の課題である人口減少という課題をクリアできるのか	49
知事答弁	50
山本啓介議員質問	50
企画振興部長答弁	51
山本啓介議員質問	52
・雇用数1人～2人では交付金事業として採択するのは厳しいとの声があるが、 雇用の質と量を求めているかなければならないのではないか	52
企画振興部長答弁	52
山本啓介議員質問	52

知事答弁	52
山本啓介議員質問	53
企画振興部長答弁	54
山本啓介議員質問	54
知事答弁	54
山本啓介議員質問	54
・クロマグロの資源管理について（具体的に今後どのようにTAC制度を運用していくか、数量配分をどうしていくか）	54
水産部長答弁	55
山本啓介議員質問	55
・年間を通じて何トンという取り決め、もう少しこれが実現できるためのサポートというのが必要ではないか	55
水産部長答弁	55
山本啓介議員質問	56
水産部長答弁	56
山本啓介議員質問	56
水産部長答弁	57
一、休 憩	57
一、再 開	57
一、吉村 洋議員質問	57
・県北地域の現状・課題とその対策について（県北地域の現状・課題について、どのような把握をされているか）	57
（「県北地域の現状・課題」について）	57
・今後の進むべき方向について、どのように捉えているか	57
（佐世保市が目指す連携中枢都市圏形成の取組に、県も関わる必要があると思うが、佐世保市の思いについて、どのように把握されているか）	57
（肥前窯業圏の平成28年度の検証とそれに基づいた平成29年度の計画は）	58
（日本遺産や世界遺産など、さまざまな取組を連携し事業を進めることによって、県北地域の振興につながると思うが、県の考えを伺いたい）	58
（平戸市、松浦市における周産期医療体制について、県としてどのように対応しようとしているのか）	58
（瀬戸越交差点の渋滞が著しいことから、佐世保市からはバイパス整備を要望されているが、県はどのように考えているのか）	58
・佐世保港の整備について	59
（佐世保港の整備について、県の関与が必要ではないか）	59
・地域防災について（難聴地域の解消に向けた、その後の進捗状況はどのようにになっているか）	59
（ラジオの難聴地域解消に向けての県の対応は）	59
・県内防災行政無線（同報系）の整備状況について	59
（県内の防災行政無線の整備状況及び防災情報の伝達手段の状況はどうなっているか。	

デジタル化に伴う住民の安全性・利便性の低下の懸念に対し、県はどう考えるか)	59
・現在大村市が実施している防災ラジオ貸与事業についての県の考え方は	59
(大村市の防災ラジオ貸与事業について、県は費用や実効性をどのように分析、判断しているか。県内市町の防災行政無線について、県はどのように構築していくのか)	59
・林業振興について(森林整備事業で、森林所有者の特定が困難なことが森林整備を進めるうえで障害となっているが、その対策について)	59
(県全体の森林整備事業の進捗状況について)	60
(要間伐森林制度の活用状況について)	60
(共有林の持分移転の裁定制度の活用見込について)	60
・第11回全国和牛能力共進会(宮城大会)に向けた取り組みについて(出品対策は)	60
(全国和牛能力共進会宮城大会に向けた出品対策の取り組み状況について)	60
・輸送対策は	60
(全国和牛能力共進会宮城大会に向けた輸送対策の取り組み状況について)	60
・機運向上対策は	60
(全国和牛能力共進会宮城大会に向けた機運向上対策の取り組み状況について)	60
知事答弁	60
企画振興部長答弁	61
福祉保健部長答弁	62
土木部長答弁	63
総務部長答弁	63
危機管理監答弁	63
農林部長答弁	64
吉村 洋議員質問	66
・全国和牛能力共進会について(今回の推進大会の周知に関して、不足した点について)	66
農林部長答弁	66
吉村 洋議員質問	66
・国際クルーズについて(港湾整備について)	67
土木部長答弁	67
吉村 洋議員質問	67
知事答弁	67
吉村 洋議員質問	67
・佐世保市が目指す連携中枢都市圏形成の取組について	68
知事答弁	68
吉村 洋議員質問	68
知事答弁	68
吉村 洋議員質問	68
・佐世保県北医療圏周産期医療への対応について	69
福祉保健部長答弁	69
吉村 洋議員質問	69
福祉保健部長答弁	69

吉村 洋議員質問	70
・佐世保市北部のバイパス構想について	70
知事答弁	70
吉村 洋議員発言	70
一、休 憩	71
一、再 開	71
一、渡辺敏勝議員質問	71
・前期の県総合計画の施策評価について（目標達成率の結果と現状について）	71
（較べてみればの結果）	71
企画振興部長答弁	71
渡辺敏勝議員質問	72
・水産加工品出荷額の結果	72
水産部長答弁	72
渡辺敏勝議員質問	72
知事答弁	73
渡辺敏勝議員質問	73
・クルーズ船の経済効果	73
文化観光国際部長答弁	73
渡辺敏勝議員質問	73
・県庁舎跡地の活用について（跡地の提言に伴う具体的方針）	73
（西奉行所、海軍伝習所、岬の教会の位置づけ）	73
企画振興部長答弁	74
渡辺敏勝議員質問	74
・新別館と県警本部の活用	74
総務部長答弁	74
渡辺敏勝議員質問	74
企画振興部長答弁	74
渡辺敏勝議員質問	75
企画振興部長答弁	75
渡辺敏勝議員質問	75
総務部長答弁	75
渡辺敏勝議員質問	75
・第3別館と石垣	75
企画振興部長答弁	75
渡辺敏勝議員質問	76
・文化芸術ホールの方針	76
企画振興部長答弁	76
渡辺敏勝議員質問	77
企画振興部長答弁	77
渡辺敏勝議員質問	77

知事答弁	78
渡辺敏勝議員質問	78
知事答弁	79
渡辺敏勝議員質問	79
知事答弁	79
渡辺敏勝議員質問	79
・離島の活性化について（具体的取り組み）	79
（国境離島新法への期待）	79
企画振興部長答弁	79
渡辺敏勝議員質問	80
・漁港の整備と水産業後継者対策	80
水産部長答弁	80
渡辺敏勝議員質問	80
・消費税の無税化	81
知事答弁	81
渡辺敏勝議員質問	81
・亜熱帯植物園について（今後の対応について）	81
（跡地をどう活用するのか）	81
文化観光国際部長答弁	81
渡辺敏勝議員質問	82
文化観光国際部長答弁	82
渡辺敏勝議員質問	82
・県道への影響について	82
土木部長答弁	82
渡辺敏勝議員質問	82
・恐竜博物館との連携	82
文化観光国際部長答弁	82
渡辺敏勝議員質問	83
・環境対策について（公共事業における対策）	83
（新県庁舎の環境対策）	83
総務部長答弁	83
渡辺敏勝議員質問	83
・諫早湾干拓調整池の水質改善	83
環境部長答弁	83
渡辺敏勝議員質問	84
環境部長答弁	84
渡辺敏勝議員質問	84
環境部長答弁	84
渡辺敏勝議員発言	84
一、散 会	84

第6日目（2月25日）

第7日目（2月26日）

第8日目（2月27日）本会議

一、議事日程	85
一、出席議員	85
一、欠席議員	85
一、説明のため出席した者	85
一、開 議	86

△県政一般に対する質問

一、近藤智昭議員質問	87
・機動性のある観光施策の実施について（外国人旅行者の観光消費額増大について）	87
（『爆買い』が落ち着き、『コト消費』へ外国人旅行者の消費動向が変化している中、 県として外国人旅行者の観光消費額増大について、どう取り組んでいくのか）	88
・国境離島地域への国内旅行者の取り込みについて	88
（県はどのようにして離島地域に観光客を呼びこもうとしているのか、具体的な事業は）	88
・国際クルーズ寄港への取り込みについて（離島地域への誘致について）	88
（今後の誘致の取組と離島港への誘致の考え方はどうか）	88
・青方港における国際クルーズ船の受入れについて	88
（青方港における国際クルーズ船の受入れについて、今後の取り組み方針は どのようになっているのか）	88
・スポーツによる交流と地域活性について（オリンピック・パラリンピックの ホストタウンについて）	88
（ホストタウンにかかる今後の取組方針について）	89
・スポーツ合宿の離島への誘致について	89
（スポーツ合宿の離島への誘致にかかる取組について）	89
・アンテナショップ「日本橋 長崎館」について（実績について）	89
（アンテナショップ「日本橋 長崎館」の一年間の実績について）	89
・今後の展開について	89
（「日本橋 長崎館」の今後の展開について）	89
・地方創生の取り組みについて（U I ターン施策と空き家対策）	89
（U I ターン促進のため、市町における空き家バンクの取組が進むような対策について）	90
・「企業版ふるさと納税」の取り組みについて	90
（企業版ふるさと納税の県事業への寄附実績及び県内市町の取組を促すための 働きかけについて）	90
・農業分野における外国人材活用について	90
（農業分野における外国人就労を実現する国家戦略特区の現状と 認められた場合のスケジュールについて）	90
・上五島地区での養殖業の振興について	91

(上五島地区におけるブリ養殖業の振興のため、県はどのように支援していく 考えなのか)	91
・「高校生の離島留学制度」の推進について	91
(平成29年度入学者選抜における離島留学コースの志願状況と、ここ数年 志願者数が増加している要因について)	92
知事答弁	92
文化観光国際部長答弁	92
土木部長答弁	93
企画振興部長答弁	94
農林部長答弁	95
水産部長答弁	95
教育委員会教育長答弁	96
近藤智昭議員質問	96
・キャンプ誘致にあたって、本県出身オリンピック等の人脈をもっと 活用すべきではないか	96
企画振興部長答弁	96
近藤智昭議員質問	97
・移住推進の今年度(28年度)の目標に対する実績の状況は	97
企画振興部長答弁	97
近藤智昭議員質問	97
・三菱重工長崎造船所で、現在検討が進められている商船事業の抜本的改革の動向は、 本県経済への影響が極めて大きいのではないかと考えるが、この点について、 知事の認識を	98
知事答弁	98
近藤智昭議員質問	99
・離島留学制度の充実を図るにあたり、現在の課題をどのようにとらえているのか。 また、今後どのように取り組んでいくのか	99
教育委員会教育長答弁	99
近藤智昭議員発言	99
一、休 憩	99
一、再 開	99
一、中村和弥議員質問	99
・新県庁舎について(新庁舎と職場環境について)	100
(新庁舎建設についての知事の思い)	100
知事答弁	100
中村和弥議員質問	101
・新庁舎における喫煙場所について	101
総務部長答弁	101
中村和弥議員質問	101
知事答弁	101

中村和弥議員質問	101
・ 本県職員の喫煙率について	102
総務部長答弁	102
中村和弥議員質問	102
・ 職員の職場環境について	102
(レイアウトを含めて、どういう趣向を凝らしたのか)	102
総務部長答弁	102
中村和弥議員質問	103
・ バリアフリーとロービジョン対策について	103
総務部長答弁	103
中村和弥議員質問	103
総務部長答弁	103
中村和弥議員質問	104
・ 新庁舎において、新知事室を、あと任期一年間ではもったいないと思うので、 ぜひ来年の改選にもう一度チャレンジをしていただきたい	104
知事答弁	104
中村和弥議員質問	104
・ 福祉行政について (保育・介護事業について)	104
(保育士人材について)	104
(県内の現在の待機児童数と潜在待機児童数の状況について)	104
こども政策局長答弁	104
中村和弥議員質問	105
・ 保育士の給与について	105
こども政策局長答弁	105
中村和弥議員質問	105
・ 新たな処遇改善の要件のうち4分野、60時間以上の研修について	105
こども政策局長答弁	105
中村和弥議員質問	106
こども政策局長答弁	106
中村和弥議員質問	106
知事答弁	107
中村和弥議員質問	107
・ 介護職員について	107
福祉保健部長答弁	107
中村和弥議員質問	107
・ E P A制度で、現在国外から受け入れをしている職員はいるのか	108
福祉保健部長答弁	108
中村和弥議員質問	108
・ 介護人材の確保について	108
知事答弁	108

中村和弥議員質問	109
知事答弁	109
中村和弥議員質問	109
・ 県央地区の道路整備状況と渋滞対策について（諫早市内近郊の道路整備について）	109
（長田バイパス延伸について）	109
土木部長答弁	109
中村和弥議員質問	109
・ 小江地区の混雑緩和策について	110
土木部長答弁	110
中村和弥議員質問	110
・ 諫早外環状線・森山拡幅の進捗状況と完成時期について	110
土木部長答弁	110
中村和弥議員質問	110
・ 交通安全対策と県民サービスについて（交通安全対策について）	110
（県警と交通局の高齢者対策と地域への取り組みについて）	110
警察本部長答弁	111
中村和弥議員質問	111
・ 運転免許証を自主返納する高齢者が増えた場合に課題となるのが、 車の代わりになる移動手段の確保について	111
警察本部長答弁	111
中村和弥議員質問	111
・ 追突防止装置の普及について	111
警察本部長答弁	111
中村和弥議員質問	111
・ 運転免許証自主返納者を対象にして、昨年からはフリーパス制度を社会実験として 行っているが、その利用状況と今後の取り組みについて	112
交通局長答弁	112
中村和弥議員質問	112
・ 歩行者の安全対策について	112
土木部長答弁	112
中村和弥議員質問	112
・ 歩道の防護柵について	112
土木部長答弁	113
中村和弥議員質問	113
・ 水産振興について（諫早湾・大村湾の漁場環境対策について）	113
（諫早湾水産振興特別対策について）	113
農林部長答弁	113
中村和弥議員質問	114
・ タイラギ増養殖の技術開発について	114
水産部長答弁	114

中村和弥議員質問	114
水産部長答弁	114
中村和弥議員質問	114
・大村湾の漁場環境対策について	114
・大村湾と外海を結ぶ運河やトンネルなどの建設について	115
環境部長答弁	115
中村和弥議員質問	115
・今後、何らかの形で、この戦艦「武蔵」に対するいろんなイベントを していただきたい。また、モニュメントをつくっていただきたい	115
知事答弁	115
中村和弥議員発言	116
一、休 憩	116
一、再 開	116
一、大場博文議員質問	116
・第一次産業の振興について（畜産クラスター事業の実績と今後の取組みについて）	116
（本県のこれまでの実績と国への事業継続の要望の必要性について、 どのように考えているのか〔畜産クラスター事業〕）	116
・産地パワーアップ事業の実績と今後の取組みについて	116
（本県のこれまでの実績と国への事業継続の要望の必要性について、 どのように考えているのか〔産地パワーアップ事業〕）	117
・地域振興・観光振興について（熊本震災後の県内の観光客の動向と 今後の取組について）	117
（「九州ふっこう割」の後期分の実績と熊本震災後の本県観光客の動向はどうか。 また、今後の取り組みを強化する必要があると思うが、どのように考えているか）	117
・クルーズ船増加に伴い、県内への経済効果波及について	117
（クルーズ客船の広域周遊について、考え方とその促進にどう取り組んでいくのか）	118
・県内の民泊の状況と対応について	118
（本県のいわゆる「民泊」の実態はどのように把握しているのか。 また、現在の本県の「民泊」の状況への対応をどのように考えているのか）	118
・島原半島の振興について（島原道路の振興について）	118
（出平有明バイパスの進捗状況と今後の取組み、島原半島内の今後の見通しについて、 県はどのように考えているのか）	119
・ほ場整備事業の進捗状況について	119
（県の基盤整備新規地区計画の進捗状況と島原市で実施中の地区の進捗状況について）	119
（平成29年度国の予算の現状と本県の予算確保の見込みについて）	119
・漁業振興策について	119
（島原半島で取り組んでいる栽培漁業の成果とより効果的な取り組みとして、 地元での施設設置による種苗による供給や藻場の保全についての県の見解は）	120
・県内企業の海外進出の支援について	120
（補助金を活用して既に進出した企業が、進出先で事業拡大するための補助金がなく、	

また、県のサポートデスクがない地域で支援が受けられず、企業の負担が大きいとの声があるが、県としてどのように考えるか)	120
・高齡ドライバー対策について	120
(高齡ドライバーによる交通事故防止対策は)	121
知事答弁	121
農林部長答弁	121
文化観光国際部長答弁	123
県民生活部長答弁	123
土木部長答弁	124
水産部長答弁	124
産業労働部長答弁	124
警察本部長答弁	125
大場博文議員質問	125
・第一次産業の振興について	125
・熊本震災以降の本県の動向について（修学旅行は、一旦方面を変更すると、なかなか戻りにくいという特性があるので、来年からでも戻っていただくような努力が必要ではないか)	125
文化観光国際部長答弁	126
大場博文議員質問	126
・クルーズ船の増加に伴う他観光地への波及効果について	126
・県内の民泊の状況について（県内で、生活環境の悪化などの苦情やトラブルなどの情報は無いのか)	126
県民生活部長答弁	126
大場博文議員質問	126
県民生活部長答弁	127
大場博文議員質問	127
・島原道路の進捗状況について	127
・ほ場整備事業について	127
農林部長答弁	128
大場博文議員質問	128
・島原の漁業振興策について	128
水産部長答弁	128
大場博文議員質問	129
・県内企業の海外進出の支援について	129
(多くの企業が進出できるよう、初動の支援を行うことも理解できるが、現地での経営が軌道に乗り、さらなるステップアップとして事業を拡大したいと考えたときに、入口支援だけではなく、進出後の展開も含めた支援も必要ではないか)	129
産業労働部長答弁	129
大場博文議員質問	129
・高齡ドライバーの件について	129

(高齢の方々が安全に運転が続けられるような施策に取組みを、 その辺の認識について)	130
警察本部長答弁	130
大場博文議員発言	130
一、休 憩	130
一、再 開	130
一、里脇清隆議員質問	130
・統合型リゾート（IR）推進法の施行による本県の取組みについて	130
(地域指定に向けての長崎IRの売りとなる優位性について)	130
企画振興部長答弁	131
里脇清隆議員質問	131
・県内市町との連携について	131
企画振興部長答弁	132
里脇清隆議員質問	132
・誘致を推進するにあたっての県民への周知と理解への取組みについて	132
企画振興部長答弁	133
里脇清隆議員質問	133
・長崎空港について	133
(空港24時間化への取組みの進捗状況と今後の取組みについて)	133
企画振興部長答弁	133
里脇清隆議員質問	134
企画振興部長答弁	134
里脇清隆議員質問	134
・エアソウル利用者の状況と今後の取組みについて	134
企画振興部長答弁	135
里脇清隆議員質問	135
企画振興部長答弁	135
里脇清隆議員質問	135
・国による「インバウンド拡大に向けた着陸料軽減措置」への取組みについて	135
企画振興部長答弁	136
里脇清隆議員質問	136
・農地利活用について	136
(農地流動化の現状と取組みについて)	136
農林部長答弁	136
里脇清隆議員質問	137
農林部長答弁	137
里脇清隆議員質問	137
農林部長答弁	137
里脇清隆議員質問	137
・農地転用の許可基準について	137

農林部長答弁	137
里脇清隆議員質問	138
・農地としての利用が困難な農地について	139
農林部長答弁	139
里脇清隆議員質問	139
農林部長答弁	140
里脇清隆議員質問	140
・国際交流について（ベトナムとの交流について）	140
（国際交流としての取り組みについて）	140
文化観光国際部長答弁	140
里脇清隆議員質問	141
・東京オリンピックに向けての事前キャンプの誘致について	141
（ベトナムの事前キャンプ誘致について）	141
企画振興部長答弁	142
里脇清隆議員質問	142
・消防団について	142
（大学生等の消防団員認証制度の導入について）	142
危機管理監答弁	142
里脇清隆議員質問	143
・長崎県消防団員応援優遇事業「消防団員応援の店」について	143
危機管理監答弁	143
里脇清隆議員質問	143
・大村湾架橋実現に向けての取り組みについて	144
知事答弁	144
里脇清隆議員質問	144
知事答弁	144
一、散 会	145

第9日目（2月28日）本会議

一、議事日程	147
一、出席議員	148
一、説明のため出席した者	148
一、開 議	149

△県政一般に対する質問

一、坂本 浩議員質問	149
・核兵器禁止条約について（条約に関する被爆県としての認識について）	149
（非人道性を前面に出した条約の経緯をどう認識しているか）	150
知事答弁	150
坂本 浩議員質問	150

・交渉の準備会合が始まった現時点での課題をどう認識しているか	151
知事答弁	151
坂本 浩議員質問	151
・条約の実現に向けた被爆県の役割について	152
(長崎市、平和首長会議、核兵器廃絶長崎連絡会等との連携の状況は)	152
知事答弁	152
坂本 浩議員質問	152
・日本政府に「交渉」参加を求めるなど、条約実現へ向けた今後の取り組みは	152
知事答弁	153
坂本 浩議員質問	153
知事答弁	153
坂本 浩議員質問	153
知事答弁	154
坂本 浩議員質問	154
・次世代を担う子ども政策について(子どもの貧困対策について)	154
(長崎県における現状をどう認識しているのか)	154
こども政策局長答弁	154
坂本 浩議員質問	155
・来年度予算における「地域子供の未来応援交付金」を活用した取り組みの 具体的な内容は	155
こども政策局長答弁	155
坂本 浩議員質問	155
・「交付金」を活用した実態調査など「見える化」をどう進める予定か	156
こども政策局長答弁	156
坂本 浩議員質問	156
・子どもの虐待問題について	157
(長崎県における現状と認識について)	157
こども政策局長答弁	157
坂本 浩議員質問	157
・来年度予算における「児童虐待総合対策事業」等の具体的な内容は	157
こども政策局長答弁	157
坂本 浩議員質問	157
・今後の体制強化についての方針は	158
こども政策局長答弁	158
坂本 浩議員質問	158
こども政策局長答弁	158
坂本 浩議員質問	158
・公立学校教員の長時間労働について(超勤等を含む労働時間の現状と認識について)	159
(社会問題化〔人事委員会勧告や連合総研調査〕としての受け止め方は)	159
(長時間労働の実態をどう把握し、原因をどのように考えているのか)	159

教育委員会教育長答弁	160
坂本 浩議員質問	160
教育委員会教育長答弁	160
坂本 浩議員質問	161
教育委員会教育長答弁	161
坂本 浩議員質問	162
・負担軽減と働き方改革に向けた対策について	162
(超勤縮減対策をどのように進めてきたのか)	162
・住宅リフォーム支援制度について(3世代同居・近居促進事業の効果について)	162
(少子化対策としての事業の効果がどうであったのか)	162
土木部長答弁	163
坂本 浩議員質問	163
・平成28年度からの制度変更後の各市町の動向に対する認識は	163
土木部長答弁	163
坂本 浩議員発言	164
一、休 憩	164
一、再 開	164
一、山口経正議員質問	164
・地域経済と木質バイオマス活用について(対馬市の木質バイオマスについて)	164
(対馬市が取り組んでいる木質バイオマス施設の現状と今後の取組について)	164
(対馬市でのバイオマス発電計画に伴う、新たな雇用に対して、 国境離島新法の活用は考えられないか)	164
(原木収集拠点の整備も含め、山側での木質チップコストの低減を図るための 支援が必要ではないか)	164
・県内の林業振興と木質バイオマス活用について	165
(県内の木質バイオマスの活用事例はどうなっているか。また需要を高めるための 仕組みづくりが重要ではないか)	165
・遊休農地へのエネルギー造林の可能性について	165
(センダンなどの成長の早い樹木を用いたエネルギー造林ができないか)	165
・観光振興と長崎フルーツの取組について(フルーツ活用の現状について)	165
(県内の宿泊施設における朝食での長崎県産の果物の提供状況はどうか)	165
・長崎フルーツ認知度向上の取組について	166
(「長崎フルーツ」として周年供給表や果物マップを作成しアピールする 取り組みを進めてみてはどうか)	166
・観光と農業について	166
(観光の受け皿づくりとなるグリーン・ツーリズムの取り組みについて伺いたい)	166
・中山間地域の果樹振興について	166
(中産間地域では、大産地化だけでなく地域内で果物を組み合わせ周年供給できるよう、 多様な果樹産地づくりを目指すことも必要と考えるがどうか)	166
・医療人材の育成について(県内の看護師不足の実態について)	166

(今後の看護職員の需給見通しをどのように捉えているのか)	166
・看護人材育成と県内定着について	166
(今後の看護職員の県内定着の対策について)	166
(離職者対策やUターン者への対応をどのように取組んでいくのか)	167
・高齢化と医療現場について	167
(看護補助者も医療人材に含めて考えるのか。また、看護補助者の業務研修等の実施はどのような状況か)	167
・県立大の看護教育と地域との関わりについて	167
(県立大学の看護実習について)	167
(生活習慣病に係る地域公開講座の拡充及び講座への学生の参加について)	167
・道路行政について(西彼杵道路と長崎南北幹線道路について)	167
(西彼杵道路と長崎南北幹線道路の接続の必要性和今後の進め方を伺いたい)	168
(長崎南北幹線道路が早期に着手できるようなルートを考えるべきではないか)	168
・混雑解消に向けた道路協議会の経過について	168
(長崎市北部地域を含む長与町・時津町の混雑解消に向けた取り組みについて、どのような進展があったのか。また、一般国道206号の赤迫から岩屋橋交差点までの混雑解消について、どのように考えているか)	168
知事答弁	168
産業労働部長答弁	168
農林部長答弁	169
文化観光国際部長答弁	171
福祉保健部長答弁	171
総務部長答弁	173
土木部長答弁	173
山口経正議員質問	173
・岩屋口交差点について	174
土木部長答弁	174
山口経正議員質問	174
土木部長答弁	175
山口経正議員質問	175
土木部長答弁	175
山口経正議員質問	175
・対馬市での木質バイオマス発電について	175
・木材の利用について(バイオマス活用の割合をどの程度までするという目標値を設定しなければならないと思うが、どうか)	175
農林部長答弁	175
山口経正議員質問	176
・木質バイオマスについて(国の制度として進めなければ、県を超えた広がりもあって限界があるので、こうした仕組みづくりを国にしっかり要望することは考えられないか)	176

農林部長答弁	176
山口経正議員質問	176
・長崎フルーツの取組みについて	176
農林部長答弁	177
山口経正議員発言	177
一、休 憩	177
一、再 開	177
一、麻生 隆議員質問	177
・知事の政治姿勢について（平成29年度の予算案に対する思い）	178
（「ものづくり」基幹産業の振興について）	178
知事答弁	178
麻生 隆議員質問	179
産業労働部長答弁	179
麻生 隆議員質問	180
・社会保障関係費の適正化について	180
知事答弁	180
麻生 隆議員質問	180
福祉保健部長答弁	180
麻生 隆議員質問	181
・本県の諸課題に対して	181
（アセットマネジメントについて）	181
企画振興部長答弁	181
麻生 隆議員質問	181
・県庁舎跡地活用とホールの設置に関して	182
企画振興部長答弁	182
麻生 隆議員質問	182
・BSL-4長崎大学の取組みと県の関わり	182
知事答弁	183
麻生 隆議員質問	183
福祉保健部長答弁	183
麻生 隆議員質問	184
・「金融バックオフィスセンター構想」のオフィスビル建設後の 企業誘致の取組みについて	184
産業労働部長答弁	184
麻生 隆議員質問	185
・新幹線とまちづくりについて（長崎駅周辺の水を使ったまちづくり）	185
（新幹線トンネルの湧水を活かしたまちづくり）	185
土木部長答弁	186
麻生 隆議員質問	186
土木部長答弁	186

麻生 隆議員質問	186
・農林業振興について（林業事業の活性化対策）	186
（県産材を活用した学校、公共施設の木質化）	186
農林部長答弁	187
麻生 隆議員質問	187
・「バイオマス活用推進基本計画」の本県の取り組み	187
・島原半島の家畜糞尿等の未利用材をバイオマス資源活用について	187
環境部長答弁	188
麻生 隆議員質問	188
・教育行政について（奨学金制度について）	188
（新たな給付型奨学金制度等の広報について）	188
教育委員会教育長答弁	189
麻生 隆議員質問	189
・産業人材育成奨学金返済アシスト事業の進捗状況について	189
産業労働部長答弁	190
麻生 隆議員質問	190
・今後の広報活動について	190
教育委員会教育長答弁	190
麻生 隆議員質問	190
・公立小中学校のトイレ洋式化について	190
（本県の洋式化の今後の取り組みについて）	190
教育委員会教育長答弁	191
麻生 隆議員質問	191
教育委員会教育長答弁	191
麻生 隆議員質問	191
・県警の治安維持について（長崎市で発生したストーカー事件の対応について）	191
（今回の事件からの教訓と県警内部での対策）	191
警察本部長答弁	192
一、休 憩	192
一、再 開	192
一、堀江ひとみ議員質問	192
・知事の政治姿勢について（ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名への見解）	192
（中村知事が代表賛同人となった思いとは）	192
知事答弁	193
堀江ひとみ議員質問	193
・街頭で署名を呼びかける考えはないか	193
知事答弁	193
堀江ひとみ議員質問	193
・各振興局窓口に署名用紙を置く考えはないか	193

文化観光国際部長答弁	193
堀江ひとみ議員質問	194
文化観光国際部長答弁	194
堀江ひとみ議員質問	194
・石木ダム事業について	194
(13世帯の居住地を奪ってダムをつくるのか)	194
知事答弁	194
堀江ひとみ議員質問	195
知事答弁	195
堀江ひとみ議員質問	196
・長崎大学におけるBSL-4施設計画について	196
(なぜ住宅密集地に、BSL-4施設をつくるのか)	196
知事答弁	197
堀江ひとみ議員質問	197
・被爆体験者事業について	197
(県は被爆体験者になり代わり、実態を国に伝える役割があると認識してよいか)	197
福祉保健部長答弁	198
堀江ひとみ議員質問	198
・医療受給者証の毎年更新を改め、自動更新とすることを国に求めることについて	198
福祉保健部長答弁	198
堀江ひとみ議員質問	198
・医療受給者証交付対象者の居住要件撤廃について	198
福祉保健部長答弁	198
堀江ひとみ議員質問	198
・追加された「認知症」を巡っての前回の一般質問について	199
福祉保健部長答弁	199
堀江ひとみ議員質問	199
福祉保健部長答弁	199
堀江ひとみ議員質問	200
・高等技術専門校について	200
(高等技術専門校が担っている役割は何か)	200
産業労働部長答弁	200
堀江ひとみ議員質問	200
・入校者の定員割れをどう分析するか	200
産業労働部長答弁	201
堀江ひとみ議員質問	201
産業労働部長答弁	201
堀江ひとみ議員質問	201
産業労働部長答弁	202
堀江ひとみ議員質問	202

産業労働部長答弁	202
堀江ひとみ議員質問	202
・修了者の減少をどう分析するか	202
産業労働部長答弁	202
堀江ひとみ議員質問	203
産業労働部長答弁	203
堀江ひとみ議員質問	203
・退校者が少なくないことをどう分析するか	203
産業労働部長答弁	203
堀江ひとみ議員質問	204
産業労働部長答弁	204
堀江ひとみ議員質問	204
産業労働部長答弁	204
堀江ひとみ議員質問	204
・佐世保校の生徒退校事例をどう教訓にするか	204
産業労働部長答弁	205
堀江ひとみ議員質問	205
産業労働部長答弁	205
堀江ひとみ議員質問	205
・佐世保校の外部講師の事例をどう教訓にするか	206
産業労働部長答弁	206
堀江ひとみ議員質問	206
知事答弁	206
一、議案（第1号議案乃至第59号議案）・委員会付託	207
一、第60号議案「長崎県監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」・ 委員会付託・省略	207
一、散 会	207

第10日目（3月1日）（議案調査）

第11日目（3月2日）予算決算委員会（総括質疑）

**第12日目（3月3日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）（総務、文教厚生、環境生活、
農水経済）**

第13日目（3月4日）

第14日目（3月5日）

**第15日目（3月6日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）（総務、文教厚生、環境生活、
農水経済）**

**第16日目（3月7日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）（総務、環境生活、農水経済）
常任委員会（文教厚生）**

**第17日目（3月8日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）（総務、環境生活）
常任委員会（農水経済）**

第18日目（3月9日）

第19日目（3月10日）離島・半島地域振興特別委員会〔概要説明〕

観光振興対策等特別委員会〔概要説明〕

第20日目（3月11日）

第21日目（3月12日）

第22日目（3月13日）人口減少・経済雇用対策特別委員会〔概要説明〕

第23日目（3月14日）予算決算委員会（分科会長報告、採決）

議会運営委員会

第24日目（3月15日）（議事整理）

第25日目（3月16日）本会議（議案採決）

一、議事日程	209
一、出席議員	210
一、説明のため出席した者	210
一、開議	211
一、発議第189号議案「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」・原案可決	211
一、第60号議案「長崎県監査委員の任命について議会の同意を求めることについて」・原案同意	211

△委員長報告

一、総務委員長報告	211
一、第16号議案・原案可決	214
一、第18号議案・原案可決	214
一、その他の議案・原案可決	214
一、文教厚生委員長報告	214
一、第21号議案・原案可決	216
一、第25号議案・原案可決	216
一、その他の議案・原案可決	216
一、環境生活委員長報告	216
一、第45号議案・原案可決	218
一、第46号議案・原案可決	218
一、その他の議案・原案可決	218
一、農水経済委員長報告	218
一、各議案・原案可決	220
一、予算決算委員長報告	220
一、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」について、質疑・討論	221
一、堀江ひとみ議員・上記・第1号議案について、反対討論	221
一、中島浩介議員・上記・第1号議案について、賛成討論	222
一、上記・第1号議案・原案可決	223
一、第47号議案・原案可決	224

一、その他の議案・原案可決	224
一、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議・提出	224
一、上記・各動議・可決	224
一、議員派遣第64号・決定	224
一、各委員会から議会閉会中の付託事件の申し出・決定	224
一、知事あいさつ	224
一、議長あいさつ	225
一、閉　　会	226

第 1 目 目

議 事 日 程

第 1 日 目

-
- ◇ ◇
- 1 開 会
 - 2 開 議
 - 3 議席の一部変更
 - 4 会 期 決 定
 - 5 会議録署名議員指名
 - 6 議 長 報 告
 - 7 各特別委員長報告
 - 8 意見書等上程、質疑・討論、採決
 - 9 常任委員会及び議会運営委員会の委員並びに正副委員長の選任
 - 10 特別委員会設置の件
 - 11 特別委員会の委員並びに正副委員長の選任
 - 12 有明海自動車航送船組合議会議員選挙
 - 13 長崎県病院企業団議会議員選挙
 - 14 第1号議案乃至第60号議案一括上程
 - 15 知事議案説明
 - 16 散 会

平成29年2月20日（月曜日）

出席議員（45名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 3番 吉村正寿君
 4番 坂本浩君
 5番 大場博文君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 山口経正君
 9番 大久保潔重君
 10番 浅田眞澄美君
 11番 松島完君
 12番 友田吉泰君
 13番 堀江ひとみ君
 14番 川崎祥司君
 15番 深堀浩君
 16番 山田朋子君
 17番 宅島寿一君
 18番 山本由夫君
 19番 吉村洋君
 20番 ごうまなみ君
 21番 山本啓介君
 22番 中島浩介君
 23番 前田哲也君
 24番 西川克己君
 25番 中村和弥君
 26番 外間雅広君
 欠番
 28番 中山功君
 29番 山田博司君
 30番 高比良元君
 31番 小林克敏君
 32番 久野哲君
 33番 渡辺敏勝君

34番 吉村庄二君
 35番 下条ふみまさ君
 36番 徳永達也君
 37番 中島廣義君
 38番 瀬川光之君
 39番 坂本智徳君
 40番 溝口芙美雄君
 41番 橋村松太郎君
 42番 野本三雄君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 田中愛国君

 説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 濱本磨毅徳君
 副知事 里見晋君
 総務部長 上田裕司君
 県民生活部長 吉浜隆雄君
 環境部長 太田彰幸君
 福祉保健部長 沢水清明君
 総務部秘書広報局長 木村伸次郎君
 企画振興部長 辻本政美君
 文化観光国際部長 松川久和君
 土木部長 浅野和広君
 農林部長 加藤兼仁君
 水産部長 熊谷徹君
 産業労働部長 古川敬三君
 危機管理監 西浦泰治君
 福祉保健部 永松和人君
 こども政策局長 新井忠洋君
 会計管理者 山口雄二君
 交通局長 池松誠二君
 教育委員 池松誠二君
 教育 池松誠二君

選挙管理委員会委員長	永 淵 勝 幸 君
監 査 委 員	石 橋 和 正 君
人事委員会委員	星 野 孝 通 君
公安委員会委員長	片 岡 瑠 美 子 君
警 察 本 部 長	金 井 哲 男 君
監 査 事 務 局 長	辻 亮 二 君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大 串 祐 子 君
教 育 次 長	渡 川 正 人 君
総務部財政課長	前 田 茂 人 君
総務部秘書広報局 秘 書 課 長	木 山 勝 己 君
警察本部総務課長	森 崎 辰 則 君
選挙管理委員会書記長	黒 崎 勇 君

議会事務局職員出席者

局 長	山 田 芳 則 君
総 務 課 長	高 見 浩 君
議 事 課 長	篠 原 みゆき 君
政 務 調 査 課 長	本 田 和 人 君
議 事 課 長 補 佐	本 村 篤 君
議 事 課 係 長	増 田 武 志 君
議 事 課 主 任 主 事	天 雨 千 代 子 君

— 午前10時 0分 開会 —

○議長(田中愛国君) おはようございます。

ただいまから、平成29年2月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、知事より、新任の教育委員会委員の紹介をいたしたい旨、申し出がっておりますので、これを受けることにいたします—知事。

○知事(中村法道君) さきの平成28年11月定例県議会において、ご同意をいただき、任命いたしました特別職をご紹介します。

教育委員会委員 浦川末子君 (拍手)、同じく

廣田 勲君でございます。(拍手)

どうぞよろしくお願いたします。

○議長(田中愛国君) 次に、議席の一部変更を行います。

議席の一部変更につきましては、お手元の議席表のとおり決定いたします。

次に、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より3月16日までの25日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、25日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、高比良 元議員及び吉村 洋議員を指名いたします。

次に、知事より、知事専決事項報告書が、先に配付いたしましたとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、現在設置いたしております離島・半島地域振興特別委員会、まちづくり・経済雇用対策特別委員会、観光振興等対策特別委員会の付議事件の調査に関する経過等について、順次、報告を求めることにいたします。

まず、離島・半島地域振興特別委員長に報告を求めます。

山本啓介委員長—21番。

○離島・半島地域振興特別委員長(山本啓介君)【登壇】おはようございます。

離島・半島地域振興特別委員会の審査結果について、ご報告申し上げます。

本委員会の付議事件は、「離島・半島地域振興対策」、「国境離島新法制定対策」及び「航路・航空路運賃対策」であります。

昨年2月以降、これまでに委員会6回、県内及

び県外現地調査をそれぞれ1回実施いたしました。

それでは、各付議事件に対しての調査結果及び主な論議事項について、ご報告申し上げます。

はじめに、「離島・半島地域振興対策」について、ご報告申し上げます。

皆様ご承知のとおり、本県の離島・半島地域は、県土の7割以上を占めております。しかしながら、地理的条件により幹線交通体系から離れているために、産業や生活面での不利性が顕著であり、人口減少に歯止めがかからず、存続すら危ぶまれる地域があります。

一方で、食料の安定供給や国土の保全などは重要な役割を担っており、県民のみならず、国民に大きな利益をもたらす貴重な財産であります。

将来にわたり離島・半島地域に人が住み続けていくよう、効果的な対策を講じることが喫緊の課題であると考えております。

離島・半島地域の課題解決は、県全体の振興に繋がる重要な鍵であります。

本委員会において、離島・半島地域が抱えている諸課題を解決する上で重要視したことは、各地域の現状を正確に把握し、分析し、的を射た対策が打っているかを確認することによって、県内一律ではない、きめ細かな対策を提案していくことでした。

県民の皆様は、安心・安定した暮らしを送っていただけるよう、主に、交流人口の拡大、雇用、医療、福祉、教育分野について地域ごとに審査を行いました。

交流人口の拡大については、農林漁業などの体験民泊や、観光素材を組み込んだ参加型スポーツイベントの実施へ向けて、部局横断的に取り組む必要があるとの意見が出されました。

雇用については、人口流出や企業撤退を防ぐための人材確保、医療については、安心して出産できる周産期医療の環境整備、福祉については、介護サービスの地域格差の縮小への取組、教育については、高等学校の機能充実と魅力化の推進などの課題解決へ向けて、市や町と協働するなど、より効果的な施策の必要性について、一歩踏み込んだ支援の検討を要望いたしました。

併せて、各地域の現状の把握については、これまで以上に、より効果的な施策を講じるために、必要なデータの収集に努めるようにとの意見が出されました。

次に、「国境離島新法制定対策」についてであります。

昨年4月に、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が成立し、本年4月1日から施行されることとなっております。

それに伴い、昨年末に政府予算案が示されましたが、総枠で示されたものであり、委員会として審査を行う対象には至りませんでした。

今後、国からの情報の一つひとつに対し、県は計画策定に取り組むことになると思いますが、本県の課題の多くを有すると言われる離島の課題を解決する有効な法律が策定されましたので、県におかれましては、関係市町や地域と協力し、法の効果が十分に発揮できるよう、しっかり取り組んでいただくことを強く要望いたします。

次に、「航路・航空路運賃対策」であります。

地理的ハンディキャップを抱える離島地域では、運賃問題や物流コストへの負担は、生活に直結する問題であります。

このような課題に対して、島民の経済負担の軽減や交流人口の拡大を目的として実施される「船舶建造に係る支援制度」に関する支援の充

実について、国への働きかけを継続して行うよ
うとの意見がありました。

次に、現地調査であります。

昨年8月に、平戸市度島と松浦市青島に調査
に参りました。地域住民の皆様との意見交換会
を行い、両会場合わせて30名を超える地域の皆
様にご参加いただきました。

平戸市度島では、医療体制、勤務医の労働環
境や医師不足、子育て・高齢者対策などについ
て調査しました。

松浦市青島では、青島小中学校の複式学級や
教職員の労働環境について調査し、地区代表の
皆様及び関係者の生の声をお聞きすることがで
きました。離島の厳しい現状を改めて認識し、
審査に反映させる取組を行いました。

また、10月には、島根県において、それぞれ
の自治体に取り組む地域振興策について調査を
行ってまいりました。

特に、隠岐郡海士町では、全国的にも注目を
浴びている大胆な行政改革や様々な施策につい
て、担当部署から説明を受けました。

海士町は、島外との積極的な交流により、現
役世代のU I ターン者が多く、その数は、島の
全人口の20%を占め、新しい挑戦をしたいと思
う若者が集う島となりました。

彼らは、島内の魅力ある資源を発掘し、島の
特産物でヒット商品を作り、地域振興の一翼を
担っています。

U I ターン対策の一つとして、工場・店舗か
ら漁船に至るまで、町が整備・購入して貸し付
ける「公設民営方式」により、初期投資の負担
を抑え起業しやすい環境が整備されていました。

高等学校魅力化への取組は、公営の学習塾を
設け、都市部との教育格差解消と生徒たちの自
己実現を地域で支援する取組がなされていまし

た。

その成果として、島外からの生徒が増加し、
卒業後も島を離れない、島に戻りたいという若
者が増えています。

卒業生は、都会やグローバルなセンスも身に
つけ、将来的には地域に還り、持続可能な地域
社会のつくり手になる可能性を秘めています。

こうした地域を支える人づくりへの取組は、
本県の「離島・半島地域振興対策」にも通じる
ものであり、委員会審査を行うに当たって大変
参考とさせていただきました。

このほか、種々活発な論議がございましたが、
その詳細については、この際省略させていただきます。

なお、これまでご報告した事項について、本
委員会から、別途、「離島・半島地域の振興対
策について」の意見書及び『『有人国境離島地
域の地域社会の維持』に係る施策の推進に関す
る決議』提出方の動議を提出しておりますので、
議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお
願いたします。

以上、離島・半島地域振興特別委員会のご報
告といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(田中愛国君) 次に、まちづくり・経
済雇用対策特別委員長に報告を求めます。

ごう委員長—20番。

**○まちづくり・経済雇用対策特別委員長(ごう
まなみ君)〔登壇〕** まちづくり・経済雇用対
策特別委員会の審査の結果について、ご報告申
し上げます。

本委員会は、平成28年2月定例会において設
置され、付議事件は、「新幹線・交通網対策」、
「県庁舎跡地活用策」、「C C R C 構想」、「経済
雇用・中小企業振興対策」でございます。

委員会設置後、これまで委員会6回、県内現地調査及び県外現地調査をそれぞれ1回実施いたしました。

それでは、各付議事件に対しての調査結果及び主な論議事項について、ご報告申し上げます。

はじめに、「新幹線・交通網対策」につきまして、ご報告申し上げます。

現在、九州新幹線西九州ルートは、平成34年度の開業を目指して順調に工事が進められており、沿線地域では、ソフト・ハード両面から新幹線を活用した魅力あるまちづくりに取り組まれています。

また、県においては、新幹線の開業効果を最大限に高めるため、官民一体となって取り組むアクションプランの策定に着手したところでございます。

新幹線・交通網対策に関しましては、新幹線の効果が県内全体で最大限に発揮されるようにしていくために、運行ダイヤや停車駅の設定、山陽新幹線への直通運行について、JRや国に対し、強く働きかけることや新幹線と航空路の連携が確実に図られる施策を行ってほしいとの意見がありました。

また、沿線各市が進めている新幹線駅周辺整備が計画どおりに進捗していくような支援を行うことや、地域公共交通の維持・確保を踏まえた二次・三次交通網の整備、新幹線の対面乗換方式の固定化が生じないような万全の対応と県民への情報発信を行ってほしいなどの意見がありました。

次に、「県庁舎跡地活用策」につきまして、ご報告申し上げます。

県庁舎跡地活用策に関しましては、これまで県議会や跡地活用懇話会でも議論されておりますが、その意見や提言等を踏まえ、主要機能候

補として整理された、「多目的広場機能」、「歴史・情報発信機能」、「ホール機能」を中心に、具体的な整備内容について、現在、長崎市とも協議を行いながら検討が進められており、その状況も確認しながら審査を行いました。

県庁舎跡地の活用については、整備方針の策定を速やかに行うよう努め、文化芸術ホール機能の検討に当たっては、長崎市が整備を計画しているMICE施設のホール機能との重複に関する調整を図り、文化芸術ホール整備についての主体性などの長崎市の意向を明確にした上で取り組んでほしいとの意見がありました。

また、附帯機能とされているバスベイ・駐車場機能について、交通対策や施設利用面から重要なものとしてとらえ、土地の有効活用が図られる効果的な整備を行うことや、県警本部跡地への民間活力導入検討について、跡地周辺で行われようとする民間事業者の開発意向を考慮する必要があるなどの意見がありました。

次に、「CCRC構想」につきまして、ご報告申し上げます。

人口減少や地域コミュニティ活力の低下などが課題となる中、本県への人の流れを増やし、新たな活力を地域に呼び込むことが重要となっております。

東京圏をはじめとする地域の高齢者が希望に応じ、地方や「まちなか」に移り住み、健康でアクティブな生活を送れる「生涯活躍のまち」の実現を進めるために、その環境整備が必要であり、県においては、「長崎県CCRC基本指針」の策定に取り組みました。

CCRC構想に関しましては、人口減少に対する危機感を市町とも共有し、県下全域において、生涯活躍のまち実現に向けた取組が進められるよう市町に対する働きかけを積極的に行っ

てほしいとの意見がありました。

また、経済波及効果のより詳細な検討や、移住者や移住希望者のニーズの的確な把握と定住に至らなかった場合の原因分析、移住推進のための施策に対する国による必要な財政支援への要望を行ってほしいなどの意見がありました。

最後に、「経済雇用・中小企業振興対策」につきまして、ご報告申し上げます。

経済雇用・中小企業振興対策に関しましては、本県は、人口減少対策が喫緊の課題となっていることから、「若年者の雇用対策・就業支援の推進」、「製造業の生産性・競争力強化支援」を中心として、若者の県内定着促進に向けた観点からの審査を行いました。

本県では、高校、大学等の卒業を契機とした就職・進学による若者の県外流出が続いている現状であり、人口減少と本県の将来を担う優秀な人材の喪失につながっています。

若者の県内就職及び県内定着に向けて、県内の大学生が各大学で学んだことを卒業後に県内で活かしていくことができるよう、大学と連携を図りながら、企業が求める人材の育成や県内就職促進の取組に対する支援を推進するとともに、若者が魅力を感じる雇用の場の創出などを行ってほしいとの意見がありました。

また、求人に関する中小・小規模企業のスキル向上のための施策や、学校教育における地域への誇りや愛着が育まれるような「ふるさと教育」の充実を求める意見などがありました。

なお、昨年10月に実施しました県内現地調査の際には、学生の県内就職や地元定着の促進に取り組んでいる長崎大学を訪問いたしました。

大学側から事業の実施状況などをお聞きしながら意見交換を行いました。その際、行政への要望として、合同企業説明会や企業訪問バス

ツアーに対する支援、県内就職応援サイト「Nなび」の掲載情報をより充実させてほしいなどのご意見を頂戴いたしました。

ただいま、ご報告した事項のほか、本委員会におきましては、各付議事件に関しまして、種々活発な論議がございましたが、その詳細については、この際省略させていただきます。

なお、これまでご報告した事項を中心に、本委員会から、別途、「長崎県におけるまちづくり及び経済雇用対策に関する意見書」の提出方の動議の提出をしておりますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、まちづくり・経済雇用対策特別委員会のご報告といたします。

ご清聴まことにありがとうございます。

○議長(田中愛国君) 次に、観光振興等対策特別委員長に報告を求めます。

深堀委員長—15番。

○観光振興等対策特別委員長(深堀 浩君)

〔登壇〕 観光振興等対策特別委員会の活動経過について、ご報告申し上げます。

本委員会の付議事件は、「観光振興対策」、「世界・日本遺産対策」及び「国際戦略（東南アジア）」でございます。

昨年2月以降、本日までの間に、委員会7回、県内現地調査及び県外現地調査をそれぞれ1回実施いたしました。

それでは、各付議事件に対しての調査結果及び主な論議事項について、ご報告申し上げます。

「観光振興対策」につきましては、他の付議事件と併せて、観光産業の充実・強化という観点から審査を行ってまいりました。

昨年4月に発生した熊本地震では、九州全体へ影響が及び、多くの宿泊キャンセルが発生す

るなど観光産業においても多大な損失がありましたが、このような時こそ、本県のみならず九州が一体となり、震災からの復興と併せて観光の復興に関しても、特段の取組が必要であるとの意見が出されました。

特に、キャンセルが多く発生した修学旅行をはじめとする団体客の誘致においては、県、市町、観光協会、宿泊施設、旅行事業者、交通事業者など、官民が一体となり、安全であることを周知する必要があるなどの意見が出されました。

また、施設等の耐震化整備に関しても、国に対する施策の充実等、引き続き要望が必要であるとの意見が出されました。

また、11月には、宿泊施設や旅行会社の方々から直接実態等をお伺いし、意見交換を行いました。

主な意見等は、各地域に点在している、地元にある素材の再発見や磨き上げ、さらには新たな本県の特色ある観光資源の掘り起こしが必要である。

一方、本県の持つ「平和に関すること」など、特有な項目に関しては、もっと県内の小中学生の修学旅行や学習で活用してほしい。

観光客のニーズに応じた宿泊施設等の改修のための助成や経営改善等を含めた支援対策が必要であること。

宿泊者数が減少する閑散期対策や年間通しての平準化対策も含め、さらなる取組が必要であることなどがありました。

本委員会が、これまで審査してまいりました、「長崎県が持つ、豊富で優位性の高い観光資源を最大限活かし、観光産業発展に資する施策の充実・強化」に関する取組の必要性を改めて強く感じることができました。

次に、「世界・日本遺産対策」について、ご報告いたします。

世界遺産としましては、平成27年7月に登録された「明治日本の産業革命遺産」に続き、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の登録実現に向けた準備も進められております。

また、日本遺産では、平成27年4月に「国境の島壱岐・対馬・五島 ー古代からの架け橋ー」が認定されたのに続き、翌28年4月には、「日本磁器のふるさと 肥前 ー百花繚乱のやきもの散歩ー」と「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ー日本近代化の躍動を体感できるまちー」の2件が認定されました。

これらの登録・認定された遺産をいかにして観光客誘致に結びつけていくのか、目標を掲げる必要があるとの意見が出されました。

また、昨年8月の県外現地調査では、「岩手県の世界遺産平泉について」、観光振興対策等も含めて調査させていただき、世界遺産とともに、地域資源を活かした魅力的な観光地づくりについて、国・東北各地とも連携した取組を強化しているとの現状を伺うことができました。

10月の県内現地調査では、五島市と波佐見町を訪問し、日本遺産について調査を実施しました。

直接現地へ赴くことにより、駐車場などの整備や文化財の維持管理などの必要性、地域住民の方々の協力等も欠かせないことなど、様々な現状を把握することができ、地域の皆様とも思いを共有しながら、官民一体となった取組が重要であることを実感いたしました。

また、県外現地調査時に加えて、状況調査のため伺った、東京に設置されているアンテナショップ「日本橋 長崎館」では、物産だけではなく、長崎の魅力を紹介するイベント等を実施

し、本県のさらなるPRを行うなど、首都圏における本県の情報発信、拠点にもなってほしいとの意見も出されました。

次に、国際戦略（東南アジア）について、ご報告申し上げます。

本県を国際的にアピールする一つの方法とし、世界遺産登録の実現へ向けた準備も進められている「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を、制作会社等に対して、これまで以上に映画やドラマのロケ地として素晴らしい適地・素材があるというPRを行い、積極的に行政と民間がタイアップをして、長崎県が選ばれるような誘致運動をするべきではないのかとの意見が出され、東南アジアからの誘客方法の一つとして、他の自治体等の特徴ある取組事例もあることから、本県においても、既に発行されている漫画から映画へ繋げるために、各出版社を回り、長崎県の情報を発信し、漫画の舞台となった長崎を訪ねていただく、または映画の舞台、ドラマの舞台となった際には、そこを訪ねていただくという取組が進められているとの報告がありました。

また、昨年10月から就航した「エアソウル定期路線」の利用者拡大のためには、運航時間枠の調整など、ニーズに合わせた検討や県内周遊のための交通手段、ルート構築が必要である。

加えて、外国人目線での本県の魅力を紹介するなど、新たなインバウンド誘致の取組を推進していくことも必要であるとの意見が出されました。

この他、種々活発な論議がございましたが、その詳細については、この際省略させていただきます。

なお、これまでご報告した事項について、本委員会から、別途、「長崎県のさらなる観光振

興の促進に関する意見書」提出方の動議を提出しておりますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、観光振興等対策特別委員会のご報告といたします。

ご清聴まことにありがとうございました。

○議長（田中愛国君） 以上で、各特別委員長の報告は終わりました。

次に、お手元に配付いたしております動議件名一覧表のとおり、各特別委員会から、知事あて意見書提出及び決議提出の動議が提出されております。

まず、離島・半島地域振興特別委員会から提出されております離島・半島地域の振興対策について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）と呼ぶ者あり〕

○議長（田中愛国君） ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）と呼ぶ者あり〕

○議長（田中愛国君） ご異議なしと認めます。よって、本動議は、可決されました。

次に、離島・半島地域振興特別委員会から提出されております『『有人国境離島地域の地域社会の維持』に係る施策の推進に関する決議』について、これを議題といたします。

提出者を代表して、山本啓介委員長が朗読いたします。

山本啓介委員長—21番。

〔朗 読〕

○離島・半島地域振興特別委員長（山本啓介

君）【登壇】「有人国境離島地域の地域社会の維持」に係る施策の推進に関する決議

平成28年4月に「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が成立し、平成29年4月1日から施行される。

本県の県土の約4割は離島であり、その殆どは国境離島である。

国境離島は、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等、国家的・国民的利益の増進に大きく寄与する重要な地域である一方、わが国の外縁部に位置する地理的不利性により、他の地域と比較し、産業や生活面で多くの課題を抱え、人口減少に歯止めがかからない。

本県の国境離島も、豊富な農林水産物など多くの恵みをもたらす宝であるが、県や関係市町をはじめ、関係者各位の長年に亘る振興対策にもかかわらず、人口は昭和30年をピークに、現在までに実に55%も減少するに至っており、このままでは無人化も危惧される状況にある。

県土の大きな割合を占める国境離島地域にこれからも人が住み続け、安定した生活を維持していくことは、本県の浮揚に直結する課題である。

人が住み続けるためには、雇用の場を維持し、また創り出すことに全力を傾注しなければならない。

よって、本議会は国境離島の地域社会が維持され、将来へ継承できるしまづくりが総合的に推進されるよう、国境離島の雇用創出に向け、県民一体となって取り組む決意を表明すると同時に、県におかれては、雇用の場を創出する千載一遇の機会である有人国境離島法を最大限活用し、地域毎の、実効性のある事業構築を行い、速やかに実行に移すことにより、本県国境離島

の人口減少対策を更に強化していくよう強く求める。

平成29年2月20日

長崎県議会

以上であります。

よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（田中愛国君） お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）と呼ぶ者あり〕

○議長（田中愛国君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）と呼ぶ者あり〕

○議長（田中愛国君） ご異議なしと認めます。

よって、本動議は、可決されました。

次に、まちづくり・経済雇用対策特別委員会から提出されております「長崎県におけるまちづくり及び経済雇用対策について」、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）と呼ぶ者あり〕

○議長（田中愛国君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中愛国君） 起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、観光振興等対策特別委員会から提出されております「長崎県のさらなる観光振興の促進について」、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。よって、本動議は、可決されました。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会の委員並びに正副委員長の改選を行います。

本改選につきましては、お手元の名簿のとおり、それぞれ選任することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。よって、そのとおり選任することに決定されました。

次に、特別委員会について、お諮りいたします。

現在、設置いたしております特別委員会について、離島・半島地域振興特別委員会及び観光振興等対策特別委員会につきましては、それぞれ存置し、まちづくり・経済雇用対策特別委員会につきましては、これを人口減少・経済雇用対策特別委員会に改組することとし、付議事件等は、お手元の特別委員会の付議事件等一覧表のとおりとすることにご異議ありませんか。

〔(異議なし)と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。よって、そのとおり決定されました。

これより、各特別委員会の委員並びに正副委員長の選任を行います。

離島・半島地域振興特別委員会は、9名をもって構成し、人口減少・経済雇用対策特別委員会及び観光振興等対策特別委員会は、10名をもって構成し、お手元の名簿のとおり、それぞれ選任することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。よって、そのとおり選任することに決定されました。

次に、有明海自動車航送船組合議会議員につきましては、現議員の任期が、本年5月13日をもって満了いたしますので、あらかじめ後任の議員の選挙を行うことにいたします。

お諮りいたします。

本選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法を用いることとし、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。よって、有明海自動車航送船組合議会議員に、徳永達也議員、宅島寿一議員、坂本 浩議員、大場博文議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって、有明海自動車航送船組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔(異議なし)と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。よって、そのとおり選任することに決定されました。

次に、長崎県病院企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

本選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法を用いる

こととし、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、長崎県病院企業団議会議員に、吉村庄二議員、近藤智昭議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって、長崎県病院企業団議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔(異議なし)と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおりに選任することに決定されました。

次に、知事より、第1号議案乃至第60号議案の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます—知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 本日、ここに、平成29年2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

開会に当たり、県政運営についての所信を申し述べますとともに、平成29年度当初予算案について、その概要をご説明申し上げます。

我が国の景気は、「一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」とされる中、本県の景気も、「全体として緩やかな回復基調が続いている」とされ、雇用環境の一部に弱さがみられますが、平成28年12月の有効求人倍率は1.15倍と、引き続き改善しております。

このような中、来年度は、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の2年目を迎えるとともに、私にとりまして、知事就任2期目の最終年に当

たります。

これまで、私は、人口減少や一人当たり県民所得の低迷を県政の重要課題と捉え、こうした課題に正面から向き合い、改善に向けて道筋を明らかにしていかなければならないとの強い思いで各種施策を講じてまいりました。

とりわけ、「人が輝く」ことが、あらゆる施策を推進する原動力となり、地域に活力を与える源になると考え、高校生の語学研修の充実をはじめ、情報システム学部開設など県立大学の再編強化、女性や若者、高齢者などの就労を総合的に支援する総合就業支援センターの設置、医療、介護、保育人材の養成・確保など、人を育て、人を活かす施策に力を注いでまいりました。

また、「産業が輝く」ことが、経済活動を活発化させ、良質な雇用の場の創出につながると考え、オフィス系企業や製造業の誘致をはじめ、国の海洋再生エネルギー実証フィールド選定、クルーズ客船の誘致及び受入体制の充実、産地計画を基軸とした農業の生産・流通・販売対策の強化並びに養殖マグロの生産量日本一への施策など産業振興施策を講じてまいりました。

そして、「地域が輝く」ことが、県民の皆様にとって、心豊かに、生きがいや希望を持って、ふるさと長崎県に住み続けていただくために重要であると考え、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録や「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のユネスコへの推薦決定、「長崎がんばらんば国体・がんばらんば大会」を契機としたスポーツによる地域づくりのほか、「ながさき移住サポートセンター」の開設など、地域活性化につながる施策に取り組んでまいりました。

これらの施策により、若者の県内就職率の向

上や企業誘致の進展、観光客数や農業産出額の増加など具体的な成果が現れてきているところではありますが、全国的に進む人口減少の流れに歯止めをかけるまでには至っておりません。

そのため、平成29年度当初予算においては、人口減少対策について、より一層の強化を図るとともに、とりわけ、離島地域においては、依然として就業機会の不足や若年層の人口流出が続き、地域活力の低下が強く懸念されていることから、重点的な支援施策を講じてまいります。—国境離島地域の振興—

平成27年国勢調査における、本県人口は、5年前と比較して3.5%の減となりましたが、中でも、離島地域においては8.6%の減となり、さらに厳しさを増しており、離島地域の人口減少対策は、一刻の猶予も許されない県政の最重要課題となっております。

そのような中、自民党離島振興特別委員長の谷川衆議院議員をはじめ、本県選出国會議員の皆様の多大なるご尽力により、本年4月から有人国境離島法が施行されることは、本県離島地域の活力向上に取り組む絶好の機会であると考えております。

今般、新しく創設される交付金等を最大限に活用しながら、市町をはじめ地域の皆様と連携して、雇用の確保や交流人口の拡大のための施策を積極的に展開してまいります。

まず、しまの若者がしまに住み続けるためには、何よりも安定した雇用の場の創出・確保が必要であることから、それぞれの地域の動きを踏まえ、雇用を伴う創業や事業拡大に結びつく案件を探し、育て、支援策を講じることとしております。

特に、地域の基幹産業である農林水産業や食品関連産業においては、新規品目の導入や雇用

型漁業の推進に加えて、かんころやしいたけ、手延うどん、焼酎などのしまの特産品の振興に力を注ぐとともに、市町や地元関係者と連携し、創業や事業拡大につながる取組みを徹底的に掘り起こし、個々のニーズに応じた重点的な支援を行い、産業振興と雇用機会の拡充を強力に推進してまいります。

また、農水産物の本土への輸送コストは、製品の価格競争力の低下を招き、島外出荷への支障となるなど構造的な課題となっていることから、輸送費支援の対象を大幅に拡充するとともに、補助率を引き上げることで競争力を高めてまいります。

併せて、しまの特産品等について、首都圏等で新たな市場を開拓するには、個社単位の販売力では限界があるため、県と関係市町が一体となって「国境のしま地域商社プロジェクト」を展開し、しまの產品の高付加価値化とブランド化を推進するとともに、販路拡大を目指してまいります。

そのため、新たに市町が「地域商社」事業に着手し、各しまで生産拡大や商品開発を進め、首都圏活動拠点において、販路開拓や取引拡大に取り組むこととし、県としても、各しまの生産体制の確立並びに首都圏での営業活動について積極的に支援してまいります。

また、しまの個性ある新産業の創出や、起業家の輩出並びに地域経済の活性化を推進するため、国境離島におけるビジネスプランを全国に公募し、コンテストを開催するなど、地元市町と連携して新たなビジネスの立ち上げにつながるよう支援してまいります。

さらに、新たな成長分野への研究開発拠点となる海洋エネルギー実証フィールドの構築については、運営主体の設立に向けた取組みを加速

化させるとともに、民間主導による実証事業の誘致活動や産学連携による研究開発を支援してまいります。

このほか、国境離島地域における雇用の場を確保するため、地理的なハンディが少ないIT企業やBPO関連企業などの新規誘致及び業務拡大を積極的に推進することとしており、県産業振興財団や市町による誘致体制を整備し、地元出身の経営者など、ゆかりの深い企業の掘り起こしを進めてまいります。

一方、しまの交流人口の拡大を図るためには、観光客の皆様が旅先として選ばれる魅力づくりが必要であります。

このため「長崎のしま」をイメージさせるPR動画等を制作し戦略的に首都圏、関西圏、福岡等において発信するなど、しまのイメージの構築と認知度向上を図ってまいります。

また、しまを訪れる観光客の滞在時間を延ばし、もう1泊していただけるよう、しまごとの魅力や特色を活かした食や体験メニュー等のサービスの充実、しまを効果的かつ広域的に周遊できる島内ツアーの造成などに取り組み、魅力ある観光まちづくりに市町や関係事業者等と連携しながら力を注いでまいります。

このような施策に加え、しまに居住される方々にとって、大きな負担となっている、航路、航空路の運賃をJRや新幹線並みの運賃に引き下げることにより、安心してしまに住み続けていただける環境づくりに取り組んでまいります。

今回の有人国境離島法の制定を機に、改めて、地元市町や地域の皆様と心をつなげて離島地域の活性化のために全力を傾注してまいります。

それでは、国境離島振興に関する施策以外の平成29年度当初予算に関する主な施策について、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」の5つの

将来像と10の基本戦略に沿って、ご説明いたします。

ー長崎県総合計画 チャレンジ2020の推進ー

1 交流でにぎわう長崎県

（交流を生み出し活力を取り込む施策の推進）

観光の振興については、昨年の熊本地震によって本県を訪れる観光客数は、一時減少しましたが、「九州ふっこう割」事業や「長崎デスティネーションキャンペーン」等を機に、回復傾向で推移しつつあり、併せて本年は、過去最多となる387隻のクルーズ客船の入港が見込まれるなど、国内外から多くの観光客の来訪が期待されております。

そのため、長崎ならではの価値や魅力を伝え、観光関連情報や質の高いサービスを提供するホテルコンシェルジュを育成・認定し、その後の県内の宿泊施設等への配置拡大を目指すとともに、高品質・高単価なプレミアムコンテンツの創出を図り、富裕層の誘客対策に引き続き取り組んでまいります。

また、観光客が県内をスムーズに周遊できるよう、バスやタクシーなどを活用した周遊ツアーの造成や、県内公共交通機関の経路検索システムの充実などにより容易に広域周遊ができる環境を整備するほか、訪日外国人向けの航空券と宿泊がセットとなった日本国内発着旅行商品を活用し、東京、大阪、京都などのゴールデンルートを訪れる訪日外国人観光客の効果的な本県への誘導・誘客を目指してまいります。

さらに、これまでの情報発信に加え、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等のコメントを収集・分析の上、ターゲットを絞った効果的な情報発信を実施するとともに、発信後の効果を検証して、次の展開へと活かす、戦略的な情報発信に努めてまいります。

平成34年度に開業を迎える九州新幹線西九州ルートについては、交流人口・交流圏域の拡大等の開業効果を最大限に高めるため、官民一体となって取り組むアクションプランを策定し、開業に向けた準備を進めてまいります。

また、昨年12月、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR推進法）」が成立したことから、県においては、区域申請の条件となる基本構想の策定を佐世保市と共に進めるほか、医療、福祉、司法などの関係機関や支援団体と連携し、アルコール、薬物、ギャンブル等各種依存症の当事者や家族を支援する包括的なネットワークを構築してまいります。

一方、中国をはじめとするアジア・国際戦略については、これまで構築してきた交流の歴史や、人脈を有効活用して本県の認知度向上や理解促進を図り、海外の活力を取り込むよう各種施策を推進してまいります。

まず、中国においては、今年、日中国交正常化45周年及び福建省との友好県省締結35周年を迎えます。県としても、この機をしっかりととらえ、福建省から長崎へ渡り^{おうぼく}黄檗文化をもたらした^{いんげん}隠元禅師など長崎ゆかりの偉人を活用したPRを実施するとともに、訪中団の派遣による記念事業等の実施を通して、長年にわたり築いてきた本県と中国との友情を深め、交流の絆をさらに強固なものにしたいと考えております。

また、韓国においては、対馬市をはじめとする「朝鮮通信使縁地連絡協議会」及び韓国の「釜山文化財団」が共同で申請された、朝鮮通信使に関する記録について、ユネスコ世界記憶遺産への本年中の登録を目指していることから、「朝鮮通信使」や対馬が果たしてきた役割を国内外へ情報発信し認知度向上に努めてまいります。併せて、昨年10月に就航した長崎～ソウル

便については、県内及び韓国国内の旅行社、ソウル事務所等と連携して利用促進を図ってまいります。

東南アジアについては、ベトナムで開催されるアジア太平洋経済協力会議（APEC）に合わせて、民間などと共同で、本県とベトナムとの交流史の象徴である「御朱印船」をダナン市に寄贈することにより、本県とのゆかりをPRし、友好交流の絆を深めてまいりたいと考えております。

このほか、本年11月、出島表門橋架橋を契機として、世界3大オーケストラであるオランダのオーケストラ「ロイヤル・コンサートヘボウ管弦楽団」の長崎公演を開催するなど、国際交流事業を展開してまいります。

（交流を支える地域を創出する施策の推進）

平成34年度の新幹線開業に向けた長崎駅周辺における魅力あるまちなみの整備については、国内外からの交流人口を拡大するため、県と長崎市で策定した都市再生の基本計画に基づいてまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。

そのため、長崎市をはじめ関係機関と連携し、県民の皆様のご意見をお聞きしながら、長崎の新しい玄関口にふさわしい、魅力ある駅舎や駅前広場のデザインを検討してまいります。

また、スポーツによる交流人口の拡大や地域づくりを推進するため、県では、昨年12月20日、長崎市、諫早市、島原市とそれぞれ共同で、2019年のラグビーワールドカップ日本大会の公認チームキャンプ地に応募し、去る1月25日から26日にかけて、組織委員会による現地審査が行われたところであります。

このほか、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致の実現

を目指し、欧州、東南アジア諸国等ターゲット国への誘致活動及び、ホストタウンの相手国であるベトナムとの交流を促進してまいります。

一方、本県は、若年層を中心とした県外への転出者が多いことから、UIターンで本県へ移住を希望する方々をいかに増やしていくのかが、重要な課題であると考えております。

このため、「ながさき移住サポートセンター」において、移住相談や職業紹介等のマッチングを図るとともに、首都圏、福岡等において本県への先輩移住者によるセミナーの開催、しまの魅力や若者などターゲットを絞った情報発信の強化に努め、さらなる移住者の確保に力を注いでまいります。

また、集落の維持・活性化に取り組む地域を支援する小さな楽園プロジェクトでは、南島原市において廃校を活用し、農業IoT分野の技術研究等を行う企業のサテライトオフィスを誘致するなど、地域活性化に向けた施策が進められております。

今後、このような先進事例の広報・周知を図り、小さな拠点づくりを進める地域に実践者を派遣するなど、県下全域に事業効果を波及させてまいります。

2 地域のみんが支えあう長崎県

（互いに支えあい見守る社会をつくる施策の推進）

人口減少や高齢化が進展する本県において、障害がある方や高齢者、きめ細かな対応が必要な方々など県民の誰もが、住み慣れた地域で安心して社会参加でき、心豊かな生活を送ることができるよう、必要な医療・介護・福祉サービスの充実を図り、きめ細かな支援策を講じることが重要であると考えております。

そのため、地域包括ケアシステムを2025年ま

でに県下全域で構築することを目指して、重点支援地区を指定し、アドバイザーによる集中的な支援により、早期に地域包括ケアシステムのモデル地区を構築してまいります。

併せて、高齢者やその家族の多様なニーズに応えることができるよう、介護人材の育成・確保については、研修受講料などの助成を行い、介護職員の資格取得や資質向上に努めるとともに、主婦など介護未経験者を対象に職場実習等を実施し、介護職場に対する理解促進や就労意欲の向上を図ってまいります。

また、認知症高齢者を地域で支える認知症疾患医療センターについては、現在未整備の離島地域において整備を行い、認知症となっても安心して生活を送れるよう、早期診断、早期対応が可能となる医療体制の充実に努めてまいります。

このほか、子どもの歯科疾患予防では、平成29年度中に県内全ての小学校においてフッ化物洗口の実施が見込まれることから、むし歯予防の効果をより高めるため、助成対象を中学校まで拡大することとしております。

また、不登校やひきこもりなどの子どもたちに対して、相談内容に応じた適切な支援を行うとともに、児童相談所における児童虐待への対応については、法的な相談や対応が必要となる事例について、より専門的な助言を受けられるよう、弁護士の来所相談回数を増加させることとしております。

さらに、保護者のもとでの養育が困難または適当でない児童の社会的な養護については、家庭的な環境での養育を促進するため、未委託里親に対する研修等支援の充実を図り、里親家庭への委託を推進してまいります。

（生きがいを持って活躍できる社会をつくる施

策の推進)

昨年4月、女性の職業生活における活躍を推進する女性活躍推進法が全面施行され、社会で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できるための環境づくりが求められております。

そのため、経営戦略における女性の活躍や仕事と家庭の両立、働き方改革等の重要性について理解を深めるため、若者と経営者等との意見交換会の開催をはじめ、「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定及び、その実行を促進するため、職場環境づくりアドバイザーを養成し県内企業へ派遣を実施するなど、女性が働きやすい環境整備を推進してまいります。

さらに、女性の就業を支援するため、ウーマンズジョブほっとステーションや県内各地域での巡回相談において、きめ細かな就労相談を行うとともに、女性の起業支援にも力を注いでまいります。

併せて、「ねんりんピック長崎2016」の開催を通して、高齢者の皆様の活力と、健康づくりや生きがいづくりの大切さを改めて実感したところであり、今後、一層高齢者に活躍していただくため、「ながさき生涯現役応援センター（仮称）」を来月、長崎市内に開設し、就業から社会参加までワンストップで相談できる体制を整備してまいります。

また、県民の豊かな人生を支えるための生涯学習の拠点施設である「県立・大村市立一体型図書館（仮称）」について、来年度から建設工事に着手し、平成31年1月末の完成を目指して整備を進めてまいります。

3 次代を担う『人財』豊かな長崎県 (次代を担う子どもを育む施策の推進)

多くの若い世代が、希望する結婚や妊娠、安心して子どもを生み育てることができる環境をつくるためには、市町や関係団体等と連携しながらライフステージに応じた切れ目のない支援策を講じることが大切であります。

そのため、県内の市町における少子化の現状が異なることから、出生動向とその要因や実施すべき施策等について、各市町と有識者を交えた検討の場を設け、市町毎の「少子化克服戦略」を策定し、その戦略を実現させるため効果的な施策を検討してまいります。

また、独身男女に出会いの場を提供し、希望する結婚を支援するため、婚活サポートセンターを運営するとともに、市町、団体等と連携して県内で一体的な結婚支援事業を展開してまいります。

安心して妊娠・出産できる環境を実現するため、不足する小児科・産婦人科医師を、研修資金の貸付により引き続き確保するとともに、周産期医療に関わる医療従事者の育成に努めてまいります。

さらに、保育士等の処遇改善を図るため、国の制度を活用し、全職員の給与を2%（月額6,000円程度）引き上げるほか、一定の経験と技能を有する保育士等に対して、最大で月額4万円を手当てするなど、質の高い保育人材の安定的な確保を図ってまいります。

一方、子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生きていくために、基礎的・基本的な知識や技能だけでなく、意欲や思考力、判断力などを含めた「確かな学力」を身につけることが必要であると考えております。

このため、教育効果が高く、次世代の教育環境に必要な電子黒板を県立高等学校の全ての普

通教室に整備するとともに、障害のある児童生徒が在籍する県立特別支援学校に、学習上、生活上の困難の改善・克服に向けて、有効活用できるタブレットパソコン等を整備いたします。

さらに、アクティブラーニングの視点に立った授業改善などの実践研究及び、次期学習指導要領改訂に向けた研修等により教員の資質向上を図ってまいります。

また、老朽化した諫早特別支援学校の整備について、肢体不自由の児童生徒の安全な教育活動を確保するため、施設全体の改築・改修に向けた設計業務等に着手することとしております。

このほか、しまの教育の充実については、平成30年度から、五島南高等学校に、不登校生徒を島外から受け入れる「夢トライコース（仮称）」を、奈留高等学校に、小中高一貫教育と英語教育に重点を置いた「イングリッシュ・アイランド・スクール（仮称）」を設置し、島外から生徒を受け入れることとしており、五島市と連携して準備を進めてまいります。

（産業を支える人材を育て、活かす施策の推進）

人口減少が続く中、県内経済の活性化を図るため、本県の若者が、地元企業に定着し企業を育て、新たな雇用を生む「しごと」と「ひと」の好循環を生み出すことが重要であると考え、県内の学校を卒業する生徒や学生に対して、県内就職を積極的に推進しております。

まず、大学生に対して、県内企業の合同企業説明会を県内及び福岡県において開催するとともに、総合就業支援センターに、県内就職に重点化したキャリアコーディネーターを配置し、県内大学に出向き、県内企業説明会や出張セミナー、就職カウンセリングを実施することとしております。

また、高校生に対して、2年生を対象とした県内企業の職場見学会及び合同企業説明会を開催し、生徒や保護者に県内企業の魅力を発信するとともに、県内企業におけるインターンシップを促進するほか、県内高校に配置しているキャリアサポートスタッフの情報力強化及び資質向上に努めてまいります。

さらに、若者の県内就職に対する意識醸成を図るため、本県で働く魅力や素晴らしさを実感していただけるような動画並びに、地元新聞社や県内企業と連携したフリーペーパーを作成するとともに、県内就職応援サイト「Nなび」の活用などにより、県内の求人情報や企業情報、本県の暮らしやすさ等を、県内の生徒や学生をはじめ、県外に進学した本県出身者、その保護者などに向けて、幅広く発信してまいります。

このほか、学生のU I ターン就職を支援するため、去る2月9日、京都府の立命館大学と本県において2校目となる「就職支援に関する協定」を締結いたしました。

今後、同大学とも連携しながら、本県産業の次代を担う人材の確保に向け、県内企業の情報提供など学生の就職活動を支援し、本県へのU I ターン就職を促進してまいります。

一方、農林水産業の人材確保について、農業においては、担い手の就農に必要な農地、施設機械の取得支援や生活情報の提供の充実を図るとともに、就農希望者に対して、就農希望地域における営農後の経営シミュレーションを提示することで、本県での就農意欲を高めてまいります。

水産業においては、浜の魅力発信による漁業就業者の呼び込み及び、漁業就業前後の技術習得研修の充実に取り組むほか、さらなる漁業就業者の確保のため、県内高校生への働きかけや、

「Nなび」及びながさき移住サポートセンターによるマッチングの強化に力を注いでまいります。

4 力強い産業を創造する長崎県

（たくましい経済と良質な雇用を創出する施策の推進）

厳しい経済環境の中、県内企業が生産性の向上及び事業規模の拡大を図り、良質な雇用の場を創出することは、県内経済の活性化と力強い産業の育成のために極めて重要であると考えております。

そのため、県や商工会・商工会議所、中小企業団体中央会、県産業振興財団等の支援機関が所有する、知識やノウハウ、支援施策等についてお互い情報共有し、連携して企業支援を進めてまいります。

県内の中小・小規模企業については、後継者不在の企業のリスト作成及び実情調査等により、事業引継ぎセンターと連携して事業承継を推進するとともに、事業承継を支援するための新たな制度資金を創設するなど、企業の成長や事業拡大を促進してまいります。

県内経済を牽引する中堅企業等については、県外需要の獲得と県内企業間の取引拡大のため支援を行うとともに、プロフェッショナル人材の雇用を促進することで、新商品の開発や販路開拓等を支援し、地域経済の成長力を高めてまいります。

食料品製造業については、高度加工化や衛生体制の強化に対して支援するとともに、物流コストの軽減を図るため、実態調査に基づく軽減策を検討してまいります。

また、あらゆるモノがインターネットで繋がることにより社会や産業に大きな影響が見込まれるIoT技術について、県内各産業分野の生

産性及び付加価値向上、競争力強化等を図るための活用戦略を策定するとともに、普及啓発のためのセミナー開催や企業間マッチングなどによる総合的な支援を行ってまいります。

一方、企業誘致については、去る1月16日、兵庫県に本社を置く嶋本ダイカスト株式会社の本県への立地が決定いたしました。同社は、大村市の賃貸工場に入居し、56名を雇用して、自動車用シートベルトなどの部品を検査・仕分けする業務を行うこととしております。

今後とも、地元自治体等と連携しながら、引き続き企業誘致の推進に努めてまいります。

（元気で豊かな農林水産業を育てる施策の推進）

本県を取り巻く社会情勢や経済環境の変化に対応し、たくましい農林水産業を育成していくためには、技術力の向上や低コスト化を推進し、収益性の向上に努め、競争力のある強い経営体の育成など、活力にあふれた産業づくりを推進していくことが重要であります。

農業においては、地域別・品目別の産地計画を基軸として、品目別戦略を再構築し、生産・流通・販売対策のさらなる強化を図るとともに、営農上の課題を「見える化」して農業団体と一体となって指導を行う「長崎県版営農支援体制」の整備のほか、園芸品目におけるオランダ型環境制御等の先進技術の導入実証などを進めてまいります。

長崎和牛の振興については、生産基盤の強化のため、飼養管理施設整備や家畜導入を一体的に支援する畜産クラスターのさらなる推進を図るとともに、農業団体と協調した肥育農家の維持・増頭にかかる資金繰りへの支援を行ってまいります。

併せて、本年9月、宮城県で開催される「第

11回全国和牛能力共進会」において、「日本一連覇」を目指すとともに、「長崎和牛銘柄推進協議会」と連携して、統一的な広報や販売を展開し、長崎和牛の品質の高さを全国に発信してまいります。

また、人口減少と高齢化が進展する中、円滑に作業支援者を確保し、農家の規模拡大による経営力強化を図るため、「国家戦略特区」における規制改革メニューにおいて追加提案を行っている外国人の農業就労の実現に向け、関係機関との調整や区域指定に向けた国への働きかけを進めてまいります。

一方、水産業においては、養殖業者等が連携して、各産地のニーズに応じた「養殖産地育成計画」を策定し、養殖魚の安定供給体制の確立や国内外への販路拡大等により、収益性の高い生産体制を構築してまいります。

また、漁村地域における重要な雇用の場である定置網・中小型まき網漁業について、生産設備の導入・改善や、加工、流通、観光等と一体的に取り組む優良なモデル経営体づくりの施策を県下全域へ普及し、年間を通して就業することができる安定した雇用の場の確保に力を注いでまいります。

さらに、県内の水産加工業者等において、協業化の支障となっていた衛生基準の統一化に対する支援制度を創設し、協業化グループの結成を促進することで、量販店等との取引拡大につなげてまいります。

5 安心快適な暮らし広がる長崎県

（快適で安全・安心な暮らしをつくる施策の推進）

昨年の熊本地震の経験を踏まえ、県民の皆様が安全・安心に暮らしていただくためには、有事に備えた防災体制の充実・強化に努めること

が重要であります。

そのため、物資の備蓄計画及び災害廃棄物処理計画の策定、福祉避難所や福祉施設への支援ネットワークの構築のほか、民間戸建住宅等の耐震化支援などに取り組んでまいります。

また、11月末に完成予定である新県庁舎については、大規模な自然災害などの発生時において、防災拠点としての機能を十分発揮するとともに、県民の生命・財産を守るための災害活動を支援する庁舎として整備を進めております。

新県庁舎完成を機に、行政と県民がこれまで以上に力を合わせて未来を切り拓いていく必要があることから、庁舎機能を有効活用しつつ、県民の皆様と協働した施策を積極的に推進してまいります。

このほか、老朽化、狭隘化している長崎警察署と稲佐警察署を統合し、「新長崎警察署（仮称）」の建設に来年度から着工するとともに、新長崎警察署には、運転免許証の即日交付システムを備えた「免許センター（仮称）」を設置することとしており、引き続き、県下の良好な治安維持及び県民の皆様の利便性の向上に努めてまいります。

（にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する施策の推進）

多くの離島・半島を有する本県は、交流人口の拡大や産業振興を支える交通ネットワークの整備及び、県民の安全・安心や快適な暮らしの実現の観点から、鉄道や道路、航路、航空路など地域交通の基盤強化が重要であります。

九州新幹線西九州ルートに導入予定のフリーゲージトレインの開発については、現在、国において「検証走行試験等の実施」と「コスト削減策の検討」に取り組まれており、本年初夏を目途にとりまとめた上で、改めて、「軌間可変

技術評価委員会」を開催し、耐久走行試験の再開を判断することとされております。

新幹線によって中国・関西圏域へのアクセスを確保し、観光・ビジネス市場を拓げるための高速交通体系を構築することは、本県の発展に向けて、極めて重要であります。

そのため、県としては、引き続き、国に対し、山陽新幹線への直通運行の実現をはじめ、これ以上、整備スケジュールに遅れを来たさないこと並びに対面乗換方式を固定化しないことなど、万全な対応を要請してまいります。

離島航空は、離島住民の交通手段及び交流人口の拡大のために重要な高速輸送機関であります。

こうした中、オリエンタルエアブリッジ（ORC）では、離島路線の安定的運航のため、関係者と調整を図り、新たな路線の運航と併せて、全日本空輸株式会社（ANA）との共同運航により、収支改善に取り組むこととされており、県としても初期投資にかかる支援を行い、路線維持と利用促進に努めてまいりたいと考えております。

九州横断自動車道については、昨年、長崎インターから長崎芒塚インター間の4車線化が事業化され、全ての未整備区間において事業が進められるとともに、来年度は、大村市木場パーキングエリアに接続するスマートインターチェンジの完成が予定され、長崎医療センターをはじめ大村市南部地域への交通アクセスの向上が期待されております。

また、西九州自動車道については、昨年、松浦佐々道路が事業化3年目にして、工事に着手したことに加え、伊万里松浦道路においても平成30年度の松浦インターまでの開通に向け、着実に整備が進められております。

県としては、今後とも、地域の活性化に資する幹線道路の積極的な整備を推進してまいります。

それでは、次に、これまでの5つの将来像に沿った事業以外の主な施策や懸案事項などについて、ご報告を申し上げます。

（世界遺産登録の推進）

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、去る1月20日の閣議了解を経て、今月1日、国からユネスコ世界遺産センターへ正式版推薦書が提出されました。

昨年2月の推薦取下げ以降、「禁教期」に焦点を当てた見直しを行い、構成資産や名称を変更して推薦書を再構築するなど、関係者が一丸となって再推薦に向けて努力した結果、再び登録実現に向けて前進することができたものと思っております。

ここに至りましたのも、ひとえに、本県選出国會議員及び県議会の皆様をはじめ、関係各自治体並びに幅広い県民の皆様方のお力添えの賜物であり、深く感謝申し上げます。

今後、さらに関係区市町等との連携を強化し、国内外へ向けた価値の発信や構成資産の万全の保護措置はもとより、本年秋頃に予定されている国際記念物遺跡会議（イコモス）による審査等に適切に対応できるよう準備を進め、平成30年の登録実現に全力を傾注してまいります。

（つくも苑跡地活用）

佐世保市野崎町における障害者支援施設「つくも苑」の跡地活用については、これまで、県、佐世保市及び地元住民の方々の合意のもと、工業団地を整備することとして工事の着工に向けた調整を進めてまいりました。

しかしながら、昨年12月7日、地元の俵ヶ浦半島開発協議会から佐世保市に対し、跡地活用

について、「佐世保市が主体となり、俵ヶ浦半島らしい自然景観を守り活かした滞在と交流ができる施設を整備すること」を求める要望書が提出されました。

また、県に対して、昨年12月26日、同協議会から、「工業団地活用方針を佐世保市主体の観光公園活用へ変更し、その実現に向け協力支援すること」が要望され、さらに、去る1月18日、佐世保市から、つくも苑跡地での観光公園整備について、協力支援を求める申入れをいただいたところであります。

こうしたことから、地元住民と佐世保市の意向を踏まえ、地元の方々が望まれる形での活用が、地域の振興及び活性化にとって最良であるとの判断から、県としては、これまでの工業団地整備という方針を転換し、佐世保市の観光公園整備に協力してまいりたいと考えております。

（諫早湾干拓事業の開門問題）

潮受堤防排水門開門差止請求事件に係る和解協議については、昨年5月の第4回協議において、国から、開門に代わる漁業環境改善措置の骨子案として、有明海振興基金（仮称）の創設が提案され、昨年12月に長崎地方裁判所から、有明海沿岸4県の漁業団体及び自治体に対して、基金案を受け入れるかどうか、回答を求める意見照会が行われました。

これに対し、長崎県漁連においては、基金案の受け入れを決断され、本県としても去る1月16日に、今般の開門しないことを前提とした基金案は、有明海の漁業振興を図っていく上で必要と考え、受け入れる旨の回答を行ったところであります。

去る1月17日、第12回和解協議において、国から、福岡県、熊本県、本県及び各県漁業団体の6団体は、和解の成立により基金案を受け入

れるとの回答があり、佐賀県有明海漁業協同組合及び佐賀県の2団体は、受け入れないとの回答があった旨の報告がなされました。

これを受け、去る1月27日、長崎地方裁判所から、総額100億円の基金の創設に加え、既払の間接強制金や和解金相当額を基金案に組み入れ、諫早湾及びその近傍部の漁業環境改善のために活用することなどを内容とする和解案が改めて勧告されました。そのため、当事者及び補助参加人は今月24日までに受諾の可否について再度検討し、その上で、長崎地方裁判所において、爾後の進行が検討されることとなっております。

今般、和解による解決を目指す強い意思のあらわれとして、本案が示されたものと考えており、県としては、開門することなく有明海再生を目指す今回の和解協議を契機として、真の有明海再生につながるような具体的な成果が得られるよう期待しているところであります。

（石木ダムの推進）

石木ダムについては、これまで、地域の皆様に理解を求めるため、意見交換会や住民説明会など、多くの機会を設けて説明を重ねるとともに、川棚川の堤防のかさ上げなど、あらゆる代替案について比較検討した上で、ダムが最も有利な方法であるという結論を得て、事業を進めてまいりました。

こうした経過を経て、現在、土地収用法に係る手続きを進めつつ、付替県道工事についても、安全に配慮しながら進捗を図っているところであります。

本県は、過去に幾度となく自然災害に見舞われてきており、川棚川においても、過去の大雨の際には洪水を繰り返してきたことから、概ね100年に一度の大雨に備える計画としており、

川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消のために石木ダムの建設は必要不可欠であります。

石木ダムにより、安全・安心を確保するとともに、地元川棚町の地域振興や県北地域の将来的な発展のためにも、ダムは早期に完成させる必要があることから、今後とも、佐世保市及び川棚町と一体となって、事業推進に全力を注いでまいります。

（長崎県亜熱帯植物園）

長崎県亜熱帯植物園については、昨年6月定例会県議会において、園内で発生している地すべりの対策工事に多額の費用を要し、その対策工事なくしては将来にわたる入園者の安全確保が困難であることなどから、本年3月末を一定の目途としながら、営業を停止する方針を表明いたしました。

これまでの間、県議会をはじめ、長崎市、地元自治会、植物園関係者及び県民の皆様から、植物園に対する様々な思いやご意見を賜るとともに、存続に向けたあらゆる可能性について、専門家の助言をいただくなど慎重に検討してまいりました。

しかしながら、有効な手段を見出すには至らず、植物園の存続を望まれるご意見に対しては、地すべり及び植物園を取り巻く現状を丁寧に説明し、ご理解いただけるよう努力を重ねてまいりました。

そのような経過の中、地元自治会の皆様からは、植物園の営業方針見直しに当たり、今後も、引き続き長崎市及び地元自治会と連携を図り、地域活性化に向けた長崎市の施策へ支援を行うよう、ご要望をいただいております。

こうしたことから、昭和44年の開設以来、47年間という長い期間、多くの県民や観光客の皆

様に親しまれてきた施設であり、県としては、誠に苦渋の決断ではありますが、本年3月31日をもって、植物園を閉園することといたしました。

今後、皆様から寄せられたご意見を真摯に受け止めながら、地域活性化に向けた長崎市の施策を、しっかりと後押ししてまいります。

（スポーツの振興）

昨年12月24日から埼玉県加須市で開催された「第7回全国高等学校選抜クライミング選手権大会」において、佐世保東翔高校女子が学校別団体で準優勝、同じく佐世保東翔高校の大河内芹香選手が個人で第3位となるなど、本県の高校生が活躍し、県民に大きな感動を与えてくれました。

さらに、1月15日に京都市で開催された「第35回全国都道府県対抗女子駅伝」では、大雪の厳しい気象条件の中、本県選抜チームは長崎商業高校の廣中璃梨佳選手が区間賞を獲得するなど、終盤まで優勝争いを展開する見事なレースで4位となり、2年連続で入賞を果たしております。

選手並びに関係者の皆様のご健闘を心からたたえるとともに、今後とも、本県スポーツの振興と競技力の向上に全力で取り組んでまいります。

次に、議案関係について、ご説明いたします。

まず、平成29年度予算については、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」や先の11月定例会での長崎県重点戦略案に対する議論、政策評価の結果等を踏まえて編成いたしております。

一般会計の予算額は、7,245億439万円、特別会計の予算額は、747億1,089万円、企業会計の収益的支出及び資本的支出の総額は、94億3,800万6,000円となっております。

次に、平成28年度補正予算であります。今回の補正予算は、国庫支出金の決定等に伴う事業費の増減、その他年度内に執行を要する緊急な事業費等について計上いたしました。

一般会411億578万5,000円の減額、特別会計2億9,073万4,000円の減額、企業会計17億172万2,000円の減額補正をしております。

この結果、平成28年度の一般会計の累計予算額は、7,177億5,323万5,000円となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについて、ご説明いたします。

第17号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第29号議案「長崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例」は、屋外広告物の安全性を確保するため、所要の改正をしようとするものであります。

第40号議案「長崎県公立大学法人の中期目標〔第3期〕について」は、地方独立行政法人法の規定により、長崎県公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めようとするものであります。

第60号議案は、長崎県監査委員の選任について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、外間雅広君、深堀 浩君を選任しようとするものであります。

いずれの委員も適任と存じますので、ご決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、監査委員を退任されます、久野 哲君、西川克己君には、在任中、多大のご尽力をいた

だきました。

この機会に厚くお礼申し上げます。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

なにとぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田中愛国君) 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から2月23日までは、議案調査等のため本会議は休会、2月24日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

— 午前11時30分 散会 —

第 5 目 目

議 事 日 程

第 5 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

平成29年2月24日（金曜日）

出席議員（45名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 3番 吉村正寿君
 4番 坂本浩君
 5番 大場博文君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 山口経正君
 9番 大久保潔重君
 10番 浅田眞澄美君
 11番 松島完君
 12番 友田吉泰君
 13番 堀江ひとみ君
 14番 川崎祥司君
 15番 深堀浩君
 16番 山田朋子君
 17番 宅島寿一君
 18番 山本由夫君
 19番 吉村洋君
 20番 ごうまなみ君
 21番 山本啓介君
 22番 中島浩介君
 23番 前田哲也君
 24番 西川克己君
 25番 中村和弥君
 26番 外間雅広君
 欠番
 28番 中山功君
 29番 山田博司君
 30番 高比良元君
 31番 小林克敏君
 32番 久野哲君
 33番 渡辺敏勝君

34番 吉村庄二君
 35番 下条ふみまさ君
 36番 徳永達也君
 37番 中島廣義君
 38番 瀬川光之君
 39番 坂本智徳君
 40番 溝口芙美雄君
 41番 橋村松太郎君
 42番 野本三雄君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 田中愛国君

 説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 濱本磨毅徳君
 副知事 里見晋君
 総務部長 上田裕司君
 県民生活部長 吉浜隆雄君
 環境部長 太田彰幸君
 福祉保健部長 沢水清明君
 総務部秘書広報局長 木村伸次郎君
 企画振興部長 辻本政美君
 文化観光国際部長 松川久和君
 土木部長 浅野和広君
 農林部長 加藤兼仁君
 水産部長 熊谷徹君
 産業労働部長 古川敬三君
 危機管理監 西浦泰治君
 福祉保健部 永松和人君
 こども政策局長 新井忠洋君
 会計管理者 山口雄二君
 交通局長 池松誠二君
 教育委員 池松誠二君

選挙管理委員会委員	葺本昭晴君
監査委員	石橋和正君
人事委員会委員	星野孝通君
公安委員会委員	中部憲一郎君
警察本部長	金井哲男君
監査事務局長	辻亮二君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長兼任)	大串祐子君
教育次長	渡川正人君
総務部財政課長	前田茂人君
総務部秘書広報局 秘書課長	木山勝己君
警察本部総務課長	森崎辰則君
選挙管理委員会書記長	黒崎勇君

議会事務局職員出席者

局長	山田芳則君
総務課長	高見浩君
議事課長	篠原みゆき君
政務調査課長	本田和人君
議事課長補佐	本村篤君
議事課係長	増田武志君
議事課主任主事	天雨千代子君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(田中愛国君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、一般質問を行います。

溝口議員—40番。

○40番(溝口芙美雄君) (拍手) 【登壇】 皆さん、おはようございます。

自由民主党会派の溝口芙美雄でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

1、知事の基本姿勢について。

(1) 平成29年度当初予算に対する知事の思いについて。

まず、はじめに知事の基本姿勢について、お尋ねいたします。

中村知事は、知事就任以来、この7年間に多くの事業や課題に取り組んでこられました。中でも、世界遺産登録やクルーズ客船誘致など、観光産業施策の推進は、県勢浮揚の牽引車としての一つのツールではありますが、県政の最重要課題に挙げられている県民所得の向上対策と人口減少対策について、具体的に県の取組成果が見えてこないというのが現実であります。

企業や行政、その他組織のトップに課せられた使命は、結果を出すということであり、本県の最大の課題であります人口減少対策の取組と成果、そして、県民所得向上対策の取組と成果について、知事就任以来7年間の総括として、検証を含めたこれまでの取組について、お尋ねいたします。

平成29年度の当初予算案は、7,245億円が計上されており、財政状況が厳しい中であって、昨年度とほぼ同規模の予算が確保されたという点では一定の評価をしております。

中村知事におかれては、これまで人口減少対策や一人当たり県民所得の向上を図るために、さまざまな施策に積極果敢に取り組んでこられました。

しかしながら、平成27年の国勢調査によると、本県の人口は約137万7,000人で、5年前と比べて約5万人、3.5%減少しております。

また、社会移動については、平成27年度の転出超過数が約5,000人で、平成22年から平成26年までの直近の5年でも、毎年5,000人が転出超過となっております。

今回計上された当初予算案は、こうした全国に先んじて進行している人口減少問題や少子・高齢化への対応など、本県が抱える構造的な課

題に対して、国の地方創生交付金などを活用し、創意工夫しながら、何とか歯止めをかけたいという知事の思いが感じられる予算であると考えております。

特に、来年度は、新たに創設される有人国境離島法関係の交付金等をしっかりと活用し、人口の減少が著しく、待たなしの状況である国境離島地域においては、何とか雇用を確保し、若者が島内へとどまることができるような施策を関係市町や地域の方々と一体となって取り組まれるとともに、来年度は「長崎県総合計画チャレンジ2020」の2年目を迎えることから、総合計画に掲げる5つの将来像の実現に向けて、昨年度の取組をしっかりと検証するとともに、より具体的な成果を県民の皆様を示すために、さまざまな取組がなされております。

本県の喫緊の課題は、人口減少問題であります。残念ながら人口流出に歯止めをかけるまでには至っておらず、本県の人口も140万人を切る状況となっており、状況は一層深刻化していくのではないかと強い懸念を感じております。

そのため、平成29年度当初予算に対する県民の期待は大きく、また、知事におかれましては、来年度が知事就任2期目の最後の年となるわけですが、平成29年度当初予算について、どういった思いで編成されたのでしょうか、その所見をお尋ねいたします。

また、積極的な予算編成の一方で、財源調整のための基金残高は一桁台の9億円となっており、将来の財政運営を考えますと、大変憂慮すべき状況ではないかと思っておりますが、今後の財政運営について、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

(2) 県庁舎の跡地活用について。

県庁舎の跡地活用については、昨年2月の定

例県議会において、県から「広場」、「交流・おもてなしの空間」、「質の高い文化芸術ホール」といった3つの方向性を中心に検討しているとの説明がありました。

県庁舎が建っているこの地は、古くから長崎の歴史にとって重要な変遷を経てきたことから、県議会としても大いに関心を持ちながら、その活用策について、さまざまな議論を行ってまいりました。

そのような中、1月下旬には、長崎市議会から、自民党県連と県議会の自民党会派に対して、県による整備方針の平成28年度中の策定に向けて協力を要望されたことから、私自ら、市議会の思いを県にお伝えいたしました。

こうした経過を踏まえ、本定例会の初日には、県議会から知事に対して、「県庁舎跡地活用については、可能な限り速やかに整備方針の策定に努めること」といった意見書を提出したところであります。

なお、本意見書の中で、「文化芸術ホールの機能の検討に当たっては、長崎市が整備を計画しているMICE施設のホール機能と重複に関する調整を確実にを行うこと」などについても言及しており、それらの動向も踏まえた上で活用策を判断すべきものと考えております。

本年11月には、いよいよ新県庁舎が完成する予定であることから、私自身としては、県が検討している3つの方向性に基づく整備方針を明確に示し、速やかに整備に向けて、次なる検討を進めていくべきものと考えておりますが、一方で長崎市が検討しているMICE施設の全容がいまだ確定していない中、文化芸術ホールについての判断は慎重にすべきものといったこと等、さまざまな意見があることも斟酌すべきであろうとの思いもいたしているところでありま

す。

そこで、県として速やかに活用策の方針を示す考えがあるのかどうか、私は、今回の県議会からの意見を踏まえると、知事には本会期中に何らかの整備方針を示していただくべきものと思っておりますが、そのことに対する知事の考えをお尋ねいたします。

(3) 世界遺産登録の推進について。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」につきましては、昨年2月の推薦取り下げ以降、イコモスや国の助言を受けながら、推薦書の見直しを行い、再推薦に向けた作業を進めてこられたわけですが、その成果が実り、今月はじめには、無事にユネスコへ正式版推薦書が提出されたところであり、私どもも県議会といたしまして、ひとまずは安堵しているところでございます。

この間、関係の皆様方におかれましては、大変なご苦労があったものとお察しいたしますが、特に、構成資産の見直しに際しては、関係県・市町の首長の皆さん方に苦渋の決断をいただいたこともあり、今回の再推薦については、我々県議会はもちろん、県民の皆さんの喜びもひとしおではないかと思っております。

しかしながら、我々の目指すところは、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録であります。再度の挑戦ではありますが、世界遺産としての価値をユネスコに認めいただく必要があります。まずは、今年秋ごろに実施されると伺っておりますイコモスの現地調査など、登録に向けた準備を確実に進めていくことが重要となってまいります。

我々県議会としても、これまで以上に積極的に支援してまいりたいと考えておりますので、世界遺産登録に向けた取組と知事の決意を改め

てお尋ねいたします。

(4) 九州新幹線西九州ルート of 推進について。

九州新幹線西九州ルートに導入が予定されているフリーゲージトレインにつきましては、平成26年10月に、新たな試験車両による3モード耐久走行試験が開始されてきましたが、約3万3,000キロメートルを走行した時点で台車の一部に摩耗などの不具合が発生したことから、その対策として、国において改良された台車による室内回転試験や、経済性の検討などが行われてまいりました。

その結果、昨年11月に開催された国の「軌間可変技術評価委員会」では、「このまま耐久走行試験に移行する条件は満たされていない」との検証結果が示されております。

このため、さらに検証を深めた上で、今年初夏までに取りまとめられ、改めて軌間可変技術評価委員会で評価されることとなり、結論がまた先送りされてしまいました。

このため、西九州ルートの先行きが見通せない状況になっており、一日も早い開業を待ち望む県民や関係自治体から、戸惑いや懸念の声が聞こえてまいります。

新幹線で長崎と中国・関西地方が直接結ばれることは、県民の切なる願いであり、西九州ルートは本県の未来を切り拓く重要な交通手段であります。

こうしたことから、長崎県議会においては、昨年12月、「1. 山陽新幹線への直通運行を確実に実現すること」、「2. 初夏の検討委員会の結果を踏まえた西九州ルートの整備の姿について、確実に結論を得ること」、「3. これ以上整備スケジュールに遅れを来すことがないよう、かつ対面乗換方式が固定化することがないよう万全の対応を図ること」の3つの項目を柱とする意見

書を決議したところであります。

本年初夏の軌間可変技術評価委員会でのどのような検証結果が示されるかによって、西九州ルートへの道行きが変わってくるのが予想されますが、この初夏に向けて、知事はどのように取り組んでいこうと考えているのか、お尋ねいたします。

(5) 石木ダム建設推進について。

石木ダムの建設は、佐世保市の水源不足や川棚川の洪水対策のため、佐世保市や川棚町の将来のためであり、住民の安全確保と地域の発展という県として最も力を入れるべき重要課題ではなかろうかと思っております。

このような目的のもと、県は、1月29日に付け替え県道工事の現場に重機や資材等を搬入され、これを契機として、工期内完成に向け本格的な工事がはじまったものと期待しております。

この日以降、事業に反対される方々が、出入口や脇道に監視役を置かれているとの報道もあり、工事を進めるため、職員や施工業者の方々も大変苦勞しているのではないかと考えております。

付け替え県道工事の土地は、ダムをつくることを前提として県が既に取得している土地であり、反対派が申し立てた工事差し止め仮処分の却下という裁判所からのお墨付きもいただいていたところであります。今なお、妨害行為が行われていることは理解に苦しむところであります。

佐世保市にとって、平成6年の大洪水をはじめ、水源確保は長年の課題であり、過去に繰り返し洪水をこうむってきた川棚町では、川棚町民の会の皆さんから速やかな工事着工を求める要望が知事にあつたと伺っております。

このため、現場の安全には十分配慮しながら、

一日も早く完成されるよう、あらゆる方策を講じて、今後とも、工事を進めるために最大限努力していただきたいと思います。

そこで、今後の工事について、知事の決意をお尋ねいたします。

2、特定有人国境離島関係事業の推進について。

(1) 県の取り組みについて。

いよいよ、本年4月1日から「有人国境離島法」が施行されます。この法律は、本県と全国の国境離島地域の著しい人口減少を食い止めるために、法制定に中心的役割を果たされた自民党離島振興特別委員長谷川弥一衆議院議員をはじめ、本県選出の国会議員の皆様のご尽力によるものであります。

平成29年度政府予算案では、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（仮称）」の創設をはじめ、事業費ベースで約120億円もの予算を計上していただいているところであります。

法の制定によって、本県の対馬、壱岐、五島列島の3地域、40の島の人口減少対策に国の特別な支援を受けられるというしっかりとした枠組みをつくっていただきましたことは、県や関係市町のみならず、我々県議会にとりましても大変意義深いことであり、本県離島振興の絶好の機会であると考えております。

こうした中、県の来年度当初予算案や今議会冒頭の知事所信表明においては、国境離島地域の振興が大きな柱の一つとされ、重点的な支援施策を講じていくとされております。「離島の振興なくして県勢の浮揚はなし」という思いは、県も同じであると思っております。

知事は、本県浮揚のカギを握る離島振興対策に、来年度どのように取り組むのか、お尋ねいたします。

3、カジノを含む統合型リゾート（IR）の誘致について。

(1) 統合型リゾート（IR）の誘致活動について。

昨年12月の臨時国会において、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」、いわゆるIR推進法が成立し、施行されました。このことは、IRの誘致を推進している本県にとって大変喜ばしいことでもあります。

佐世保市を中心とした民間団体である西九州統合型リゾート研究会の試算によると、IR設置当初のハウステンボスへの来場者数は年間500万人と見込まれ、さらに、経済波及効果は2,544億円、雇用誘発効果は1万1,000人となっており、まさに地域振興の起爆剤になるものであると思います。

そこで、振り返りと整理の意味も込めて、誘致にかかるこれまでの経緯、及び県としてどのような誘致活動を行ってきたのか、お尋ねいたします。また、併せて、今後、本県へのIR誘致に向け、どのような取組を行っていくのか、お尋ねいたします。

(2) アクセス道路の整備について。

統合型リゾートによる効果を最大限に発揮させるためには、いかに観光客を呼び込むかであり、特に、県外からの観光客は重要である。そのためには、先月国際クルーズ拠点港に選定された佐世保浦頭港や長崎空港からのアクセスを重要視すべきと考える。これらのルートでは、針尾バイパス、東そのぎ道路が果たす役割は大きいと考えているが、県の見解をお尋ねいたします。また、20万トン級のクルーズ船が入港する浦頭からの道路の4車線化も必要になると考えますが、県の考えをお尋ねいたします。

(3) 依存症対策について。

統合型リゾート（IR）の誘致によって、観光や地域経済の振興が期待される一方で、一般的には、カジノによってギャンブル依存症の患者が増加するのではないかと懸念されております。そのため、昨年12月に施行されたIR推進法において、附帯決議の中でギャンブル等依存患者への対策を抜本的に強化することが求められており、国においては法律の施行と併せて、「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」を設置するなど、政府一体となった取組が進められているところであります。

本県において、統合型リゾート（IR）の誘致を実現するためには、県としてもギャンブル依存症を含めたあらゆる依存症への対策について、積極的に取り組んでいく必要があると考えますが、現在、県においてどのような取組がなされているのか、また、今後、どのように進めていこうとされているのか、お尋ねいたします。

4、産業振興と県内就職の促進について。

(1) 本県産業の振興を図る施策の展開について。

日銀長崎支店によると、本県の景気は、全体として緩やかな回復基調が続いているとのこと。また、雇用面につきましても、12月までの有効求人倍率は、10カ月連続で1.1倍台となるなど、高い状況が続いております。

しかし、世界を見ますと、中国の景気減速や米国の新政権によるTPPからの離脱、保護主義的な経済政策など、我が国のみならず、世界経済への影響が懸念される問題もあり、不透明さが一部広がってきております。

さらに、昨年10月に公表された「平成27年国勢調査」では、本県の人口は5年前と比べ、約5万人の減となっており、今後、人口減少による本県経済への影響も懸念されるところであります。

国は、1億総活躍社会の実現に向けた成長戦略を推進するため、地方創生や少子・高齢化対策を進めているところですが、今後、本県において産業を振興していくためには、県内企業の生産性の向上や県外需要の取り込み、新分野への進出などに取り組んでいくことが重要であると考えております。

県は、昨年度、「ながさき産業振興プラン」を策定しておりますが、平成29年度において、どのような施策を展開されるのか、企業誘致の取組も含めてお尋ねいたします。

(2) 高校生・大学生の県内就職促進について。

本県では、若年層の人口流出が常態化しており、このまま大学生等の若者が県外に流出し続けると、県内産業の発展にマイナスの影響を与えるとともに、地域活力の低下を招き、県民生活にさまざまな影響を及ぼすことが考えられます。そのため、県内の大学で学んだ学生が、そのまま県内に就職し、活躍することが重要であります。

本県の人口減少に歯止めをかけるためには、県外の高校を卒業して本県の大学に入学した者を含め、大学卒業後、県内に就職するよう取り組んでいく必要があると考えますが、県内就職促進に向けた取組について、お尋ねいたします。

また、大学生だけでなく、高校生についても県内就職促進に取り組む必要がある。昨年3月に卒業した県内高校生の就職状況は、工業高校での県内企業情報の積極的な情報発信などの取組の成果もあり、県内就職率は60.2%と、前年を2.5ポイント上回ったと聞いているが、全国と比べると、まだ低い状態にあるのではないかと考えております。

高校生の県内就職は、改善の兆しが見えておりますが、これをさらに進めていくことが重要

であり、高校生の県内就職推進のために県はどのようなことに取り組んでいるのか、また、学校や教育委員会の取組について、併せてお尋ねいたします。

5、農林水産業の振興について。

(1) 儲かる水産業の推進について。

長崎の水産業は、離島をはじめとした各地域の維持発展の活性化を担う重要な産業であるが、漁業資材や飼料価格の高騰などの漁業経費の増加による漁家経営の圧迫、また、漁業就業者の高齢化や人手不足など、取り巻く環境が非常に厳しい状況になっている。

そこで、長崎県として、誇れる水産業を維持するためには、儲かる水産業を推進し、経営の安定や雇用の場を確保することが重要課題であると考えております。

県では、「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」を基本理念とする「長崎県総合計画」を策定し、また、水産部においては、その個別計画として、平成28年度から平成32年度までの5カ年間の本県水産業振興の指針とする「長崎県水産業振興基本計画」を策定し、この計画に基づくさまざまな水産振興策を展開しているが、今後の喫緊の課題である儲かる水産業の推進について、平成29年度はどのような施策を図ろうとしているのか、お尋ねいたします。

(2) 新ながさき農林業・農山村活性化計画の推進について。

本県の農林業は、農家の方々や関係団体の皆様のご努力により、平成27年の本県の農業産出額は1,553億円と、平成22年から6年連続で増加し、ここ10年間の伸び率も、全国の4.1%に対して、本県は13.6%と大きく増加しております。

その一方で、農業従事者の高齢化や担い手の減少など、構造的な課題に加え、農産物価格の

低迷や資材価格の高どまりなど、農業経営を取り巻く現状は大変厳しく、今後、生産規模の縮小や農山村の活力が低下するのではないかと危惧しているところであります。

このような中、県では、本年度から、「新ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき、農林業、農山村全体の所得向上に向けて、規模拡大や生産性の向上、低コスト化やブランド化、新規担い手の確保・育成などに取り組まれています。農業・農村の現状を見れば、本県の農業生産を拡大し、農業所得の向上を図り、農山村を活性化させるために取組をさらに加速、強化していく必要があると考えますが、平成29年度はどのような取組を行っていくのか、お尋ねいたします。

壇上からの質問を終わり、対面演壇席から再質問をさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 溝口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、最大の課題であります人口減少対策、県民所得向上対策の取組と成果、並びに平成29年度当初予算に対するお尋ねでございます。

私は、知事就任以来、人口減少や県民所得の低迷、地域活力の低下といった本県が抱える構造的な課題に正面から向き合い、改善に向けた道筋を明らかにしなければならないとの思いで、「人、産業、地域が輝く 長崎県づくり」を基本理念に、さまざまな施策に力を注いでまいりました。

具体的には、医療、福祉、子育て等に対するきめ細かな支援施策の充実や、農林水産業、製造業、観光業などの産業の振興、アジア・国際戦略の推進、地域の特色を活かした地域づくり

などに重点を置き、積極的に取り組んできたところであります。

平成25年度からは、力強い産業を育成し、若者が地域に住み続けられる環境を確保するため、県民所得向上対策に取り組み、また、昨年度からは、地方創生を機に総合的に人口減少対策を推進し、各分野における生産性の向上や、良質な雇用の創出を通じた若年層の県内定着や移住促進、結婚、子育て支援等の強化を図り、官民一体となった施策の推進に努めております。

この間、県民所得については、製造業において、県の取組が及ばない大企業の付加価値が減少し、厳しい状況にありますものの、ものづくり産業やオフィス系企業の誘致、農業産出額の増加、観光客数やクルーズ客船寄港の増加、養殖漁業生産額の増加、水産物の輸出拡大など、県の施策効果も徐々にあらわれつつあるものと考えております。

人口減少対策については、高校生の県内就職率が2.5ポイント上昇し、移住者数も増加傾向にあることから、平成27年度は転出超過数に一定改善の兆しが見られたほか、合計特殊出生率が平成21年度に比べて0.17ポイント上昇するなど、それぞれの取組の効果が見えはじめてはありますものの、いまだ全国的に進む人口減少の流れに歯止めをかけるまでには至っておりません。

このため、平成29年度予算においては、県政の2つの重要課題であります「離島地域の振興と人口減少対策について」、より一層の具体的な成果を県民の皆様にお示しするとの思いを持って編成したところであります。厳しい財政状況ではありますが、事業の選択と集中を進め、国境離島関係事業や地方創生関係事業については、腹を据えて関係予算の確保に努めたところ

であります。

特に、今回の予算は、国境離島関係事業をはじめとして、市町や民間の方々と力を合わせて、目の前の課題の解決を目指していこうとする事業を多く盛り込んでおります。

これまで以上に地域に入り込み、地域の方々の思いを捉え、それを育み、支援することで具体的な成果を生み出すことができるよう、まさに「地域とともに未来を切り拓いていく予算」となるよう、全力を注いでまいりたいと考えております。

次に、今後の財政運営についてのお尋ねでございます。

本県では、厳しい財政状況が続いており、これは九州各県と比較いたしましても、特に、県税の伸び率が小さいこと、普通建設事業の規模を一定維持していること、離島が多いことから、人件費が高い水準にとどまっていることなどが要因であると考えております。

こうした中、これまでは財政健全化の取組を進めつつ、県民所得向上対策などの積極的な施策について、基金を活用することで対応してまいりましたが、今後は、これ以上の基金の活用が見込めない段階まで来たものと考えております。

今回の予算においては、中期財政見通しの時点と比べますと、行財政改革を進めることで14億円の追加の収支改善を実施しつつ、借換債を35億円増発することで何とか必要な財源を確保しましたが、今後は、財政構造改革をさらに推進することで、借換債の増発に頼らない財政構造に転換する必要があります。

また、今回、借換債の増発が将来世代の負担とならないよう、単独の普通建設事業をはじめとする投資事業の精査を行ったところでありま

すが、実質的な公債費の中長期的な見通しを踏まえながら、投資事業の精査も引き続き検討を進めていく必要があるものと考えております。

今後も、当分の間、厳しい財政状況が続く見通しではありますが、県勢発展につながる積極的な施策を進めつつ、中長期的な財政構造改革にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県庁舎の跡地の活用についてのお尋ねでございます。

県庁舎の跡地活用については、昨年2月定例会において、「広場」、「交流・おもてなしの空間」、「質の高い文化芸術ホール」といった3つの方向性をお示しし、今年度は県議会の特別委員会でもご審議いただき、先日、意見書も採択されたところであります。

こうしたご議論、及びこれまでの経過を踏まえますと、「広場」、「交流・おもてなしの空間」については、お示ししてきた方向性に沿って検討を進めることで、県議会をはじめ県民の皆様から概ねご理解をいただけるのではないかと考えております。

一方、「文化芸術ホール」については、整備主体や費用負担などの課題があるほか、さらに慎重に検討すべきとの意見もあり、また、長崎市が検討しておられるMICE施設についても、民間事業者からの提案内容を踏まえ、建設の是非も含めて、改めて市議会で議論がなされると伺っているところであり、今後とも、そうした動向を見極める必要があると考えております。

したがって、整備方針の考え方としては、引き続き県議会のご意見をいただきながら、「広場」と「交流・おもてなしの空間」を中心に、整備に向けて、さらに具体的な検討を進めることとし、「ホール」については、適切な時期に、今後の方向性を判断してまいりたいと考

えております。

次に、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録に向けた取組についてのお尋ねでございます。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、本県選出国會議員及び県議会の皆様をはじめ、幅広い県民皆様方のお力添えを賜り、関係県・市町とともに再推薦に向けて取り組んでまいりました結果、今年1日、国からユネスコへ推薦書が提出されたところであります。

今後、登録に向けて、まずは、本年秋ごろにイコモスの現地調査が実施されることから、国内外の専門家の助言をいただきながら、調査時のルート設定や説明の方法、提示する資料などの改善を重ね、本番に備えたシミュレーションを行うなど、万全を期してまいります。

また、併せて、景観整備や国内外への情報発信を行うなど、平成30年には確実に世界遺産登録が実現できるよう、強い決意を持って取り組んでまいります。

次に、九州新幹線西九州ルート of 推進についてのお尋ねでございます。

フリーゲージトレインについては、私も去る2月3日に試験車両に試乗したところであり、国からは、現時点において、車軸の摩耗対策について特段の異常は認められないと伺っております。これに加え、経済性に関する検討も含めて、引き続き重大な関心を持って開発状況を注視してまいりたいと考えております。

新幹線によって、中国・関西圏域へのアクセスを確保し、観光、ビジネス市場を拡大していくことは、本県の将来にわたる発展にとって極めて重要なことであります。

県としては、新幹線開業を見据えた県内のま

ちづくりが進む中で、これ以上の遅れが生じることがないように、しっかりと対応していただきたいと思いますと考えているところであります。したがって、引き続き、国に対し、昨年12月の県議会の意見書等を踏まえ、山陽新幹線への直通運行の実現をはじめ、対面乗換方式を固定化しないことなど、万全の対応を求めてまいります。

次に、石木ダムの建設推進についてのお尋ねでございます。

石木ダムの建設は、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消のために必要不可欠な事業であります。

川棚川は、過去、幾度も氾濫を繰り返しており、また、昨年は、県内各地で記録的な大雨も観測されております。

こうした中、地域の皆様方からは、「いつ起こるともしれない水害への不安を募らせており、速やかに工事を進め、一日も早いダムの完成を目指してほしい」という強い要望もいただいているところであります。

地域の安全・安心を確保するためには、ダムの建設を着実に進めていく必要があります。先月、付け替え県道工事に必要な資機材を現場に搬入し、安全性に配慮しながら事業の進捗に努めているところであります。

今後とも、工事をしっかりと進め、石木ダム事業の早期完成を目指して、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、特定有人国境離島関係事業の推進についてのお尋ねでございます。

離島地域の振興については、これまで、「しまの振興なくして本県の発展なし」との考え方のもと、地域経済の活性化や生活環境の向上に力を注いでまいりましたが、依然として若年層の人口流出が続くなど、地域活力の低下が

強く懸念されるところであります。

こうした中、自民党離島振興特別委員長の谷川衆議院議員をはじめ、本県選出国會議員の皆様の多大なるご尽力により、本年4月から「有人国境離島法」が施行されることは、本県離島地域の活性化を図る絶好の機会であると考えております。

このため、県の国境離島関係予算案では、国の施策を最大限に活用しながら、市町や地域の皆様と連携して、雇用拡充や農水産品の出荷等にかかる輸送コストへの支援、滞在型観光の促進、国境離島住民の航路・航空路運賃の低廉化を支援する施策など11事業、約42億円を計上し、積極的な事業展開に力を注ぐこととしております。

若者がしまに住み続けるためには、何よりも安定した雇用の場の創出・確保が必要でありますので、雇用拡充に関しては、それぞれの地域の動きを踏まえ、市町と一緒に創業や事業拡大に結びつく案件を積極的に掘り起こし、これを育てあげていくこととし、十分な支援に努めてまいります。

さらに、県と関係市町が一体となって「地域商社プロジェクト」に取り組み、首都圏等での新たな市場の開拓や特産品の販路拡大を図ってまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) I R誘致にかかるこれまでの経過と活動内容及び今後の取組についてのお尋ねでございます。

本県におきましては、平成26年3月に、I R誘致を表明して以来、経済界、議会、行政が一体となって誘致活動に取り組んでいるところで

ございます。

この間、例年の政府施策要望に加えまして、県と佐世保市、佐世保商工会議所の3者で、直接安倍首相に長崎県へのI R誘致を要望したほか、超党派の国會議員で構成されますI R議連に対しましても、本県へのI R誘致を強く訴えてまいったところでございます。

また、I R事業者の誘致につきましては、海外のカジノに関する見本市にブースを出展いたしまして、本県の取組を紹介するとともに、海外事業者との関係構築に取り組んでいるところでございます。

今後、1年以内を目途として、国会におきましてI R実施法案を審議されることとなっており、同法案が成立いたしますと、I R区域の募集が行われることとなります。

したがって、区域指定の申請に必要な構想策定に向け、I R事業者からの意見聴取や関係機関との意見交換を行うとともに、県内各地域で説明会を開催いたしまして、地域の合意形成を図った上で、官民一体となって本県へのI R誘致を目指してまいりたいと存じます。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 依存症対策についての現在、そして、今後の取組についてのお尋ねでございますけれども、県におきましては、精神保健医療の立場から、アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症対策として、「相談」、「啓発」、「教育」という3つの柱のもと、本人や家族からの相談対応、パンフレットの配布、家族や相談支援者を対象とした研修会等を行っております。

このような中、相談、治療、回復の各段階における行政、司法、医療、民間支援団体等のさらなる連携が必要であると考え、切れ目なく支

援していくための顔の見える関係づくりや、協働事業の検討などを目的としたネットワークの構築に向け、去る2月9日にその準備会を開催いたしました。

また、来年度からは、アルコールやギャンブル等に接する機会が増えはじめる若年層への依存症対策として、高校生や大学生を対象とした講座を実施したいと考えております。

昨年成立したIR推進法の議論の中で、依存症対策の強化が求められておりますが、国の動きも踏まえながら、しっかりと取り組んでまいります。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 佐世保港や空港からのアクセス道路の整備についてのお尋ねでございます。

本県では、観光振興をはじめとした地域の活性化を図るため、地域の交流や連携を促す広域的なネットワークの整備を重点的に取り組んでおります。

こうした中、佐世保港とハウステンボスを結ぶ道路においては、現在、国において針尾バイパスの4車線化が行われており、着実な事業進捗が図られております。

また、空港へのアクセスとしましては、東そのぎ道路が観光振興をはじめ、企業立地促進や物流の効率化などに寄与するものと考えられることから、現在、関係市町と協力して、計画段階評価の早期着手を目指しているところであり、引き続き積極的な取組を進めてまいりたいと考えております。

このほか、浦頭地区からの道路の4車線化の必要性につきましては、今後、関係機関と連携して検討してまいります。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) まず、平成29年度の「ながさき産業振興プラン」に基づく産業振興施策についてのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、本県産業の振興を図るためには生産性の向上や、域外需要の獲得による事業規模の拡大など、力強い産業を育成することが重要であると考えております。

生産性の向上につきましては、平成29年度から、新たに中小企業診断士を活用した経営力向上の支援を行うとともに、これからの社会や産業に大きな影響が見込まれるIoT技術について、その利活用を推進してまいります。

また、商工団体等の産業支援機関との連携を強化し、目標の共有化を図りつつ、一丸となって地場企業の事業拡大等の支援を行ってまいりたいと考えております。

域外需要の獲得につきましては、県内経済を牽引する中堅企業等の事業拡大の取組を引き続き支援いたしますとともに、ネット通販の参入支援等を強化してまいります。

企業誘致につきましては、国境離島地域へのIT企業等の誘致を促進するため、市町と連携した誘致体制の強化を図ってまいります。

将来に向けましては、海洋再生エネルギー関連産業の拠点形成など、新たな成長分野への参入を支援してまいります。

次に、高校生と大学生の県内就職促進についてのお尋ねでございます。

本県の最重要課題でございます人口減少に歯止めをかけるため、県といたしましては、若者の県内就職に全力を注いでいるところでございます。

まず、大学生についてでございますが、3月1日に、来春大学等卒業予定者を対象といたしました広報活動が開始されることから、県内企業

の情報が学生に早く伝わるよう、これに合わせ2月20日に、県として、はじめて、知事とCOC+事業の中心大学でございます長崎大学学長から経済団体に対して採用情報の早期公開の働きかけを行ったところでございます。

また、3月には、大学3年生対象の県内企業説明会を開催いたしますとともに、引き続き県内就職応援サイト「Nなび」による県内企業情報の発信、インターンシップの実施、COC+事業を中心に大学とも協働した合同企業面談会の開催などに取り組んでまいります。

さらに、新年度におきましては、大学生の県内就職支援を行うキャリアコーディネーターを県総合就業支援センターなどに配置し、学内での県内企業説明会の開催や、出張セミナーで本県の暮らしやすさなどを学生に伝え、大学生の県内就職を促進してまいります。

次に、高校生でございますが、県内就職を促進するに当たりまして、大学生と同様、県内企業の情報を高校生とその保護者にしっかりと伝えていくことが重要でございます。

そのため、長崎労働局等と連携し、求人の早期提出要請、進路指導担当と企業の人事担当との名刺交換会、合同企業面談会などを開催してございまして、1月末の県内就職率は62.1%と、前年同期を約4ポイント上回っております。

新年度におきましては、県内企業の魅力を直接生徒や保護者に早い時期から伝えるため、2年生対象の合同企業説明会を開催いたしますとともに、工業高校2年生を対象としていた職場見学会を工業高校以外にも広げてまいります。

また、都会と長崎のライフプランの比較や、県内に就職した若者の声などを通して、本県で働く魅力や暮らしやすさなどを伝えるパンフレットを生徒、保護者に配布し、高校生の県内就

職を促進してまいります。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 高校生の県内就職に向けた取組についてのお尋ねですが、県教育委員会では、キャリアサポートスタッフ25名を県立学校47校に配置し、県内企業の情報、魅力を伝える取組を行っております。

また、ほとんどの県立高校では、地元企業等でのインターンシップを実施しているところで

す。さらに、校内での企業説明会を実施したり、工業高校においては、工業会と連携し、教員との意見交換会や求人の手続等を説明する企業担当者向けセミナーを開催するなどの取組を行っており、今後とも、これらの取組を積極的に推進してまいります。

○議長(田中愛国君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 儲かる水産業についてのお尋ねでございます。

県では、平成27年度から個々の経営体を対象に経営指導を行い、収益性の高い経営体の育成に取り組み、さらに、本年度からは、定置網や中小型まき網を対象に、加工・流通、観光等を一体的に取り組む経営モデルづくりを通じて雇用の場の確保に取り組んでおります。

さらに、平成29年度からは、地域の養殖業者が連携して「養殖産地育成計画」を策定し、国内外への販路拡大、安定供給体制の確立等を通じて、収益性の高い養殖経営体の育成に取り組むこととしております。

これらの施策を通じまして儲かる水産業の推進に努めてまいります。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 農業の活性化等のため、平成29年度はどのように取組を強化して

いくのかとのお尋ねでございます。

これまでの産地計画の取組をさらに強化し、生産拡大と所得向上を図りますため、平成29年度におきましては、農業者の生産・経営等のデータ分析を行い、課題を見える化し、農業団体と一体となって実施する経営指導や、園芸品目における収量の大幅な向上を図りますための環境制御技術の導入等に取り組んでまいります。

また、規模拡大に必要な労力が不足しているという現場の実情、要望を踏まえまして、国家戦略特区に提案中の外国人の労働就労の実現に向けて、区域指定にかかる国への働きかけや関係機関との調整を進めてまいります。

さらに、農家戸数の減少により、集落機能の低下が危惧されますことから、集落営農組織の育成や収益品目の導入支援、組織間連携や担い手不在地域への営農サポート等を行う支援拠点の整備など、地域農業、農山村を支える取組を強化してまいります。

○議長(田中愛国君) 溝口議員—40番。

○40番(溝口美美雄君) 県庁舎跡地ですけれども、今回、私たちも陳情を受けまして、県の方の方針というのがなかなか、先ほど知事の報告によると、一応適切な時期を見計らってやっていくということですが、MICEの方が、まだはっきりした、市、あるいは市議会の方の検討がなされていないということですが、このMICEを解決した段階でということ考えているんですか。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) そうした状況等も十分見極めながら、関係者のご理解を得た上で進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長(田中愛国君) 溝口議員—40番。

○40番(溝口美美雄君) なかなか決定する

のが難しいと思うんですけども、やはり県庁舎跡地ですので、なるべく早く、文化芸術ホールを建てるか、建てないかということについては、県議会からも意見書として出されておりますので、速やかに検討して、早い時期にその時期を決定していただきたいと、このように思っております。よろしく願いいたします。

それから、世界遺産の登録の推進ですけれども、やはり一回失敗しているの、今回は絶対失敗は許されないということになってくるんですけども、やはり構成資産を市町が苦渋の思いで取り下げられたということがありますので、今回、世界遺産については絶対に平成30年をめどに取り組んでいただきたいと思ひますし、その問題点が、まだ、イコモスが調査に来てからしかわからないかもわかりませんが、早くその辺について、何かあったら解決策をぜひ検討していただきたいと、このように思っております。よろしく願いいたします。

それから、九州新幹線ですけれども、決定が初夏ということで、なかなかフル規格にということが言えないと思うんですけども、私たち県議会といたしましては、佐賀県との話し合いを、連携を取りながら密にしているところでございますけれども、やはり佐賀県の協力なくしてはいろいろな施策が打たれないと、このように思っております。そういう意味で、国は、検証、走行試験などの対策を行われてから初夏に結論が出るかもわかりませんが、早い段階から佐賀県との話し合いを行政機関として進めていくべきだと、このように思っておりますけれども、このことについての話し合いをされているかどうか、お尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 新幹線を推進

していく上で、佐賀県とどのような連携を図っているのかというふうなお尋ねでございますけれども、議員ご指摘のとおり、九州新幹線西九州ルート整備を着実に推進していくためには、やはり佐賀県との連携は大変重要なことであるというふうな認識を持っております。

このために、全国の整備新幹線の都道府県の合同要望におきましては、長崎県と佐賀県両県が協議を行いまして、国等に対して要請活動を行っているところでございます。

また、新幹線開業後の肥前山口～諫早間の在来線施設の維持管理につきましても、継続して協議を行っているところでございます。

今後、今年初夏に向けたフリーゲージトレインの技術開発の対応につきましても、現段階では検証走行試験の実施や経済性の検討などの動向をしっかりと見極めていきたいというふうに考えているところでございます。

このような状況でございますけれども、佐賀県とは、例えば、新幹線開業を見据えて、長崎、佐賀両県がそれぞれ締結いたしましたJR九州との包括的連携協定を踏まえまして、双方が協力して新幹線を活かした地域活性化を推進するなど、今後とも連携を深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 溝口議員－40番。

○40番(溝口英英雄君) わかりました。なるだけ、初夏ということはあるんですけども、その初夏がきて、結果が出てから動くというのなかなか難しいと思いますので、その辺についてははっきりした報告はできないかもわかりませんが、佐賀県の行政機関の皆さん方と一緒に話合いを進めていただければと、このように思っております。

それから、石木ダム建設ですけども、な

かなか先に進まなくて、いつになるのかわからないような感じなんですけれども、平成34年には大体完成する予定で今進んでいると思うんですけども、その辺について、やはり反対の皆さん方との話し合いも進めながらやっていかないといけないという部分はあるんですけども、県としての一つの決断というのは要るのではないかと考えておりますが、知事の考え方をお尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) たびたび申し上げてまいりましたように、石木ダムの建設は、地域の安全・安心を確保する上で必要不可欠であると考えるところであります。したがって、現在、土地収用法に基づく手続を進めているところであります。そうした動向を見極めながら、そして、安全性を確保しつつも、工事の進捗に全力を注いでまいりたいと考えているところであります。

○議長(田中愛国君) 溝口議員－40番。

○40番(溝口英英雄君) わかりました。

今、知事の基本姿勢ということで5つの課題、これは知事が就任してからずっとあることと思うんですけども、その7年間の間になかなか進まない部分は何個かあってきているわけですね。九州新幹線の問題もですけども、石木ダム、あるいは諫早湾干拓の問題、やはり知事としては、やり残したことが7年間の間にあるのではないかと、このように思っているんですけども、知事のその思いをちょっと、この大きい課題に対する思いを聞かせていただければと思っております。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 確かに県政を取り巻く重要課題といたしますと、諫早湾干拓事業の開門

問題、現在、和解勧告に基づいて調整作業が進められております。

世界遺産の登録実現に向けては、いよいよ正念場を迎えてまいりますので、これは議員ご指摘のとおり、失敗は許されないわけでありますので、登録実現に向けて、強い思いで取り組んでまいりたいと考えております。

一方、九州新幹線西九州ルートにつきましては、技術的な課題がどういう形でクリアされるのか、その動向を見極めないと、その後の道行きが定まらないという状況であります。確かに、これを前に進めてまいりますためには、佐賀県の関係皆様方の理解を得ていくということが必要不可欠でありますので、さまざまな段階において、私も、これまでも直接、佐賀県知事と話をさせていただく機会もたびたび設けてまいりましたので、状況の推移に応じて、そういった取組を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、石木ダムを含めて、大きな課題が足踏み状態という状況にあるのは、大変申しわけなく思っているわけでありますが、少しでも早く、国会議員の皆様方のお力添えも賜りながら、今後の方向性を見定め、実現に向けて全力を注いでいかなければならないと考えているところであります。

○議長(田中愛国君) 溝口議員—40番。

○40番(溝口美美雄君) わかりました。知事の思いがものすごく伝わってくるんですけれども、もう2期目があと1年ということで、来年度、平成29年度で終わるんですけれども、そのことについて、やはり知事の思い、世界遺産登録にしても、来年が一応登録になってくるんだと思うんです。やはり私から考えたら、やり残したことがまだまだたくさんあるんじゃないかと思っているんですけれども、知事、3期目は

どういうふうに考えているんですか。(発言する者あり)

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほども申し上げましたけれども、私、今、2期目があと1年残されているわけでありますので、その期間を活用しながら、最大限の成果が得られるよう、全力を尽くしてまいることに、まずは専念してまいりたいと考えているところであります。(発言する者あり)

○議長(田中愛国君) 溝口議員—40番。

○40番(溝口美美雄君) 次に、カジノを含む統合型リゾート（IR）の誘致ですけれども、このことについては、いろいろ経済効果がたくさんあるし、それから昨日の毎日新聞ですか、やはり大手の4社の方々が、投資も1兆円以上ということで、その1社についてはですね、やっていきたいということであります。やはりしっかりと誘致活動をしていかないと、遅れをとってくるんじゃないかと私は思うんですね。そういう意味におきましては、その誘致に関して市を含めた隣接するいろんな商業関係の皆様方とも一緒になって、経済界とも一緒になって取り組んでいく必要があるんじゃないかと。今までの研修会から、やはり誘致活動に対する検討を、もう少し上げて会議をつくっていった方がいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺については、知事、どのように考えていますか。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) ご承知のとおり、「IR推進法」が成立をし、1年以内に実施法が制定される、これからの具体的な取組については、この実施法の中で制定されるということになりますので、私どもが実現を目指しております県

北地域のIR実現に向けて、この実施法の中に盛り込んでいただかなければいけないような項目も出てくるものと思っておりますので、関係各機関との連携を一層強め、実務作業を進めてまいりたいと思っております。

ただ、国の方の組織がまだ十分な形で立ち上がっておりませんので、今、まだ相談できない状況でありますので、そういう相談できるような状況になりますと、引き続き全力を注いでまいりたいと思っております。

○議長（田中愛国君） 溝口議員—40番。

○40番（溝口芙美雄君） やはり長崎県の経済の発展に寄与するものと思っておりますので、ぜひ誘致できるように最善の努力をしていただきたいと、このように思っております。

また、儲かる農林水産業振興について、儲かる水産業なんですけれども、先ほど養殖に力を入れていきたいということでしたけれども、生産していく上で、今、漁場の方が悪化をいたしまして、汚れがたまり、赤潮とか、病気などがはやってきているんですけれども、海底の清掃を何らかの形で、いろんな方法があると思しますので、やっていかなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、県の考え方を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（田中愛国君） 水産部長。

○水産部長（熊谷 徹君） 養殖漁場の環境改善や保全ということにつきましては、底質改良剤の散布、そして、生餌から配合飼料への転換などの対策がございますが、いずれも地域がまとまって取り組むことが重要であると考えております。

県としましては、平成29年度から、養殖漁業者が連携して取り組む産地育成計画の策定と実践を支援していくこととしており、その中で漁

場環境の改善ということにつきましても、産地の取組を積極的に支援してまいりたいと考えております。

○議長（田中愛国君） 溝口議員—40番。

○40番（溝口芙美雄君） 終わります。

○議長（田中愛国君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

— 午前11時 2分 休憩 —

— 午前11時12分 再開 —

○議長（田中愛国君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山本啓介議員—21番。

○21番（山本啓介君）（拍手）【登壇】 皆さん、おはようございます。

自由民主党の山本啓介でございます。

多くの皆様に感謝を申し上げ、その気持ちを持って本日も全力で質問をしてまいりたいと思っておりますので、知事をはじめ、理事者の皆様におかれましても全力でご答弁いただきますよう、よろしくお願いいたします。

「苦を避け楽を求めるのは人間の本能なんだ。その本能に打つ勝つには愛しかないんだ」。これは、国境離島新法の生みの親とも言える衆議院議員谷川弥一代議士の言葉であります。

ふるさとを思い、立ち上がり、政治や行政の場で私が何をか成さんの決意と覚悟で我々はこの場にいるわけではありますが、いかんともしがたい事態に遭遇する、あるいは乗り越えることが困難な壁にぶつかって、ついつい逃げるといのは人の本能。日々、自己研さんに努め、努力の連続の中にその身を置かなければ世界は変えられないはずであるが、継続から逃げるといのも人の本能。この本能に敢然と立ち向かっ

ていく力の源となるのは、故郷を愛する気持ちであると理解しております。

本県が抱える課題は、長年同じであります。人口減少と、そのことの解決策である雇用の創出がままならないということでもあります。

今回の一般質問においては、私は、2つのことをお尋ねします。この2つの事柄によって、知事をトップとする県に対してただしたいのは、中村県政の7年間で本県が抱える課題にどのような変化をもたらすことができたのか。そして、これから課題解決に向けて、これまで何をベースに本県独自の取組をどれだけ構築していくのか。また、その意思があるのかという点であります。

平成22年3月31日、中村法道知事就任時の本県の人口は145万27人、現在、139万3,539人の3.9%の減であります。1人当たり県民所得は、就任時227万4,000円、現在は241万9,000円、6.4%の増。企業誘致は42件に成功し、雇用増は4,036人であります。

また、本県の強みであるところの観光産業に目を向けてみると、観光者数は、就任時1年間に2,910万913人であったのに対し、平成27年、一昨年の1年間は14.4%増の3,328万4,150人であり、その消費額は、就任時2,711億2,849万3,000円に対して40.8%増の3,816億8,543万7,000円であります。

このほか各産業の生産量及び生産額の伸び率、打ち込んだ予算の額に対する費用対効果なども含め、知事自らが説明で述べたとおり、任期最終年として中村県政の歩み、打ち込んだ施策がどう響いたのか。そして、その変化はどのようなものなのか、しっかりと検証していく必要があるものと認識しています。

1、国境離島新法について。

これらのことを踏まえ、私は、離島振興施策についての質問をいたします。

(1) これまでの離島振興施策について。

中村県政における離島施策は、「しまは日本の宝」戦略であります。この戦略の肝は、将来像として掲げている島の人口減少に歯止めをかけるという目標であります。その中身は、社会減を基準年である平成22年から平成27年の数値を4.8%から3.4%未満とするものであります。この目標達成に向けて県はさまざまな取組を展開しているのですが、国が全国の離島を一律に支援する枠組みの中ではなく、本県の離島の課題をしっかりと捉えた本県独自の施策はどのようなものがありますか、お尋ねします。

また、それらの取組における人口減少に対する変化をどのように分析されていますか、お聞かせください。

知事は、本県の課題の多くは離島にあり、これらを解決することが県勢浮揚のカギであると常々説明をされています。しかしながら、これらの解決に対して有効な手立てを行政も、また、政治家も、なかなか打てずにいました。

今回の国境離島新法は、その問題に大きな役割を果たすものであると認識します。財政的に厳しい時代において、どのような理由であれ、一地域のみを優遇する法律の誕生は困難だと思われていただけに、今もなお信じられない思いが私の中にあります。この時代において大変偉大な功績であると、改めて新法制定を主導された衆議院議員谷川弥一代議士のお取組に敬意を表します。

しかし、我々もその時代の中であって今を生きていますので、感動や感謝のみに終始するわけにはいきません。立法者の理念をしっかりと酌み取り、その目的や思いを共有し、その効果の

発現を早期に実現しなければなりません。

(2) 新法における予算の仕組みについて。

知事は、今回、新法に係る予算として42億円を計上したと発表されました。その内訳は、国30億円、県12億円ですが、県の12億円についても特別交付税によってその半分が措置されますので、実質、県の負担は6億円です。長年にわたる本県の課題に対する有効な方法が国から届けられ、国においても大変苦心された法律によって措置されることとなったのですが、その上で県負担額6億円にどのような思いが込められているのか、認識をお聞かせください。

(3) 新法における県の取組について。

今回の交付金の軸は、雇用創出、航路・航空路運賃低廉化、輸送コスト低廉化、滞在型観光の促進であります。県や市町の取組が大変重要となります雇用創出と滞在型観光の促進について、お尋ねします。

まず、雇用創出について、各市町におかれては、行政や民間事業者及び各種団体が連携し、雇用創出の事業プランが提出されていると聞いていますが、県としては、現在、どのような取組を展開されているのか、お聞かせください。

あわせて、現段階において、どれだけの新たな雇用が見込まれるのか、お答えをお願いします。

次に、滞在型観光の促進について、お尋ねします。

まず、現在、市町や団体などを含め、どのような取組がなされているのか、お尋ねします。

観光分野は、今日、何かしらの取組をして、明日、結果が出るという性質ではありません。長期的な視野も含め取り組んでいくことが必要であると考えますが、一定、タイムスケジュー

ルや数値目標は、具体的な取組を関係者で共有する上でも必要であると認識いたしますが、いかがでしょうか。

また、国の交付金事業とは別に、これをチャンスと捉え、県独自の離島観光の取組を加速させていく必要があると考えますが、いかがでしょうか、認識をお尋ねします。

2、クロマグロの資源管理について。

(1) 本県の水産業の在り方について。

クロマグロ漁獲管理の枠組みとTAC制度について、お尋ねします。

太平洋クロマグロ漁獲管理の枠組みとして、年間の30キロ未満の小型魚の漁獲上限を4,007トンとし、うち2,007トンが沿岸漁業分とされています。瞬間的に考えれば単純に半々と見えるこの配分について、この1年間経過してきて、漁法や漁場の地域性など現場の実情が加味されているとは、いよいよ思えない事態になっていると理解します。

例えば、沖合漁業については、まき網漁法のみで、そのうち30キログラム未満の未成魚を主に漁獲している漁船は、水産庁の説明によると13船団であります。沖合割当分の2,000トンを13船団に個別配分すると、1船団当たりの配分は約153トンとかなり大きい印象があります。

さらに、現在、まき網によって漁獲されたマグロは、生鮮食材ではなく、養殖用種苗への転換が進んでいるため、1匹当たりの単価は2倍にも3倍にもなると聞いています。企業経営としては可能性が残される場所かもしれません。

その一方で、沿岸漁業には、釣り漁法、引き縄漁法、竿釣り漁法と定置網漁法があり、そのうち全国でマグロを漁獲してもよい承認を受けている漁船数は約2万4,000隻です。これは水産庁発表であります。

また、定置網の数は、大型定置網が1,086、小型定置網が3,575で、合計すると全国に約2万8,661の沿岸漁業経営体があることとなります。

沿岸漁業に割り当てられた漁獲枠は2,007トンですので、その漁獲枠の配分は単純に1承認当たり約70キログラムです。

壱岐の場合、この制度によって割り当てられている漁獲枠は139トン。壱岐で承認を受けている漁船数は557隻、定置網は2施設の合計559の漁業経営体があるとするならば、単純に1承認当たりの配分は約250キログラムとなります。

マグロ漁が始まった昭和40年代から、壱岐は未成魚の漁獲が主体で10キログラム前後のメジマグロの漁獲が多く、1承認当たり漁獲できるマグロは10キログラムのマグロで年間25本になります。この25本は利益として約37万5,000円となり、これではマグロ資源の回復と持続可能なマグロ漁の両立ができないのは当然であります。

水産庁は、沖合漁業の方が負担割合は大きいと説明をされているようですが、水産庁の資料を見ると、直近の2012年から2014年の漁獲実績の平均は、沖合漁業が1,997トン、沿岸漁業が2,496トンとなっており、実質的な負担は沿岸漁業の方が多いというデータがあります。

このような中、国は、来年1月からTAC制度によってクロマグロを管理していこうとしています。現状の枠組みが基礎となるのではと地元漁業者からは不安の声が挙がっています。県におかれましては、これらの課題を把握し、漁業者が納得できるTAC制度を構築されるようにすべきであると思いますが、県のお考えをお聞かせください。

水産業を産業として確立していくことが重要であると感じています。産業の位置づけは、恐

らく経済活動によって得られる生活の糧、その集まりが産業であろうと認識します。その中身は、生産物と流通や消費などさまざまな要因が重なり合って構成された集合体ではあるが、その一つひとつは、一定、経済の流れで整理されるものであるとシンプルに私は考えています。

ゆえに、水産業においても、従事者の皆さんが生産、販売、流通などの経済活動において、個別の収支などが明らかであればあるほど、行政や団体の支援は、より効果的な打ちどころを見つかることができるのだと認識しています。

しかしながら、本県においても、水産業、事、沿岸漁業者の収入やコストなどはさほど明確とは言えず、そのような状態であるので、行政がいう支援や振興といった表現も、私から見ると的が見えているのか疑問を感じることも多々あります。

また、沿岸漁業者という括りについても、その対象の魚種や漁法もそれぞれ異なり、人生や家族と密接に関わる一次産業であり、さらには、生業としての意識や年齢によってもさまざまであり、職業としてひとまとめに語ることは、全くもって困難であると、関わりを持たなければ持つほど痛感するのでありますが、行政においては、一貫してそのあたりについては認知しない取組が続いているように思います。

よって、本質問において、私は、水産県長崎として、全国の水産業の先進地として、よりきめの細かな施策を打つことを求めたいのであります。

そのためにも、県行政おかれては、現行の体制では届いていないと認識し、地元市町と連携し、物理的にも機能的にも、よりもっと漁業者の現場に近づく取組をなす必要があると強く思いますが、いかがでしょうか。

これは、離島・半島が多い本県において、それぞれの域内の機能維持に必要な産業として沿岸漁業者を位置づけているのならば、もっとその暮らしを知るべきであると思うし、同時に、漁業者においても、自己の取組についてつまびらかにし、支援のポイントを共有する努力を促さなければならないと考えるからであります。

以上、壇上からの質問といたします。

よろしく願いいたします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 山本啓介議員のご質問にお答えをいたします。

離島の課題をしっかりと捉えた本県独自の施策はどのようなものがあるのか、人口減少に対する影響はどうかというお尋ねでございます。

これまで島の人口減少と若者の島外流出に歯止めをかけるため、それぞれの離島の実情に応じた事業の展開に力を注いでまいりました。

各離島に共通する取組といたしましては、島内消費の拡大、観光客の誘致等に結びつく「しまとく通貨」の発行、大手宅配業者と連携して島の魅力ある産品を大消費地の飲食店などへ売り込む、「ながさき『しまねこ』プロジェクト」などの事業の推進に取り組んでまいりました。

また、島の特性を活かした取組としては、五島では、地域資源である椿を活用した地域振興や二次離島の活性化、壱岐では、島民総ぐるみで観光振興を図る「壱岐島ごっとり市場プロジェクト」、対馬では、近年急増しております韓国人観光客の誘客と観光消費額の拡大等に力を注いできたところであります。

さらに、産業分野では、まず、水産業においては、全国有数のマグロ養殖生産地を目指す総合的な振興策を展開し、平成27年クロマグロ養

殖における離島の就業者数は257名と、平成23年比で90名増加しております。

農林分野では、五島のブロッコリー、高菜、壱岐のミニトマト等の栽培面積が拡大し、離島地域の産地計画の販売額は、平成22年の103億円から平成27年には129億円となり、25%の高い伸び率を示しております。

ほかの産業分野では、海洋エネルギーの実証フィールドの構築に力を注いでおりますほか、本土の専門医、代診医の離島への派遣等を行う「デリバリーヘリ」の導入や、旧壱岐市民病院を「長崎県壱岐病院」として開院するとともに、対馬いづはら病院と中対馬病院を再編・統合した「長崎県対馬病院」の設立により、離島全ての二次医療圏において医療提供体制の構築等が図られてきたところであります。

これらの取組により、島の人口の社会減においては、減少率の低下が見られてきているところではありますが、依然として若年層の人口流出が続くなど大変厳しい状況にあり、さらなる対策が必要ではないかと考えております。

次に、国境離島新法に伴う予算へどのような思いを込めたのかとお尋ねでございます。

来年度予算においては、4月に施行される有人国境離島法による新たな交付金を最大限に活用しながら、国境離島地域を中心とした離島の雇用の確保、交流人口の拡大を通して若者の定着を目指すこととしており、「しまは日本の宝」戦略に加え、島の福祉医療関係の予算で約50億円、一般財源約19億円を計上しており、これに今回の国境離島関係予算42億円を加えますと約92億円、一般財源で31億円の予算を計上したところであります。

議員ご指摘の国境離島関係予算約42億円の内訳といたしましては、一般財源約12億円、交付

税措置を除くと約6億円の県費負担となっております。

本県の財政状況は非常に厳しい状況であります。今回の有人国境離島法の支援を離島地域の活性化の最大のチャンスと捉え、私としても思い切った予算編成をしたところであります。

今後、具体的な成果が着実に生まれるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 国境離島振興法における雇用創出のための取組について、県は現在どのような取組を展開しているのか。また、現段階において、どれだけの雇用創出効果があるのかというお尋ねでございます。

雇用の拡充対策につきましては、庁内に部局横断のプロジェクトチームを発足させるとともに、各部が各島に出向いて、市町や農協、漁協等の各種団体と意見交換を行いながら、創業や事業拡大の意欲のある方の掘り起こしなどを行ってまいりました。

また、市町におきましても、振興局や各種団体とともに、新規事業者の掘り起こしや事業拡大を促すための組織を立ち上げまして、必要な支援を地域と一体となって行っているところでございます。

こうした取組によりまして、「かんころもち」や「手延べうどん」の製造工場の新設、水産加工品の生産拡大、旅館業への新規参入など幅広い分野において、300名を超える新たな雇用創出の効果が見込まれているところでございます。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 私からは、

3点お答えいたします。

まず、国境離島新法において、滞在型観光の促進について、現在、市町や団体なども含め、どのような取組がなされているのかのお尋ねでございます。

国境離島新法において、国は具体的な方針として、食や体験といった島が持つ魅力のある旅行商品化や観光サービスの担い手育成などを支援することで、島を訪れる観光客に、もう1泊していただくような事業の促進を示しております。

これを踏まえ、島ごとの特色を活かし、夜型や朝型の体験メニューとして、例えば、五島地域の漁協が提供するセリの見学と漁師の朝飯を組み込んだ滞在型消費の開発、壱岐に点在する神社を自転車で巡り、夜は神楽を見学する滞在プラン、対馬の漁り火見学とイカ料理をセットにした夜景観光ツアーなどに関して、現在、市町や民間事業者と協議を進めているところであり、引き続き、事業計画の立案に県も市町とともに知恵を絞り、やる気のある民間事業者の方々を積極的に支援するなど、関係者の連携を図りながら事業を着実に推進していくこととしております。

また、島に来ていただくためには観光客の皆様に島の魅力を強く訴求し、旅先として選んでいただく必要があります。このため、わかりやすい島のイメージを構築し、インパクトのあるPR動画を制作するなど、戦略的な情報発信にも取り組んでまいります。

こうした取組を通して旅行者の滞在周遊を促し、消費拡大と良質な雇用の場の創出につながるような好循環を生み出していきたいと考えております。

次に、滞在型観光の促進に係るタイムスケジ

ルールや数値目標はどう設定しているのかのお尋ねでございます。

現在、事業構築の指針となる国の交付要綱が示されていない中、県から具体的な事業提案を行いながら、国のヒアリング等について制度を検討している段階であります。交付決定後は速やかに事業に着手できるよう、必要な取組につきましては県単独でも実施し、準備を進めているところであります。

数値目標につきましては、今後、法に規定される「都道府県計画」を策定する中で、市町の意見もお伺いしながら具体的に定めることとしております。

その際、指標は、法の趣旨から宿泊者数に関するものを想定しており、数値につきましては、本県の観光客数のこれまでの動向を踏まえながら、国境離島地域においては、さらなる伸びを目標に定め、その達成に向けて毎年度、効果を検証しながら事業を実施してまいりたいと考えております。

最後に、国の交付金事業以外に県独自の取組を何か考えているのかのお尋ねでございます。

県では、これまでも離島の観光振興に向けて3島を巡るツアー商品の造成、富裕層向けコンテンツの開発、海外からの巡礼ツアーの誘致、離島港へのクルーズ客船誘致等、さまざまな事業を独自に実施し、近年の観光客数の増という成果に結びつけており、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、国境離島新法に係る滞在型観光の促進については、国から手厚い交付金が措置されることとなっており、市町においては、今回の交付金を活用して、「島の特色を活かした商品づくり」や「観光振興を担う人材育成」などの魅力ある観光まちづくりに取り組むこととされて

おります。

県としましては、市町が進める観光まちづくりを支援するとともに、地元の声を十分お聞きし、関係事業者等と連携しながら交付金を最大限に活用した島全体の観光振興策を講じてまいりたいと考えております。

さらに、将来に向けた観光施策に関して民間事業者の方々と勉強会を開催するなど、国境離島の振興に向けて必要な施策の構築に関し、県も積極的に地域に入り込み取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 私の方から、2点お答えさせていただきます。

まず、クロマグロの資源管理についてのお尋ねですが、国は、沖合漁業は来年1月から、沿岸漁業については来年7月から、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」、いわゆるTAC法に基づき、漁獲可能量(TAC)を定め数量管理を行う罰則付きの規制措置に移行する予定と伺っています。

既に平成27年からTAC制度に準じた資源管理の取組が行われてきております。こうした中、本年は県下で好漁が続く、漁獲枠の消化が進み、数量管理を行う上で多くの課題が顕在化しております。例えば、予期せぬ混獲で漁獲枠を消化することを懸念し、地域においてクロマグロ以外の魚種を対象に操業する漁船が出漁自体を控えるケースが続出したり、定置網を解放し、水揚げがほとんどないといったケースも生じたとの報告があります。

クロマグロは、本県の極めて多くの漁業者が利用する重要な資源であり、関係者の理解と協力なしには、TAC制度のもとで適切な管理の実現は困難であると考えております。

したがいまして、県といたしましては、県下で生じたさまざまな現場の課題等を整理し、国に伝えたり、また、国の担当官に現場に足を運んでいただき、漁業者の考えを直接伝える機会をつくるなどのことを通じまして、漁業者が納得できるTAC制度となるよう国に働きかけてまいりたいと考えております。

2点目、水産業を産業として確立していくことについてのお尋ねでございます。

本県の水産業、特に沿岸漁業は、地域や漁業種類、さらには、漁労技術などによって経営状況が大きく異なり多様なものであることから、それぞれの漁業者の経営実態等に応じて適切な改善策を講じていくことが重要であると考えております。

このため、平成27年度から開始した水産経営支援事業においては、漁業者自身から青色申告書を提出していただき、中小企業診断士による経営診断を経て、県や系統団体で構成する「経営支援協議会」が経営指導を行うとともに、収益性を高める取組への支援を行っております。

現在まで171件の経営指導を行い、漁業者との協議を経て30件の経営改善計画を策定し、23件の取組に対して支援を行ってきております。

県としましては、市町や漁協と連携して経営指導を継続的に実施し、こうした事例を積み重ねることにより、今後は、さまざまな地域や漁業種類ごとに経営モデルとして明確化し、現場への普及を図っていくこととしております。

また、漁業者自身にもこうした経営モデル等を参考に、自らの経営を見つめ直すきっかけとしていただくことを通じまして、収益性の高い経営体の育成を目指してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 答弁をいただきました。ありがとうございます。

時間がしっかりございますので、いただいた答弁に対しまして、再び質問を進めていきたいと思っております。

まず、これまでの離島振興施策に対しての質問に対し、知事から、人口減少に対する取組として、人口減少に歯止めをかけると。そのために必要な施策を、全ての島の横断的な取組と、それぞれの島の特色をしっかりと見た取組とに分けて行ってきたというような説明があったかと思っております。

この質問に入る前に、幾つかの中村県政の7年間の数字を述べさせていただきました。そういった数字も含めて、やはり検証というものが大事で、その一つひとつの数字は、結果というよりも事実として出てくるわけでありまして、取組等々の内容にどういう影響を受けているか、そういったものも考えなければなりません、そういったものがあるだろうが、なかろうが、数字というのは、まず事実としてそこにあります。

その数字に対する知事の認識で、今、答弁の中にあっただのは、離島の取組については減少率の低下を果たすことができたというような答弁であったと思っております。しかしながら、若年者の流出にはまだまだ取組が必要であろうというようなことであつたと理解します。

「長崎県総合計画 チャレンジ2020」の中に、社会減を基準年である時から3.4%未満にするんだと、基準年の4.8%から3.4%に新しい期間においてはするんだというようなことがございます。

社会減の話をする、実は、島のなかでもよく出てくるんですけども、自然減はなかなか止めにくいけれども、社会減というのは、島の

外へ出て行く話だからと。しかしながら、高齢化率が高い島においては、島の外に出て行く人口が少ないんですね、高齢者の方々は余り外に出ませんから。そういった意味では、社会減という目標というのは、いささか手の届きやすい目標なのかなというような見方もしてしまうんです。

そういったこともあってか、知事は、「若年者の流出」というようなことを言われたと思うんですけども、いま一度、若年者の流出対策として現在力を入れている、良質な働く場所を創出したり、若い人たちが島に帰ってくる、または島から出て行かない部分についての今現在の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 特に、離島地域においては、若い世代の方々の島外への流出が非常に大きな課題となっているところでありまして、中学校を卒業して、離島地域から15%の方々が島外に出られる、高校を卒業される方々は、9割を超える方が島外に出てしまわれる。これは一度は島を出た生活を体験したいと、こういう思いに燃えた若い世代の方々も少なくないと思いますが、私どもは、そういった一旦外に出られた方々も、しっかり将来は島に帰ってきて活躍していただけるように地域環境を整えていかなければいけないと、これが私どもの大事な使命だと、こう思っているところであります。

そのためには、いかに島内に仕事の場を増やしていくか、これが極めて重要であると思っております。それぞれの島の動きを踏まえながら、雇用の拡大に結びつくような機会をしっかりと活かして、これを育てていくというのが一番重要なことであろうと思っております。

そういう意味からいたしますと、離島の各産

業分野の方々のお話をお聞きしても、人材の確保にむしろ自分たちも同じように苦労しているんだと、ミスマッチの状態が続いているということでもありますので、それぞれの離島に、関係各業界の皆様方と一緒に、そういった雇用と就業希望者を結びつけることができるような場をつくるように準備を進めております。

あわせて、各企業のお立場からも、できるだけ魅力的な就業機会となるように、さまざまな給料面の配慮、あるいは休暇面での配慮等についても、さらにご努力をいただく必要があるものと思っております。

それから、例えば、企業を誘致していく際に、逆に、従業員の確保というのが実は最大の課題になります。そこまで人口減少が進んでいるということでもありますので、そういうことを考えますと、いわゆる従業員の方々の生活拠点となる宿舍の確保、こういった課題も実は、非常に急いで対応を求められるような課題であろうと考えているところでございます。

そういったさまざまな問題がありますので、地元の市町、関係機関と力を合わせて、少しでも若い人たちに島内に定着していただき、あるいはUIターンをしていただくことができるよう努力をしていかなければいけないと思っております。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) その上で、今回の国境離島新法というものが、今、知事が説明されたように、若い人たちの流出を止めるために、また、若い人たちに帰ってきていただくために働く場をつくっていくんだと。また、地元の職種に対する理解を深め、そういったものについての取組を促すような取組をやっていくんだと。さらには、必要となった人材の確保に向けて、

島内外を問わず、幅広くそういったものを集めていくような取組をしていくんだということに今回の法律がうまく機能し、そして活用できれば実現する、結果というのはすぐに出るのかなというように少し期待を持っております。

その上で、先ほどは、県の負担額、実質は6億円であるけれども、これまでの取組等も含めて、一般財源31億円を今年もしっかりと充てて取り組んでいくんだというようなお話がございました。

当然のことながら、これまでの取組プラス、そして国の地方創生の取組などもあわせもって、この新法をプラスアルファとして捉えながら、課題の解決に取り組んでいく必要があるかと思えます。

そして、先ほど申し上げたとおり、知事は、当然長崎県に多くの課題はあるわけけれども、人口減少、また、雇用の創出等については、やはり離島の課題は大きいんだと。これらの課題解決なくして本県の振興はないし、逆に、これらの離島の課題をクリアすることによって本県の浮揚につながるというようなことであります。

国境離島新法の中身について、改めて少し再質問をさせていただきたいのですが、先ほど来、若者に特化した働く場所づくり、これは当然必要であろうかと思えます。多くの雇用の場が生まれ、そして、島の外にしっかりと発信していくものができる、そのことによって、島の中だけの人材では足りない、だから外からも来ていただいて住んでいただく、住んでいくためには、その環境づくりも必要であろうかと思えます。

そういう中において、今現在、「300名の」というふうに一言だけさっき企画振興部長が答弁されたかと思えますが、いま一度、具体的に既

存の離島の皆さん、今の事業者の方々、民間の方々新たな雇用を生むための取組をしていただくことと、もう一つ、県や市町が何かしらの売り込むものをつくり上げ、そのプレーヤーとしての雇用を生む方法と、大きく分けて2つあるかと思うんですが、県が今、何を市町に促そうとしているのか、具体的な取組をもう少し、プロジェクトチームの取組から島に入って、どのような掘り起こしをし、そして、それらが具体的にどのような雇用につながっているかをご説明いただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 先ほど、雇用の創出の場面の中で、各市町において、振興局が各種団体とともに新規事業者の掘り起こしを行っているというふうなことを答弁申し上げましたけれども、今、一定、事業者から企業創業の申し出がっております。その中で、1名、2名、あるいは10名、20名というふうなさまざまな形態の企業創業の申し出がっておりますけれども、その中身をもう少し磨き上げていくことも必要かと考えておまして、振興局、市町、それから関係団体とともに、現在も事業者を訪問いたしまして、新たな事業の掘り起こし、あるいは今申し出がっているものの磨き上げというものについて詰めているところでございます。

それから、すぐれた特産品も各市町にはございますので、そういったものをしっかりと都市圏に売っていく、販路拡大していく、そうすることによって利益を上げていく、そうすることによって良質な雇用の場が生まれてくるというふうなことについての対策といたしまして、各市町で、仮称でございますけれども、地域商社を立ち上げ、そういったところで地域特産品の

磨き上げを行うとともに、都市圏へセールスに行く、販路を拡大していくというふうなことを今関係市町とともに検討しているところでございます。

そういった都市圏での活動の場の施設整備というものも必要でありますし、そういったマーケティングの支援をする職員、それから都市部で必要とされる、求められる商品の開発、あるいは今ある離島産品のブラッシュアップに努めるための支援といたしまして、しまの総括支援員という者を配置する必要があるのかなと考えているところでございます。そういったことに今現在取り組んでいるところでございます。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 具体的な答弁であったかどうか理解ができないのですが、長年にわたる本県の課題が離島に詰まっていると。これらはこれまでの取組にあわせもって、今回の新しい法律によって人口減少に歯止めをかける、そのために雇用の場をしまにつくる、そこまでは知事も部長も説明が明確なんですよ。

具体的に、じゃ、県は何をしているんですかという、何かしらのものを考えて掘り起こしをしていますとか、市町に入り込んで促しをしていますとか。そういう時間はもう過ぎていて私は思うんですね。

出てくる雇用の数が1人、2人というものが、もしくはその取組というもののスピード感が、これまでの長年の人口減少という課題をクリアする取組として質と量とスピード感が足りているのかどうか、今の答弁では非常に疑問を持つのですが、もう少し具体的に行われていることをおっしゃっていただかなければ、今の部分だと抽象的な話で、実際何もしていないのではないかというような指摘にならざるを得ないので

すが、ご答弁いただけますか。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 具体的な取組といたしましては、地域の産業を支えておられます、例えば農業の、五島でいいますとごとう農協、あるいは農業生産法人、森林組合、商工会、商工会議所、観光事業者などにご参加をいただきまして、定期的に新しい支援対策などを振興局を中心といたしまして、市町とも一緒になってやっているところでございます。

市町におかれましても、各市町の中にプロジェクトを設けまして、こういった動きとともに新しい企業創業の掘り起こし、磨き上げに取り組んでいるところでございます。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 基本的には、まだ国から方針がしっかりとしたもの届けられていない。しかしながら、その部分を引いても、しっかりと国の平成29年度予算を見て、この2月定例会で本県の予算というものを出しているわけですから、もう少し明確に、人口減少に歯止めをかける取組、そしてそのために必要な方策として、雇用を生む、働く場所をつくる取組、これをこのようなことを行っている。そして、現在、幾つかの雇用が生まれ、これが実になるものにつながると思う、だからこそ人口減少の変化をこういうふうにもたらせることになろうと思う、そういった答弁をいただきたいと思うわけですが、知事、いま一度お願いできますでしょうか。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 先ほど申し上げましたように、まずは若い人たちが島にとどまって活躍をしていただくためには、雇用の場をいかに増やしていくかというのが最重要課題であると

考えております。

もちろん雇用の場を増やすというのは、企業誘致を進めて新たな雇用の拡大を図っていくというのが一番効率的な取組であります。現実の問題として、このスケジュールが計画できるかということ、なかなか難しいところがあります。

したがって、企業誘致は企業誘致として、例えば、離島の特性を活かしながら、IT関連産業でありますとか、BPO関連企業の誘致を目指して、ゆかりの方々へのアプローチを含めて、既にはじめているところでございます。

どういった環境を整えれば企業に立地していただけるのか、そういう条件整備も含めて、各企業の皆さん方と意見交換をし、環境整備を進めていこうと考えております。

ただ、それではちょっとタイミングが読めませんので、島内の各産業に従事しておられる方々に、今後の事業展開として雇用創出につながるようなお取組は検討していただけないのか、まずはそういった掘り起こしを各部局で進めさせていただきます。

食品加工業に取り組んでおられる方々は、もう少し生産設備を拡大していけば、販路も確保できているし、雇用を1人ないし2人ぐらいは確保できるかもしれない、旅館業を開設したいんだけど、それにはこういう課題がある、あるいは農業分野等を例にとりますと、さまざまな地域の特産品の生産拡大に精力的に取り組んでいきたい、それに伴って就業者の方々も増えていく、そういうお話がありますので、そういう話を地元の市町の皆さん方と力を合わせて、まずは掘り起こしていこうということで、現時点で掘り起こした数字が、概数であります。これは1人雇用の想定の場合を含めて、約380人ぐらいの雇用拡大の案件が視野に入ってきてい

るというような状況であります。

ただ、300名前後の雇用拡大で、直ちに離島の人口減少に歯止めがかかるかということ、これはなかなか難しいところもあるわけでございますので、もっと既存の施策、制度等を見直ししながら、施策の精度を高めて、より重点化して、雇用の確保、雇用環境の整備に力を注いでいかなければいけない。

また、大きな可能性がある分野としては、これからは交流人口の拡大をいかに雇用の場に結びつけていくかということであろうと思います。日本遺産としても選定をされましたし、世界遺産の登録も目指しているわけでもありますので、そういうタイミングを活かして交流人口を拡大させ、そのことで新たな雇用の機会を生んでいく、そういう努力を続けていかなければいけないと思っているところでございます。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 1人、2人の雇用の創出という部分についてなんです。本予算は、全国の国境離島に指定されている区域全体が雇用創出の取組をし、総枠の中から恐らく予算の取り合いというふうになるかと思っております。

将来的な展望の中で、今は2人からはじまるが、1人からはじまるが、先々、可能性の拠点として多くの雇用を生むであろうとか、もしくは1人、2人ではなく、もっと複数の多くの雇用からスタートする事業とか、そういったものがなければ、私は、採択や、各地域、選ばれる部分があるのであれば、長崎でその予算を獲得するのは難しいのではないかなど、そんな予測も立つのですが、最後に、そういったものに向けて、具体的に、いつまでに、どのような取組を取りまとめ、国に対して求めていく、または雇用の数についての思いを、いま一度まとめて答

弁をいただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 国からまだ具体的な交付金の要綱は示されていない段階ではございますけれども、1名、2名というふうな雇用ではなくて、もっと大きな雇用が生み出せるような事業展開になるように、現在も各振興局、市町それから関係の事業者と一緒に、各事業者を回らせていただいているところでございます。

また、議員ご指摘のように、将来的に発展可能性のある事業となるような取組に結びつけていく必要がありますので、そういったところは至急、今現在も取り組んでおりますけれども、この4月に向けて実施できるように、しっかりと時間軸を持って取り組んでいきたいと思っております。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 国境離島新法については終えたいと思いますが、今、知事そして担当部長の方から答弁があった内容は、雇用について、しっかりと1名、2名にとどまらず、現行届いている案等々も含めてもう少し磨き上げて。先ほどから何度も、地元に入りとか、島に入りということをおっしゃっていますが、具体的に、じゃ、そこで何をするのかというのは余り答弁の中では見えてまいりません。具体的に、それを将来的には10人にもなるような雇用の場とするのか、さらには今の1、2をもう少し複数の雇用の場として今のうちから磨いていくのか、そういった部分についても、より早い段階での取組の具体的な姿勢というものを示していただく必要があるかと思っております。

長崎新聞が「国境離島の岐路のしま」という形で特集をされておりました。その中のインタビューで谷川弥一代議士が、「バトンを受けたら

走れ」というような記事があったのを承知だと思っております。

私自身も、選出である壱岐市を含め、本県の離島について、雇用が生まれなければ、人口減少に変化がなければ、私自身の責任だと、そんな思いで今取り組んでいる次第です。

枠組みについて、予算について、しっかりと法律を国はつくってくれたんですよ。それが届けられて、今、これに対する結果を出さないと、それは県、市町に絡む我々行政や政治家の責任であると思いますが、その部分、共有することがあれば知事の答弁を求めたいと思っております。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 私どもが本当に悲願としておりました「有人国境離島法」を制定していただき、新たな交付金制度等の支援措置を準備していただいたわけでありますので、我々は、しっかりとそれを活用させていただき、具体的な成果に結びつけていかないといけない、そういう責務を担っているわけでありますので、引き続き全力を注いでまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 我々を含め、雇用の場、人口減少に変化がなければ、知事の責任である、我々の責任であるということを共有できたというふうに理解します。

最後に、クロマグロの資源管理について、改めて再質問をさせていただきます。

答弁によると、現状のW C P F Cの枠組みからなる国際的なルールから我が国に与えられた数、そして、それらをまき網、沖合と沿岸に分けた数字、その取組が今年、行われているわけですが、これが概ねもとになって、罰則規定な

どがある、TAC制度が設けられるのではないかと思います。日程的なものは、沖合については来年の1月、沿岸については来年の7月というふうには明確な言葉がありましたが、現行の取組が基礎となるのでしょうか、いま一度、答弁を求めます。

○議長(田中愛国君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 今のご質問でございますが、具体的に今後どのようにTAC制度を運用していくか、そして数量配分をどうしていくかということについて、現時点で国から明確な説明はなされていないという状況でございます。

ただ、一般的に申し上げますと、やはりこれまでやってきたこと、試行的TAC制度の仕組みとしまして取り組んでいたことが一つの基礎となると考えております。ただ、一方で、今年度、さまざまな課題も明らかになってきたわけでございます。こういったことを踏まえて、しっかりと国の方としても改善を図るべきは図ることが先般の広域漁業調整委員会の中でも説明がございました。

そういった意味で、私どもからも必要な改善ということは求めていきたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 正確な何かしらのものは国から届けられていないがと踏まえながらも、さまざまな会議や漁業者の声を聞く場における意見などを踏まえればということで水産部長は今ご答弁いただいたのだと思います。先頃、壱岐市に水産庁の方がお見えになつてというような新聞の記事もございました。

これは明らかに現状として厳しい状況であることはわかるわけですが、ただ、壱岐のマグロ漁師の方々もおっしゃっているのは、資

源管理を行わなければならないと、その思いにわずかも揺らぐものはないと。しかしながら、マグロを捕り続けながら、資源管理をしながら、両方を両立しながらというふうな思いに立った時に、現状、明らかにこれは割り当てについて苦しい部分があると。

さらには、ルールを決める方が現場の声を聞いていることが前提ではあるけれども、例えば、昨年の漁を前提とした場合、クロマグロを捕っている方々の中には、マグロは少し、サワラやイカを捕って、そしてブリを捕って、トータルで1年間を過ごす、そういう取組をする方も多くいらっしゃいます。今年はサワラやイカが全く捕れなかったそうです。さらには、ブリについても値段が安く困ったというような声もありました。そんなシチュエーションとかをイメージして水産庁はそういうルールをつくっているのか。

さらには、漁師の方々、海の中はわからないわけですから、経験等いろんな知識でやるんでしょうけれども、捕れる時に捕るというのは漁師の方々の鉄則だと私は思うんです。そういった中において、年間を通じて何トンという取り決め、もう少しこれが実現できる、実行できるためのサポートというのが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(田中愛国君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 議員ご指摘のように、昨年の夏以降でございますが、特に、上対馬を皮切りにしまして県内各地で非常な好調が続いたということで、結果的に6カ月ほどの漁期を残しながら漁獲の消化が済みまして、県内各地で操業自粛という厳しい状況が行われたということでございます。

こういった状況に対しまして、当面の経営支

援ということになりますと、県としましては、既存のつなぎ融資資金、こういったことの活用を漁協に指導しているところでございますが、ただ、今回のクロマグロ資源管理の導入に際しましては、「漁業共済積立プラス」という仕組みがございまして、この中で、掛金については7割、そして積立金は75%を国庫が負担しまして、漁業収入が減少した場合に支援する。しかも、通常より高い5%程度の水揚げが減少した場合でも支援するという特別な措置がとられております。

しかしながら、同制度の加入ということにつきまして、漁協によって大きな差異がございまして、こういったことにつきまして、今後、反省点として取り組んでいく必要があると思っております。

また、昨年夏の段階のヨコワというのは比較的安値ということでございました。高値が期待できる冬季に漁獲をどういうふうにしたら集中できるのだろうか。こういったことも含めまして、今後考えていく必要があると思っております。

また、さらに漁獲量の配分ということに関しまして、今後、何らかの沿岸漁業に対する管理措置も含めまして、配慮ができないかということにつきましては、国と相談していきたいと思っております。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 水産部長は、このような沿岸漁業者の経営体の数と2,007トンがそういう関係であったとか、サワラやイカが捕れない今年は、今の割り当てではマグロだけでは大変苦しかったとか、そういった現場の実情というのは、これがスタートする前、ご存じだったのですか。

○議長(田中愛国君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 本年の冬におきますイカの不漁、そして漁期に入りましてサワラの不漁でございますが、これにつきましては漁業関係者の皆様、そして組合長さんから、特に今年は大変厳しい状況だ、例年に比べますと、例えばイカ漁であれば2割程度しかないというような状況については伺っておりますが、それと今回のマグロの好漁獲というのが重なったということが、いろんな面で問題を起こしているということだと思っております。

○議長(田中愛国君) 山本啓介議員—21番。

○21番(山本啓介君) 最後にしたいと思いますが、今の答弁もそうですけれども、当然、先のことはわからない、予測が立たない海の中のことをルールを引こうとするんですよ。だから、やはり現場に近い方が、水産庁、ルールを決めるところに対して、現場の声を1年に1回ではなくて、流動的なんですよ、変化する風景はいろんな状況がある。その一つひとつをやはりタイムリーに伝える必要があると思うんです。

答弁の冒頭で、現場の声をしっかりと水産庁に届けるというふうな話がありました。水産県長崎としてプライドを持って多くの漁業者の声を、もう少し浜回りをしっかりしていただいて、その一つひとつの声をタイムリーに水産庁へ届けていく、その取組を徹底していただきたいのですが、いつ浜を回りますか、そしていつ水産庁へ届けますか。

沖合が1月からはじまって、沿岸が7月ですけれども、1月からはじまるということは、もう沖合のTACの数字は決まるということですよ。1月に沖合が決まると、半分は沿岸ですから、1月よりもっと前に決まるわけでしょう。時間がありません。

答弁していただけますか。いつ浜回りをして、

いつ水産庁へ訴えに行きますか。

○議長（田中愛国君） 水産部長。

○水産部長（熊谷 徹君） できるだけ速やかにやっていきたいと思っておりますが、具体的な日程につきましては、今後、できるだけ早い時期に実現できるように努力していきたいと思っております。（発言する者あり）

○議長（田中愛国君） 午前中の会議はこれにとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時13分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開—

○副議長（坂本智徳君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

吉村 洋議員—19番。

○19番（吉村 洋君）（拍手）【登壇】 自由民主党の吉村 洋でございます。

貴重な時間をいただきましたので、通告書に基づいて質問させていただきたいと存じます。

私ごとでございますが、不覚にも生まれてはじめてインフルエンザにかかってしまいまして、十分な準備時間がとれなかったところは、言いわけはしないのですが、答弁でカバーしていただきたいと思っております。（発言する者あり）

あと、冒頭申し上げさせていただきますが、本日は、プレミアムフライデーだそうございまして、（発言する者あり）午後3時にはあがらなければいけないというふうに新聞に書いてございました。進行にもご協力いただきますように、よろしく。（発言する者あり）

それでは、質問に入らせていただきます。

1、県北地域の現状・課題とその対策について。

（1）県北地域の現状・課題について、どのような把握をされているか。

去る2月7日の長崎新聞に、新聞紙一面全部を使って、「県北地域の現状と課題 人口減で強まる広域連携」という大見出しで、人口、医療、公共交通、西九州道、連携中枢都市圏の5つの項目について問題提起がなされておりました。

県北地域は、人口、面積ともに県全体の約3割を占め、豊かな自然、魅力的な地域資源を有しておりますが、人口減少が進んでおり、県北振興局管内で見ましても、炭鉱が盛んだった1955年のピーク64万1,761人を境に、平成の大合併もあり、2010年国勢調査で39万3,060人、2060年予測値では21万3,900人と減少していくというふうに推測されております。各市町が策定している「まち・ひと・しごと創生総合戦略」により人口減少対策を進めたとして、2060年、どうにか30万人を維持できるかというような計算でございます。

そこで、改めて示されたこの県北の課題について、県としてどのように捉えられているのか、お伺いをいたします。

（2）今後の進むべき方向について、どのように捉えているか。

まず1点目が、佐世保市が目指す連携中枢都市圏形成への対応。

佐世保市が中核市になり、取組を進めようとしております。昨年、佐世保市が中核市となり、広域連携の新たな枠組みとしての連携中枢都市圏を構成すべく、佐賀県西部を含む周辺13市町に協議への参加を呼びかけ、11月には圏域の枠組みが決定できるよう、本年5月、第1回目の会議が予定されているということでございます。

当然、県も関わる必要があると思うわけです。

が、佐世保市の思いについて、どのように把握されているか、お尋ねをいたします。

また、長崎・佐賀連携協定に関連づけられていくのか、あわせてお尋ねをいたします。

これとは別に、交流人口拡大へ向けた協議の場として、佐世保、平戸、松浦、佐々、伊万里、有田の長崎県、佐賀県をまたいだMR沿線自治体6市町議会で「西九州北部地域市町議会協議会」が昨年8月に結成されております。本年1月12日に第2回目の会合が開催されたと記載されておりました。

ここでも県境を越えた面的な連携の必要性や来年4月のMR開業30周年への対応等が話し合われているところでございますが、このような動きに対し、県はどのように関わっていかれるのか、お伺いをいたします。

2点目、世界遺産候補、日本遺産への対応について、平成28年度の検証と、それに基づいた平成29年度の計画はどうかという質問でございます。

昨年4月に日本遺産に認定された「日本磁器のふるさと肥前～百花繚乱のやきもの散歩～」、いわゆる肥前窯業圏ですが、これは地域の歴史的の魅力や特色を通じ、日本の文化、伝統を語るストーリーにより構成されており、その構成要素は、県境をまたいだ広域連携による地域振興、交流人口拡大にもつながるものと考えています。

この認定に至ったきっかけは、長崎・佐賀連携協定を締結したことからはじまったと理解をしているわけですが、そこで平成28年度に実施された事業の内容、また、そこから見えてきた効果と課題について、お知らせをいただきたいと思っております。

あわせて、平成29年度の事業計画、予算についてもお伺いをいたします。

また、このような日本遺産の取組や「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」など、さまざまな取組を連携し、事業を進めることによって、県北地域の振興にもつながると考えるわけですが、県の考え方を伺います。

3点目、佐世保・県北医療圏における周産期医療への対応でございます。

平戸市、松浦市における周産期医療体制問題について、これも2月7日の長崎新聞において、「県北地域の現状と課題」と題した中で大々的に取り上げられておったわけですが、以前からずっとこれは続いている状況であると認識をいたしております。しかしながら、改めてこの記事を見て実感したところでございます。

新聞記事から引用いたしますと、2014年時点で、医師は佐世保市に650人、ほかの3市町に90人おられるそうでございます。同医療圏のうち、佐世保市を除いた県北地域の医師不足が顕著である、10万人当たりの医師数は128.6人とどまり、県内離島の平均173.3人を下回っているということになっております。長崎市などの長崎医療圏は、同じく401.9人でございます。医療体制は南高北低となっていると記載がありました。県北地域では、特に、産科医の不足が深刻であり、平戸市はゼロで、松浦市には1人いるものの、分娩は受けつけておらず、佐世保市の医療機関に依頼している、根本的な医師不足の解消が求められるとの記載でございます。

この北松浦半島末端地域が抱える問題は非常に大きな課題があると考えられるわけですが、県として、どのように対応されようと考えておられるのか、お伺いをいたします。

4点目、佐世保北部地区の渋滞対策についてでございます。

これは残念ながら、本日の長崎新聞に大々的

に載ってしまいまして、いささか気落ちをしているところですが、瀬戸越交差点の渋滞対策についてということでございます。

本交差点は、交通量が多く、国道498号上にはMRの踏切があり、一層の渋滞を招いているところです。現状では、構造上、踏切をかわすことはできず、交差点から数百メートルのところにある労災病院へ向かう救急車が渋滞に巻き込まれ、病院到着が遅れる事態も発生しているということでございます。

そこで、その解決策として、国道498号と国道204号をつなぐ踏切のないバイパス道路建設が佐世保市より要望をされているところでございます。人命にも影響することから、早急に解決すべき課題と考えますが、県の考えをお伺いいたします。

(3) 佐世保港の整備について。

国際クルーズ拠点に佐世保港浦頭地区が選定されたところですが、今後の対応はということの質問でございます。

本年1月、国土交通省により、国内6港が官民連携の国際クルーズ拠点に選定をされております。佐世保港もそのうちの一つで、浦頭地区が国土交通省、佐世保市、カーニバル社の3者で整備されることとなっております。

整備費用は数十億円に上り、岸壁及びしゅんせつは国が、C I Q施設、ターミナル等はカーニバル社が、その他の駐車場、道路整備等は佐世保市が行うという整備分担が決定されているわけですが、佐世保市の負担も多額に上ることから、新たなクルーズ拠点が整備されるということは、長崎県へ訪れる観光客の増加にもつながるということを考えると、県の積極的な関与が必要ではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

2、地域防災について。

(1) 難聴地域の解消に向けた、その後の進捗状況はどのようになっているか。

以前、一般質問で取り上げさせていただいたわけですが、ラジオの電波状況の調査をやって、その状況を把握した上で、国なり、NHKなりに働きかけをしなければいけないのではないかとこのご提案をさせていただいておりましたが、その後の状況はどのようになっているでしょうか、お知らせをいただきたいと思っております。

(2) 県内防災行政無線（同報系）の整備状況について。

防災行政無線について、特に、合併自治体等においては、アナログで整備されていた地域もあり、デジタル化の中で、これまで受けていたサービスが受けられなくなるといった事態が発生しかねない状況が迫っております。

そのような状況に対して、県としてどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

(3) 現在大村市が実施している防災ラジオ貸与事業についての県の考え方は。

最近、テレビ等で盛んに大村市長がどんどん出て宣伝をされているのですが、280メガヘルツ帯、昔のポケットベルの周波数帯を活用して防災ラジオを導入するという事業でございます。

このことについて、県はどのように把握をしておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

3、林業振興について。

(1) 森林整備事業で、森林所有者の特定が困難なことが森林整備を進めるうえで障害となっているが、その対策について。

県森林環境税を活用した森林整備事業で、森林所有者の特定が困難なことが森林整備を進めるうえで障害となっているということが、これも

1月26日の長崎新聞の記事で出たわけですが、ながさき森林環境基金管理運営委員会の報告として、これは掲載されておりましたが、森林所有者の特定が困難な森林での間伐の達成率が8%止まりという見出しに驚いたところであります。

所有者がわかった部分での森林組合等が森林経営計画を立てて実施する間伐事業は順調に推移しているということではありますが、県全体の森林整備事業の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

また、平成23年の森林法の改正で、要間伐森林制度により、所有者が不明の場合でも市町村長の公告、県知事裁定といった手続を踏むことで間伐ができるようになっていてございしますが、この手続の活用状況についてもお知らせをいただきたいと思っております。

また、本年4月より施行予定となっている森林法等の一部を改正する法律案では、共有林の所有者の一部が所在不明であっても伐採ができる所在不明者の持ち分の移転等を行う裁定制度が設けられているところでございしますが、その活用見込みについてもお知らせをいただきたいと思っております。

4、第11回全国和牛能力共進会（宮城大会）に向けた取組について。

- (1) 出品対策は。
- (2) 輸送対策は。
- (3) 機運向上対策は。

平成24年に本県で開催されました「第10回全国和牛能力共進会」においては、長崎県が「肉牛の部」で最高位である「内閣総理大臣賞」を受賞し、日本一となったところでございます。

県肉用牛改良センターで飼育する全国的に有名な種雄牛「平茂晴」に加え、近年、「金太郎

3」、「勝乃幸」などが全国トップクラス種雄牛として相次いで誕生をしております。

子牛価格も高値で推移していることなどから、牛舎建設や優良雌牛の導入など、生産者の増頭意欲も高まっているとともに、長崎和牛の知名度がこれまで以上に高まっていると感じております。

このような中、いよいよ本年9月に「第11回全国和牛能力共進会」が宮城県で開催されることとなっておりますが、前回の長崎大会に引き続き、日本一連覇を獲得することで長崎和牛の名声を確固たるものにすることが重要でありますし、本県の肉用牛振興に大きな効果をもたらすものと考えております。

このため、大会に向けて、さまざまな対策が講じられていると思うわけですが、今回は宮城県での開催ということから、出品牛の長距離輸送の課題等も考えられ、環境の変化による牛へのストレスを懸念しているところでございます。

そこで、宮城大会に向けた現在の日本一連覇に向けた出品対策の進捗状況及び輸送対策、そして機運向上対策等をどのように考えておられるのか、その検討状況について、お尋ねをいたします。

以上、演壇よりの質問は終わりますが、あとは対面演壇席より質問をさせていただきたいと存じます。

どうぞよろしく願いいたします。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 吉村 洋議員のご質問にお答えをいたします。

県北地域の現状や課題等について、どのように認識しているのかとお尋ねでございます。

県内第二の都市であります佐世保市をはじめ、県土の約3割を占める県北地域の発展は、県勢

の浮揚に欠くことができないと考えているところであり、県北振興局が土木、農林水産、商工観光、地域づくりなど各分野で地域に密着し、課題の把握に努めておりますとともに、私も「させば未来創造フォーラム」をはじめ、地元地域の皆様の声をしっかりと聞きし、地域の実情把握に努め、課題解決に力を注いでいるところでもあります。

県北地域の現状を見ますと、県全体と同様、人口減少が最大の課題であり、住民生活を支える生活環境の整備充実、人口の受け皿となる雇用の拡大や産業の振興が課題となっております。

特に、離島・半島を多く抱え、広域に及ぶ地理的特性等も相まって、医療や交通、定住対策などの分野では、広域的な連携を促進しながら課題の解決を図る必要性も高まっているところでもあります。

そうした中、県北地域では、製造業等の誘致が進み、工業団地が不足する現状を踏まえ、佐世保市において、新たな工業団地の整備がはじまったところであり、オフィス系企業の誘致もあわせ、雇用の場の拡大が期待されております。

加えて、県北地域は、九十九島に代表される美しい自然環境や水産物をはじめとする豊かな農林水産資源、ハウステンボスや日本遺産といった全国に誇る観光資源など、すぐれた地域資源を数多く有しているところでもあります。

さらには、西九州自動車道の延伸、国際クルーズ拠点の形成、世界遺産の登録、IR推進法の成立等の環境整備が進みつつあり、今後は、こうした動きを最大限に活用しながら、企業誘致の推進や交流人口の拡大、若年層の県内定着の促進などにつなげていくことが重要であると考えております。

このため、歴史、自然、産業等の資源を最大

限活用した地域経済の活性化に官民一体となって取り組んでまいりますとともに、佐世保市を中心にした定住圏や医療圏の形成支援、佐賀県との連携の促進も含め、地域と連携した施策を積極的に推進し、県北地域の活性化を図ってまいりますと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○副議長(坂本智徳君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 佐世保市が目指す連携中枢都市圏形成の取組に、県も関わる必要があると思うけれども、佐世保市の思いについて、どのように把握されているのか、また長崎・佐賀連携協定との関連づけをどう考えるのか、西九州北部地域市町議会協議会の動きのような対応について、どう関わっていくのかということについてのお尋ねでございますけれども、佐世保市は、人口減少や高齢化が進む中で、医療や交通、産業など、中核市と周辺自治体が連携して地域社会、経済を支えていく必要があるとの考えのもと、連携中枢都市圏形成を目指しているところでございます。

県といたしましても、佐世保市は、消防や救急医療などの面で、県北地域の中心都市として大きな役割を担ってこられ、さらに中核市となったことで、さまざまな事務の移管も行われていることから、広域的な視点に立った役割を積極的に担い、県北地域の経済成長を牽引していただくことを期待しているところでございます。

なお、連携する具体的な取組内容と、それからまたその枠組みを含めまして、平成29年度中に設置予定の関係市町で構成する協議会において、平成30年度にかけて議論されることとなっているところでございます。

県といたしましては、佐賀県との連携協定に

基づく施策の展開、それから「西九州北部地域市町議会協議会」の動向を踏まえながら、これまで以上に佐世保市との連携を深め、国の支援事業採択に向けた助言を行うなど、円滑な圏域形成が図られるよう支援してまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、肥前窯業圏の平成28年度の検証とそれに基づいた平成29年度の計画はとのお尋ねでございます。

平成28年度の肥前窯業圏の取組につきましては、佐賀県及び関係市町、それから民間団体と連携をいたしまして、地域の魅力や文化的、歴史的価値等を踏まえた肥前窯業圏のブランドイメージアップのための情報発信を行うとともに、観光客誘客に向けた陶磁器文化の観光体験プログラムの充実や各種イベントの実施などを行ってまいったところでございます。

その結果、アンケート結果においても、日本遺産認定直後に比べ、肥前窯業圏の認知度が高まり、陶磁器関係施設の入館者や売上の増加、さらには民間企業等での独自の取組にもつながっていると考えているところでございます。

平成29年度におきましては、国の地方創生推進交付金等を活用いたしまして、肥前窯業圏のさらなる認知度向上に向けた情報発信や肥前窯業圏内への誘客につながる魅力あるイベントの開催などに取り組んでまいりたいと考えており、引き続き、このような事業を通して肥前窯業圏の交流人口拡大や地域活性化を推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、日本遺産や世界遺産など、さまざまな取組を連携し事業を進めていくことによって、県北地域の振興につながると思うが、県の考え方はどうかとのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、地域資源を広域的に連

携させ、地域振興につなげていくことが大事だと考えているところでございます。これまでも、「海風の国」佐世保・小値賀観光圏事業や長崎県、佐賀県及び両県の8市町が連携して取り組む「肥前窯業圏」、松浦市、平戸市、伊万里市が連携して取り組む「環伊万里湾事業連携連絡会議」など、広域的な周遊観光の推進に取り組んでいるところでございます。

西九州自動車道も着々と整備が進められている中、世界遺産の登録を見据え、佐賀県等との連携を図りながら、官民が一体となって交流人口の拡大、地域の活性化に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長(坂本智徳君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 平戸市、松浦市における周産期医療体制について、県としてどのように対応しようとしているのかとのお尋ねでございますが、佐世保県北医療圏のうち、佐世保市を除く県北地域は、他地域と比べて医療資源が少ないことから、県では平成27年3月に、同圏域の市町、医師会、医療関係機関等からなる「県北地域の医療のあり方協議会」を設置いたしまして、この地域の持続可能な医療提供体制を構築するための方策を協議してまいりました。

同協議会において、周産期医療については、地域で安心して子どもを産み、育てられる環境を維持するためには、産婦人科医とともに、急変時等に対応する外科医あるいは麻酔科医の待機、NICU（新生児集中治療管理室）、こういう機能も含め、二次医療圏全体で支えていく体制を構築すべきである旨の報告がなされました。

県といたしましては、佐世保市の基幹病院の

機能強化を支援するとともに、基幹病院と診療所等との情報共有を行う「周産期医療支援システム」の活用を図り、佐世保県北医療圏における周産期医療体制を確保してまいりたいと考えております。

また、小児科あるいは産科等の専門医を確保するために、後期研修医への修学資金の貸し付けを行う専門医師確保対策資金貸与事業により、周産期医療に関わる医師の確保を引き続き図ってまいります。

○副議長(坂本智徳君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 私からは2点お答えします。

まず1つ目ですが、佐世保北部地区の交通渋滞対策についてのご質問です。

佐世保市北部の大野地区は、吉井町や世知原町、柚木地区などの市北部地域の交通が集中し、国道204号、国道498号などにおいて日常的に渋滞が発生しているということにつきましては、十分承知しているところでございます。

このため、瀬戸越交差点や四条橋交差点の改良工事を実施し、さらには、今年度からは田原交差点の改良工事も事業化したところであります。

しかしながら、抜本的な渋滞対策が図られていないことから、先日、佐世保市及び地元自治会からバイパスの整備についての要望がなされたところであります。

バイパスを整備することで、大野地区周辺の交通の円滑化に寄与するものと考えられますが、多額の費用を要するとともに、一部、住宅密集地を通るルートになっていることから、まずは地元の合意形成が必要であるというふうに考えております。

今後、佐世保市と密接に連携し、検討を行っ

てまいりたいというふうに考えております。

次に、国際クルーズ拠点に佐世保港が選定されたことに対する今後の対応でございます。

今回、佐世保港が「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾に選定されたことから、受け入れ環境の整備が図られ、佐世保港におけるクルーズ船の寄港が大幅に増加することが期待されております。

県といたしましては、佐世保港と長崎港が両輪になって増加を続けるクルーズ需要を本県に取り込み、交流人口の拡大を図ることが県内経済の活性化につながるものと考えております。

このため、必要な対策について、今後、地元佐世保市と相談してまいりたいというふうに考えております。

○副議長(坂本智徳君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) ラジオの難聴地域解消についての進捗状況でございますけれども、県では、市町が把握しております難聴地域情報を放送事業者へ提供し、国の助成制度を活用した難聴対策を働きかけるとともに、市町に対しても、住民へのインターネットラジオの利用案内について周知を求めてきたところであります。

進捗としましては、民間ラジオ放送事業者において、昨年度、長崎地区及び諫早地区の難聴対策として、AM放送をFM放送に変換する補完中継局の整備に取り組んでいただいたところであり、さらに本年2月には、佐世保地区においても同様の補完中継局の整備が図られ、FM補完放送が開始されたところであります。

今後、難聴地域の方々への周知を市や放送事業者の方々へ働きかけてまいりたいと考えているところであります。

○副議長(坂本智徳君) 危機管理監。

○危機管理監(西浦泰治君) 私からは2点お答

えをいたしたいと思います。

まず、県内の防災行政無線の整備状況、それからデジタル化に伴う住民の安全性、利便性の低下への懸念について、どう考えるかとお尋ねでございます。

県内21市町のうち、防災行政無線を整備しているのは18市町であり、ほか2つの市においては、ケーブルテレビのネットワークを利用した施設を整備し、1つの町については移動系の防災行政無線での対応となっております。

また、防災行政無線が聞き取りにくい世帯の解消や屋内での聞き取りを良好にする環境対策として、18の市町が戸別受信機を活用し、4つの市町が防災ラジオを活用するほか、コミュニティFMや登録制メールの活用など、各市町において、防災行政無線を補完する情報伝達手段が講じられております。

県といたしましては、防災情報は、県民の生命・財産に直接関わる重要な情報であることから、迅速かつ確実に住民に対して伝達されることが最重要であり、各市町において情報伝達手段を見直す場合においても、地域の特性を考慮のうえ、必要な機能を備えた代替手段を適切に整備することが必要であると認識しております。

次に、大村市の防災ラジオ貸与事業についてのお尋ねでございます。

大村市におかれましては、近年の遮音性の高い住宅を考慮して、屋内への電波の浸透性、到達性にすぐれた280メガヘルツの周波数帯を活かした防災ラジオを導入し、屋外スピーカーによる防災行政無線と併用することで、屋内外において確実に情報が伝達できるよう整備をしたと聞き及んでおります。

大村市の事業は、平成28年度から導入されたばかりであり、県としましては、今後、大村市

から利用状況などをお聞きしながら、費用対効果や実効性について検証してまいります。

また、災害時に必要な情報を迅速かつ確実に住民に伝えるため、多様な情報伝達手段を用いることは非常に重要であることから、県としましては、今後、効果的な手法や先進的な取組などを市町に積極的に情報提供し、市町における防災情報発信の強化につなげてまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 私の方から6点、回答させていただきます。

まず、県全体の森林整備事業の進捗状況についてのお尋ねでございます。

平成23年度策定の「ながさき農林業・農山村活性化計画」におきまして、平成27年度に整備する森林の目標を4万9,500ヘクタールと設定し、整備を進めてきたところですが、実績は4万6,675ヘクタール、73%の達成率にとどまっております。

この間、木材を利用する搬出間伐は伸びたものの、切り捨て間伐を含めた年間当たりの森林整備面積は減少しているところでありまして、その要因として、国が切り捨て間伐予算を削減し、搬出間伐へ重点化したこと、木材価格の低迷により森林所有者の整備意欲が減退する中で、コスト縮減と販売対策を行いながら、搬出間伐に必要な森林所有者の同意取り付け、森林経営計画の作成を進めてきたものの、その取組が不足していること、また所有者の所在や境界の確定に時間を要したことなどが挙げられます。

このため、路網の整備や高性能林業機械の導入による生産性の向上、必要な労働力の確保・育成、輸出や木質バイオマスなど、規格、品質に応じた有利販売を進めることで森林所有者へ

の還元につなげ、整備意欲を高めるとともに、県、市町、林業事業体と連携を強化して森林所有者の特定を行い、森林経営計画作成を推進し、搬出間伐を中心に、年平均2,750ヘクタールを整備することで、未整備森林の整備を進め、平成37年度までに6万ヘクタールの整備済み森林を確保してまいりたいと考えております。

次に、要間伐森林制度の活用状況についてのお尋ねでございます。

要間伐森林制度といいますのは、間伐などが適切に実施されていない森林であって、そのまま放置すると災害等の発生のおそれがあり、間伐を早急に実施する必要がある森林を市町が認定し、知事裁定により森林所有者の同意がなくても間伐ができる制度でありまして、平成23年度の森林法改正により導入されたものであります。現在のところ、全国でも活用された事例はないところであります。

その理由について、各県への国のアンケート調査結果によりますと、制度の周知不足や手続に期間を要すること。市町に林業の専門職員がいないため、要間伐森林であることを客観的に判断することが難しいことなどが挙げられております。

しかしながら、県といたしましても、森林所有者の特定が困難で森林の有する公益的機能に著しく支障を来し、早急に整備する必要がある森林の間伐を進めるうえで本制度は有効と考えておりまして、市町、林業事業体へのさらなる周知、勉強会を開催するなど、県もしっかり入って制度の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、共有林の持ち分移転の裁定制度の活用見込みについてのお尋ねでございます。

この制度は、共有林の所有者の一部が不明で、

全員の同意が得られない場合でも、市町の公告及び県知事の裁定によって伐採ができる制度で、昨年5月の森林法改正により導入され、本年4月から施行されることとなっております。

本制度は、相続の発生により共有林となり、一部が所在不明となっている場合などの森林整備を進めるうえで有効であると考えておりますので、この制度についても同じく制度の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、全国和牛能力共進会（宮城大会）に向けた出品対策の取組状況でございます。

出品対策については、前回と比較して繁殖雌牛の脂肪交雑などの遺伝能力を数値化した育種価とその判明率が向上しており、その中から「肉牛の部」においては、前回より37頭多い141頭の能力の高い候補牛を確保し、発育等のすぐれた58頭を選抜のうえ、昨年3月に優秀な肥育農家15戸へ引き渡し、旨み成分であるオレイン酸含有等を増加させるための農家ごとのマニュアルによる飼養管理の実施、関係機関による定期的な巡回指導、脂肪交雑等の肉質診断ができる超音波画像診断装置による指導など、飼養管理の徹底と進捗管理に取り組んでおり、現在、順調に発育しているところでございます。

また、「種牛の部」においても、優秀な雌牛群の中から生産された出品候補牛のリストアップをもとに、各地区の出品対策協議会において、すぐれた候補牛の確保対策を進めているところであり、今後、各地区で開催される共進会において代表牛が選抜され、その中から7月に県代表牛が決定されることとなっております。

次に、輸送対策についてのお尋ねでございます。

今回、約1,500キロメートルを超える長距離輸送に加えまして、9月上旬の暑さが残る時期

での輸送に伴い、ストレス等による出品牛の体重減少や体調の維持、枝肉の肉色の劣化が懸念されているところであります。

このため、健康管理や疾病対策に当たる家畜保健衛生所の獣医師の随行や暑熱対策としての送風装置の導入、脱水対策としての飲水機会の確保、それから、振動防止対策としての家畜輸送に熟練した運転手の確保と行程の検討、肉色の劣化防止に効果が期待できる補助飼料の給与などについて生産者や専門運送業者などの意見をお聞きしながら、出品対策委員会で検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、機運向上対策についての取組でございます。

日本一連覇に向けた機運向上を図りますため、去る2月22日、長崎市において、県、JAグループ、全国和牛能力共進会「長崎和牛」推進協議会等の主催により、生産者や関係者、約250名が参加し、「長崎県肉用牛活性化推進大会」を開催いたしましたところでございます。

この大会では、農林水産省全共担当課長並びに全国和牛登録協会会長による基調講演と、生産者による「第11回全共宮城大会で全区優等賞、日本一獲得を達成しよう」などの大会宣言が採択されたところでありまして、引き続き、生産者、関係団体、市町と一体となって宮城全共に向けて全力で取り組んでまいります。

○副議長(坂本智徳君) 吉村 洋議員—19番。

○19番(吉村 洋君) ただいま、それぞれご答弁をいただきました。幾つかお聞きをしたいと思っております。

まず、今、農林部長から「第11回全国和牛能力共進会」に向けた取組ということで答弁があったわけですが、そうですね、2月22日、あったんですよ。「長崎県肉用牛活性化推進大会」、

共進会まで、あと197日、大会を盛り上げなければいけないという話ですよ。ただ、私たちは知らなかった。その当時、ぎりぎり間に合って宅島農水経済委員長も参加されましたが、私は個人的にJAながさき西海の組合長から話を聞いて、「知らんとか」と言われました。「あなたたちは、自分たちで頑張りよると自己満足で思うとるかもしれんけれど、今もずっとそれぞれ対策をやっておりますよ。考えておりますよ」と言われるわけですが、肝心の私たちにそういう情報も流さないで、私たちが、「あなたたちは県議会において、俺どんが頑張ろうとしよつとに知りもせんとか」と言われるわけです。そこら辺について、農林部長、どう思いますか、教えてください。

○副議長(坂本智徳君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 今回の推進大会の周知に関して、不足した点があったことは、まことに申し訳なかったと思っております。県議会の皆様方のお力をおかりしながら、今後はしっかり機運を高めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。(発言する者あり)

○副議長(坂本智徳君) 吉村 洋議員—19番。

○19番(吉村 洋君) 今頃になって、「どうぞよろしくお願ひします」なんて言われたって、「そうね」と、私ぐらひは言うかもしれんけれど、そんなことは誰も言わない。

昨日、土地改良連合会の会がありました。そこは案内がきておって、県議会からも十数名の参加があつて非常に喜んでおられました。県議会からもこれだけ来て応援をしていただくということはありがたいことだと、今後ともよろしくお願ひしますとなるんですが、この「長崎県肉用牛活性化推進大会」については、3人しか

行かなかったと。結局、聞かなかったらわからなかった。これはゆゆしきことで、やっぱりそういう情報を我々に流してほしい。機運の醸成でしょう。そういうことを私たちがわからないでは話にならないわけですから、あと197日ですから、これ以上は言いませんが、そこら辺は意を用いて今後取り組んでやっていただきたいと思えます。（発言する者あり）

次に、国際クルーズです。

これは浦頭地区に整備するわけですね。これを新聞で見て、よかったなと思うわけですよ、6港に選ばれた、これで拠点整備されていくわけですから。長崎港、それから佐世保の三浦港、浦頭港と3港で受け入れをすることができるようになる。ここは民間の資本を投入してやるわけですから、普通の港のような自由度はきかないことになるという中身ですが、それでも大きな船が来る。カーニバル社は、世界でも大手の有数のクルーズ会社ですから期待をしますが、この整備に、栈橋としゅんせつは国がやるんだということで、100%出るのかなと思っておいたら、何のことはない、市の負担が10分の4.5あるんですよという話です。市が、それと別にまた道路、駐車場も整備をしなければいけない。県もなかなか財政が厳しいというのは何回も聞いて耳にたこができておりますけれども、必要なことはやらなければいけないということで、2020年の運用開始に向けて今から整備を進めていくと、時間的にもそう余裕がないわけですね。ですから、県としても佐世保市と積極的に歩調を合わせながら、できる協力はやっていくということをお願いをしたいのですが、再度、土木部長、どうですか。

○副議長(坂本智徳君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) この港湾整備につ

きまして、この整備が行われた結果、どういう効果があるか、それから例えばどういう交通需要があるか、いろんな課題があるかと思えます。それを至急、佐世保市と相談させていただいて、必要があれば検討したいと思えます。

○副議長(坂本智徳君) 吉村 洋議員—19番。

○19番(吉村 洋君) 必要があればというのですが、もう少し踏み込んだ答弁がほしいです。佐世保市の負担が10分の4.5ですよ。知事、これが県の管理だったら県が出さなければいけないわけですよ。半分ぐらい出していいんじゃないかと思えますけれども、知事、10分の2ぐらい県が出すというような答弁が出ませんか。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君) 港湾整備は、それぞれ管理者がこれを行うわけでありまして、これについてはさまざまな財源措置、交付税措置が講じられているところでありまして、そういった実質負担等に着眼して、どういう状況であるのかという観点で佐世保市とも調整を図っていかねばいけないと、こう考えているところであり、これまでは港湾管理者の責任のもと、整備の促進に取り組んできているところであります。

○副議長(坂本智徳君) 吉村 洋議員—19番。

○19番(吉村 洋君) その話は何回も聞いているので、もう聞かなくてもいいんですけれども、出すか、出さんかと言うてもらえば本当に助かるのですが。

そういう方向に向けて、交付税措置等々はあるものの、やはり県全体のいわゆる観光の振興、地域経済の活性化ということを考えると、取り組むべき余地はあるのではないかと考えるわけですから、今後、積極的に佐世保市と連携を図っていただきたいと思います。よろしく

お願いします。

次に、もう一つ、佐世保で連携中枢都市圏の話ですが、この頃、佐世保市もよく頑張られて、こういうものをどんどん、どんどん発信しておられるわけですが、これに県が引っ張られよっても情けない話だなと思うわけです。県が率先してやるぐらいにやらなければいけないんじゃないかなと考えますが、こういう佐世保市が今行われている一連の動きについて、知事はどのように感じられているか、お聞かせいただけませんか。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君) 地方創生に向けた考え方の一つとして、それぞれ中核市並びにその周辺地域が連携をし、コンパクトシティで連携した都市圏を形成するというのとは一つの大きな流れになってきているものと考えております。

まずは、やはりそれぞれの地域の皆様方の思い、そのもとでどういう地域づくりを進めていこうとされるのか、それを一番大切しないといけないと思っております。県がこう思うから、こうすべきだというような課題ではなくて、やはり地域の皆様方の思いを地域づくりにどう反映されようとするのか、そこを県としてどういう形で支えていくのかという考え方になってくるのではなかろうかと思っております。

○副議長(坂本智徳君) 吉村 洋議員—19番。

○19番(吉村 洋君) 昔もそのように言われたような記憶がよみがえってきました。それはやろうというところが自主的にやって、必要なところを話に行くと、それには対応しますよというような話になるのですが、いつもそういう話が真っ先に出ると、何となくがっかりするところがあるというわけですよ。

ですから、あうんの呼吸じゃないですが、来

るのを待つというのではなくて、動きがあったら、すぐそこに出向いて行って、どういう現状かを把握して、何ができるかというのを県も考える必要があるんじゃないかと思うわけです。そこら辺は知事と相入れぬところがありますかね。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君) それは当然ながら、まずあなた方が考えなさい、県は当事者から外れておきますよという考え方はないわけでありますので、最初からそういった会合の場には県も積極的に参加させていただいて情報を共有しながら、その思いを実現するために県の立場からしっかり支えていくというのが役割ではなかろうかと、こう申し上げているわけであります。

○副議長(坂本智徳君) 吉村 洋議員—19番。

○19番(吉村 洋君) よくわかりました。そういうことで、今後とも一緒に手をつないでいきたいと思います。

ちょっと懸念するというか、佐世保市は一生懸命取り組もうとされているのですが、総務省の財政措置というのが、どうも平成の大合併の時も、交付税算定替えをやりますよとか何とかかんとか言うて、合併してしまったら、何となくどうだったんだろうかという反省する声もよく聞くわけですが、連携中枢都市圏の取組をやると、包括的財政措置で普通交付税でこれこれ、特交でこれこれ、連携市町村の取組に対する特交措置でこれこれと、こういう金額が先にぱっと出てくると、何となくそれ目当てになるんじゃないかなという懸念がありますが、それは私の個人的な思いで、そうではなかろうと思っておりますので、せっかくのこの連携中枢都市圏を構成しようという取組については、今後とも、今、知事が答弁されたようなところでご協

力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

次に、佐世保県北医療圏における周産期医療への対応ということで、これも新聞で見たんですけれども、やっぱり深刻なんですよ。産科医ゼロ、先行き不安、病院が遠いので子どもが産めない、それとか急に容体が変わった時に心配なので、もうこれ以上子どもはつくれませんとか書いてあるわけで、県は、人口を増やしていくんだということを掲げておられるわけですが、こういうことが続いていると人口も増えないというふうになるんじゃないかと思うわけです。

それで、周産期医療体制というのが「県北地域の医療のあり方協議会」で話し合われて、去年の3月にこれは出ておりますが、とりあえず、こういうふうな方向性でいこうというふうに決まっているところもあり、医療については医師会の協力も得なければ進まないところもあるのですが、医師不在ということについて、先ほど、福祉保健部長は、医師の確保に向けて努力をしてまいりたいというふうな答弁をされたような気がするのですが、もう一回確認をさせていただきたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 県北地域の医師を含めて医療の問題については、重要であるということで、先ほど申し上げました「県北地域の医療のあり方協議会」の中で、どういうふうな課題があるのか、それに対してどういうふうに対応していくかということを提言いただいたわけでございます。

その中で、周産期医療体制については、先ほども申し上げましたけれども、県北医療圏におけるシステムを使った周産期医療体制を確保し

ていくということの一つお答えさせていただいたところでございます。

もう一つは、小児科とか産科医等の専門医をどうしていくかという視点で医師の確保に向けて引き続き努力をしていくということで回答させていただいたところでございます。

副議長(坂本智徳君) 吉村 洋議員—19番。

○19番(吉村 洋君) 今、福祉保健部長が言われたことは、この報告書に周産期医療体制というところで書いてあるんです。非常に難しいところはあるとは思いますが、地域の皆さんの思いは、地域に、すぐ近くに医者がある、病院があるということにならないと、幾ら周辺を整備するといってもなかなか難しい。この地域の人たちのはかない思いを解決するという方向に努力をしていただきたいと思うわけですが、この報告の中に、県北は、連携中枢都市圏もそうなんですけれども、佐世保市が中心となってやるわけですが、佐世保市総合医療センターがあるわけですが、そこだけでは大変で、佐世保共済病院を基幹病院として医療体制を構築するとあるのですが、この佐世保共済病院については、どのような医療体制を構築するとされているのか、お知らせいただきたい。

○副議長(坂本智徳君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) この周産期医療体制の部分でございますけれども、佐世保市の基幹病院としておりますのは、今、議員が申されました佐世保市総合医療センターと佐世保共済病院を基幹病院といたしまして、そこと診療所とをつなぐ、情報共有を図る周産期医療支援システムを活用するというところでやろうとしております。

そういう基幹病院である佐世保共済病院につきましては、今年度、NICUの施設整備につ

いても補助をして機能強化を図ったところをございまして、こういう基幹病院と各地域の病院、診療所等との連携を深めていく。それと、あとは県内の周産期母子医療センター、これは大村市にある長崎医療センターをはじめとして、県下4つの病院がありますけれども、こういうところともこのシステムを使って情報共有を図りながら周産期医療体制の充実強化に努めていくというような方向で考えているところがございます。

○副議長(坂本智徳君) 吉村 洋議員—19番。

○19番(吉村 洋君) 最後にしますが、この新聞を読んでいるとやっぱり涙が出てくるんですよ。平戸市鏡川町在住の女性、片道40分かけて車で佐世保市内の病院に通った。待たされることも多く、長い日は3時間ほども待たされる。それだけでへとへとになる。2人目をほしけれども、気が重いと書いてあるわけです。

こういうことがなくなるように、やはり県としても対応していただきたいと強く思いますので、要望しておきますので、よろしく願いいたします。

次に、渋滞対策についてです。

私が個人的にぼうっとしているかしらんですけど、今日、新聞に出てしもうてね。私が今日質問してから出してくれればよかったけれど、長崎新聞も気がきかんなど。(笑声・発言する者あり)

前回、佐世保市が要望書を持ってこられて土木部長が対応されたので、これを今日、知事に「やりますよ」という答弁を一つもらって勢いをつけたいと思っておったのですが、そこで知事にお尋ねいたします。

佐世保市北部のこのバイパス構想というのは、いろんな意味で非常に効果があるということで

話が持ちあがってきているわけですが、早急に対応をしていただきたいと思いますが、知事、いかがでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君) 佐世保市北部地域の渋滞解消対策として検討が進められ、こういったご提案もいただいているわけでありまして、その効果に対して、市街地、住宅密集地帯を通過するバイパスになりますので、相当の財源負担が必要になってまいります。そこら辺は佐世保市とも十分打ち合わせをしながら、整備のあり方等について協議を進めていかなければならないと考えているところであります。

○副議長(坂本智徳君) 吉村 洋議員—19番。

○19番(吉村 洋君) 有効であると必ずなるはずですから、早急に話を進めていただくようお願いをしたいと思います。

これは何でかということ、ここの渋滞解消ばかりじゃなくて、個人的にですが、佐世保市の南の方の黒髪からずっと山祇の方まで、通称「山黒線」と言っております。国道35号の、この前から都市計画道路の整備改善というのがありますが、なかなかこれもいろんな課題が多くて大変と。

そうすると、この山黒線からつないでいって、これを当初は下におろしていく計画だったのですが、それをおろさずに、このバイパスができれば、そこにつないで、それから板山トンネルを通過して平戸までという平面街路の佐世保第二縦貫線みたいな感じで活用ができるようになるんじゃないかと思うわけです。

そういった意味でも、そこら辺まで考えを広げていただいて、今後の整備につなげていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これで終わります。

○副議長（坂本智徳君） しばらく休憩いたします。

会議は、2時40分から再開いたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

— 午後 2時40分 再開 —

○議長（田中愛国君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

渡辺議員—33番。

○33番（渡辺敏勝君）（拍手）〔登壇〕 皆さん、こんにちは。

改革21・民進党の渡辺敏勝でございます。

長崎県勢の活性化に向けて、大きく5点質問いたしますので、知事並びに関係理事者の簡潔・明快な答弁を求めるものであります。

1、前期の長崎県総合計画の施策評価について。

（1）目標達成率の結果と現状について。

①較べてみればの結果。

平成23年から平成27年までの5年間の前期の総合計画の結果が、昨年11月に発表されました。

この計画は、県民所得の向上などをもとに、5年間の施策に対しまして事後評価を数値で示したもので、施策の目標に対して100%は「達成」、90%以上は「概ね達成」、90%未満は「未達成」に分類し、5年間に掲げた354項目をそれぞれ評価しています。

その中身で見ますと、100%の目標達成が230項目、65%もあり、概ね達成を含めた達成率は約92%となっています。

しかし、92%の達成率にしては、長崎県はよくなったのかなと調べてみましたら、そうではありませんでした。

ここに、「較べてみれば」という本があります。これは議員の皆さんはご存じですが、傍聴者とかインターネットで見ている人はわからないと思いますけれども、県が2年に1回出しているもので、県の指標100を、県民所得が全国で何位なのかとか、しまの数は全国1位とか、そういった100の項目を出しているものです。これが昨年末に出されました。

この「較べてみれば」の本によりますと、2年前の県民所得は、全国40位だったのが43位に落ちております。県内総生産額は、29位だったのが31位に、現金給与総額は41位が43位に、実質経済成長率に至っては20位から41位に、それぞれ下がっているのがあります。

また、勤労者一人当たりの実質収入は38位から42位に、同じく勤労者の1世帯当たりの消費支出は29位から41位に下がっているのがあります。

92%の目標達成率に対しまして、現実には厳しい結果が出ていますが、この現状に対しまして、県は、この評価結果をどう見ているのか、見解を求めるものであります。

あとは、対面演壇席より質問をさせていただきます。

○議長（田中愛国君） 企画振興部長。

○企画振興部長（辻本政美君） 「較べてみれば」の主要な指標でございます実質経済成長率などは全国順位が下がっているのに、施策評価の数値目標の平均達成率は92%となっており、実態と乖離があるのではないかというふうなお尋ねでございます。

前回の総合計画では、46の施策、179の主要事業ごとに、取組の成果を表す372の数値目標を設定いたしまして、毎年度、事業の進捗管理や検証を行っているところでございます。

「較べてみれば」に記載されております実質経済成長率、県民所得、県内総生産額などにつきましては、全国順位が下がっておりますけれども、これらは同じ県民経済計算によるものでございまして、平成25年度に製造業において、県の施策が及ばない従業員300人以上の大企業の付加価値額が低下したことが最大の要因というふうになっております。

一方で、「較べてみれば」の中の農業産出額、年間商品販売額、高校新卒者の初任給などの項目や、国の統計による観光入込客数等は全国順位を上げており、一定の成果が見られるというふうに考えているところでございます。

今回実施しました前総合計画の施策評価は、県政全般にわたるものでございまして、各数値目標の達成率にかかわらず、数値目標ごとに評価を行って、課題や今後の取組方針を整理しております。未達成の項目については、新たな総合計画や個別計画に引き継ぐなどして、今後も目標達成に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) ②水産加工品出荷額の結果。

この施策評価、自己評価の分厚いものがありますが、全部見せていただきました。

その中で、例えば、水産加工品出荷額の結果を見ているんですけど、達成率が77%になっています。これは、基準年の平成20年の552億円、目標が650億円、それに対しまして実績は501億円。要するに、平成20年の基準値であります552億円よりも51億円も出荷額が下がっているんですよ。下がっているのに達成率77%の評価というのは、これはちょっと私はね、数字マジックといいますか、おかしいと思って

いるんですよ。(発言する者あり)

実質的に、なぜ51億円も下がったのか。要するに目標に対する達成率ですから、77%に、分母を割ればこうなってくると思うんですけど、552億円が501億円に51億円下がっているんです。約100億円伸ばそうとしているわけですよ、目標値はね。平成20年の552億円を650億円ですから、約100億円伸ばそうとしているんですよ。その伸び率に対する成果を評価としてパーセントで出さないと。100億円伸ばそうとして50億円しか伸びていなかったら、50%の評価と、こういう数値のマジックになっているんじゃないかなと思って仕方がないんですが、伸びしろに対する数値の評価が。

まずは水産加工品の出荷額は、なぜ51億円も下がっているのでしょうか。ここは、しまとく通貨とかふるさと納税で、水産加工品の出荷額は伸びていないといかんと私は思っているんですけど、なぜ51億円も下がっているんですか。その要因は何でしょうか。

○議長(田中愛国君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 水産加工品の出荷額が、基準年と比べて約51億円減少していると、この主な原因についてでございますが、加工品の中でも特に大きなウエートを占めております煮干しとか素干し、こういったものの原料となりますカタクチイワシが大変な不漁でございまして、このことが生産額を非常に下げております。

そしてまた、小規模な加工業者の廃業もあったと、こういったことが今回の出荷額の減少の大きな原因であるというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) カタクチイワシが不漁だったから51億円も下がるんですか、水産加工

品が。（発言する者あり）

施策評価の評価のやり方について、もう少しですね、知事、評価の検討をですよ。550億円を650億円に100億円伸ばすなら、その伸び率についてパーセントの評価をしていかないと、目標に対する成果で77%の成果があったとは、評価されませんよ、私どもが見たら。この数値のあらわし方を、何とかもう少し現実に合ったような評価の仕方にしていかないといかんと思いますが、その辺についての見解はいかがですか。

○議長（田中愛国君） 知事。

○知事（中村法道君） 確かに県の総合計画にはそれぞれ数値目標を設定して、その達成率を加味して平均達成率を求めているわけですが、県民の皆様方の評価と合わないところがある。今ご指摘いただいたのが、その代表的な例であろうと思います。

そこら辺は、実態をいかにして表現し、わかりやすくしたらいいのか、研究、工夫を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（田中愛国君） 渡辺議員—33番。

○33番（渡辺敏勝君） この5年間の評価として、「人が輝く・産業が輝く長崎県」という形で、特に、産業が輝く施策の全体の評価は93%なんですよ。全体をよく見て、この評価の在り方。

「うちの部は90何パーセントいったけん、よかったばい」と落ち着かんごとですね。本当に現実を直視していただいて、本当の施策評価をしていただくように、この見直しを含めまして要望しておきたいと思っています。

③クルーズ船の経済効果。

もう一つはクルーズ船ですよ。基準値の平成21年は58隻だったものが、実質的に180隻に増えていますね。約3倍に増えていると思うんで

すが、この経済効果は。今、クルーズ船がどんどん入って、今年は300隻を超えるような勢いですが、58隻から180隻に、約3倍に増えている5年間の実績の経済波及効果は幾らぐらいと算出していますか。

○議長（田中愛国君） 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（松川久和君） クルーズ客による観光消費額につきましては、平成28年の入港実績をもとに算出しますと、総額約158億円、1回の入港で約5,800万円と推計しており、3年連続の増加という形になっております。

○議長（田中愛国君） 渡辺議員—33番。

○33番（渡辺敏勝君） 1隻当たり5,800万円の経済波及効果があると。これも今後とも十分に、拡大に向けて長崎港、佐世保港を含めて取り組んでいただきますようお願いいたします。（発言する者あり）

2、県庁舎跡地の活用について。

(1) 跡地の提言に伴う具体的方針。

①西奉行所、海軍伝習所、岬の教会の位置づけ。

県庁舎跡地につきましては、本日、溝口議員からも質問がありましたけれども、県庁舎建設が今、着々と進んでおりまして、今年中に完成の予定ですね。

そうしますと、「新しい県庁はできよるとやけども、県庁跡地に何ができるとやろうか」と、これは本当に県民、市民の注目の的ですよ。ここにどういったものができるのか、検討懇話会から方針が出されておりますけれども。

まず、お尋ねしたいのは、この場所は、1571年の長崎開港の時に岬の教会がまず建てられて、その後に、江戸時代は出島を監視するための西奉行所が建てられた。ちょうど今、出島も今年度中に表門橋が架けられて、出島の形が大体、

上から見られるようになるんですけど、その奉行所が建てられて、幕末には海軍伝習所が建てられて、本当に歴史の深い場所なんですよね。

海軍伝習所あたりは、今の造船の基礎となるオランダから船の基礎技術を学んだところ。

それと岬の教会につきましては、キリスト教の関係でいけば、世界遺産との関連も非常に大きい、産業革命遺産と連動する非常に歴史的に有効な場所でございます。

この跡地について、西奉行所とか海軍伝習所、岬の教会の関係、こういった位置づけは、どのように現段階で考えられているのか、示していただきたいと思っております。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 議員ご指摘のとおり、この県庁舎の敷地は、長崎発祥の礎となった歴史的に大変重要な地であって、古くから国際交流の舞台になった地でございます。単に県庁舎の跡地という形にとどまるものではなくて、重層的な歴史的な価値を踏まえたところであるというふうに考えております。

さらに、近々の動きを見ますと、クルーズ客船の寄港数が飛躍的に増加している、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産への登録も済んでいる、それから「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録に向けた動きもあるというふうなことで、いろいろな過去からの積み重ね、それから今の動きということもありますので、そういったさまざまな動きも踏まえまして、情報発信や交流拠点として、広場や交流・おもてなしの空間を中心に、整備に向けて具体的な検討をしていくべきではないかというふうに考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) こういった非常に歴史

のある場所ですから、こういうところを情報発信機能の中の一つの項目として、きちっと位置づけてほしいと思っておりますよ。

それから、一時期は世界遺産センターみたいな位置づけも一部で報道されましたけれども、そういった意味も含めまして、ぜひとも、きちっとした位置づけにさせていただきたいというふうに思っております。

②新別館と県警本部の活用。

今、県警の本部ができておりますので、県警本部の跡地も跡地活用の中の一つとして位置づけられておりますけれども、今、教育庁が入っています新別館は、教育庁も新しい庁舎に入りますから空きますが、この新別館の跡地と県警本部の跡地をどのように考えておられますか。

○議長(田中愛国君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 新別館の活用のお尋ねでございます。

新庁舎移転後の新別館の活用につきましては、昨年の総務委員会のおきましてもご説明させていただいているところでありますけれども、現在、行政庁舎の耐震化が課題となっているところでございまして、新別館は耐震性が確保されている庁舎でありますため、老朽化が進んでおります長崎振興局の行政庁舎として活用していくこととし、現在、具体的な検討を進めているところでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) そうしますと、長崎振興局が新別館に入ってくるということになれば、駐車場が不足すると思うんですよ。現場の業者の方たちが振興局に車で来ると思うんですが、県警跡地は、そういった駐車場の位置づけにはならないのですか。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 県警跡地につきましては、現庁舎の跡地のような歴史的な建造物が建っていたところではないということで、比較的自由度の高い活用策が検討できるのではないかということで、今年度、民間の活力の導入により施設整備の実現可能性がないかということで、調査事業を実施したところでございます。

その調査の中で、民間企業などへのヒアリングを行った結果、ホテルとかオフィスとか駐車場といった活用策について、総じて高い評価が得られたということでございますので、ご指摘の県庁舎跡地との関連での駐車場の整備も含めまして、今後の活用策を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 県警本部の跡地も、この本庁舎の跡地と一体的な活用を検討すべきだと、懇話会から提言があっていませんか。そういう方向で、ここの跡地をどうするかによって、連動した活用策を講じなさいということで出ていませんでしたか。私が読んだ中ではそういう方向が出ていたと思うんですが、それをちょっと確認したいと思います。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 議員ご指摘のとおり、県庁舎跡地との連携も含めまして、この県警跡地については、そういった分野も含めまして検討していきたいというふうに考えています。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) そうしたら、新別館に振興局がくるなら、今の長崎振興局はどうするんですか。

○議長(田中愛国君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 現在、長崎振興局には、管理部、税務部、建設部、さらには国分町に長崎港湾漁港事務所がございます。この機能のうち、新別館にどこまで入れるかというのを、現在、具体的に検討しているところでございます。

出島交流会館も耐震性が確保されている施設でございます。ここの一部も空くこともございますので、そういったところもひっくるめて、どこまで機能として入ることができるのか、現在、検討を進めているところでございます。

長崎振興局の庁舎の跡地でございますが、行政庁舎が空いた場合につきましては、いわゆる未利用施設、未利用地ということで、まずは県の行政内部での活用の見込みがあるのか、次には各市町において活用の見込みがあるのか、そういった公的な活用の見込みがない場合には、いわゆる未利用地の処分の対象ということで、段階的に検討は進めていきたいと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) わかりました。あとは十分、跡地の活用を含めて検討をしていただければと思います。

③第3別館と石垣。

県庁坂を下ったところに第3別館がございます。その周辺に石垣がございますが、この第3別館を壊すのか、保存するのか、石垣をどうするのか、その辺につきましてはどう検討されていますか。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 第3別館につきましては、大正期の建物であることを考慮する必要はあるものの、広場などとの主要機能の配置への影響とか、安全性を確保するための改修

費用、それから維持管理の費用負担も踏まえた上で、総合的にその方向性を今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、石垣につきましては、江戸期から現存するものもあることから、可能な限り保存することを念頭に、主要機能への配置の影響なども踏まえた上で、移転展示や一部保存も含めて、土地の歴史を伝える方法を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) ④文化芸術ホールの方針。

第3別館、石垣も含めて、長崎のスタートの場所として非常に重要な場所だと思っています。

跡地懇話会が、平成24年7月から10回の会議を経て、平成26年4月ですから、今から何年前になりますか。懇話会から3つの方針が提言されていますね。

本来ならば、今までの県議会での答弁でいけば、この2月定例会、要するに本年度で整備方針が、方向性が示されるようになっているんですよ。それにつきまして、今回の2月定例会で知事の所信表明に何も触れなかったし、先ほどの今日の1番目の同僚議員の質問に対しまして、何ら答弁がございませんでしたけれども、なぜ、今年度中の結論が得られないのか。

私は、議事録をずっと調べてみました。長崎市選出の県議会議員のかなり多くの方が、県庁舎跡地については質問されております。

平成28年6月定例会でも、長崎市が、ホールの機能を1,000人規模でしてほしいということで、この答弁についても、「1,000席の優位性は長崎市の要望と一致するので、整備方針案の取りまとめに向け長崎市と協議をしております」

という答弁が平成28年6月定例会であっております。

また、同じく平成28年6月定例会で、「平成28年度に整備方針を決めて、平成29年度に基本構想をつくっていききたい」と、同僚議員の質問に対して、きちっと議会で答弁されているわけです。それなのに、なぜ、今年度中に方針が決まらないのか。弊害になっているのは何ですか。なぜ示されないんですか。

平成26年7月に長崎市から要望がきております。そして1月27日にも、先ほども言いましたように議会の方からも田中議長、そして私どもの会派にも、ちゃんと要望書が送られてきました。長崎市からは、こういった1,000人規模のホールをぜひつくってほしいという要望を何回もされているわけですよ。それになぜ応えられないんですか。

跡地懇話会から、このホール機能の方針が出ていかなかったら、私はこんなに強くは言いませんよ。ホール機能、歴史情報発信機能、多目的広場機能、この主要機能の候補の一つに入っているじゃないですか。なぜ、できないんですか。それをはっきり示していただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 文化芸術ホールにつきましては、平成26年4月に懇話会から提言を受けまして、その後7月に長崎市から、1,000席規模のホールの整備に関する提案がございました。その後、検討を進めてきたところでございますけれども、その後に、提案の前提となっていましたMICE施設の取り扱いが、市議会の審議で一旦白紙となったことに加えまして、県庁舎跡地への市役所移転であるとか、旧公会堂の解体・存続の問題など、跡地活用策の検討に影響を及ぼすような事態が続きまして、

検討を進めるには非常に難しい状況であったことをご理解いただきたいというふうに思っております。

こうした経過に加えまして、ホールにつきましては、整備の主体、あるいは費用負担など課題があるほか、さらに、慎重に検討すべきというご意見も県議会の中にもございます。

そういった中で、市が計画しておりますMICE施設について、現在、民間事業者からの提案内容を踏まえて、建設の是非も含めて市議会で議論がなされるというふうにお伺いしているところでありまして、こういった動向も見極める必要があるということで、今後、適切な時期に今後の方向性を判断してまいりたいということでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 答申があつて、いろいろMICE施設とかなんとかありましたけれども、県はうてあいましたか。それを本当に受け入れて検討したんですか。突っぱねたでしょうが。

MICE施設が障害になっているんですか。ちょっとここを確認したいんですが。

跡地検討懇話会が、ホール機能として1,000人規模が一番採算性がとれるということで、長崎県と長崎市も、いろんなよその県の視察に行っているじゃないですか。それに、なぜ応えようとしなないんですか。

佐世保市の要望は、つくも苑の跡地は、県の方では工業団地と決めているのに、市から要望にきて「観光公園にします」と言った時には、「じゃ、観光公園にしましょうか」と、すぐに変更したくせにおつてさ。(笑声・発言する者あり)長崎市も要望しているじゃないですか。

これが、跡地検討懇話会の3機能の中に入っ

ておらんわけじゃなかわけですよ。入っているわけです。1,000席規模のホール機能、芸術文化ホールをつかってほしいと、合致しているじゃないですか。それをなぜ示されないんですか。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 懇話会の中でも、「周辺の文化施設との競合性については十分配慮すべきこと」というふうな提言もなされておりました。1,000席程度の規模の文化ホールにつきましては、興業採算性の面で適切かどうかという観点から検討した経過は確かにございます。

ただ、MICEの中身がまだはっきりしていないということもありますし、懇話会の中にも、「近隣の文化施設との均衡も図られるよう」というふうなご意見も頂戴しているところであります。そういったMICEの動き、県議会のご意見、それから民間の皆様方の意見も、先ほど議員もご指摘になられたように、この地は非常に歴史の深い重層的な土地でありますので、そこについては慎重に検討すべきというふうなご意見もありますことから、これにつきましてはもう少し時間をかけて検討してまいりたいということでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) MICEのホールが、どうも障害になっているようですね。

今日、長崎市に確認しましたよ。長崎市としては、MICE施設をPFI、要するに民間資本を投入した公共施設をつくる方向で、2月3日に公募をしております。公告しております。

その中で、MICE施設はフラットだと、平面土間なんだと、ちゃんとこれは公表しているわけですよ。机も椅子も移動式ですよと、固定式のホールじゃないですよということははっきり

しているわけですよ。（発言する者あり）固定式の芸術文化ホールをつくってくれというのは、長崎市の強い要望なんですよ。それになぜ応えてくれないんですか。（発言する者あり）

私たち長崎市選出の県議会議員として、議会からも強い要望があっているわけですが、応えきれないわけですか。どうですか、知事。（発言する者あり）

○議長（田中愛国君） 知事。

○知事（中村法道君） 県庁舎跡地のご議論については、もう議員ご承知のとおり、跡地活用懇話会からホール機能のご提案もあったわけでありまして、その段階でのホール機能というのは2種類あったと思います。市民の皆様方が気軽にお使いになれるような比較的規模の小さいホール、そして、今回、市からご提案のあったような一定規模のホールという2つの方向性があったと思います。

そういった中で、先ほど企画振興部長が答弁いたしましたように、平成26年、長崎市からそういうご提案があって、具体的な協議、検討を進めてきたわけでありましたが、その過程の中で、いわゆる駅周辺の用地については、MICE施設をつくるという前提であったので、そこはおのずと役割分担ができるはずだと、こう考えてきました。

しかしながら、その後、市議会での議論の中でMICE施設の案件が否決されて、交流拠点機能を担うような施設を整備するんだという方針が示されたわけでありまして。そうすると、MICE施設と言っていたものがどういった機能を付与されるような形になるのか、これがわからなくなるわけでありまして。

その後も、ご承知のとおり、公会堂の移転の問題であるとか、あるいは県庁跡地に市役所を

移転させるべきだというようなご議論が起きてきたわけでありまして。

一方、県議会におきましても、そういう基本的な考え方をお示ししながら、特別委員会でのご議論もいただいてきたわけでありまして、そういったご議論の過程の中で、やはり県庁跡地というのは大切な県有財産である、県民のためにもっと慎重に検討すべきであるというようなご議論があるのもまた事実なのであります。（発言する者あり）

今回、県議会からこういった意見書を頂戴したかといいますと、「跡地の活用については、できるだけ速やかに結論を得るように」ということに併せて、「MICE施設のホール機能と重複に関する調整を確実に行う」というような内容のご指摘をいただいているわけでありまして。

したがって、MICEが今後どういう形で議論が進められていくかということをお聞きいたしますと、「今後、民間事業者からの提案の内容を踏まえて、施設の是非を含めて検討する」と、こうなっているわけでありまして、これは皆目、今、方向性を見極められる段階ではないと、こう考えざるを得ないと思っているわけでありまして。

したがって、跡地の活用の3つの方針のうち2つの方針については一定ご理解がいただけたので、今後前向きに取り組んでいこうと思っておりますが、ホール機能については、いまだ少し時間をおいて、しかるべき段階で方向性を判断していく必要があるものと、こう考えて、午前中の溝口議員のご質問にもお答えをさせていただいたところであります。

○議長（田中愛国君） 渡辺議員—33番。

○33番（渡辺敏勝君） 長崎市がつくろうとしているMICEは、先ほど言いましたようにフ

ラットの平土間のMICE施設なんです。見本市ができるのか、業界のいろんなイベントができるようなですね。

この提言の中には、「高度な芸術ホールをつくってほしい、つくるべきだ」という提言が出てきているわけでしょうが。固定椅子の、固定した文化ホールをですよ。それをMICEにつくと長崎市は言っていないよ。全然機能が別じゃないですか。検討懇話会も芸術文ホールをつくるべきだとなっているわけですから。

だから、県議会でも平成28年6月、「平成28年度に整備方針を決めて、平成29年度に基本構想をつくっていきたい」と、こういう本会議での答弁があっているわけですよ。それに基づいて、今年度中に決めるという原案が決議の中に出ていたんですけど、それは修正されました、残念ながら。

こういう経過もあって、何が障害なのか、ちょっと私は。MICE施設は、長崎市はフラットの施設をつくると言いよとですから、いいじゃないですか、返事をして。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 市のご当局の考え方としては、その以前からMICE施設という構想があって、MICE施設をつくりたい、それと機能重複しないので、跡地は文化ホールをつくりたいと。

しかし、そのMICE施設が否決されたわけですよ。今も、市ご当局のご提案としてはそうでしょう。しかし、市議会のご意見を、お考えをお聞きすると、そのMICE施設の是非も含めて、これから検討するんだというお話でありますので、前回と状況は変わっていないと理解しております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) これ以上論議してもですね、平行線のようなもので、旗を降ろしたくないんですけど、しょうがなかですね。(笑声・発言する者あり)

いや、今日までの経過が長くかかっているんですよ。平成26年4月なんですよ。その間、長崎市民、県民は、ここにどういうものが建つのか、早く示してほしいわけですよ。

じゃ、その方針をいつまでに出すんですか。そこを教えてください。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 今後のそうした動向を見極めながら、今後、しかるべき時期に判断してまいりたいと考えております。(発言する者あり)

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 早めに、早めに結論を出してほしいと思います。

次にいきます。

3、離島の活性化について。

(1) 具体的取り組み。

①国境離島新法への期待。

今年4月から国境離島新法が施行されます。国境離島新法へ長崎県としてどういった期待を持っているのか、率直にお尋ねしたいと思います。

今回、42億円の11事業を策定されておりますが、長崎県として、国境離島新法へどういった期待をされているのか、率直にお尋ねしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 有人国境離島地域の振興策につきましては、今回新しく設置されます国の交付金を、関係市町と一緒に最大限に活用しながら、雇用の拡充、滞在型観

光の促進、国境離島住民の航路・航空路運賃の低廉化、輸送コストの支援など、強力に実施しますとともに、地域商社機能確立いたしまして、国境離島の産品を首都圏等にしっかりと売り込んでいくこととしておりまして、平成29年度当初予算案として、約42億円を計上しているところでございます。

これらの事業を確実に実施いたしまして、雇用の場の創出、生産者の所得向上を図ることによって若者が地域に定着できる環境を整えるとともに、しまへのUIターンを進め、住民の皆様方が安心して暮らし続けていただける地域を目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 42億円の11事業で、今言いましたように雇用の場等、若者の流出を止めようと、こういう期待が表明されましたけれども、私は、今、国境離島に住んでいる人たちの生活のライフラインをしっかりと守っていただきたいと思っております。例えば、郵便局一つにしても、年金が受け取れないので廃止されないように、その辺の生活ラインをちゃんと確保していただくように、よろしく願いしておきたいと思っております。

②漁港の整備と水産業後継者対策。

水産振興の関係で、離島の関係。

離島に漁港が170ありますが、そのうち107の港が、もう整備が済んでおります。約63%の港が整備済みでありまして、1年間に約100億円程度が毎年投入されて、整備をされてきました。

ところが、ここに従事する人たち、漁業組合の組合員の皆さんは、60歳以上が71%もいると、高齢化しております。後継者不足です。離島の漁業者の平均年齢が58歳でありますけれども、

40歳以下は、なんと13.3%しかおりません。いかに後継者不足が深刻化しているかというように思っています。

今からは、港の整備はほどほどにして、後継者対策に力を入れるべきだと思います。要するに、かじを方向転換して、港の整備よりも後継者対策に力を入れないと、本当に水産業が成り立たなくなるんじゃないかなと私は心配しておりますが、その辺の人への対策、後継者対策について、方向転換を進める気はあるかどうか、その辺の考え方について、お尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 水産部長。

○水産部長(熊谷徹君) 離島の就業人口のうち、水産業は11.3%を占めておりまして、離島における基幹産業となっております。

したがって、水産業の後継者、担い手を確保するという事は非常に重要な課題だと考え、私どもは、浜の魅力発信による呼び込みや、漁業就業前後の技術習得研修の充実、そして県内の高校生への働きかけの強化などに努めているところでございます。

また、こうした担い手の確保を行うためにも、産業として魅力があることが重要であるというふうに考えております。個々の経営体に対する経営指導を踏まえた収益性の向上、定置網やまき網漁業における加工、流通、観光等と一体となった経営モデルづくりと、その普及による優良な雇用の場の確保に取り組んでいるところでございます。

さらに、次年度からは、地域の養殖業者が連携して産地育成計画を策定し、国内外への販路の拡大や安定供給体制の確立等を通じて、収益性の高い養殖経営体の育成にも取り組んでいきたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) ぜひ、長崎県の水産業を維持するためにも、後継者対策、若手の雇用の場の確保、この辺につきまして、よろしくご配慮いただきたいと思います。

③消費税の無税化。

離島振興の関係で、これは知事にお尋ねしたいんですが、長崎新聞に、離島新法に当たってのシリーズで記事が載っておりました。いろんな立場からですね。

私としては、思い切った対策が必要だと思っています。国境離島新法を機に、この国境離島の島々、長崎県がかなり、半分以上のしまを抱えているわけですが、国境離島のしまの消費税の無税化について、国に対して要望する気はありませんでしょうか。思い切って、国境離島の関係につきましては、消費税を無税化してくださいという要望を国に起こしていきたいと私は思っているんですが、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 離島地域の活性化を図るために、これまで県も積極的に働きかけを進めてきたところでありまして、既に平成24年の離島振興法改正に際しましても、消費税に限らず法人関係税、住民関係税等の減税措置、あるいは、さまざまな定住促進支援のための税制上の優遇施策等について具体的に意見書を提出し、各政党、関係省庁への要望活動を行うなど、特段の措置を講ずるよう取り組んできたところであります。

その後の国会の議論等の経過を見ますと、ご質問の消費税の軽減については、申告の適正性確保等のために、極めて課題が生じて困難であるというような質疑、答弁等がなされております。

一方、そういった取組の成果といたしましては、法人税とか所得税における離島地域の投資促進に資するような措置、あるいは、地方税における課税免除措置等の拡充が行われてきているところでもあります。

今後とも、消費税に限らず、離島の振興を後押しするような税制度等の特例措置の充実について、国に働きかけを進めてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 交流人口を増やすためには、国境離島に行けば消費税は無税ぞというような呼びかけも含めて必要だと私は思っているのですが、今後とも、離島に対する税の無税化も含めて、ぜひ検討していただければと思います。

4、亜熱帯植物園について。

(1) 今後の対応について。

①跡地をどう活用するのか。

亜熱帯植物園は、昭和44年に開園いたしまして、1,200種、4万5,000本の植物が県民に親しまれてきました。

ところが、3月末をもって植物園が閉園になります。この跡地について、どのように考えているのか、県の考え方を示してください。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 亜熱帯植物園につきましては、閉園後概ね2年間、保有する植物の保全管理を行うとともに、その間に、できるだけ多くの植物を他の県有施設や県内外の類似する植物鑑賞施設へ移譲したいと考えております。

その後、ビジターセンターや温室等の建物の解体撤去を行うとともに、地すべりの変動が顕著な海岸に面する地すべり末端部分については、地すべりの発生誘因の一つである波浪浸食を防

止する対策を講じることを検討しております。

亜熱帯植物園の跡地につきましては、多額な費用を要する地すべり対策工事なくしては、将来にわたる安全性の確保が困難であることから、植物の移譲等の事業が終了した後、将来的に利活用を図っていくことは難しいと考えております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 私どもが聞いたところは、地すべり対策で31億円ぐらい費用がかかるということで、やむなく閉園したいと、こういうことでした。

結果的に3月末をもってやめるんですが、地すべり対策というのは、特段する予定にあるんですか、ないんですか。31億円まで使えということではないんですけれど、どの程度の地すべり対策をするんですか。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 先ほど答弁いたしましたように、波浪の浸食を防ぐための最小限の工事ということで、これから工事費は積算しなければいけません、数億円単位というレベルだと認識しております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 海岸のところの地すべりを止めると、こういう工事だけをするということですね。

②県道への影響について。

そうしますと、植物園の上に県道があります。野母宿線というんですか、県道34号があるんですが、上の方の地すべり対策をしなかったら県道に影響が出てきはせんかと心配しているんですが、その辺の影響はどうなんですか。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 県道への影響でござ

いますが、亜熱帯植物園及びその周辺部において、平成24年から地すべり調査を行っております。その結果を見ると、地すべり範囲につきましては、園の中の進入路の下部までにとどまっております。さらに、植物園の上部の調査もやりましたが、その結果を見ても異常は認められておりません。

また、現状、県道は特に異常はありません。また、地すべり範囲から県道への距離がかなり離れているということから、将来的にも影響はないものというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 県道への影響がないということで、一安心いたしました。

③恐竜博物館との連携。

長崎市が、野母崎の田の子に恐竜博物館をつくると、こういうことで、今、市議会で提案されております。

私は、亜熱帯植物園の植物を、できる限りの範囲で、恐竜博物館と協力して、ぜひ、その辺の協議をして、移設が可能な範囲で、ひとつ温室ぐらいつくって移設をして、今まで親しまれてきました県の亜熱帯植物園の名残を残すようにしてほしいと思いますが、その辺の取組について、考え方を示していただければと思います。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 現在、長崎市においては、地元自治会からも要望がなされている恐竜博物館の整備を前向きに検討しており、平成29年度当初予算案には、博物館の基本構想策定費が計上されております。

また、恐竜博物館の整備に合わせ、植物園が所有する植物を何らかの形で利活用することも検討しているとお聞きしております。

亜熱帯植物園の保有植物につきましては、植

物保全の観点から、基本的には県内外の類似する植物鑑賞施設等へ移譲したいと考えておりますが、今後、長崎市から具体的な植物の利活用についてのご提案があれば、可能な限り対応してまいりたいと考えております。

県としましては、これまで植物園が野母崎地域に果たしてきた役割を踏まえ、今後も長崎市と連携を図りながら、同地域の活性化に向けた長崎市の施策をしっかりと後押ししてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 3月末をもって残念ながら閉園されますが、あと2年間は、植物の移譲のために人の出入りはできると。この2年間のうちに、ぜひ恐竜博物館との連携を取っていただいて、名残は惜しいんですけども、移譲に向けての取組を強化していただければと思います。

5、環境対策について。

(1) 公共事業における対策。

①新県庁舎の環境対策。

公共施設における環境対策ですが、一昨年12月、COP21でパリ協定、196カ国で、京都議定書にかわる環境協定が締結されております。

日本は、2013年度に比べまして、2030年までに26%の削減を求められております。

県として、公共施設にどんどん環境エネルギー等の環境配慮をしていかねばいかんと思っておりますが、新しくできます県庁舎の環境対策をどのようにされているか、示していただければと思います。

○議長(田中愛国君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 新県庁舎は、省資源・省エネルギーなど環境に配慮し、低炭素社会の実現を目指す庁舎ということを長崎県庁舎

整備基本構想に盛り込み、現在建設を進めているところであります。

具体的には、風量や換気量を最適化する空調管理システムや効率的な熱源機器を導入するとともに、LED照明や太陽光発電設備、テラスや屋上の緑化も取り入れ、標準的な官公庁と比べますと消費エネルギーを4割程度削減できると見込んで、現在建設を進めているところでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) あと、今後できます大村の県立図書館とか、いろんな公共物につきましても、ぜひ環境部がかんでいただいて、いかに自然エネルギーを導入するか、環境対策をやるかということは今後とも強力に進めていただいて、パリ協定に結びつけるような対策をとるように、環境部がしっかりとリードしていただければと思いますので、これは要望しておきたいと思っております。

②諫早湾干拓調整池の水質改善。

今、諫早湾干拓調整池に流れ込んできます生活排水、100%は下水処理がされておられませんので、窒素やリンなどが豊富に蓄積されてくると思います。これをきれいにして排出しないと、佐賀県とか福岡県とか熊本県からやかましゅう言われますので、調整池の水をきれいにして排水するシステムができないものかについて、この水質改善についてのお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○議長(田中愛国君) 環境部長。

○環境部長(太田彰幸君) 諫早湾干拓調整池の水質改善対策といたしましては、効果等のシミュレーションを行いながら、国、県、市等において、下水道整備や環境保全型農業の推進などの取組を進めているところでございます。

議員が提案されています調整池の水を浄化して海へ排出する装置の設置につきましては、調整池からの排水量が膨大であることなどから、難しいものと考えております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 要するに調整池は、だんだん、だんだん、諫早湾干拓の肥料とか生活排水が流れてきますので、濁ってくるわけですよ。悪くなってくるわけです。そこを何とかきれいにしようという努力をしないと、諫干のせいにされるわけですわい、ほかの漁協から。この水をきれいにする手立てはないんですか、方策は。できないんですか。

○議長(田中愛国君) 環境部長。

○環境部長(太田彰幸君) 先ほどお答えいたしました取組を進めることによりまして、調整池の水質につきましては、水質保全目標値でありますCOD75%値の5mg/Lという数値がございますけれども、これに対しまして、平成26年度の7.9mg/Lから、今年度には7mg/L台の前半になる見込みであり、また、毎月の測定値では、昨年度後半及び今年度後半には5mg/L台となる月もあるなど、改善が進んできております。

水質改善につきましては、計画的、長期的に取り組む必要があることなどから、新たな対策を盛り込んだ次期行動計画の策定に向けまして九州農政局と協議を進めているところであり、引き続き、調整池の水質改善対策を推進してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) 具体的にどういった水質改善対策を進めるのか。

○議長(田中愛国君) 環境部長。

○環境部長(太田彰幸君) 先ほどお答えをいた

しましたけれども、下水道整備の普及率を上げる、接続率を上げるということと、農地等における適正な施肥対策を行うというのは従来からやっておりますので、これに加えて、新たな対策といたしまして、調整池内の水質対策として、現在、設置をしております潜堤内の浮遊、風等で巻き上げるものを防止する対策等について、いろんな検討をしているところでございます。

○議長(田中愛国君) 渡辺議員—33番。

○33番(渡辺敏勝君) この水の浄化については、ぜひとも前向きにですね。調整池の水をいかに改善するかということについては、ぜひ研究してくださいよ。民間がいろんな装置をつくっていると思うので。

私は、この調整池の水を少しでも改善していくという努力が県にあってしかるべきだと思いますので、その辺は前向きに検討していただくようお願いいたしまして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(田中愛国君) 本日の会議は、これにて終了いたします。

2月27日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時41分 散会 —

第 8 目 目

議 事 日 程

第 8 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 散 会

平成29年2月27日（月曜日）

出席議員（44名）

- 1番 宮本法広君
- 2番 麻生隆君
- 3番 吉村正寿君
- 4番 坂本浩君
- 5番 大場博文君
- 6番 里脇清隆君
- 7番 近藤智昭君
- 8番 山口経正君
- 9番 大久保潔重君
- 10番 浅田眞澄美君
- 11番 松島完君
- 12番 友田吉泰君
- 13番 堀江ひとみ君
- 14番 川崎祥司君
- 15番 深堀浩君
- 17番 宅島寿一君
- 18番 山本由夫君
- 19番 吉村洋君
- 20番 ごうまなみ君
- 21番 山本啓介君
- 22番 中島浩介君
- 23番 前田哲也君
- 24番 西川克己君
- 25番 中村和弥君
- 26番 外間雅広君
- 欠番
- 28番 中山功君
- 29番 山田博司君
- 30番 高比良元君
- 31番 小林克敏君
- 32番 久野哲君
- 33番 渡辺敏勝君
- 34番 吉村庄二君

- 35番 下条ふみまさ君
- 36番 徳永達也君
- 37番 中島廣義君
- 38番 瀬川光之君
- 39番 坂本智徳君
- 40番 溝口芙美雄君
- 41番 橋村松太郎君
- 42番 野本三雄君
- 43番 三好徳明君
- 44番 八江利春君
- 45番 宮内雪夫君
- 46番 田中愛国君

欠席議員（1名）

- 16番 山田朋子君

説明のため出席した者

- 知事 中村法道君
- 副知事 濱本磨毅徳君
- 副知事 里見晋君
- 総務部長 上田裕司君
- 県民生活部長 吉浜隆雄君
- 環境部長 太田彰幸君
- 福祉保健部長 沢水清明君
- 総務部秘書広報局長 木村伸次郎君
- 企画振興部長 辻本政美君
- 文化観光国際部長 松川久和君
- 土木部長 浅野和広君
- 農林部長 加藤兼仁君
- 水産部長 熊谷徹君
- 産業労働部長 古川敬三君
- 危機管理監 西浦泰治君
- 福祉保健部 永松和人君
- こども政策局長
- 会計管理者 新井忠洋君

交通局長	山口雄二君
教育委員会 教育長	池松誠二君
選挙管理委員会委員	橋本希俊君
監査委員	石橋和正君
人事委員会委員	平松喜一朗君
公安委員会委員	川添忠彦君
警察本部長	金井哲男君
監査事務局長	辻亮二君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大串祐子君
教育次長	渡川正人君
総務部財政課長	前田茂人君
総務部秘書広報局 秘書課長	木山勝己君
警察本部総務課長	森崎辰則君
選挙管理委員会書記長	黒崎勇君

議会事務局職員出席者

局長	山田芳則君
総務課長	高見浩君
議事課長	篠原みゆき君
政務調査課長	本田和人君
議事課長補佐	本村篤君
議事課係長	増田武志君
議事課主任主事	天雨千代子君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(田中愛国君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、2月24日に引き続き、一般質問を行います。

近藤議員—7番。

○7番(近藤智昭君) (拍手) 【登壇】 おはようございます。

南松浦郡選出の近藤智昭でございます。

今年度2回目の一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

本県の一番の課題は、人口減少をいかに食い止めるかではありますが、自然減少対策として実施されている、放課後児童クラブの補助要件について、我が会派より要件の緩和を提案しましたところ、今回の予算でご対応していただいております。人口減少対策にかける県当局の意気込みを感じたところであり、これに負けないよう、私も新上五島町及び県政の発展のため、来る平成29年度も一生懸命努力してまいりたいので、何とぞ県当局をはじめ、皆様方のご支援、ご協力をよろしく申し上げます。

1、機動性のある観光施策の実施について。

(1) 外国人旅行者の観光消費額増大について。

本県の観光施策は、2つの世界文化遺産の登録などを活かしながら、高品質、高付加価値なサービスの提供や、個人客をターゲットにした旅行商品の充実などで観光消費額の増大を図ること、国境離島地域における滞在型観光に促進することなどを本年度の方針とされております。

ここで足元の状況を見ますと、外国からのインバウンドの例では、平成28年のクルーズ船の日本への寄港回数が、前年度比38.8%増の2,018回と過去最高を記録する中、長崎港については、港湾別で、第1位の博多港の328回に次ぎ、第2位の197回となるなど、好調を維持しています。

このクルーズ船の寄港をより経済的効果につなげるよう、いわゆる「爆買い」の取組を検討している中、既にその爆買い自体に変化の兆しが出ております。

観光庁が今年1月に発表した「訪日外国人消費動向調査」によると、訪日外国人1人当たり旅行支出は14万7,175円で、ピーク時であった

平成27年7月から9月期の18万7,165円からすると、2割以上の減少となっております。

外国人旅行者は、単に高額商品の購入などを楽しむ旅行から、カヌーやそば打ち、陶芸など体験型レジャーを楽しむ「コト消費」にシフトしていると聞いております。

このような中、今後、外国人旅行者の観光消費額を増大させるため、どのような施策を考えておられるのか、お尋ねします。

(2) 国境離島地域への国内旅行者の取り込みについて。

国や経済団体などが連携し、毎月月末の金曜日に消費を促す「プレミアムフライデー」の取組が、今月24日から始まりました。

企業や従業員に対し、午後3時を目安に退社を呼びかけるもので、早めの退社により、小売やレジャー関係を中心に消費を盛り上げようとする試みです。とりわけ旅行業界については、金曜日の夕方、旅行へ出発でき、これまでより週末の遠出が可能となる中、旅行会社各社に既に新しい需要の取組に動いていると聞いております。

国境離島地域への滞在型観光を推し進める本県にとっては、プレミアムフライデーはまさに追い風です。このような社会の動きに敏感に反応するなど、国内旅行者を全力で国境離島地域へ取り込む施策が必要だと思いますが、来年度どのような事業を検討されているのか、お伺いします。

2、国際クルーズ寄港への取り込みについて。

(1) 離島地域への誘致について。

昨年末、平成29年の本県へのクルーズ船の寄港数が、直近予約ベースで、平成28年度に比べ、4割増の391回に上るとの報道がありました。

中国では、旅行期間が短く、比較的安値なカ

ジュアルクルーズの人気の高まっており、クルーズ船各社は、収益性を高めるため、船の大型化と行程が近距離のクルーズに注力しています。

結果として、中国と距離的に近く、CIQ機能を有するターミナルが整備されている長崎、佐世保の両港について、寄港数が増加しているという報道がありました。

確かに、平成29年の本県への寄港見込み391回の内訳を見ますと、長崎港が、対前年度比1.5倍の300回、佐世保港については、対前年度比約1.3倍の80回となっており、この2港で全体の約97%を占めております。

一方、離島地域においては、五島が2回、壱岐が3回、新上五島が5回にとどまっており、壱岐以外は、前年に比べ減る見込みとのことでした。

ここで、現在、クルーズ船の誘致についてはどのような方針で臨まれているのか、また、離島地域への誘致についてどのようなお考えなのか、お尋ねします。

(2) 青方港における国際クルーズ船の受け入れについて。

長崎港については、先ほど申し上げたとおり、飽和状態とも言える状況の中、先日、国は、訪日客拠点港に佐世保や横浜など6港を選定したと発表しました。世界最大のクルーズ会社とも連携し、ハウステンボス近くに寄港拠点を整備、平成36年には、佐世保市で、現在の5倍以上の年間延べ370艘の寄港を見込むというものです。

本県では、佐世保市が管理する佐世保港が選定されましたが、例えば、県が管理する新上五島の青方港における国際クルーズ船の受け入れについて、今後、取組方針はどのようなになっているのか、お伺いします。

3、スポーツによる交流と地域活性について。

(1) オリンピック・パラリンピックのホスト

タウンについて。

3年後、いよいよ2020年、「東京オリンピック・パラリンピック」が開催されます。世界中が注目するこの一大イベントについて、その効果を東京のみならず日本全体に波及しようと、国はホストタウンの推進に取り組んでいます。オリンピック選手との交流を通じ、スポーツのすばらしさを学ぶ取組や、大会参加国の皆さんと交流し、日本を伝える取組などを行う自治体を、国は「ホストタウン」として認定し、財政措置や人材派遣、さらには情報提供なども支援しようとするものです。

昨年末時点で、登録件数は138件、本県はベトナムとの取組が登録されています。複数の国と交流しようとしている県も見られる中、外国との交流の歴史を有し、設備的にも、国体開催によって一定整備されていると思われる本県については、少し物足りない気もしますが、これまでの取組と今後の方針をお尋ねします。

(2) スポーツ合宿の離島への誘致について。

昨年的一般質問で、経済的効果が高い宿泊型観光の一つの手段として、中長期の滞在が見込めるスポーツ合宿を離島へ誘致できないかをご提案しました。「市町や団体等と協議しながら、受け入れを希望する市町とスポーツコミッションが連携して、誘致活動を行っていく」とのご答弁をいただきましたが、有人国境離島法も施行される来年度において、どのような取組を予定されているのか、お伺いします。

4、アンテナショップ「日本橋 長崎館」について。

(1) 実績について。

「日本橋 長崎館」は、首都圏と長崎の「人」、「もの」、「情報」の交流を活発化し、地域を元気にすることを目的に、昨年3月、東京・日本

橋にオープンしました。

この間、マスコミなどにも取り上げられ、県内の観光地の情報発信や長崎らしさを打ち出した「食」や「もの」の提案など、アンテナショップとして魅力アップに努めてこられました。

東京・日本橋は言うまでもなく、日本銀行の本店が所在し、金融をはじめ多数の会社がひしめくサラリーマンのまちであり、高級百貨店の三越や高島屋、各県のアンテナショップが集中する地域でもあります。後発ながら、勝算があつてこの激戦地へ本県も参入したと思いましたが、この1年の実績についてお尋ねします。

(2) 今後の展開について。

大都会東京において特色を出すために、各県のアンテナショップはおのおの魅力的な取組をしていますが、例えば「食」に関しては、本県のアンテナショップがカウンター形式の軽食のみを提供しているのに比べ、広島県のアンテナショップは、本格的なお好み焼きが食べられる店舗を併設し、人気を集めていると聞きます。

有人国境離島法の後押しも受けながら、私の新上五島も東京のアンテナショップでどんどんアピールしていきたいと思っておりますが、来年度どのような展開をお考えか、お伺いします。

5、地方創生の取り組みについて。

(1) UIターン施策と空き家対策について。

人口減少対策は、現在、本県に居住されている方の定着促進とともに、一旦県外に出られた方にUIターンしていただくことも大切な施策の柱です。本県のUIターン施策については、「ながさき移住サポートセンター」を設置し、相談から移住、定住までのワンストップ支援体制を整備しています。

その結果、移住者数については、「県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標値150人対

して、実績は、前年度比63名増の213名と、目標を大きくクリアしています。

このように、県全体として移住対策が順調に推移していることを受け、自治体がインターネット上で賃貸や売買の物件情報を提供する「空き家バンク」の拡充も進んでいます。昨年10月末には、15市町の325件が登録され、契約実績も、昨年4月から10月までの7カ月間で48件となっています。

移住を考える際は、仕事とともに住居も重要なポイントとされ、空き家の登録数や契約件数は気になるところですが、19件登録のうち13件契約された西海市をトップに、離島においても五島の4件、壱岐の7件、対馬の2件の契約実績があります。

移住についても、当然、地域間競争があり、移住者はさまざまな点を比較し、移住先を決めると思いますが、移住施策の効果を県下に波及させるため、県において、他地域の成功事例の紹介など、そのノウハウを県全体のものとする取組を実施すべきだと思いますが、お考えをお尋ねします。

(2)「企業版ふるさと納税」の取り組みについて。

国の地方創生の一環として導入された「企業版ふるさと納税」は、地方公共団体が民間企業に地方創生の取組をアピールし、政策面のアイデアを競い合い、よりよい地方創生の取組が生まれ、各地で地方創生の深化につながっていくことを期待して、平成28年度に創設されました。

昨年8月、本県の3事業を含む6件10事業が第1回の認定に選ばれましたが、11月の第2回認定までに、本県の市町は認定実績がない状況です。事業を比較する力と、事業への寄附を募る行動力が問われる「企業版ふるさと納税」は、まさ

に地方自治体の実力を問われます。

そこで、県において、認定された事業への寄附の実績はどうなっているのか、また、県内市町の認定を促進するために、県において県内市町への働きかけを強める予定はないのか、お尋ねします。

6、農業分野における外国人材活用について。

本県の農業を取り巻く環境は、農業産出額において、全国が減少傾向の中、本県では増加傾向で推移し、ここ10年間の伸び率が全国一となるなど、一定成果を上げております。

その一方、農業従事者の減少には歯止めがかからず、人口減少対策を一番の課題に上げる本県にとって、十分とは言えない状況です。平成22年度時点で65歳以上の期間的農業従事者が2万1,507人と、全体の約56%を占める高齢化も深化しております。計画では、今後10年間で、農業従事者数は大きく減少することが危惧されています。

このように、農業者の絶対数が減少し、さらには経済状況が好転して、有効求人倍率が1倍を超える中で農業の人材を確保し、規模拡大と所得向上を図るために、県は、昨年、国の国家戦略特区に提案しました、本県の農業分野において、外国人に就業ビザを発行し、農業の担い手として労働力不足に対応していく仕組みを内容とするものです。

国家戦略特区については、昨年12月、国が「国家戦略特区顧問会議」を開き、特区を活用して農業分野で外国人労働者を受け入れることを決めています。

母国の大学で農学部を卒業するなど、専門知識を持ち、日本語による意思疎通が一定程度できることを条件とし、雇い主には日本人と同等以上の報酬を支払うことを義務づけているもの

です。

現在開催中の通常国会で特区法を改正すると聞いておりますが、本県提案の国家戦略特区の現在の状況と、認められた場合のスケジュールについて、お伺いします。

7、上五島地区での養殖業の振興について。

私のふるさとである新上五島町は、昭和37年から、県内に先駆けて若松瀬戸においてブリ養殖に取り組んでまいりました。当時、高度成長期でもあり、また、養殖に使うイワシなど餌が安かったため、養殖業者は景気がよかったと聞いております。その後、昭和48年のオイルショック、昭和50年代になっては大規模な赤潮で被害が発生、さらに、バブル経済の崩壊後は、多くの養殖業者は経営に行き詰まり、潮が引くように廃業していきました。

そのような中、時代の荒波にもまれながらも、厳しい状況を生き残り、今、現在も地元でブリを中心に養殖を続けている非常に優秀な養殖業者たちがおります。近年の長崎県の水産業において、彼ら養殖業者が地に足をつけて頑張っていることが衰弱を免れている一因であると考えております。

また、離島における主要な産業といった視点で見ると、ブリやヒラマサ、マグロをつくる養殖業が基幹的産業となっており、水産業の振興のためには、養殖業へ新たな展開を進めていくことが肝心であると考えております。

上五島のあるブリ養殖業者が、特別な餌を与えて育てた5キロサイズのブリを関西の高級スーパーに出荷しておりますが、これが関西の消費者に受け入れられ、高い評価を受けております。これからは、市場に受け入れられる養殖魚を地域の養殖業者がまとまることで生産量を拡大していくことが必要であり、このことが地元

の雇用の場づくりにもつながっていくのではないかと考えております。

例えば国内大消費地の求める養殖魚づくりや、あるいはメード・イン・上五島のブリで輸出を行うなど、地域の意欲ある養殖業者の持続と発展への取組に対し、県はどのように支援していくのか、お伺いします。

8、「高校生の離島留学制度」の推進について。

昨年10月、本県の離島留学制度校と同様に、島外や県外から生徒を募集している隠岐島前高校のある島根県海士町に視察に行つてまいりました。隠岐島前高校が地域と緊密に連携して、学校の魅力化に取り組み、大きな成果を上げていることに感心するとともに、このような取組を全国にアピールし、生徒数の増加につなげているとの説明を受け、いかに広報活動が必要であるか、改めて認識しました。

また、隠岐島前高校が「島留学制度」の制度設計をするに当たって、全国に先駆けて離島留学制度を導入した本県の壱岐高校をモデルにしたという説明を受け、本県の離島留学制度がいかに先進的で画期的な制度であり、また、他県の見本になっているのかと大変誇りに思ったところであります。

ご存じのとおり、本県の離島留学制度は、離島地区の県立高校に全国から生徒を募集する制度として、平成15年にスタートし、現在、対馬高校、壱岐高校、五島高校の3校でそれぞれ地域の特色などを活かしたコースを設置しております。

これまで制度を活かして600人もの生徒が入学して、平成28年度は定員60名に対し、前年度比23名多い53人が入学するなど、生徒数は増加傾向にあります。また、平成29年度入学選抜においても、志願者数がさらに増加していると聞

いております。

そこで、教育委員会教育長にお尋ねします。

平成29年度入学者選抜における離島留学各コースの志願者状況と、ここ数年、志願者が増加している要因について、教育委員会教育長はどのように考えておられるか、お尋ねします。

あとの質問は、対面演壇席にてさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 近藤議員のご質問にお答えをいたします。

国際クルーズ船の離島地域への誘致についてのお尋ねでございます。

国際クルーズ船の本県への入港数は、東アジアクルーズ市場の活況を背景に、これまでの誘致活動の成果等として、中国発着クルーズを中心に、長崎港や佐世保港で近年急増しているところであります。

今後は、拡大を続ける中国発着クルーズのさらなる取り込みを図ってまいりますとともに、欧米系クルーズ船の受け入れにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

中でも離島港においては、これまでの日本船社に加えて、接岸可能な欧米小型クルーズ船を積極的に誘致してまいりたいと考えているところであり、来年4月には、厳原港に8年ぶりに、また、10月にも青方港には、初めてとなります欧米クルーズ船の入港が、それぞれ決定したところであります。

今後とも、関係市町と連携し、国内外の船会社に対して、本県の離島が有する豊かな自然や文化などの観光資源の情報発信を強化し、離島港への入港拡大に力を注いでまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局

長からお答えをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 私からは4点、答弁させていただきます。

まず、外国人旅行者の観光消費額増大について、「爆買い」が落ち着き、「コト消費」へ外国人旅行者の消費動向が変化している中、県として、外国人旅行者の観光消費額増大についてどう取り組んでいくのかとお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、中国人観光客などにおいても旅行スタイルが、以前の買い物中心から、日本ならではの体験を求める「コト消費」に変わってきております。

こうした中、本県には既に欧米や中国などからのインバウンド客に人気のある、出島の和服着付け体験や小浜の蒸し釜焼き、東彼杵のグリーン・ティーズムや、「やきものの町」波佐見のまち歩きなど、本県ならではの魅力ある体験素材が数多くあります。

こうした素材をブLOGGERなどのSNSを通じた情報の拡散や、メディアの活用などにより、効果的に発信していくことで誘客拡大を図り、観光消費の増につなげてまいりたいと考えております。

次に、県はどのようにして離島地域に観光客を呼び込もうとしているのか、具体的な事業はとのお尋ねでございます。

観光客の皆様は離島を訪れてもらうためには、しまを訪れたいと感じていただき、旅先として選んでいただけるような魅力づくりが必要です。

そのため、「長崎のしま」をイメージさせる動画を制作し、しまの魅力を情報発信していくほか、しまごとの特色を活かした食や体験メニュー等の観光サービスの充実、しまを広域的に

周遊する島内ツアーの造成など、市町や関係事業者等と連携し、国境離島交付金を最大限活用しながら進めてまいります。

また、その際には滞在時間を延ばし、「もう一泊」していただく仕掛けづくりが必要であることから、例えばレンタサイクルでしまを周遊する滞在プランを組み込んだ旅行商品や、朝型・夜型観光につながる体験メニューの開発などを進め、しまの滞在型観光を促進してまいります。

次に、アンテナショップ「日本橋 長崎館」の1年間の実績についてのお尋ねでございます。

「首都圏と地元の人・もの・情報の交流を活性化することで“地域を元気にする”」という基本コンセプトのもと、昨年3月に開館しました「日本橋 長崎館」は、県産品の販売、観光情報の発信や各種イベント等を通じて、本県の歴史・文化、自然、食などの魅力の発信に努めているところでございます。

1月末現在におけるこれまでの実績は、来館者数が約36万人、観光案内コーナーへの立ち寄りが約1万5,000人、物販コーナーには約1,500の商品が並べられ、売上額は約1億6,000万円となっております。これまで多くの方々にご利用いただいているところでございます。

また、イベントコーナーでは、市町による趣向を凝らした地域フェアや、県内企業などによる実演販売、テストマーケティングなどの多彩なイベントが実施されるとともに、テレビ等のマスメディアにも数多く取り上げられ、本県の魅力を多くの皆様方へ発信できているものと考えております。

最後に、「日本橋 長崎館」の今後の展開についてのお尋ねでございます。

「日本橋 長崎館」は、本県の魅力発信と、

来館者の声を生産者や地域の皆様へフィードバックすることにより、商品改良・開発や受入体制の充実などにつなげ、県民所得向上を図るために設置したものでございます。

このアンテナショップとしての機能を十分に発揮していくためには、数多くの方にご来館いただき、本県の魅力ある県産品や、観光・文化などの情報に触れていただくことが重要であると考えております。

これまでも常に運営事業者と意見交換を行いながら、「魅力あるイベントの創出」や「リピーターの確保対策」などに取り組んできたところでございますが、まだまだ足らざる部分もあると考えております。

例えば、イベントゾーンでの地域フェアや実演販売などは、主催者、来館者ともにお互いに声を直接聞くことができる機会であり、市町、県内団体、企業等にも積極的にご活用いただいているところですが、まだ周知が行き届かなかったことなどから、日数ベースの年間稼働率は70.6%にとどまっており、さらなる工夫の余地があるものと考えております。

今後は、これまでの1年間で得られたさまざまなノウハウを活かし、市町、県内団体、企業や運営委託業者等と連携を図りながら、「日本橋 長崎館」が本県の地場産業の活性化や交流人口の拡大につながるよう、取り組んでまいります。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 青方港における国際クルーズ船の受け入れについて、今後の取組方針はどのようになっているかのお尋ねでございます。

青方港では、相河地区既存岸壁の係船柱や防舷材を改良し、2万トン級までのクルーズ船が

接岸可能となっております。

一方、「飛鳥Ⅱ」など5万トン級のクルーズ船については、接岸できる岸壁がなく、沖止めし、小型ボートによる乗降を行っており、国際クルーズ船を寄港する場合も、大きさによっては同様の対応になることが想定されます。

県といたしましては、まずは既存施設を活用した受け入れ環境の改善を図ってまいりたいと考えており、現在、青方港内の浮棧橋での乗降など、より安全で利便性のある受け入れ方法について検討を進めているところです。

引き続き、クルーズ誘致を進める地元町をはじめ、関係機関並びに船社側とも相談しながら、必要な対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 私の方から、4点について答弁をさせていただきます。

オリンピック・パラリンピックのホストタウンについての取組の状況でございますけれども、県といたしましては、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた事前キャンプの誘致を進めながら、相手国との相互交流を推進するホストタウン事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

これによりまして、単にスポーツの振興や交流にとどまらず、人的、経済的、文化的な交流が広がって、本県のグローバル化、人材育成、観光・物産振興等にもつながるものと期待しているところでございます。

現在は、ベトナム以外にも、本県とゆかりがある国、それから、今後、経済成長が見込まれる国を対象といたしまして、事前キャンプの誘致活動を行っているところでございます。

これらの国につきましても、ホストタウン登

録を目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、スポーツ合宿の離島への誘致にかかる取組についてのお尋ねでございます。

今年度の各離島における県外大学以上のスポーツ合宿の実施件数は38件となる見込みでございます。離島へのスポーツ合宿誘致は、地域の活性化につながる大切なことと考えており、今年度は、県内外の大学、実業団など約70団体を個別訪問いたしまして、合宿の実施を働きかけてまいっているところでございます。

来年度も引き続き、より多くの大学、実業団等を訪問いたしまして、離島の魅力をアピールするなど、スポーツ合宿の誘致に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、UIターン促進のために、市町における空き家バンクの取組が進むような対策についてのお尋ねでございます。

住まいの確保は、移住を促進するに当たって大きな課題の一つであり、不動産情報が少ない郡部や過疎地におきましては、空き家バンクが住まいの確保に有効な手段であると考えているところでございます。

空き家バンクにつきましては、今年1月末時点で16市町、336件の登録があり、今年度4月から契約実績は、12市町で78件となっております。

県といたしましては、県と市町、宅建業関係団体等を構成員とした「ながさき移住協働会議」におきまして、市町の空き家バンクの設置や充実を働きかけるとともに、具体的な成功事例として、専任相談員の配置、移住者を受け入れる地域の方々のサポートが契約に結びついたことなどを紹介してまいりました。

この結果、今年度におきまして4市町で新た

に空き家バンクの運用が開始をされまして、契約実績も増加傾向にあるところでございます。

今後とも、市町と連携をしながら、空き家バンク制度の充実等に取り組みながら、UIターンの促進に力を注いでまいりたいと考えているところでございます。

最後に、「企業版ふるさと納税」の県事業への寄附の実績、それから、県内市町の取組を促すための働きかけについてのお尋ねでございます。

企業版ふるさと納税は、地方創生の推進に民間の活力を活用しようとするものであり、大変意義のある制度と考えているところでございます。

県では、これまで、本県にゆかりのある企業を中心に積極的なPR活動を展開しまして、現時点で3,000万円を超える寄附のお申し出をいただいているところでございます。

一方で、市町の積極的な活用を促すため、国の制度設計の段階から、市町との意見交換の場を設け、制度内容や事業認定を受けるためのノウハウの提供など、さまざまな形で市町への働きかけを行ってまいっているところでございます。

このような中、これまで雇用の創出等の具体的な数値目標の設定など、国の事業認定のハードルが高い、認定申請に企業の寄附見込みが必要である、企業訪問等のための体制が十分でないことなどの要因から、市町においては申請まで至らず、事業認定を受けた県内市町はまだない状況でございます。

しかしながら、本年1月には、長崎市が国への認定申請に至ったほか、申請に向けて具体的に検討を行う市町も出てきておりまして、県といたしましては、各市町の動きを把握しながら、

必要な助言等を行うとともに、他市町への積極的な情報提供に努めまして、市町の取組を促してまいりたいと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 農業分野におけます外国人就労を実現する国家戦略特区の現状と、認められた場合のスケジュールについてのお尋ねでございます。

国家戦略特区につきましては、昨年12月12日に開催されました、安倍総理を議長とします「国家戦略特別区域諮問会議」におきまして、今国会に提出する特区法改正案の中に、農業分野における外国人材の就労を可能とするための特例措置等の規定を盛り込むことが決定されたところであります。

現在、国では、特区法改正案の閣議決定、国会提出に向け、政府・与党の調整が進められておりまして、今国会での審議を経て、改正特区法が成立・公布されると見込んでいるところでございます。

本県提案の実現のためには、特区法の改正とともに、政令による本県の区域指定が必要となりますことから、本県選出国會議員をはじめ、県議会の皆様のご協力を賜りながら、国の関係機関等に対し、時機を捉え、本県の区域指定に向けた働きかけを進めてまいります。

あわせて、就労していただく外国人の確保と受け皿となる機関やその指導・監督体制の整備、それから、受入先となる市町や農協、農業法人等との調整など、特区の実行体制の整備を進めてまいります。そうすることで、区域指定を受けた後、速やかに本県での外国人就労が実現できるよう、努めてまいります。

○議長(田中愛国君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 上五島地区におけ

る養殖業の振興のため、県はどのように支援をしていく考えなのかとお尋ねでございますが、県では、養殖業の振興を図るため、地域の養殖業者等が連携して「養殖産地育成計画」を策定し、国内外への販路拡大等を目指した高品質な魚づくりや安定供給体制の確立、飼料・資材等の共同調達によるコスト削減等を通じ、収益性の高い養殖経営体の育成に取り組むこととしております。

上五島地区は、県内におけるブリ養殖の主要産地であり、現在、ブリ養殖業者や漁協、新上五島町との話し合いを進めているところでございます。

その中で、地元からは、餌の共同仕入れによるコスト削減、サイズや脂肪分の多さなど、国内外のニーズに対応した魚づくりによる販路拡大に取り組むべきとの意見が出されており、今後、こうした意見も踏まえ、養殖産地育成計画を策定し、その推進を通して上五島地区でのブリ養殖業の振興を図ってまいります。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 離島留学各コースの平成29年度の志願状況と、志願者数が増加している要因についてのお尋ねですが、離島留学を実施している3校の平成29年度の志願者数は、五島高校21名、壱岐高校10名、対馬高校25名で、定員60名に対して56名で、過去最多となっております。そのうち、現時点での内定状況は、前年度と同数の53名であります。

志願者数が増えている主な要因としましては、まずは、平成27年度から、体験入学に参加する親子に対し、交通費や宿泊費の補助を行ったことが考えられます。これにより、多くの生徒や保護者が、教育内容や居住環境を自ら確認することで、入学後のしまでの生活のイメージを持

つことができ、留学への意欲が高まったものと分析しております。

また、離島留学生の生活サポートを行う専任職員を平成27年度から対馬高校に配置したことにより、親元から離れ、しまで生活する生徒の不安感を軽減できたことも、対馬高校の志願者数が増えている要因の一つであると考えております。

さらに、平成28年度から、県教育委員会に「広報専任コーディネーター」を配置したことで、県内外での広報活動や、ホームページの内容の充実が図られ、離島留学制度の魅力を伝えることができたことも要因と考えております。

今後とも、離島留学の魅力を全国に発信し、さらなる推進に努めてまいります。

○議長(田中愛国君) 近藤議員—7番。

○7番(近藤智昭君) 幾つか再質問という形でやらせていただきます。どうもお答えありがとうございました。

オリンピック・パラリンピックのホストタウンについてですけれども、県もこれから積極的に取り組んでいかれることは理解しました。

今後、オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致を推進にするに当たっては、自分は、やっぱり人脈も非常に大事だと考えております。私も長く選手をしたり、また指導者としてスポーツに携わってきました。県内には、ほかにも出身者でオリンピックに出られたり、指導者として全国的にすごく有名な方もいます。そういう方は、中央や海外の競技団体等に人脈をたくさんお持ちの方がいっぱいいます。

そうした人脈の活用について、どのように考えておられるか、企画振興部長にお尋ねします。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 議員ご指摘の

とおりに、キャンプ誘致に際しましては、人脈は非常に大きな要素であるというふうに考えております。

これまでも、キャンプ誘致に当たりましては、レスリングをはじめとした、本県在住のオリンピック・パラリンピアンの方々や競技団体関係者の方々のご協力をいただいているところでございます。

こうした方々の幅広い人脈を活用させていただくことは、オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ誘致のみならず、国内の大学、実業団のスポーツ合宿誘致、さらには、国内外からのスポーツ大会誘致にも大変有益であると考えておりまして、今後とも、定期的に意見交換等をさせていただきながら、新たな人脈の形成に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 近藤議員—7番。

○7番(近藤智昭君) たまに我々もスポーツ関係者でいろいろ会合する機会がある時に、やっぱり県のそういうふうな前向きな意見交換会というのがちょっと足りないんじゃないとか、やっぱりそれぞれ各団体は一生懸命、底辺の拡大とか、その協会をどうやって伸ばしていくかという状況の中に、いろいろ対策を練っております。

そういう対策と県の施策が一緒になって、やっぱり長崎県で一生懸命スポーツによって活気をつけていこうという地域もありますので、ぜひ協力をよろしくお願いします。

次は、UIターン施策と空き家対策の件で、今年度は、県、市町が共同で運営する「ながさき移住サポートセンター」を設置し、県と市町が一体となって、これまで以上にUIターンに取り組んでいると思いますが、今年度の目標に

対する実績がどのような状況なのか、お伺いします。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 県や市町、「ながさき移住サポートセンター」の窓口を介した移住者数の目標につきましては、今年度は250人としておりましたけれども、1月末時点での移住者の実績は、目標を多く上回るペースで進んでおりまして、現在、345人というふうになっております。これは、1月末時点でございます。

この結果は、「ながさき移住サポートセンター」を核といたしまして、県と市町が連携を強化しながら、移住希望者に応じた職業紹介をきめ細かに実施したことをはじめ、市町の相談窓口によるサポート体制の充実、東京や福岡での移住相談会の開催回数を増やして、本県の魅力をより多く発信したことなどが成果に結びついているのではないかと考えているところでございます。

引き続き、効果的な移住促進に力を注いでまいりたいというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 近藤議員—7番。

○7番(近藤智昭君) すごい数字が出ていますね。本当にすごい、施策が成功している例だと思います。これを一層進めていっていただければと思います。

その中でもう一つ、ちょっと気になることをですね、国境離島の地方創生に向け、さまざまな人口減少対策に取り組んでいこうとしている県の姿勢は、24日の山本啓介議員とのやりとりをお聞きして、十分理解できたところであるんです。

一方で、本土側の産業が落ち込んでしまっただけで、県全体の地方創生が実現できなくなること

は言うまでもないんです。2月3日の新聞報道等によれば、大型客船事業からの撤退、商船事業の分社化などの抜本的な改革へ向けた検討、護衛艦の失注、幸町工場の再編、火力事業に対する大型タービン事業の日立工場への移管など、三菱重工長崎造船所は、今、大きな変革の波にさらされていると思います。

そのような中、県当局のスピード感ある対応策や行動について何も見えないという声が多く、の県民から聞かれていると思います。特に、現在、検討が進められている商船事業の抜本的改革の動向は、基幹産業であることから、本県経済への影響が極めて大きいのではないかと考えますが、この点について、知事の認識をお伺いしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 三菱重工長崎造船所に関連する一連の事業改革、中でも客船事業の取り扱い、それに伴う商船事業改革の動向は、本県の製造業のみならず、地域経済の根幹に大きな影響を及ぼすものと考え、県としても危機感を持って、これまでできる限りの情報収集に努めてきたところであります。

昨年10月18日のこの商船事業改革の公表を受けまして、翌日の19日には、三菱重工の商船事業担当の責任者から、改革の内容、考え方等について、私自身、直接お話をお聞きいたしました。

そしてまた、11月には、三菱重工の宮永社長とお会いする機会をいただきまして、現状、今後の見通し等についてお話をお伺いするとともに、分社化が予定されております商船事業、その中でも、新たな取組を進めようとしておりますクルーズフェリーでありますとか、中小型客船の建造、こういった分野については、ぜひ

長崎を事業拠点としてもらいたいという願いを申し上げました。

さらに、加えて、地元の方でも大きな課題として、経済界を含めて取組が進められておりますが、「造船技術センター」の創設というお話もあるところでございまして、この造船技術センターも、これはまさに長崎こそふさわしいということで、こういった拠点については、長崎で展開をしてもらいたいというお話をさせていただいたところであります。

その後も、関係の皆様方から情報収集に努めているところでありますが、まだまだ検討の段階であり、詳細については不明であるということではありますが、大方のお話によりますと、人員体制等に幾分かの影響はあるものの、大規模な人員削減にはならない見込みであるというようなお話をお伺いいたしております。

県の取組が見えないというお話ではありますが、そういった情報収集をさせていただき、いろいろなお話、要請活動も続けておりますが、まだまだ具体的な方向性が見えない。そしてまた、三菱重工内部でご検討をいただいている段階でありまして、私としてもそういった会談の内容等については、公表を差し控えさせていただいてきたところであります。

しかしながら、そういう状況であるといえますものの、一連の事業改革に向けた動きは、関連企業への影響も想定されるところでありまして、県といたしましては、今後とも、事業協業化等による共同受発注システムの構築、そしてまた、県外企業とのビジネスマッチングの強化、あるいは生産技術の高度化や、ファンド事業による新分野進出など、支援機関と一体となった関連企業の支援策にも、これから一層積極的に取り組んでいかなければいけないと考えている

ところでございます。

いずれにいたしましても、引き続き情報収集に努め、地域経済への影響を十分考慮しつつ、迅速かつ適切に対応してまいりたいと考えているところであります。

○議長(田中愛国君) 近藤議員一7番。

○7番(近藤智昭君) 知事のお考えも確認でき、努力されていることがわかりました。

最後に、要望として申し上げますけれども、大事なものは、スピード感を持ってやるということです。不安になっている県民も多いと思いますが、県民にもわかりやすい形でご対応いただければと思います。よろしく申し上げます。

次は、教育の方で、地域活力の高揚と地域振興は、その核となる学校の活性化を抜きに語ることはできません。平成30年度から、これまでの3校に加え、五島南高校及び奈留高校も離島留学制度を導入すると聞いております。

今後、ますます離島留学制度を充実させていくには、各学校が特色ある教育活動を展開することはもちろんですが、各コースの魅力や実績を中学校やその保護者に対して広くアピールしていくことが大変重要だと考えております。

そこで、県教育委員会として、離島留学制度の一層の充実を図るに当たり、現在の課題をどう捉えているのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねします。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 離島留学制度をより一層推進していくには、各学校の教育内容の充実や、生徒の進路先の確保とともに、居住環境の整備等も必要と考えております。

このため、来年度から新たに、生徒が主体となった各コースの魅力化を図る取組を行うとともに、地域との連携をさらに強化し、生徒の生

活の場である里親の確保等にも努めてまいります。

また、議員ご指摘のとおり、各コースの魅力や実績を生徒やその保護者に広くアピールしていくことは非常に大切だと考えており、引き続き広報活動を充実していくとともに、宿泊体験の参加人数の拡充を予定しております。

さらに、今後、しまで生活する生徒の不安感を解消するため、留学生の生活サポートを行う専任職員の配置拡充など、留学生が安心して生活できるサポート体制づくりについても検討する予定としております。

そういう対応をしながら、今後とも、離島留学制度の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 近藤議員一7番。

○7番(近藤智昭君) 離島地区の人口が急激に減少する中、しまの教育資源を活かし、島外、県外から広く生徒を募集するこの制度はすばらしい取組であり、県民の期待も大きく、全国的にも注目されております。(発言する者あり)

今後、広報活動をさらに充実させることによって、入学者数を増やし、活気ある学校づくりと地域づくりを進めていただくことを要望しまして、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長(田中愛国君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時5分から再開いたします。

— 午前10時57分 休憩 —

— 午前11時 7分 再開 —

○副議長(坂本智徳君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

中村議員一25番。

○25番（中村和弥君）（拍手）〔登壇〕 一般質問2日目、2番手で質問させていただきます自由民主党、諫早市選出、中村和弥でございます。

長いようで短い60分でございます。知事、理事者におかれましては、簡潔に的確な答弁をお願い申し上げます。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

1、新県庁舎について。

(1) 新庁舎と職場環境について。

①新庁舎建設についての知事の思い。

昨年11月8日は、世界中があっと驚く記念日となりました。アメリカ大統領選におきまして、米国民の現状への不満、つまり変化を求める圧倒的な声でドナルド・トランプ氏が勝利をし、大統領に就任をされ、国家第一主義を唱え、我が国も含め世界経済に大きな影響が心配をされております。

我が国も、経済対策に取り組んではおりますが、国債と借入金など国の借金が増加の一途をたどり、過去最大を更新して、国民1人当たり約837万円の借金を抱え、先進国では最悪の状態にあるようでございます。

また、本県においても、知事をはじめ職員一丸となり、そして、私どもも協力をしながら懸命な努力を重ねておりますが、基金残高を含めて厳しい財政状況にあります。

そのような状況下ではございますが、平成23年2月に基本構想を取りまとめ、今年11月には総事業費433億円をかけた念願の新県庁舎が完成し、12月28日から来年1月下旬を目途に移転を終了する予定だとお聞きしております。

現庁舎においては、老朽化、狭隘化、分散化に加え、大規模災害時の防災拠点としての機能が果たせず、相談に訪れる利用者や日夜懸命に

職務を遂行している職員にとって、非常に不便で、頑張る分だけストレスがたまるような執務環境であると思っております。

そこで、県民サービスの向上のために、職員が働きやすい職場環境が必要であります。このような観点から、新庁舎建設について、どう考えているのか、知事の所見をお聞きいたします。

壇上からの質問は以上にとどめ、以降の質問は対面演壇席から行います。

○副議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕 中村議員のご質問にお答えをいたします。

新庁舎建設に伴う職場環境について、どう考えるのかとお尋ねでございます。

新県庁舎については、防災拠点としての機能をしっかり果たしてまいりますとともに、さまざまな分野で変化、変革が進む中、新しい時代を切り拓いてまいりますためには、県政の諸課題に対して、これまで以上に県民の皆様と力を合わせて取り組んでいくことが求められているところであり、県民の皆様方との連携拠点としての役割を果たせるような庁舎の建設を目指しているところであります。

そのため、これまで以上に部局間の連携や情報共有を行うことができるよう、オープンフロア化するとともに、職員間や県民の皆様方とのコミュニケーションを活発に行える打ち合わせスペースを設けるなど、職員が開放的な空間の中で効率よく業務を行い、新たな施策をつくり出すことができる執務環境を整備してまいりたいと考えているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席からお答えをさせていただきます。

○副議長（坂本智徳君） 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) 今、知事のお言葉をいただきましたけれども、県民そしてまた職員に対する思いというのは十分に理解をできたわけですが、ただ、もう少し時間がありますので、予算の許す範囲でぜひ職員と県民に優しい新庁舎を完成させていただきたいと思っております。

ところで、知事、お聞きをしますけれども、私は、計画当初にこの新庁舎にぜひ日本一の喫煙室をつくっていただきたい、そして、アピールをしていただきたいということを申し述べたことがございます。

たばこ税は、以前からすれば随分減収はしておりますけれども、近々で言いますと、約117億円にも及ぶ大きな県の財源でございます。

(発言する者あり) 喫煙者に対しても、本来であれば十分な分煙対策を講じる必要があると考えておりますけれども、しかしながら、今回の新庁舎には喫煙所が1階と8階にしかございません。もちろん議会棟にも1階にしかないわけですが、喫煙をされております知事、そしてまた、職員の執務に支障が生じないのか、(発言する者あり) 非常に心配しているんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 新庁舎における喫煙場所のお尋ねでございます。

新庁舎につきましては、多くの自治体が庁舎内を禁煙としている中で、来庁者や職員の喫煙実態と受動喫煙防止対策の両面について考慮の上、行政棟においては、建物外に設置可能な1階と8階の2カ所に喫煙室を整備することとしたところでございます。

執務に支障がないかのお尋ねでございますけれども、健康管理面にも十分考慮し、設置を

しなければならないため、喫煙者にとりましては、現庁舎に比べれば若干不便になると思いますが、職務に影響が出ないよう対応してまいりたいと考えているところでございます。(発言する者あり)

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) 何か寂しい答えですね。(発言する者あり) 喫煙者にとっては、これは非常に大きなネックになると思います。

(発言する者あり) 先ほど私は知事にお伝えをしたんですけれども、知事いかがですか。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君) 新庁舎の建設について、この分煙対策、禁煙対策について議論をしたところではありますが、厚生労働省の健康局長通知によると、「官公庁、あるいは医療施設等においては全面禁煙とすることが望ましい」とされているところでありまして、そういった面で健康の指導推進役を担っております県として、こういった通知等についてはこれを厳守していかなければならないと考える、今のような状況となったところであります。

私自身、職務に支障がないように適切に対応してまいりたいと考えております。(笑声・発言する者あり)

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) いや、何か今の知事の言葉、本心の言葉じゃないように聞こえましたね。(笑声・発言する者あり)

私が心配しているのは、先ほど知事が言われるように、吸いたい時に吸えないというストレスはもちろんなんですけれども、ただ、喫煙場所まで、1階と8階まで行かなければならない。この時間が非常にもったいない。(発言する者あり) で、その辺が執務時間に影響しないのか

というのを心配しているわけでございまして、（発言する者あり）ぜひ検討の余地をお願いしたいと思います。

ところで、最近、職員の喫煙者もかなり減ってはきていると思うんですけども、現況で喫煙者のデータはどうなっていますか。

○副議長(坂本智徳君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 本県職員の喫煙率は、平成23年度は21.8%でありましたけれども、本年度は18.2%となっているところであります。そのうち、本庁職員の本年度の喫煙率は、これは正規職員の部分でありますけれども、17.3%でございまして、嘱託職員等も含めると、喫煙者数は360人程度と見込んでいるところでございます。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員一25番。

○25番(中村和弥君) いや、何と1,551人の本庁舎の職員の中に360人も喫煙者がいるということですよ。これだけの喫煙者がいるということは、やはり何らかの形でストレスがたまらないような環境をつくっていかなければならないと思うわけでございまして、ただ、私も以前たばこを吸ってございまして、禁煙にはかなり苦労しました。

今回、知事を含め職員の中にも360名という方がいるわけでございしますので、ぜひ健康のために禁煙に努めていただきたい。

ただ、しかし、30代で禁煙をしなければ、延命効果はないそうでございしますので、無理をしないようお願いを申し上げたい。

それと、先日の新聞に載っておりましたけれども、今回、厚生労働省が受動喫煙対策強化の方針を決めまして、居酒屋とか焼き鳥屋でも喫煙できないような環境になるわけでございます。

ただ、私が言いたいのは、県の機関で一番見

にくい部分は学校です。学校の敷地内での喫煙、これが一番ネックになってございまして、校門のそばで吸ったりとか、いろいろなことがしばらく事件になりましたけれども、ぜひ教育委員会教育長、今後、そういうことのないように対策をよろしくをお願いを申し上げたいと思っております。

②職員の職場環境について。

新庁舎完成で職場環境が大きく変わるわけでございまして、これまでの勤務状況については、昨年2月定例会で坂本浩議員が質問されまして、いろんな数値を報告していただきましたが、時間外の勤務が平均の12時間よりも少なく、長崎県は8.4時間ということで、全国で4位だそうでございます。また、精神疾患によりまして、長期休養者が年間50名、休職者が20名ぐらいで推移をしているわけでございます。こういう方がいるということは、業務の効率化や管理職の意識改革がぜひ必要であると考えてございまして。

そこで、新庁舎では、先ほど知事が幾つか例を挙げていただきましたが、今回、執務環境の整備とあわせて、働きやすい職場をつくったのではないかと考えてございまして、その中でレイアウトを含めて、どのような趣向を凝らしたのか、簡単にお願ひします。

○副議長(坂本智徳君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 新庁舎では、先ほど知事のご答弁申し上げましたように、執務室をオープンプローアにすることで、部局間の連携や情報交換がしやすくなるほか、開放感が持て、リラックスした気持ちで執務ができる空間になると考えております。

また、県民の皆様と意見交換等ができる県民協働エリアや職員間で随時協議が可能となるよ

うな共用の打ち合わせスペースを整備しますほか、集中して作業に専念できる個室や、あるいは気分転換を図るためのリフレッシュスペースなどを設けることとしておりまして、働きやすい環境を整えてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) 職員にとっていい環境になるように考えているようですが、オープンフロアというのは、あくまでも冷暖房については非常にネックがありますので、そういうところを含めながらですね。私は窓を二重にしたらどうかとかいろんな案も出したんですけども、なかなか予算の限りで達成ができなかったというのは非常に残念ですが、今後とも、ぜひ職員のための働ける庁舎にしていきたいと思っているところでございます。

③バリアフリーとロービジョン対策について。

新庁舎は、もちろんバリアフリー法や福祉のまちづくり条例に基づいて設計をされておりまして、現場は今後仕上げに入っていくわけでございますけれども、私は、以前から弱視者に対するロービジョン対策というのを常日ごろ言っただけでまいりました。この旧庁舎に対しても、そしてまた、いろんな関係機関についても、とにかく早くロービジョン対策をやってくれということで、何か所かやっていただいた記憶がございますけれども、もちろん今回の新庁舎には、私が何も言わないでもそのことは十分配慮をしていると思っておりますが、今回の新庁舎について、ロービジョン対策は万全なのでしょうか、お聞きをいたします。

○副議長(坂本智徳君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 視覚の弱い方へのロービジョン対策のお尋ねでございます。

ロービジョン対策としましては、正面玄関及び南側入り口から総合受付や中央のエレベーターまでに、床と明度差の大きい誘導ブロックの設置を行いまして、また、段差がある部分につきましては識別しやすいものとするほか、庁舎内の案内サインにつきましても、読み取りやすいコントラストのある大き目の表示ということで工夫を重ねているところでございます。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) そこら辺については十分取り組んでくれていると思うんですけども、何分見かけを重視すれば、そこら辺がかなり機能が落ちてきますので、ぜひその辺については十分な対策を取っていただきたい。

それと、今回、レストランが今の2倍くらいの規模で備えられているんですけども、私はレストランというのはできれば最上階につくっていただいて、夏場はビヤガーデンもできるような体制を取っていただきたいなと思っておったんですが、残念ながら2階になっているんですが、この間、配置図を見させていただきましたら、レストランから階段に至る通路の手すりがないんです。これはちょっと落ち度じゃないかなと思ったものですから、担当課と話をさせていただきましてけれども、今後、協議をするということでしたが、その辺についてはどうなんですか。

○副議長(坂本智徳君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) いわゆるバリアフリーも含めまして弱者対策という意味で、レストランは今回収容能力も大きくなります。そういった意味では、議員ご提案の観点も検討しながら、通路での移動が円滑に行うことができるように、手すり等の設置について検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○副議長（坂本智徳君） 中村議員—25番。

○25番（中村和弥君） これは当初の設計からの落ち度だとは思いますが、2階のレストランというのは一番人間が集まる場所です。そしてまた、一般の方がたくさん来られる、高齢者の方も来られる場所ですから、ぜひ早急な対策をお願いしたいと思っております。

そこで、知事、今回の新庁舎、完成までもうしばらく時間があります。ぜひ手直しがないように、もう一度再点検をしていただいて、すばらしい庁舎にさせていただきたいと思っております。

ただ、今回の庁舎におかれましては、知事自らがこの予算の厳しい中での努力をされた新庁舎でございますし、もちろんすばらしい知事室も完備されています。せっかくよくできた知事室ですから、あと任期の1年間ではもったいなと私は思っているんですけれども、ぜひ来年の改選にもう一度チャレンジをしていただいて、中村知事専用の部屋をもうしばらく利用させていただきたい、そしてまた、勤務をしていただきたいと思いますと思っております。知事どうでしょうか。

○副議長（坂本智徳君） 知事。

○知事（中村法道君） 次の選挙のことについては全くの白紙でございます。とりあえず、目の前の仕事のために全力を注いでまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（坂本智徳君） 中村議員—25番。

○25番（中村和弥君） 私は、中村知事専用の椅子を他の方に譲っていただきたくないという気持ちがあったものですから、こういう質問をさせていただきましたけれども、ぜひよろしくお願いを申し上げます。

2、福祉行政について。

(1) 保育・介護事業について。

①保育士人材について。

昨年、社会福祉法人制度の改正が行われまして、今年4月から施行されますけれども、この制度が既存の法人組織にも大きな影響があると聞いております。特に法人の中には、評議員の人選にかなり苦勞をしているところもあるということ聞いております。

そこで、社会福祉法人は、福祉サービスにおいて重要な機関でございます。経営組織や事業運営などへの指導を徹底して実施をしていただき、サービス低下につながらないように全力で対処をしていただきたいと思いますと思っております。

そこで、福祉サービスで最も大きな課題となっております社会福祉人材の確保についてでございますけれども、昨年「保育園落ちた」のブログをきっかけに、待機児童の問題が大きく取り上げられました。

先日は、国会での審査請求に向けた集会でも、落選した母親が40人子どもを連れて、「どうして落ちたのか」、「仕事を失う」などと、怒りや不安の声を国会議員にぶつけた場面もあったようでございます。

そこで、今年も入園者が決定をされる時期を迎えて、再び大きな問題になる可能性があるんですけれども、県内の現在の待機児童数と潜在待機児童数の状況をお聞きしたいと思います。

○副議長（坂本智徳君） こども政策局長。

○こども政策局長（永松和人君） 本県におきます待機児童数でございますが、来年度分は今、入所申し込み中でございますので、平成28年10月1日現在の速報値でございますが、待機児童271名、また特定の保育施設への入所を希望するなどの理由による、いわゆる潜在待機児童数は347名となっております。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) やっぱりなかなか減らないというのが実情だとは思っています。都会では、保育園を新しくつくろうと思っても、「子どもの声がうるさい」とか反対をする方たちもたくさんいるようでございますので、非常に難しい問題だと思うんです。

しかし、子どもを本当に保育園に預けたいという保護者からすれば、保育園に入れるか、入れないかというのは切実な問題でありまして、受け皿の確保は、これは仕事と育児の両立支援の観点からいっても、自治体が責任を持って取り組まなければならないことでございます。しかし、必要な保育人材の確保が非常に難しくなっているのが現状でございます。

この問題の背景には、国が算定をしております公定価格上、つまり運営費の80%までしか人件費に算入されておられません。また、園児数に応じて支給額が変わるものですから、保育士の処遇が他の職種よりも低い給与水準になっている。(発言する者あり) この問題に対しまして、県はどのような考えを、そしてまた対策を持っておられますか。

○副議長(坂本智徳君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 保育士等の給与につきましては、国が定めます給付費を原資としていることから、これまでもその改善について要望を行ってきたところでございます。

平成29年度におきましては、技能と経験に応じて最大で月額4万円の処遇改善を行う制度が新たに設けられることから、県としても、当該制度を活用して保育士等の給与の改善を図ることといたしております。

今回の処遇改善は、保育士等の技能と経験に応じて職務手当が支給されることから、例えば、

月額4万円の手当を受ける保育士の場合、経験年数が7年以上で副主任保育士等の発令を受けること、幼児教育、乳幼児保育、マネジメントなど、国が定めた4つの分野以上、計60時間以上のキャリアアップ研修を受講することなどが要件とされております。

そのほか、全職員の給与を一律2%、月額6,000円程度引き上げる俸給加算もあわせて行うことといたしております。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) この処遇改善策というのはお聞きをしましたが、経験年数が7年以上、そしてまた、職務分野別リーダーの経験、4分野の60時間以上の研修など、これは厳しいと思うんです。保育園の中には少人数の保育士でやっているところがたくさんあるんです。そういうところには、こういうのを実質受けさせることは非常に困難なんです。こういう中で、県内の保育施設の中には給与の格差がかなりあるということをお聞きをしていますが、これはどうですか、県として把握していますか。

それと、もし把握しているのであれば、この問題については自治体のみで解決するのは非常に難しい。そのためには、県が何とかして動かなければならない。そのためにどういうふうな対応策を考えているのか、お聞きをします。

○副議長(坂本智徳君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) まず、新たな処遇改善の要件のうち4分野、60時間以上の研修についてでございますが、当初というか、現在の計画では、受講期間に1年間の経過措置が設けられておりますが、保育現場への影響も大きいと考えられますことから、今後の受講状況を国に伝えるなど、経過措置の延長等につい

て要望を行うことといたしております。

また、県内の保育所間での給与格差につきましては、生涯賃金に最も影響を与えると考えております初任給について、昨年7月に開催いたしました「合同就職面談会」に参加いたしました保育施設から示された給与額で比べてみますと、大学卒業者で約4万2,000円、短大卒業者で約4万8,000円の格差が生じております。こうした給与格差につきましては、各保育施設の賃金カーブの違いや地元の賃金相場が反映された設定によるものではないかと考えております。

県といたしましては、保育士等の給与実態について、今後も把握に努めるとともに、初任給の統一など、保育士等の処遇改善に向けた働きかけを保育団体等に対して行ってまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) それだけ給与格差を確認しているのであれば、もっと早く何らかの対策を取らなくては。国の対策を待っていてどうするんですか。長崎県はこれだけの人口流出をやっているじゃないですか。人口流出を止めるためには、まず、子どもたちを残さなくては。これも大事なことですよ。ぜひ県としての率先的な対策を望むんですが、この給与の処遇改善が幾分進んだとしても、私は保育人材の確保には非常に難しい問題が残っていると思う。そういう中で、県として、この対策について特別な対策を講じようと考えていますか。

○副議長(坂本智徳君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 県といたしましては、保育現場に復帰見込みのある潜在保育士を把握するため、昨年12月にアンケート調査を行いました。362名の方から、「保育の仕事への復帰を考えている」との回答をいただいた

ところであります。

今後、この回答者を足がかりとして、潜在保育士の復職支援を行う「保育士・保育所支援センター」や市町とも連携し、潜在保育士の方への復職支援を強め、保育現場への復帰を促してまいりたいと考えております。

また、新卒保育士の県内定着を図るため、今年度から実施いたしました「合同就職面談会」について、来年度は参加施設を2倍の200施設とするとともに、県外の保育士養成校の学生に対しましても参加を呼びかけるなど、規模を拡充して実施することとしております。

さらに、保育士修学資金貸付等事業につきまして、貸付対象を県外の保育士養成校に通う県内出身者まで拡大して、新卒保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) 潜在保育士を確保しようという考えは十分わかるんだけど、その潜在保育士が何で退職したか理由はわかりますか、わからないでしょう。

私は、保育園の理事をしています。で、いろんな方からいろんな意見を聞くんです。まず、今何が一番ネックになっているかというのは、保育時間ですよ。保育時間が非常に長くなっている。これは、保護者であります母親が仕事をしなくてはならない。そしてまた、仕事をするためには、保育園に預けなければならない。そうすれば園児が増えていくですね。で、その母親の労働体系に、保育園は保育士の勤務体制を変えなくちゃならないんですよ。要するに延長保育ですよ。

保育士の中には、子どもを持っている保育士もたくさんいるんです。自分の子どもは犠牲にしながら、他人の子どもも見なくちゃいけない。

そういう中で、家庭に帰る時間が遅くなるような延長保育が始まったおかげで、非常に問題となっています。

保育士は、ほかにも大きな勤務外の労働をしなければならない。いろんな書類、そして園児の記録簿、いろんなものを家に帰ってからやらなくては、到底園ではできないような状況になっています。最近では新たなシステムを開発して、そのシステムに対する補助もあるようございますけれども、なかなか難しい。うちの保育園でもやっていますけれど、保育士の先生たちにこれをマスターしてもらうのが非常に難しい状況です。

これだけいろんな状況があって、先ほど言われた潜在保育士、これはやめられた方が多いんです。だから、その方たちをもう一回戻すには、今まで以上の優れた支援をしてやらなくては、戻ることはまず不可能です。

今後は国、県、市全てが連携を取りながら、保育士の先生を1人でも増やすような対策をぜひ取っていただきたいと思うわけですが、知事、この辺についてはどうですか。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君) 確かに、保育士人材の確保について大きな課題となっているところであり、国策としても、先ほど局長が答弁したように一定の充実が図られているところではありますが、それぞれの地域の実情もまたあるものと考えております。

少子化の流れに歯止めをかけるためにも、保育環境の整備というのは極めて重要であると考えておりますので、国策の充実等を含めて、しっかりと検討、実現を目指してまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) この問題については、もっともっと追及しなければならない部分がたくさん残っていますので、今回久しぶりに文教厚生委員会に戻ってきましたので、委員会の時に十分な追及をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

②介護職員について。

介護職員についてでございますけれども、高齢化の一層の進展によりまして、介護事業所は需要がますます増加する一方でございまして、この介護事業についても職員が不足しているのが大きな問題となっております。今後はもっと厳しくなっていくと思うんですけれども、県としては、将来的にどのぐらいの介護職員の確保が必要だと考えておられますか。

○副議長(坂本智徳君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 平成27年3月に策定いたしました「第6期老人福祉計画・介護保険事業支援計画」においては、平成37年に必要となる介護職員数を約3万2,000人と推計しておりまして、新たに約6,800人を確保する必要があると見込んでおります。

なお、介護職員の需給推計につきましては、来年度に予定をしております第7期計画の策定に合わせて見直しを行うこととしておりまして、今後、必要となる介護職員数のより正確な把握に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) この問題は、先ほど言った保育士の問題と全く一緒ですよ。潜在職員もたくさんおります。しかし、先ほど言ったようないろんな条件が悪かったからやめられた人が多いんです。そういうことも含めて、今後新たに6,800人の雇用が必要だと言われましたけれども、もうなかなか厳しいと私は思うんで

す。

そういう意味で、本来であれば職員ですから、もちろん県内から募集するのが妥当だと思うんですけども、将来的にはやっぱり他県から、そしてまた、必要に応じては海外からも雇用しなければならない状況になってくると考えておるんですが、県としては、現在、外国人の職員を受け入れる体制というのはEPAという制度しかないんですが、その制度で現在国外から受け入れをしている職員というのはいらっしゃいますか。

○副議長(坂本智徳君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 本県では平成20年度の制度開始以来、受け入れ実績はございません。EPA（経済連携協定）に基づく受け入れは、介護現場で働きながら介護福祉士の資格取得を目指すものでありまして、一定の日本語能力や、あるいは受験のための知識、技術の習得が必要となっております。

また、受け入れ事業所においても、研修等の費用負担や、住居の確保、（発言する者あり）あるいは担当職員のサポートなどが重い負担となっているとお聞きしておりまして、このような事情から、現在、実績がない状況と認識をしているところでございます。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員一25番。

○25番(中村和弥君) ないなら、ないと言ってくれればいいんですよ。

ちなみに、私はこの間、同志の議員と一緒にフィリピンを訪問しました。そこで日本大使館の一等書記官と同行しまして、フィリピンの海外雇用庁に出向いて、介護実習生の実態について協議をしてまいりました。

その中で、平成27年度の外国人介護福祉士の受け入れの人数が全国で565人、インドネシア

から212人、フィリピンから216人、ベトナムから137人、最も受け入れが多かった県は岡山県62人でございます。こういうふうにして海外からも介護職員を受け入れし、資格を取っていただいて、そして、自分のところで働いていただく。こういうことをやらなければ、おそらく今後はなかなか厳しいと思う。

聞いたところによりますと、2016年の11月から2017年の5月までに1,132人の介護士が日本に進出するというところをお聞きしてきたところでございます。

今回、昨年11月に、外国人技能実習生の受け入れの法が改正をされまして、今後、海外からの受け入れが随分進んでくると思うんですけども、本県においても、今後はこういう体制もぜひ検討しなければならないと考えているんですが、知事、この辺についてはどうでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君) 介護人材の確保というのは、極めて大きな課題になっているところがあります。やはりしっかりとした対応策を講じていく必要があるものと考えているところでありまして、また、そうした中、一向に改善傾向で進展していないという状況もありまして、地域の皆様方からは、「外国人の活用も必要ではないか」というご意見も伺っております。

これまでは、EPAの中で対応可能でありましたけれども、新たに外国人の技能実習制度での受け入れに対する道も開けてまいりますので、介護職員確保策の一環として、この検討も具体的に進める必要があると考え、県内事業所の皆様方の意向調査、あるいは他県での取り組み事例等の調査費を今回の予算に計上させていただいたところであります。

受け入れに当たって、課題となつてまいりま
すコミュニケーションの問題でありますとか、
サービスの質の確保、受け入れ体制の整備等
について、引き続き、関係団体等と対応策を協議
してまいりたいと考えているところであります。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) 知事、今後このこと
についてはぜひ必要になってくると思ひますの
で、よく協議をされて実践をしていただきたい。

ちなみに、この間、訪問した時に現地の方に
聞いた中では、日本の職場というのは、フィリ
ピン人の方からすれば「非常に清潔で働きやす
い、満足をしている」という意見も聞かれまし
た。しかしながら、中には、施設の受け入れが
ばらばらでいろいろな格差が生じている、そう
いう現状もあるようでございます。

この点については、ぜひ担当課として、各施
設と協議しながら、こういう問題が起きないよ
うな対策を講じながら実践をしていただきたい
と思ひています。

ところで、知事は昨年、ベトナムを訪問され
ました。こういうご時世でございまして、ぜひフ
ィリピンの方にも訪問していただき、今後達成
されるでありましょ世界遺産、これが達成で
ければ、フィリピンには多くのキリスト教信者
がおります。来県をする方が非常に増えてくる
と思うし、また、今回、インバウンドの個人旅
行客誘客拡大事業というのを制定されましたけ
れども、それもぜひフィリピンに出向いていた
だき、強くアピールをしていただきたいと思っ
ておるんですが、知事どうでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君) フィリピンとの関係に
おきましても、さまざまな交流チャンネルが拡
大しつつある状況であります。ぜひ近い将来、

そういった機会も検討してまいりたいと考へて
おります。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) よろしくお願ひ申し
上げたいと思ひます。

3、県央地区の道路整備状況と渋滞対策につ
いて。

(1) 諫早市内近郊の道路整備について。

①長田バイパス延伸について。

県央地区は、島原、県北、佐賀などからの幹
線道路が交差をする非常に交通網の結節してい
るところでございまして、今でも朝夕を中心に
慢性の渋滞が各所で発生をしております。そう
いう中で、私も毎日通勤に使わしていただい
ておりますけれども、長田バイパスの延伸につ
いてでございまして。

この件につきましては、平成27年度に延伸化
が事業化をされまして、地元としては、早期完
成を待ち望んでいるわけでございますけれども、
現在の状況と今後の進め方をお聞きいたします。

○副議長(坂本智徳君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 国道207号の東長
田工区のことだと思ひます。平成27年7月から測
量調査を行い、地元の皆様と意見交換を重ねて
まいりました。その後、設計を進め、昨年10月
に計画に対する概ねの了解が得られたところで
あります。その後、用地測量に着手し、用地幅
杭を打設した後、来年度から用地取得に着手し
たいと考へております。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) 今後、用地交渉を含
めて、少し時間がかかると思ひますけれども、
ぜひ一日も早い完成を望みたい。それは、現在
の長田バイパスというのが、平成8年から平成
22年までの14年間の期間を要しているんです。

今回は半分以下の年数でぜひ完成をしていただきたいと思っております。

ただ、この完成時期というのが、先ほど言いましたようにかなりの年数がかかると思っています。その間に何とかしなければならないということで、過去に小江地区の渋滞解消を何とかしてくれということをお願いしておったんですけども、この辺については、県として、どういう対応をされましたか。

○副議長（坂本智徳君） 土木部長。

○土木部長（浅野和広君） 小江地区の混雑緩和策につきましては、県と市、警察本部など関係機関で協議を実施しました。

混雑要因の一つとなっている小江の干拓道路の食い違い交差点の改良を検討いたしましたが、十分な効果が得られる見込みがありませんでした。

このため、現在、小江地区より市街地側にある猿崎バス停前の信号調整を実施しており、その効果を観察しながら、継続的に対応策を検討してまいるところでございます。

○副議長（坂本智徳君） 中村議員—25番。

○25番（中村和弥君） 何らかの形で対応しているというのは、私もわかっているんですけども、その実態を早急に解決するのはなかなか難しいと思うんですが、地元との同意も必要になってきますので、ぜひ率先して会議を開いて、もちろん警察本部とも手を取りながら、信号調整も含め、いろんな対策を取りながら、道路が完成するまでに少しでも渋滞解消できるような対策を早急に取りいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

②諫早外環状線・森山拡幅の進捗状況と完成時期について。

島原道路のうちの諫早外環状線や森山拡幅が

進められておりますけれども、特に、諫早インターから島原の広域農道までは交通量が非常に多い。これは完成すれば、大きな効果が期待できるわけですが、各道路の進捗状況と完成時期をお聞きいたします。

○副議長（坂本智徳君） 土木部長。

○土木部長（浅野和広君） まず、県で整備しております諫早外環状線につきましては、平成30年度の供用を目指して、現在、トンネル工事やJR及び高速道路をまたぐ橋梁など大型構造物を含め、全面的に工事を進めているところでございます。

また、国で整備しております森山拡幅につきましても、今年度は補正予算が計上されるなど、着実に事業が進められておりますが、完成時期につきましては、用地取得の目途が立った後に公表されると聞いております。

県といたしましては、諫早外環状線の完成に向けて最大限努力するとともに、森山拡幅についても、国に対して、一日も早い完成を目指すよう要望してまいります。

○副議長（坂本智徳君） 中村議員—25番。

○25番（中村和弥君） ぜひ早期完成をお願いしたいと思います。

4、交通安全対策と県民サービスについて。

(1) 交通安全対策について。

①県警と交通局の高齢者対策と地域への取り組みについて。

最近75歳以上の高齢者の事故が頻繁に起こっております。そういう中で、一般の方たちを巻き込む重大な事故につながっている事故もあるようでございます。

そこで、今回、警察本部として、新高齢者制度を3月12日から施行されるようでございますけれども、その要点と県内の高齢者の免許人口、

また運転免許自主返納者の増加への対策をどのように講じるのか、お聞きをいたします。

○副議長(坂本智徳君) 警察本部長。

○警察本部長(金井哲男君) 「改正道路交通法」の柱の一つは、リスクの高い75歳以上の高齢運転者対策でありまして、現在は免許更新時にのみ受けています認知機能検査につきまして、一定の違反行為をした場合は、3年を待たずに受けなければならないことなどが制度化されております。

県内の65歳以上の免許人口は約19万5,000人でありまして、このうち、改正道路交通法の対象となります75歳以上の高齢者は約5万7,000人となっております。

自主返納につきましては、警察本部では、相談窓口におきまして、自主返納も含めた必要なアドバイスを行いますほか、さまざまな機会を通して、自主返納制度の周知を行っております。

これらの取組を今後も継続していきますとともに、「改正道路交通法」の円滑な運用に努めてまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) ありがとうございます。ぜひ頑張ってください。そして、今回の運転免許証自主返納者を増加するためには、どうしてもほかの公共交通機関とタイアップをしなければならないと私は思うんです。そして、他の移動手段を講じなければならない。そうしなければ解決ができないと思うんですけれども、このような考えについてはどうお考えですか。

○副議長(坂本智徳君) 警察本部長。

○警察本部長(金井哲男君) 運転免許証を自主返納する高齢者が増えました場合に課題となつてまいりますのが、車の代わりとなる移動手段の確保であります。

この課題につきましては、社会全体で取り組むべきものであると考えておりまして、2月17日には、県担当部局と連携の上、関係機関、団体を招致いたしまして会議を開催し、高齢者の交通事故の現状や高齢者の移動手段確保の必要性等について認識を共有したところであります。

今後も、関係機関、団体と緊密に連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) よろしくお聞きいたします。

それと、先ほどから申しましたように、最近、高齢者の事故が頻繁に起こっている。これは、私が思うにはアクセルとブレーキの踏み間違いが一番の要因だと思うんだけど、その対策のためには、購入をする車に追突防止装置の標準化をしなければ、私は防止できないと思っているんですが、この辺についてはどうお考えでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 警察本部長。

○警察本部長(金井哲男君) 県内におきます交通事故を類型別に見ますと、追突事故が全体の4割以上を占めておりますので、追突防止装置の普及は、交通事故防止に一定の効果があるものと考えております。

これを義務化することにつきましては、関係省庁による法の整備が必要でありますので、その動向について注視してまいりたいと思っております。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) 私も最近、この追突防止装置が付いている車に乗りましたけれども、便利ですね。黙っていても止まります。(発言する者あり) アクセルとブレーキを間違っても、止まります。これは絶対間違いなくいい事故対

策だと思しますので、ぜひ国の方に強く申し入れをしていただきたいと思いますところがございます。

次に、同様の問題で交通局に対しての質問でございますけれども、この運転免許証自主返納者を対象にして、交通局が昨年からフリーパス制度を社会実験として行っているようでございますが、利用状況と今後の取組について、お聞きをしたいと思えます。

○副議長(坂本智徳君) 交通局長。

○交通局長(山口雄二君) 昨年6月から諫早市、大村市において社会実験を開始した自動車運転免許証の返納者パスについては、これまで延べ210名に購入いただいております。アンケート調査の結果からは、「行動範囲が広がった」、あるいは「バスの利用頻度が増えた」などのご意見をいただいております。

特に、諫早市、大村市においては、社会実験を開始した昨年6月以降、運転免許証の自主返納者が増加しており、12月までの7カ月間で対前年比約42%増の361人の方が自主返納を行っており、周辺市と比較しても増加率が高いことから、返納促進へ一定の効果があつたものと考えております。

アンケート調査の結果や自主返納の状況などを踏まえて、高齢者がマイカーから路線バスへの利用転換を図る動機づけとしての効果も確認をできましたので、本年6月からは、諫早市、大村市に長崎市を加えた路線バスの運行エリアにおいて、本格実施を予定いたしております。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) 聞けば、周辺部の方たちがかなりこれを利用されているようですので、これからもぜひ普及に努めていただきたいと思います。

もう一問用意しておつたんですけども、時間の関係上、あとで聞かせていただくことにします。

②歩行者の安全対策について。

通学路の対策。もちろん歩道ですけども、これについての対策をお聞きしたいんですが、最近、皆さんもご存じのとおり、何の関係もない方たちが歩いているところに車が突っ込んでいって、死傷する事故が頻繁に起こっています。

この歩道については、もちろん県は現在十分取り組んでいると思うんですけども、その中で、県が管理する国道、県道、これを含めての通学路の整備状況、特に、諫早市内のことについてお聞きをいたします。

○副議長(坂本智徳君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 県では、交通弱者の安全性の確保を目的とした通学路の歩道整備を重点的に推進しておりますが、県で管理する国・県道の通学路の歩道の整備状況は、県全体で52%の整備率であります。諫早市内におきましては、93キロのうち、46キロの歩道の整備が完了しており、49%の整備率となっております。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) 今聞けば、まだ半分のようなですね。これは先ほど言いましたように、非常に事故が多いので、率先して早急に予算を組んででも、ぜひ早期完成をお願いしたいと思います。これは自治体とも協議をしながら早急に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、現在、この歩道にガードパイプ及び車進入防止の柵が設置をしてあるんですけども、この柵が、歩道から渡ることを防止する、そして落下することを防止する簡易的なパイプのガードがあるわけです。あのパイプガードで

は、とてもじゃないけど突っ込んできた車を止めることはまずできないと思う。だから、子どもたちがスクールゾーンとして使っているような場所には、率先して強度の高いガードパイプを設置する必要があると思っているけれども、その辺についてはどうですか。

○副議長(坂本智徳君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 防護柵の関係ですが、まず、歩道の防護柵につきましては、国の定めた基準に基づいて設置しておりまして、横断防護柵は、歩行者の横断が禁止されている区間や飛び出しを防止する区間などに設置しております。

一方、今議員が言われた、強い方というか、車両用の防護柵につきましては、車両が逸脱する可能性が高い曲線部や交差点等において、歩行者等の保護が必要な区間に設置しておるといふことです。

今後とも、通学路の歩道の整備を行うとともに、必要な箇所につきましては、強度の高い防護柵を設置していこうと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) いや、設置している基準とか、そういうものは私も知っているんです。しかし、先ほど言ったように、この事故があまりにも頻繁に起こり過ぎている。それで、国が、県が判断しているけれども、実際判断をして、ここは簡易的なパイプでいいですよというところに突っ込んであるわけですよ。だから、全く把握をしていないということじゃないですか。どういうところを審査して、どういうところで決定しているということが、ちょっと的外れているということでしょう。

だから、できるだけスクールゾーン、そしてまた、子どもたち含めて高齢者の方たちが通る

ような歩道には、ぜひ強度の高いガードパイプを設置していただくように、よろしく願いを申し上げます。

5、水産振興について。

(1) 諫早湾・大村湾の漁場環境対策について。

①諫早湾水産振興特別対策について。

諫早湾と大村湾の水産振興についてお聞きをいたしますけれども、今日は午後から大村の里協議員もいらっしゃいますから、一緒にやろうと思ったんですが、里協議員がちょっと僕はやめるということだったものですから、代わりにさせていただきます。

まず、諫早湾についてでございますが、今回、平成29年度予算に約6,000万円の予算が計上されております諫早湾水産振興特別対策事業ですが、このことについてどういうふうな内容を今回はやろうと考えておられるのか、お聞きをいたします。

○副議長(坂本智徳君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 諫早湾水産振興特別対策事業でございますけれども、これは昭和62年の創設以来、期間の延長を繰り返し、潮受け堤防締め切り後の漁場環境及び漁業経営の安定を目指しまして、各種の水産振興策を実施してまいりました。

これによりまして、一定の成果は上がってきているところですが、依然として、諫早湾内の水産業が不安定な状況にあり、漁業経営も厳しいことから、来年度も事業を実施することとして予算計上したところでございます。

平成29年度の具体的な取組内容としましては、事業実施主体である漁協等からの要望を踏まえまして、アサリ、カキの種苗放流、アサリ漁場への砂投入などの改良造成、タイラギの生育観察調査を行うこととしております。

○副議長（坂本智徳君） 中村議員—25番。

○25番（中村和弥君） 今回の予算計上には非常に感謝をしているわけですが、まだまだ毎年何らかの自然の影響から、安定した水揚げができておりません。その辺について、今後とも、この特別対策事業については継続をしていただき、何とかして諫早湾の開門問題が解決するまで、そしてまた、それ以降もぜひ漁業者のための水産振興に取り組んでいただきたいと思えます。

②タイラギ増養殖の技術開発について。

この諫早湾ですけれども、以前漁業者の一番の収入源となっておりましたタイラギ、先ほど部長も言われましたが、現在も水産試験場などで技術開発を行っていただいておりますが、その予算と成果について簡単にお願い申し上げます。

○副議長（坂本智徳君） 水産部長。

○水産部長（熊谷 徹君） タイラギの増養殖技術開発につきましては、平成21年度から本県含め有明4県と国の研究機関で取り組んでおります。

本県では、平成26年度以降、毎年国から約2,500万円の予算を受け入れて、人工種苗の量産化や稚貝の移植等の技術開発に取り組んでおまして、人工種苗の量産化に関しましては、平成27年度に1万個の生産を実現しております。

また、干潟漁場への稚貝の移植に関する試験においては、平成27年に移植したものが1年半で20センチの出荷サイズに成長するということが確認されています。引き続き、こうした技術開発の実用化に努めてまいりたいと考えております。

○副議長（坂本智徳君） 中村議員—25番。

○25番（中村和弥君） 頑張っておられるの

は、私も非常に思っております。感謝をしております。しかし、この予算規模が毎年同じぐらいなんです。で、成功する、失敗するという事例を繰り返しながらやっているから、非常に難しい問題だと思うんですけども、できれば、もう少し国に対して予算を要望していただき、予算をもっと多額にさせていただいて、早急にこのタイラギの大量生産化を実現していただきたいと思うんですが、どうですか。

○副議長（坂本智徳君） 水産部長。

○水産部長（熊谷 徹君） この技術開発につきましては、現在平成27年度から平成29年度までの3カ年計画を策定し、先ほどの有明4県と国と研究機関で連携して取組を進めております。この計画では、必要な経費を毎年度ほぼ同額と見込み、研究課題やその進め方を決定しております。

本県としましては、まず、3カ年計画のもとで、関係機関と連携して技術開発を的確に進め、その成果と残された課題をしっかりと整備し、タイラギ資源の回復の実現に向けた方策を検討し、国に対して、必要かつ十分な予算措置を行うよう要望してまいりたいと考えております。

○副議長（坂本智徳君） 中村議員—25番。

○25番（中村和弥君） 部長、よろしくお願ひ申し上げます。頼りにしていますからね。

③大村湾の漁場環境対策について。

大村湾の漁場環境についてですけれども、この間から地元の里脇議員からもいろいろ聞いて、担当課等もいろいろ作戦を練られ、随分やっておられるわけですが、砂をまいたりとか、そしてまた、貧酸素対策とかをやっておられますが、あまりにも規模が小さ過ぎてね。あの広さの大村湾に対しては、全くたよりがないと、私は思っているんです。諫早湾の中で貧酸

素対策なんかやっていますけれど、もっと大がかりなものでやっていますよ。なぜ、これを大村湾まで持って行って使わないのか、そういうことも担当課と話をするんですけども、一向に取り組んでくれません。

大村湾というのは、閉鎖性区域でございまして、なかなか漁場環境を再生するのは難しいわけでございますので、私としては、この大村湾に外海に通じる海底トンネルでも掘って、ぜひとも海流をもとに戻していただきたい。また、大きな海流をつくっていただきたいと考えています。しかし、これについては海面の高低差の問題もあります。三会から西海区間で5キロ、津水湾から橘湾まで7.7キロ、これだけの距離があると思うんですけども、現在のトンネル技術、いろんな土木の技術からすれば不可能ではないと私は思っています。

前回、瀬川議員から提案がございましたように、大村湾に橋を架ける。そして、その大村湾の橋のけたの中に大村湾の汚泥を注ぎ込む。これも非常にいい対策だと思います。何らかの形でいいですから、早急に対応を取らなければ、この大村湾の再生はかなり難しい。ぜひ地元議員を含め、担当者、そしてまた漁業者とタイアップをして率先した取組をやっていただきたいと思うんですけど、どうですか。

○副議長(坂本智徳君) 環境部長。

○環境部長(太田彰幸君) 大村湾と外海を結ぶ運河やトンネルなどの建設につきましては、県におきまして、平成3年度に大村湾の浄化対策として調査をしておりますが、費用が多くなること、また、塩分濃度の変化による大村湾の生態系や漁業への影響も懸念されることなどから、難しいものと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) 何か簡単に考えていただきましたけれども、全くやる気がないということですよ。予算がかかるのはわかっているんです。だから、県でやれと言っているわけじゃないんです。国に対しても要望をし、何らかの形で予算をつけるのがあなたたちの仕事じゃないですか。早急に、ぜひ大村湾の再生についてはもう一步踏み込んで、何らかの形で実践をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後にもう一点ですけれども、初日に溝口議員、そしてまた、改革21の渡辺議員から、県庁舎の跡地問題についてありましたが、私はこの県庁舎の跡地、「これから、いろんな試行錯誤をして検討する」と、知事が答えられましたので、何らかの意味も含めて検討されると思うんですが、私自身が思っていることは、この長崎県にちなんだものをぜひつくっていただきたい。それは何かといいますと、戦艦「武蔵」。(発言する者あり)この戦艦「武蔵」は、長崎の三菱造船所で作製をされました。ぜひこの戦艦「武蔵」にちなんだ、現在呉市にあります「大和ミュージアム」と同じようなものをとはいいません。しかし、この造船力を主体としている長崎県でできた戦艦「武蔵」です。その関連した施設をつくるのも、私は一つの方策じゃないかと思っています。相当な入場料が発生しています。県庁舎跡地とは言いません。現在の「長崎歴史文化博物館」でもいいんです。今後、何らかの形で、この戦艦「武蔵」に対するいろんなイベントをやっていただきたい。そしてまた、モニュメントをつくっていただきたいと思っていますんですけど、知事どうですか。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君) 地域の活性化のために

さまざまな情報を発信し、交流人口の拡大に結びつけるというのは非常に素晴らしいことであると考えております。ご提案の内容を踏まえて、これから研究をさせていただきたいと思っております。

○副議長(坂本智徳君) 中村議員—25番。

○25番(中村和弥君) なかなか難しい面もあると思うんですけども、何らかの形でこの長崎県というのをもう一度一から見直して行って、観光の地、そしてまた多くの方たちが出入りする地、そしてまた、人口が流出しない地域を目指していただきたいと思っておりますので、今後とも、知事、残された期間、そしてまた、次のチャレンジをしていただいて、全精力で臨んでいただきたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

質問を終わります。

○副議長(坂本智徳君) 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後 零時 8分 休憩 —

— 午後1時30分 再開 —

○副議長(坂本智徳君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

大場議員—5番。

○5番(大場博文君) (拍手) **【登壇】** 自由民主党、島原市選出の大場博文でございます。

今年度、2回目の一般質問の機会を得まして、長崎県の現状、観光や、そして島原半島の抱える問題について、一般質問を通告の順序に従いまして行わせていただきます。

1、第一次産業の振興について。

(1) 畜産クラスター事業の実績と今後の取り

組みについて。

多様な分野が存在する我が国の農業の中で、近年、特に、生産基盤の弱体化が憂慮されているのが畜産であります。

生産者の高齢化や後継者不足という農業共通の問題や飼料価格の上昇、労働面や施設整備の負担が重いという事情などが畜産の衰退を招いていると考えられています。

畜産のこのような状況改善のため、政府は、2015年3月に基本方針を打ち出し、その中で特に注目されているのが、畜産クラスターの構築に対する支援であります。

畜産クラスターとは、畜産農家をはじめとする地域の関係者が連携、結集し、地域の収益性を高めることで生産基盤の強化を図ろうとするものであります。

地域で支える畜産、畜産を起点とした地域振興の両面から、畜産クラスターの取組が重要であることを盛り込んだところであり、畜産クラスターの取組を継続的に推進していくこととされています。

本県においても、肉用牛を中心とした畜産クラスター事業の取組が進んでいます。

まず、はじめに、本県のこれまでの取組による実績をお尋ねいたします。

その中で、地域における継続的な取組こそが畜産クラスターの重要なポイントだと考えています。よりよい畜産クラスターの取組が数多く生まれるよう、国としてもフォローアップに力を入れており、このような状況の中、今後も畜産のさらなる収益力強化のため畜産クラスター関連事業を継続する必要があると考えますが、今後の取組について、お伺いをいたします。

(2) 産地パワーアップ事業の実績と今後の取組について。

本県の事業をけん引しております園芸分野におきましても、高齢化に伴う担い手の減少や、資材価格などの高どまりによる経費の増加など、依然として厳しい状況が続いており、産地の維持、拡大が難しくなる産地も出てくるのではと危惧をしているところであります。

このような中、国においては、TPP協定に則した農業の国際競争力強化のため、緊急の取組として、産地の生産基盤強化を図るため、平成27年度補正予算で産地パワーアップ事業を創設し、地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき、産地が地域一丸となって収益力向上に計画的に取り組む際に、計画の実現に必要な農業機械、設備のリース導入や、集出荷施設等の再編、整備、改植等による高収益作物、栽培体系の転換等にかかる経費など、総合的に支援していると伺っておりますが、先ほどの畜産クラスター事業と同様、本県のこれまでの取組による実績をお伺いいたします。

また、この事業についても、TPPの状況が見通せない中、今後の動向が心配されている状況にあります。

県として、この事業の必要性をどのように考えているのか、また、県として、国へ事業継続を強く要望していくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

2、地域振興・観光振興について。

(1) 熊本震災後の県内の観光客の動向と今後の取組について。

昨年4月14日に発生しました「熊本地震」で、熊本県、大分県では、建造物や設備が損壊をし、九州地方全域で国内観光客や訪日外国人観光客の旅行キャンセルが相次ぎました。

本県でも、観光には大きな被害が出ました。中でも修学旅行を中心とした団体旅行は、震災

後、一旦保留になった学校等の動向を今後注視していく必要があると思っております。

長崎では、観光業が基幹産業の一つとなっており、地震による被害が長引くと他産業にまで影響をもたらす恐れがあるため、早急な対応が必要と考えております。

また、九州の観光業は、7月下旬から9月中旬の夏休みシーズンが最盛期で、早急に観光業を復興させる必要があったため、国においては、旅行需要の速やかな回復、夏休みシーズン以降の需要創出を目指した取組が行われました。

「九州ふっこう割」の前期分は、さきの一般質問でお聞きをしましたが、昨年12月までであった後期分の実績は、どのようになっていますでしょうか、お伺いをいたします。

また、本県への修学旅行は、平成27年の実績で換算すると、熊本地震の影響により、2割近くの学校が他県へ振り替えたとお聞きいたしております。

修学旅行の場合、一旦変更しますと、1年生が入学し卒業するまでの3年間は変更されない傾向があり、さらに、旅行行き先の決定は、それよりも前に検討に入るため、実質、一度行き先を変更されると、なかなか戻ってこない状況にあります。

このような状況を踏まえて、熊本震災後の本県観光客の動向はどのようになっていますでしょうか。また、今後の取組を強化する必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

(2) クルーズ船増加に伴い、県内への経済効果波及について。

海外船会社の大型クルーズ船に、全国の自治体や観光関係者が熱い視線を送っています。

また、本県の合計寄港回数も年々順調に推移

しているようです。海外でのクルーズ市場の盛り上がりを背景に、本県の観光にとってクルーズ船の寄港は、数少ない観光に対する光明となっていると思っております。

全国的に、長崎港は、海外クルーズ船誘致における勝ち組の一つと言われていています。その理由は、クルーズ船のターミナルからクラバー園や大浦天主堂などの観光施設へのアクセスがとりやすく、数時間しか散策する時間がないクルーズ船の乗客も、効率的に観光スポットを回ることができる点が挙げられています。

また、海外クルーズ船寄港による経済波及効果は、1回当たり約4,000万円程度と試算をされています。数時間の滞在でも、寄港1回の経済効果は数千万円に及び、当然、港に降り立ち、飲食や買い物に興じる乗客の数も増え、その経済効果に期待をする声をお聞きしますが、実際の行動と実態とは隔たりがあるようです。

これからも多くのクルーズ船を受け入れていくに当たり、入国手続の迅速化や港の整備などの取組はさることながら、これだけ多くの観光客の経済効果を県内周辺観光地へ、もう少し波及させられたらと思っています。

一時の爆買いなどと称される買い物中心の観光から、少し動向も変化してきており、本県全体の観光振興を見据えて、周辺観光地への経済効果を波及させる必要があると思いますが、今後の考えと取組について、お伺いをいたします。

(3) 県内の民泊の状況と対応について。

民泊は、外国人観光客の増加に伴い、慢性的な宿泊施設不足の解消策の一つとして注目をされています。

しかし、現状では、自治体の許可を得ていない違法営業が横行しており、全国的には近隣住民らとの間のトラブルも相次いでいます。

また、本県でも、トラブルとはいかないまでも、無許可民泊があるとお聞きをしております。

京都府では、この民泊をめぐり、京都府警が旅館業法違反容疑で捜査に乗り出したりしている自治体もあります。

民泊に関してのトラブルや苦情の中で最も多かったのはセキュリティ問題で、次いで騒音問題、ごみ問題と続いています。違法営業に迷惑しているマンション住民も多いようです。

外国人観光客の多くが利用するという民泊空き部屋検索、Airbnb（エアービーアンドビー）には、京都市内だけでも2,000件を超える登録がありますが、その多くの実態は不明とされています。

そこで、本県のいわゆる民泊の実態は、どのように把握されていますでしょうか、お尋ねをいたします。

ただ、国においては、2020年東京オリンピックなども見据え、民泊は宿泊施設不足の解消につながるという期待感は大いなもの、宿泊施設不足については、都会と地方とでは実情と認識に少し違いがあると思います。

今、国では法制度化を進める動きも始まっており、自治体によっては、公衆衛生の問題などから条例化を逡巡する声も聞こえてきます。

今後は、観光業者、関係者双方が納得する基準づくりを官民が連携して模索すべきだと思えます。

今後の取組については、国の法整備を待ちたいと思いますが、まずは、現在の本県の民泊の状況への対応をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

3、島原半島の振興について。

(1) 島原道路の進捗状況について。

長崎県では、地域振興を阻害する人口減少や

県民所得の低迷が大きな問題であり、特に離島や半島では大きな課題となっているが、このことは我が島原半島でも同様であります。

このような課題に対し島原道路は、島原半島から長崎、福岡への時間短縮を図ることで観光や農業の振興に大きく貢献するとともに、救急医療など住民の安全・安心な暮らしにも貢献が期待されることから、重要な事業であると強く認識しております。

島原半島の人々は、全線の早期完成を待ち望んでおり、エールを送る意味からも、これまでも壇上で質問を行ってまいりました。

特に、私が注視している出平有明バイパスは、これまでも何度となく説明会が開催され、農業の振興に配慮した道路整備を行うとのことであり、県内有数の農業地帯である島原半島にとっては大変喜ばしいことと考えております。

さらに、今年度からは国見町瑞穂から愛野町吾妻までの間の事業に着手されるなど、半島内の事業が着々と進んでいる感があります。

昨日、島原道路建設促進大会が、多くの関係者が出席のもと開催され、地元の皆様の島原道路への期待と熱意を感じ、全線早期完成に向けての決意を新たにしたところであります。

そこで、出平有明バイパスの進捗状況と今後の取組、併せて島原半島内の今後の見通しについて、お伺いをいたします。

(2) ほ場整備事業の進捗状況について。

ほ場整備とは、今ある農地を広く使いやすい形に成型し、併せて用・排水路や道路を一体的に整備することで優良農地を生み出し、次の時代に伝える事業であります。

この整備された優良農地が効率的に活用され、今後も良好な状態で維持・保全されることにより、食料の安定供給の確保、農業の多面的寄与

の発揮、さらには農業の持続的な発展等に資することとなるものと認識をしております。

近年、全国的に農村地域における過疎化や高齢化の進行、無秩序な混住化等によって、耕作放棄による農地の遊休化や農地面積の減少が進んでおり、現在は耕作されている農地についても、将来的に良好な状態での維持・保全に支障を生ずるのではないかと危惧をいたしております。

このことから、農地基盤整備を進めていくことが重要であります。特に、離島や中山間地域など条件不利地を多く抱える本県においては、より一層の計画的な農地の基盤整備の推進が必要と考えております。

このような中、平成27年度、国の農業農村整備事業予算は、対前年比90%と厳しい状況でありました。

平成28年度は、補正予算も含め、ほぼ予定どおり事業推進がなされてきていると認識をしております。

今後も、本県農業の持続的な発展、推進を図る上でも、事業予算の確保は重要な課題であります。

現在、計画的に進められている平成27年からの新規地区計画の進捗状況について、お伺いをいたします。

また、島原市で実施されている地区の進捗状況も併せてお聞かせください。

さらに、平成29年度、国の予算の現状と本県の予算確保の見込みについてもお伺いをいたします。

(3) 漁業振興策について。

有明海、島原半島地域は、小型底びき網や刺し網などの漁船漁業が盛んですが、資源水準の低迷や魚価安に加え、漁業者の高齢化や後継者

不足など、引き続き厳しい状況にあります。

雲仙・普賢岳の噴火災害以降、県では、有明海の再生を目的に、漁場整備などさまざまな事業が展開されていますが、私は、かねてより有明海は稚魚の育成に最適な場所と考えており、漁業資源の増大を図るためには種苗放流が重要と考えております。

県では、「第7次長崎県栽培漁業基本計画」が策定され、これに基づく種苗放流事業が展開されると聞いておりますが、特に、有明海再生に向けた取組の内容と成果について、お伺いをいたします。

さらに、栽培漁業を効果的に推進していくためには、地元で種苗生産施設を設置し、有明海の水で飼育した種苗を育成することによる質の高い放流が重要であり、また、放流種苗の育成の場として藻場の保全が重要であると認識しております。

については、これらの対策について、県はどのように考えていますでしょうか、お伺いをいたします。

4、県内企業の海外進出の支援について。

人口減少や少子・高齢化などで国内需要が伸び悩む中、海外に活路を求め海外進出する企業は増加傾向にあります。

政府も、こうした企業の動きを後押しするため、昨年6月に策定した新たな成長戦略、日本再興戦略の中で、企業の海外展開支援を重要な施策と位置づけ、体制の強化を図っています。

また、本県においても、「長崎県総合計画チャレンジ2020」に、地域経済を支える産業の強化策として県内企業の海外市場開拓を掲げ、ビジネスサポートデスクや補助金による市場調査、営業活動等の支援、ビジネスマッチングの開催など、積極的に取り組んでいると認識をしてお

ります。

しかしながら、補助金を活用して既に進出した企業が、進出先で事業拡大をするため、例えば、現地従業員の研修に県内からたびたび現地に行くわけですが、その渡航経費などにかかる補助金などがなく、また、県のサポートデスクがない地域で支援を受けることは難しく、さらなる事業展開に対する企業の負担が大きいとの声もあります。

県としては、このような状況をどのように考えていらっしゃるでしょうか、お伺いをいたします。

5、高齢ドライバー対策について。

75歳以上の高齢ドライバーが増え、現在は500万人を超える勢いです。車社会が発展する一方で、全国的に高齢者による交通事故が増加し、問題となっております。

一般的に高齢になると、運動神経や体力、判断力及び認知力の低下が考えられ、事故の可能性が増すと言われております。併せて、認知症の問題も懸念をされております。

そのような状況の中、今、高齢ドライバーは、車の運転とどう向き合っていけばいいのか、考えなければいけない時期にきていると思います。

通常は、高齢に伴い外出の機会は減少していきますが、地域によっては、仕事や病院への通院、日常の買い物などのニーズは高い状況にあります。地方によっては、これら公共交通手段をいかに確保していくかが重要な課題となっておりますが、それらの解決の方法は見えてきていません。そのため、地方において、高齢者の自動車の運転については、その関係について細かく配慮していかなければと考えています。

その理由として挙げられるのが、先ほど述べたように、地方では他に選択肢がないため運転

をするという傾向があるためです。

事故など、いろいろなことを考えて免許を返納しなければと思うものの、返納してしまうと日常生活がままならない状況にあり、このような地方の実情を鑑みて、高齢ドライバー対策を打ち出す必要があると思っております。

何とか少しでも高齢ドライバーによる事故を減少させるような講習や制度を考えていただければと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。

なお、答弁の次第によりまして、対面演壇席より再質問を行わせていただきます。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 大場議員のご質問にお答えをいたします。

「九州ふっこう割」後の観光客の動向と今後の取組についてのお尋ねでございます。

「九州ふっこう割」の10月から12月までの後期分の実績につきましては、速報値で12万2,000人泊となっております、7月から9月までの前期分と合計いたしますと、目標の24万6,000人泊を大きく上回る31万2,000人泊分の宿泊需要を確保できたところであります。

一方、熊本地震後の本県の観光動向であります。地震直後の4月から6月の延べ宿泊者数は、対前年同期比で21.6%の減と厳しい状況にありましたが、この「九州ふっこう割」や「長崎 destinations キャンペーン」等による誘客効果もあり、10月から12月の状況は、対前年同期比で6.4%の減となり、徐々に回復傾向にあるものの、依然として厳しい状況が続いているところであります。

このため、平成29年度は、観光客の回復傾向

をさらに加速させ、国内外からの誘客拡大を図るための新たな事業に取り組んでいくことといたしております。

具体的には、議員ご指摘の修学旅行対策として、訪問する学校数や回数を増加するほか、新たにPTAや学校関係者等を現地に招へいするなど、誘致活動を強化してまいりたいと考えております。

また、一般国内客対策としては、本県が旅行先として、より多く選ばれるよう、潜伏キリシタン関連遺産や日本遺産をはじめ、食、体験メニューなど県内各地域ならではの魅力ある観光素材の発掘と顕在化を進めながら、交通手段も組み合わせた周遊ルートの構築に新たに民間事業者と連携して取り組むとともに、時代のニーズに対応したウェブ上での経路検索機能を充実させるなど、観光客の皆様方がストレスなく本県を楽しんでいただくことができるような環境整備に力を注いでまいりたいと考えております。

さらに、インバウンド対策としましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催も控える中、東京、大阪などのゴールデンルート周遊と本県観光を組み合わせた旅行商品を開発し、本県への誘客拡大を図ってまいりたいと考えております。

これらの新たな事業を迅速に実施することで、熊本地震の影響により減少した旅行需要の着実な回復と、さらなる誘客拡大につなげてまいりたいと存じます。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○副議長(坂本智徳君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 私からは、4点回答させていただきます。

まず、畜産クラスター事業に関しまして、本

県のこれまでの実績と事業継続に関する今後の取組についてのお尋ねでございます。

平成27年度から、各地域で「畜産クラスター協議会」を立ち上げ、中心的経営体の育成や生産性の向上を図りますとともに、国の畜産クラスター事業を活用した施設整備と増頭を進めております。

具体的には、平成27年度の国の当初予算で牛舎8棟、平成27年度補正予算で牛舎29棟、平成28年度補正予算で牛舎32棟の整備を行い、総事業費約32億円で、繁殖牛2,418頭、肥育牛508頭の増頭を計画しております。

離島・半島や中山間地域を多く有する本県にとりまして、肉用牛は重要な基幹作目でありまして、県としましては、肉用牛の増頭と畜産経営の体質強化を図っていきますため、この畜産クラスター事業は大変重要であると考えているところでございます。（発言する者あり）

このため、関係団体と連携し、国に対して、事業の必要性と本県の取組成果を訴えながら、事業の継続と本県への予算の重点配分を強く要望してまいります。

次に、産地パワーアップ事業に関しまして、本県のこれまでの実績と国への事業継続の要望についてのお尋ねでございます。

園芸分野の収益力向上を図りますため、産地計画の推進に合わせて、国の産地パワーアップ事業を活用し、施設整備や機械導入などの生産基盤の整備を進めているところでございます。

具体的には、平成27年度の国の補正予算で、ばれいしょやみかんの集出荷施設等を10カ所、たまねぎ移植機やみかんの乗用型防除機などの農業用機械49台、レタスやびわなどの農業用ハウス192棟、14.3ヘクタール、平成28年度補正予算で、いちごやばれいしょの集出荷施設等4

カ所、キクやミニトマトなど農業用ハウス21棟、3.1ヘクタールの整備を行い、総事業費約62億円の事業を進めているところであります。

産地パワーアップ事業につきましても、本県園芸産地の生産性向上、あるいは体質強化を図りますためには大変重要な事業と考えております。畜産クラスター事業と同様、関係機関と一体となって、国に対して、事業継続と予算の本県への重点配分を強く要望してまいります。

次に、県の基盤整備新規地区計画の進捗状況と島原市で実施中の地区の進捗状況についてのお尋ねでございます。

平成27年度から平成31年度までの新規地区23地区、1,180ヘクタールの計画のうち、平成28年度までに新規予定としておりました6地区につきましては、国の採択を受け、現在、事業に着手しております。

平成29年度新規予定としております6地区につきましては、地元同意が整いましたことから、昨年中に国へ事業採択申請を行ったところであります。

また、平成30年度新規予定の3地区につきましては、地元期成会ができ、推進体制が構築され、地元合意形成と事業計画書作成に着手しております。残る平成31年度以降予定の8地区につきましても、市町や地元と連携し合意形成を進めているところでありまして、今後、合意形成が整った地区から順次、国へ申請してまいります。

次に、現在、島原市で実施中であります3地区の平成28年度補正予算まで含めた進捗でございますが、事業費ベースで宇土山地区が100%、三会原第3地区が52%、今年度から測量設計を行っております三会原第4地区が2%と、それぞれ計画どおりの進捗状況となっております。

最後に、平成29年度の国の予算の現状と本県の予算確保の見込みについてのお尋ねでございます。

平成29年度の国の当初予算計上額につきましては、前年度と比べ農林水産省全体予算が減額となる中、この農業農村整備事業関係は5.2%、200億円の増となっております。さらに、平成28年度補正予算を合わせますと、平成29年度の実質予算は、前年度から962億円増の5,772億円となっております。大幅削減前であります平成21年度当初予算額と同額が計上されているところでございます。

また、本県の予算確保の状況につきましては、県議会、あるいは地元と一体となって要望活動に取り組んでまいりました結果、本県に対して平成28年度補正予算で39億円と、要望どおりの配分をいただいたところでございます。

引き続き、平成29年度当初予算の本県への重点配分につきましても、基盤整備実施地区での成果や、新規地区の推進において市町と一体となって合意形成に努めていることなど、本県の積極的な取組や特徴を強く訴えながら、あらゆる機会を通じて国に強く働きかけ、全力で必要額の確保に努めてまいります。

○副議長(坂本智徳君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) クルーズ船客の広域周遊について、考え方とその促進にどう取り組んでいくのかのお尋ねでございます。

近年、好調に増加してきておりますクルーズ客船の経済効果を県内に波及させるため、これまで特定の免税店に集中しがちでありました周遊ルートに関し、地元商店街への誘導はもとより、長崎港から島原半島地域、あるいは佐世保港から波佐見や平戸地域などへの広域周遊促進

に関係市町等と連携しながら取り組んでいるところでございます。

具体的には、寄港地ツアーを企画する旅行会社等に対し、県内飲食店や観光施設とのマッチングや観光地情報の提供などを行っており、これにより長崎港から島原半島への周遊ツアーが造成されるなど一定の効果が見られるところでございます。

今後も、増加するクルーズ船の経済効果が寄港地のみならず周辺観光地にも着実に及びますよう、引き続き県内周遊の促進に力を入れてまいります。

○副議長(坂本智徳君) 県民生活部長。

○県民生活部長(吉浜隆雄君) 本県のいわゆる民泊の実態及びその状況への対応についてのお尋ねでございます。

本県では、農林漁業者等の居宅を利用した「農林漁業体験民宿」が旅館業法に基づく許可を受けて行われております。

一方、現在、国におきまして検討されております住宅を活用して宿泊を提供する「民泊」は、旅館業法とは別の法制度として整備されるものでありますが、現時点では旅館業法に基づく許可を取得する必要があります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、無許可営業の存在が都市部を中心に全国的な問題となっております。

本県の状況に関しましては、昨年12月に国から示されました民泊仲介サイトの登録情報111件につきまして、保健所が調査を行いましたところ、許可を受けている件数が24件、許可を受けていない件数が29件、情報不足で確認がとれない件数が50件、ホームページから既に削除されていた件数が8件でございました。

これまでの調査で所在が判明し、違反が確認

されました施設については、指導を行い是正に努めているところでございます。

今後も、引き続きホームページなどの情報をもとに無許可営業の把握に努め、旅館業法に基づき厳格に対処してまいります。

○副議長(坂本智徳君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 島原道路の進捗状況についてのお尋ねです。

島原半島内の島原道路につきましては、現在、3工区で整備を進めているところであります。

出平有明バイパスの三会地区につきましては、今年度から用地取得を進め、一部工事に着手しております。

有明地区につきましては、これまで地権者への戸別説明などを行い、測量立ち入りの同意を得ながら設計を進め、来月には計画の説明を行う予定であります。

また、今年度事業化した瑞穂吾妻バイパスにつきましては、現在、測量を実施中であります。

また、吾妻愛野バイパスにつきましては、平成29年度の完成、供用を目指して鋭意工事を進捗させているところでございます。

なお、半島内に残る区間につきましては、早期の事業化を目指して環境影響評価の手続などを進めております。

今後とも、島原道路の全線完成に向けて重点的な整備に努めてまいります。

○副議長(坂本智徳君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 島原半島で取り組んでいる栽培漁業の成果、そして、より効果的な取組として地元で施設設置による種苗の供給や藻場の保全についての県の見解はとのお尋ねでございます。

島原半島では、関係漁協と市で組織する「有明海栽培漁業推進協議会」が中心となりまして、

トラフグなど7魚種で毎年400万尾以上が放流されており、トラフグでは従来、年5トン程度であった漁獲量が10トン以上に増加し、ホシガレイでも漁獲量が増加傾向にあります。

一方、種苗生産施設の整備ということに関しましては、多額の建設費や運営費が必要となることから、県としましては、従来から有明海4県の漁協、漁連と同様に、国による施設整備と質の高い種苗の大量放流実現について要望してきているところでございます。

また、藻場は、放流種苗も含めた稚魚の育成や産卵の場として重要であることから、島原半島においても、公共事業による藻場礁の整備や、水産多面的機能発揮対策事業を活用して漁業者によるウニ駆除等の取組を支援しております。

今後とも、栽培漁業や藻場の保全対策等を通じ、水産資源の増大に努めてまいります。

○副議長(坂本智徳君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 企業の海外進出について、補助金を活用して既に進出した企業が進出先で事業拡大するための補助金がなく、また、県のサポートデスクがない地域で支援が受けられず企業の負担が大きいとの声があるが、県としてどのように考えるかというお尋ねでございます。

特に、成長著しいアジア市場の活力を取り込み、本県経済の活性化につなげることは、県としても重要と考えておりまして、県内企業の海外展開に対して支援を行っているところでございます。

具体的には、県内企業がビジネスを始めるに当たり実施する市場調査や営業活動等に要する経費の一部を補助するアジアビジネス展開支援事業や、ビジネスマッチング形式による商談会の開催などを行っているところでございます。

補助金につきましては、より多くの県内企業の海外展開につなげたいとの考えから、海外展開の検討を開始した企業や具体的な準備を進めている企業、これらを対象としているところでございます。

なお、この補助金による支援でございますが、進出先と異なる国への新たな事業展開であれば、この補助金も改めて活用をしていただけたということになっております。

また、民間委託によりますビジネスサポートデスクを中国と東南アジア4カ国に設置をし、県内企業の現地視察、通訳の手配や同行、商談先の紹介など幅広く支援を行っているところでございます。

設置していない地域での支援につきましては、ジェトロの貿易・投資相談サービス等を活用いただくなど、関係機関と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長(坂本智徳君) 警察本部長。

○警察本部長(金井哲男君) 高齢ドライバーによる交通事故防止対策はとのお尋ねでございます。

高齢ドライバーの交通事故を防止するため、現在、県警では、ドライビングシミュレーターを搭載した交通安全教育車による体験型講習や、自治体と連携した自動車学校等における実車による実践的教育を実施しておりますほか、高齢者の集まる場所等に警察官が出向き、身体機能の低下等の高齢運転者の特性を理解していただく安全教育を行っております。

今後も、これらの安全教育を推進していくとともに、3月12日に施行されます高齢ドライバー対策を柱とした改正道路交通法の適正な運用を図りますことで、交通事故防止に努めてまい

ります。

○副議長(坂本智徳君) 大場議員—5番。

○5番(大場博文君) 各項目にわたり、ご答弁ありがとうございました。

それでは、若干ではございますが、再質問、また、要望等をさせていただきたいと思っております。

まず、第一次産業の振興について、非常に高い認識をいただいているということで確認をさせていただきました。

この2つの事業については、当事者、要は農業者において非常にありがたい事業であると。こういうふうの実績等も出ておまして、この2年間の実績は本当に目覚ましいものであって、引き続きお願いしたいというような声が出ております。

先ほどの答弁にありましたように、国に対しても、これからの長崎県の農業、第一次産業の振興のためにも、この事業を継続してできるよう、ぜひともお力添えをお願いしたいと思っております。

2つ目に、昨年の熊本震災以降の本県の動向であります。

何とか地震災害前までに戻ってきているような感はありますけれども、まだまだであります。

私といたしましても、一般観光客の動向というのはさほどは心配しておりませんが、壇上で質問いたしましたとおり団体旅行、もう一つ、それに関わる修学旅行、そういった動向というのは本当に厳しい状況なんだろうなというふうに思っております。

昨年、国において、「九州ふっこう割」ということで、特に、九州方面への、いわば弱った体にカンフル剤を打ち込んで強制的に元気にしたというふうなことがありまして、観光業界におきましては、その反動が今年は必ずくるだろ

うというふうな認識で危機感をもってやっておられます。

そういった意味で、修学旅行の取り込みにしても、現状で2割減少した学校というのは、学校を1年から3年までのクールで考えた時に、その3年間は大体動かさない傾向がありまして、長崎をまた検討に挙げるには、その数年前から修学旅行の行き先を検討する傾向がありまして、大体4～5年先から検討に入ります。そうすると、一旦長崎から振り替えられた学校は、一定期間は動かない傾向がありますので、先ほどありましたように、今年からの動きが、一旦、長崎から振り替えてほかの地域にいきましたけれども、ぜひとも来年からでも長崎に戻っていただくような努力が必要だと思います。いま一度、答弁をお願いしたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 議員ご指摘のとおり、修学旅行は、一旦方面を変更いたしますと、なかなか戻りにくいという特性がございます。

それで、本年度も735校の学校を緊急的に回らせていただきましたが、この回数を来年度におきましては、関東地区、それから関西地区、それぞれ回数を増やしまして、方面変更を取り消していただくような働きかけをしていく所存でございます。

○副議長(坂本智徳君) 大場議員—5番。

○5番(大場博文君) ぜひ、お願いしたいと思います。

観光の中でもこの長崎に、修学旅行というパイですかね、観光における占める割合というのは非常に高いものがありますので、ぜひ、強力に推進していただきたいと思います。

次に、クルーズ船の増加に伴います他観光地

への波及効果でございますが、これだけ多くのクルーズ船で外国人のお客様が一度に何千人と来られた中で、実態として、よくテレビ等で印象があるように経済効果が非常に出ている、買い物をするというふうな報道とは裏腹に、地域の方、また周りの方からは、なかなかそういった効果が見えてこないという声が聞こえます。

ですので、これだけ多くの、来年度も300隻を超えるクルーズ船が長崎に寄港を予定されている中で、その経済効果の取り込みは、これから先、非常に重要なんだろうというふうに思いますので、その取組についてもしっかりと、この長崎市は当然、そして長崎市を起点としているような観光地へ、そういった効果が目に見える形でできるように、ぜひ、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、地域振興についての県内の民泊の状況についてであります。

先ほど、部長から答弁をいただきましたが、長崎の実情として、そういった全国的に見られるような住民とのトラブル、苦情等、そういったことは聞いていらっしゃいますでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 県民生活部長。

○県民生活部長(吉浜隆雄君) 保健所に近隣の方の通報で無許可営業を採知した事例というのはございましたけれども、議員から話がありました生活環境の悪化などの苦情やトラブルなどの情報は寄せられておりません。

○副議長(坂本智徳君) 大場議員—5番。

○5番(大場博文君) 長崎に関しては幸いといえますか。

ただ、実例として、前の一般質問でも述べさせていただきましたが、今、現在横行している民泊というものは、宿泊を提供されている方も、そういった違法をしているという認識はないよ

うな感じですが。ニュース等が出てくるように民泊、誰もが家に宿泊客を泊めて、そういうふうな営業ができるというふうな認識をされているようです。

私が民泊関係者の方の声を、これは旅館関係者の方から聞いた時に、まずそういった意識がないというあらわれが、民泊として自宅を提供されている方に、旅館の関係者が、それは違法ですよとおっしゃった時に、こう答えられたそうです。

「私は、そういう宿泊あっせん業者にきちんと登録をしているので、大丈夫です」という返答だったそうです。いわば、「私たちはきちんと、こういうふうにあっせんをしていただくところと契約してお客様を送っていただいているので、私たちは自宅を宿泊所として提供をしています」ということでした。

今、現在、民泊として認められているところは全国で2カ所しかありませんが、ご本人たち、そういうふうに行われている方々が、一つはビジネスとしてやられている中で、それが旅館業法違反であるとか、違法状態という認識がないということですので、その点から長崎もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

まずは、そういった方々に対して、現在ではそういうのは違法営業ですよということをしっかりと取り組んでいただきながら、これからの民泊の問題に対応していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 県民生活部長。

○県民生活部長(吉浜隆雄君) 新法が整備されるまでの間につきましては、旅館業法が適用されることとなりますので、その旨をしっかりと今後、周知してまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 大場議員—5番。

○5番(大場博文君) よろしくお願ひしたいと思ひます。その間、そういったトラブル等がないことを祈るばかりです。

さっきも指摘しましたように、まずは、誰が泊まったかわからない、ゲストがどこから来て、誰が泊まったかわからないという実情があります。これは、今、世界的にも問題になっているテロとか、そういった犯罪の温床にもなりやすい、そういうふうな背景を含んでおりますので、これは長崎県の中で、各部署でしっかりと連携を取って対処していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次に、島原半島の振興について、島原道路の進捗状況でございます。

県でも知事をはじめといたしまして、まずは島原道路を集中的にやっけていただいている、そういうふうな思ひは伝わってまいりました。また、実際として工事進捗を見まして、そういったことが目に見えてきていることに対して感謝を申し上げたいと思ひます。

地元の方の思ひも、こうやって目に見えて工事が進んでいるのを見ると、やはり早く開通してほしい、いつになったら全線開通で私たちが利用できるのかという声が聞こえてまいりますので、昨日の推進大会でもありましたように、しっかりと取組で、一日も早い全線開通をお願ひしたいと思ひます。

次に、ほ場整備事業についてであります。

ほ場整備事業というのは、平成27年度予算では本当に予算が確保できないという状況でありました。その事業進捗について、農家の方からも心配される声が聞こえました。

ただ、昨年度は、おかげさまをもちまして予算満額ということで、先ほどの答弁でも、今回予算が満額確保できそうだとお願ひいたします。

す。

ただ、その中の内訳を見ましても、約半分近くは補正による予算確保というような状況がここ数年続いているようでございますので、事業の重要性を考えるに当たりまして、やはり当初予算で県としてもしっかりと組んでいく必要があると思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 先ほど答弁させていただきましたとおり、国において、平成28年度補正予算と平成29年度当初予算を合わせて、大幅削減前であります平成21年度当初予算額と同額の予算を計上していただいたこと、このことは本県としましても本当にありがたいことで、現場の事業進捗につながるものと考えておりますが、農地の基盤整備を計画的、それから安定的に進めていきますためには、当初での必要額確保が大変重要であると考えているところでございます。

そのため、今後とも、県議会をはじめ地元の関係者の皆様、あるいは関係団体の皆様のお力添えをいただきながら、当初での必要額の確保をしっかり求めてまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 大場議員—5番。

○5番(大場博文君) ぜひ、お願いしたいと思っております。

次に、島原の漁業振興策について、お伺いをいたします。

有明海の漁獲高といいますか、島原の漁民の皆様から、昨年は、本当に魚が捕れないという声が相次ぎました。

そういった声は県の方にも、魚が捕れない状況、また、そういった対応について、何らかの要望等はきておりますでしょうか。状況確認とか、されておりますでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 水産部長。

○水産部長(熊谷 徹君) 昨年末でございまして、島原漁協の組合長さんから、本年冬にかけてヒラメが非常に不漁であるというふうな話を伺っております。

そうした中で私どもも職員を派遣しまして状況を確認したところ、特に、周辺漁協に比べまして島原漁協の水揚げが落ちていていると、前年比6割、金額でも7割程度という状況になっていると。

そうした中で主な要因としましては、小型底びき網による夏場のエビ類、そして年末のヒラメの不漁、さらにワカメの高水温による生育不良、こういったことが重なったためではないかというふうに考えております。

私どもとしては、まず、こういった方々が経営継続できるように、不漁対策として活用可能な低利融資制度、こういったものについて、まず説明させていただきます。

また、水産多面的機能とか海底耕うんなどの公共事業を実施しておりますが、こういった中には漁業者にも多数参加していただいております。こういったものに関しまして、漁業者の意向を踏まえまして早期の支払いについても努めております。

また、今後の長期的な対策といたしまして、漁業共済積み立てプラスという制度がございまして。こういった、自ら保険制度を活用した中で収入安定を図っていくという仕組みがございまして、こういったものへの加入推進。

さらに、総合水産試験場等で今回の状況についての分析を行いまして、今後の対応策ができないかということにつきまして検討しているところでございます。

○副議長(坂本智徳君) 大場議員—5番。

○5番(大場博文君) ありがとうございます。本当に昨年は魚が捕れなくて苦労しているというふうな声がありました。

漁協の方も、将来的な安定的な経営、漁業の安定的な経営を考えた中で、先ほど壇上で言いましたように、有明海を活用するためにも、種苗の施設的なものがないだろうか、長期的な安定を考えてと、そういうふうな声をお聞きいたしております。

ただ、それはあまりにも、要は施設をつくるといったことでは長期的過ぎるために、先ほど水産部長が答弁していただきましたように、今年、また来年の漁獲をどうするのかという取組の中で、藻場整備をきちんとしていただいて、漁獲を何とか上げる施策を打ち出していただきたいと思います。そういうふうな形で何とか漁民を守ってまいりたいと思いますので、どうか県としてもしっかりとした取組をお願いしたいと思います。

次に、県内企業の海外進出の支援についてであります。

先ほどご答弁をいただきました内容で、最初に本県の企業が進出をする際は本当に手厚くサポートがあるようでございますが、その中の実情として私がお聞きしたのは、一旦その企業が海外へ進出してしまった後は、なかなかサポート体制が得られないという声を聞いております。

今回質問するに当たり、その企業が進出した現地先で2店舗目、3店舗目と、何とかそこで成功して次なる展開を広げたいといった時に、県にいろんなそういうふうな施策等が全くないということで、今回、質問をさせていただきました。

県内企業が一生懸命に頑張っていて、そこでさらに、その企業として頑張っていこうとする、や

はりその辺は引き続き県としても、そういうふうな取組はぜひお願いしたいと思っておりますが、ご検討いただけますでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 企業が海外とのビジネスを始めようとする際、これが初めての進出であるがゆえに生じる、異なる商慣習とか言葉の壁、海外取引のノウハウがない等の課題が数多くある。また、心理的ハードルもあると。そういうふうなことから、ニーズ調査とかの初動段階での取組に対して補助を行っているところでございます。

海外進出を既に果たしている企業が現地でさらに事業を拡大する際には、政府系金融機関の融資制度とか、ジェトロの海外事務所での海外投資アドバイザーによる相談制度、専門家による企業の課題に応じた課題解決制度等の支援制度がございます。こうした制度を積極的に情報提供を行いたいと考えております。こういうことで、私どもとしては県内企業を後押しをしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長(坂本智徳君) 大場議員—5番。

○5番(大場博文君) ありがとうございます。

そういうふうな状況で、今、海外に出て一生懸命に頑張っている企業があつて、そういうふうなことを要望されています。まずはご認識をいただければと思います。

最後に、高齢ドライバーの件でございますが、ニュース等々で、高齢ドライバーによる痛ましい事故が続いております。

ただ、一般的に高齢ドライバーと言った時、要は都心部である状況と、いわば長崎で地方に当たる部分、公共交通機関が不足をしていて、車がなければ行動自体ができない地域が多いと、まずはその辺はご認識いただいていると思いま

す。

全国的に高齢ドライバーが全て悪のような形ではなくて、田舎においては車を運転せざるを得ない。要は仕事のため、病院に行くため、生活のためにそういうふうな状況であるということをもまず前提におかせていただいて、そういった方々が少しでも事故に遭わないように、また、少しでも健康で運転ができるような施策は、これから先、本県でも真剣に取り組んでいかなければいけないというふうに思っておりますが、その辺の認識について、警察本部長、お考えはいかがでしょうか。

○副議長(坂本智徳君) 警察本部長。

○警察本部長(金井哲男君) 高齢ドライバーの方々は、免許証を自主返納されることを考えられた場合に、その後の足の確保ということが大変難しい問題であるということ深く認識しているところであります。それにつきましては関係機関とも連携しながら対応していきたいと思っておりますし、また、ご指摘のように、高齢の方々が安全に運転が続けられますように、できるだけ安全教育など、あるいは啓発活動などもしながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○副議長(坂本智徳君) 大場議員—5番。

○5番(大場博文君) ありがとうございます。よろしく願いいたします。

以上で、終わります。

○副議長(坂本智徳君) これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時40分から再開いたします。

— 午後 2時31分 休憩 —

— 午後14時41分 再開—

○議長(田中愛国君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

里脇議員—6番。

○6番(里脇清隆君) (拍手)【登壇】 大村市選出、自由民主党の里脇清隆でございます。

一般質問の機会をいただき、感謝申し上げます。

今回の質問項目は、通称統合型リゾート（IR）推進法、長崎空港関連、農地利活用、国際交流、消防団、大村湾架橋の大項目6項目について、質問させていただきます。

一問一答方式で質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

1、統合型リゾート（IR）推進法の施行による本県の取り組みについて。

①地域指定に向けての長崎IRの売りとなる優位性について。

統合型リゾート（IR）推進法が、昨年12月、国会において成立し、今後、1年をめどに具体的な実施法の制定がなされるようであります。

長崎県では、平成19年、佐世保市や西九州地域の民間事業者を中心とした「西九州統合型リゾート研究会」が発足、平成25年に長崎県と佐世保市で「IR調査検討協議会」を共同で設置され、平成26年、「長崎県・佐世保市IR推進協議会」を設置して、地方創生型IRとして基本構想の策定など、準備を進めてこられております。

この県議会においても、先輩議員の方々が幾度となく質問をされ、推進に向けての意見書の提出や、今議会一般質問においても、初日に、溝口議員から取組について質問がなされました。

「西九州統合型リゾート研究会」によると、雇用誘発効果1万1,000人をはじめとして、観光客320万人増や、2,500億円を超える経済波及効果が見込まれているとの試算が示されています。

県が地域指定を受け、民間事業者がカジノの設置運営の許可を受ける流れになると思います。が、名乗りを上げようと構えている全国の他の地域との差別化、区別化を図っていく必要があると思います。観光という大きな枠組みの中で、どのような魅力を発信し、売りにしていこうと考えておられるのか、まずお尋ねいたします。

壇上からの質問は、以上です。

あとは対面演壇席から行います。

よろしくお願ひします。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) I R誘致に当たって、本県の優位性についてのお尋ねでございますけれども、まず、挙げられますのは、東アジアに近く、3時間以内で到達できる都市人口が6,000万人以上あること、次に、「明治日本の産業革命遺産」や「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、それから、九十九島の景観など、世界に通用する観光資源を有すること、そして、九州第一の観光施設であります、年間300万人の集客力を持つハウステンボスとの相乗効果を発揮できること、さらには、九州広域の多様な観光資源と連携をして、九州全体への波及効果をもたらすことができることなどがございます。

そして、何よりも、他の候補地と目される自治体との優位性としましては、行政、議会、経済界がI R導入の推進の方向性で一致していることが挙げられると考えられます。

このようなポテンシャルと優位性を持つ本県は、地方創生の実現に貢献できる地方創生型のI Rの最適地であると考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) るる説明がございました。行政、議会、経済界が一丸となってI R誘致に取り組んでいるということは理解ができたところでございます。

ここで、「総合保養地域整備法」というのを覚えておられますでしょうか。これは、今からちょうど30年前です。1987年に制定された旧リゾート法でございます。記憶の中にあられる方は、例えば、北海道のトマム、あるいは、宮崎のシーガイア、各県がこぞってこのリゾート法に名乗りを挙げて、ほぼ全県がいろんな計画を出されて、その当時、財政支援というんですか、いわゆるこれの枠にはまりますと、いわゆる起債、借金の利息の支援ですとか、いろんな部分で優遇措置があって、こぞってこれに名乗りを挙げたわけでありまして。その時にできたのも、このハウステンボスであります。

②県内市町との連携について。

前回のこのリゾート法、かなりのところが破たんをいたしたりしました。こういった過去の反省をもとにして、今回の統合型リゾート法というのが成立をしたわけでございます。

そういう中で、今回の統合型リゾート法というのは、前回と違って、恐らく地域指定というのは、いわゆるピンポイントだと思うんですね。一番の柱になる部分というのは、カジノのライセンス、カジノの設置運営の許可を与えるかどうかということで、ピンポイントで地域指定が行われるのではないかというふうなことで、恐らく長崎県と佐世保市で協議会を設けて検討をされてきたというふうに思います。

そういう中で、今回、大村市選出の私が、なぜここで一般質問をさせていただくかという、このピンポイントで与えられる地域指定だと思うんですが、長崎県を見る時に、当然に観光の

拠点としては長崎市があります。そして、今、「新離島振興法」を用いて離島地域の観光産業にも力を入れようとしております。そして、今回、この地域指定に当たる佐世保市を中心とした県北地域があります。その点々としてある中で、ここはこの間にある地域、都市です。大村市、ここを見捨てないでくださいよと、きちっと考えてくださいよというふうな思いがあるからです。

そういった意味で、今後の計画の中で、いわゆる他の地域の参画というものをどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) I Rの区域申請範囲というのは、今、議員がおっしゃいましたとおり、ある程度の一定の複合施設であるとか、カジノ施設であるとか、アミューズメント施設であるとか、ホテルであるとか、そういった地域を含めたところの申請範囲というものがございまして、それにつきましてはI R実施法案の中身とも整合性を取りながら、事業者からのヒアリングを行ったり、県民の皆様や県内自治体からのご意見も踏まえながら、明確にしていきたいというふうに考えているところでございます。

議員おっしゃったように、この経済等の波及効果を広げるための取組が必要じゃないかということであろうと思いますけれども、これにつきましては、「長崎I R構想骨子」というものをつくった時に、一つは佐世保市のハウステンボス地域を中心としたもの、それから、より大きく大村湾を中心とした長崎県域、それから、九州地域の三層を構想エリアとしまして、I Rを核として、県内周遊にとどまらず、九州各地に観光客の周遊を促進するというふうに考えて

いるところでございます。

県内の市町との連携につきましては、平成26年に、県の市町の集まりでいろんな協議をしております「スクラムミーティング」におきまして、県内全域でI R導入に向けて取り組んでいくことを賛同していただいているところでございます。

その後、各市町を個別に訪問いたしまして、さまざまなご意見をいただいたところでございますけれども、I Rによる経済効果を県内全域に広く波及させるためにも、今後とも、各市町と連携を取り、積極的に意見交換を行いながら、それぞれの地域の活性化につながるようなI Rの誘致に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 里脇議員—6番。

○6番(里脇清隆君) ぜひ、他の地域というか、地区、いわゆるハウステンボスの区域、それから佐世保市の地域、そして、長崎県全体の地区というんですか、そういうような捉え方の中で、この素案の中を見ますと、後で質問をいたします長崎空港の24時間化ですとか、そういった部分も組み込まれております。ぜひ、他の市町に呼びかけを積極的に行っていただいて、参画をしていただいて、ぜひ、点と点を線で結び、そして面につなげていくような施策を推進していただきたいということをお願いをいたします。

③誘致を推進するにあたっての県民への周知と理解への取り組みについて。

このI R推進法の中で、もう一つ問題になってくるというんでしょうか、いわゆるギャンブル依存症の問題があります。これも議会でも出てきております。

実は、私は、大村市選出でございます。大村には、古くから日本初のボート場がございます。

パチンコ店も10店舗以上あります。今回、この統合型リゾート推進法が出た時に、反対される方々からは、いわゆるギャンブル依存症というものが出てきまして、私もギャンブル依存症、大村にそんなもの、対策とか何か今までであったことはないぞというふうな思いがするんですけども、ただ、そういう中であって、やっぱり心配はあります。

そういう中で、やはりいろんな問題に対して、地元地域との合意形成というんですか、走り出すに当たって、そのことをしっかり理解していただくということが一番重要じゃないかなというふうに思います。その辺のところをしっかりと理解を得るための取組というものについて、どのように考えられているのか、お尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) IR導入を実現するに当たりまして、最も重要な要素の一つが、県民への合意形成であると考えておりまして、高い経済効果や雇用創出効果と合わせまして、先進諸国におけるさまざまな事例などを示しながら、青少年への悪影響、それから依存症等マイナス面への対応策などを十分に説明しながら、理解を得ていく必要があるというふうに考えているところでございます。

そのため、ハウステンボス周辺地域をはじめとして、県内各地域で住民説明会を開催するなど、広くIRに関する情報提供を行いながら、引き続き、合意形成に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) 依存症の問題、この問題は、本当に真剣にやらないと難しいですよ。先ほどから出ていますこの依存症、アルコール依

存症、それから薬物依存症、ギャンブル依存症、この違いというものは大きいです。

アルコール依存症というのは、もう病気です。医者にかからないとならないということで、もう見た目からわかりやすいです。

薬物依存症というのは、これは犯罪行為ですので、即警察のお世話になることになるわけです。

ただ、このギャンブル依存症は、正規の許可されたところであれば、何も法に触れるわけはありません。非常に見分けが難しいというんでしょうか、規制が難しいというんですか、対策が難しいんです。

この問題、その方々にチラシを配ろうが何しようが、そういう方々は見ません。大村のポート場へ行って、そういうチラシを幾ら配っても、多分皆さん気にしないと思うんです。それくらい難しい問題ですので、しっかりと、これは重要な問題ですから、対策を考えておいていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

2、長崎空港について。

①空港24時間化への取り組みの進捗状況と今後の取り組みについて。

長崎空港の24時間化について、前回も前々回も質問をさせていただいております。総合計画の実施年度内の実現を目指して取り組むという答弁をいただいております。

必要性については、もう申し上げることはないと思います。総合計画の2年目を迎えますけれども、タイムスケジュールを見据えて、現在の進捗状況、方向性はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 空港の24時間化

を進めていくためには、深夜便、早朝便の時間帯において、定期的に運航する航空会社を確保することが重要であるというふうに認識をさせていただきます。

そのために、現在、旅客便の誘致に向けて、国内の航空会社、本県とゆかりのある中国等の海外の航空会社を訪問いたしまして、世界遺産をはじめ、長崎の観光地としての魅力とともに、海上空港として深夜・早朝便の時間帯に就航しやすい環境であることなどを紹介し、就航に向けた働きかけを行っているところでございます。

現在のところ、まだ新たな就航が見込めるまでには至っておりませんが、国への要望等を行うとともに、県内経済界や航空事業者等で構成する「空港24時間化推進委員会」の皆様方のご意見等もお伺いしながら、引き続き国内外からの航空便の誘致に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) やるんですよね、部長、24時間化を実現させるんですよね。取り組んで、そのまま、なかなか難しかったので計画年度内にできなかったということではなくて、ここはやっぱり実現をさせると、絶対にさせるというふうなことでよろしいんですよね、確認をいたします。

この前の項目で申し上げました。実は、長崎IR構想の骨子案の中にも長崎空港の24時間化とかうたってあるんですよ、都合よくでしょうか。違うんですね、やっぱりこれは実現をさせるというふうなことで掲げられていると思います。掲げたものを実現するというふうな取組でよろしいんでしょうか。中には、「実現できるもんか」というふうな方もいるものですから、

再度お尋ねをします。今後の状況について、もう一度お尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 現在、例えば、海外でいきますと、台湾、香港、中国、それからシンガポール、ベトナム、マレーシア等々、海外の航空会社、LCCも含めまして、国内の航空会社も頻繁に訪問し、協議をし、全日空であるとか、JALであるとか、そういった貨物の可能性につきましても、協議を行っているところでございます。実現に向けて最大限の努力を行ってまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長(田中愛国君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) 半年前も質問をさせていただきまして、なかなか進捗の状況が全く変化がございません。この問題については、私は一般質問のたびにに取り上げさせていただきまします。できたら、次の機会の時には、今、こういう状況で、ここのところは何とか交渉がうまくいきそうですとか、そういった部分の答弁が聞かれるように、ぜひよろしくお願いをいたします。

②エアソウル利用者の状況と今後の取り組みについて。

現在、長崎空港の定期路線としては、上海線とソウル線が運航されております。ソウル線については、平成27年10月まで運航していましたジンエアーが運休というんでしょうか、撤退をいたしまして、韓国との空路が途絶えました。しかし、その後、1年をかけて、昨年10月からエアソウルが就航したことによって、韓国との空路が復活することとなりました。この間の誘致活動については、県当局をはじめとして関係者のご努力は高く評価するものであります。

エアソウルによる再開後の利用率が、当初

50%程度ということで心配いたしておりましたが、
けれども、現在の状況は順調であるというふう
には聞いていますけれども、特に、国際航空路
線の維持とともに、新規路線の開拓に向けて、
現行路線の利用客数の状況、さらなる利用拡大
に向けての関係者の取り組み方というのが、先
ほども申しあげました24時間化に向けてもそう
でしょうし、営業戦略の売りとして、また、新
規参入の判断材料となるものと思われま

す。
現在のエアソウルの利用状況と、さらなる利
用促進について、どのように取り組んでいくの
か、お尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) エアソウルの利
用状況でございますけれども、昨年10月の運航
開始から12月までの累計で、利用率が50%程度、
利用者数が約8,300人でございますけれども、
今年に入りまして、利用率は、1月が約73%、2
月は21日現在でございますが、約76%と改善の
傾向でございます。延べ利用者は1万7,000人と
なっております。

これはエアソウルが、昨年の10月から国内路
線7路線の就航を一斉に取りかかったことによ
りまして、なかなか販促体制が整わなかったと
いうところもございます。今、一定就航が整い
まして、それとまた、韓国の旅行シーズンにお
ける現地のテレビショッピングの商品販売が好
調であったことなどが要因として、今年になっ
て利用率が上がっているということでございま
す。

今後、さらに、利用促進に向けては、利用者
が少ないアウトバウンド対策、インバウンド増
加対策が課題であると考えてございます。

したがって、アウトバウンド対策におき
ましては、エアソウルと連携いたしまして、日

本人に好まれる旅行商品の分析をしながら、新
規商品の開発を行うとともに、企業、大学等へ
のセールス活動の強化を図っていききたいとい
うふうに思っております。

また、インバウンド対策におきましては、温
泉や食、巡礼やオルレなど、韓国人に訴求する
本県ならではの魅力を、ブロガーなどのSNS
を通じまして、効果的に情報発信することによ
り、個人旅行客を中心とした誘客につなげてま
いりたいというふうに考えております。

これらのイン・アウトの双方向での利用促進
を図りながら、長崎～ソウル便の充実を図って
まいりたいと存じます。

○議長(田中愛国君) 里脇議員―6番。

○6番(里脇清隆君) 単純な質問ですので、す
っと一言でお答えいただきたいんですけど、
私が考えるに、76%という、非常にいいのか
なと思うんですけども、エアソウルにしてみ
たら、その評価というものほどのような状況な
んですか。どういうふうに判断をされているん
でしょうか。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 一定程度向上傾
向にありますけれども、さらに努力が必要とい
うふうに認識をしております。

○議長(田中愛国君) 里脇議員―6番。

○6番(里脇清隆君) 今後、さらに努力してい
ただき、利用者の時間帯の問題ですか、いろ
いろ改善するところもあろうかと思いきい
れども、そういったところを含めて、もうここ
が逃げていかないように、他の新規路線の誘
致についても影響がありますし、ぜひとも、
この部分については、さらなる取組をよろし
くお願いをいたします。

③国による「インバウンド拡大に向けた着陸

料軽減措置」への取り組みについて。

国土交通省が、訪日客増加の促進に向けて、地方空港への国際線就航を強力に後押しするためということで、新年度から一定数の空港で着陸料の軽減措置を拡充すると聞いております。この中には、長崎空港も申請対象となる空港に挙げられています。条件としては、地元自治体が誘客目標や海外でのセールス計画などを定めていることとなっているようですけれども、長崎空港の国際線の維持・拡充に取り組むためにも、この制度の活用を活かす必要があると思っております。

そこで、県が把握している新制度の概要とインバウンド拡大への今後の取組について、お伺いをいたします。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) この新しい制度の内容につきましては、認定の要件等は、国によって外部の有識者の懇談会を経て決定される予定であるというふうにお聞きしています。

県といたしましては、今後も情報把握に努めるとともに、インバウンド拡大に向けて、こうした国の制度等を活用するような方向で今後も誘致に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長(田中愛国君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) あとで詳しい内容を教えていただけたらというふうに思います。よろしくをお願いします。

3、農地利活用について。

①農地流動化の現状と取り組みについて。

農業従事者の高齢化や後継者問題が深刻となっている中で、生産性の期待できる農地を残していくということで、農地流動化についてお尋ねいたしますが、農地中間管理機構を活用した、

いわゆる貸したい農地と借りたい農地の流動化を推進し、生産できる農地の確保に努められておりますが、地域や、あるいは農地の形状、生産性の問題もあって、借りたいという希望が多いにもかかわらず、貸したい農地が解消していないというのが現状と思われまます。現状として、どういう状況なのか、また、その対策をどのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 本県の農地中間管理事業の貸付実績についてでございますが、平成26年度から平成29年1月末までの累計で2,367ヘクタールとなっております。3年間の目標の2,400ヘクタールを達成する見込みが立っているところでございますが、借受希望面積5,375ヘクタールに対しましては約4割の貸し付けで、それから、貸出希望面積4,058ヘクタールに対しましては、約6割の借り入れにとどまっているところでございます。

その要因といたしましては、借受希望面積に対し、貸出希望面積の総量が、まずは7割にとどまっていることのほかにも、貸出希望農地の中に、中山間の耕作放棄地など、現状では使い勝手の悪い農地も多く含まれて、借受希望者の要望に沿う農地が不足していること、あるいは、平坦地と比べ、担い手が少ない中山間地域での取組が遅れていることなどが挙げられます。

そのため、人・農地プラン策定地区において、農地所有者へのアンケート調査により、優良農地を掘り起こすことはもとより、中山間地域の耕作放棄地など、使い勝手の悪い農地につきましては、借受希望者の意向を踏まえ、進入路整備や狭地直しなどの簡易な条件整備を実施しますほか、耕作放棄地がまとまって存在する地域では、基盤整備を行うとともに、中山間直接支

払交付金制度の取組集落等を重点対象として、農地の流動化の話し合いを進めることで農地中間管理事業を活用した農地の集積、この貸し借りを進めてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) 1点だけ、要するに借り手がない農地をちゃんと整備をしてというふうなことで取り組んでまいりますということなんですけれども、これはもう既に実績として上げられているということでしょうか。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 今、現地のところで農業土木の職員も入って、どのような整備ができるかということの調査をやらせていただいているところで、これから、こういう形で進めてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) そういう時は、大体目標年度、何年度からそれに着手していきますと、1回目は何年度から予算化をしていきますとか、そういった部分についての答弁がほしいんですけど、そこまではまだ至っていないということでしょうか。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 予算につきましては、耕作放棄地の解消の予算が既にごございますので、それを活用して進めてまいります。

今年度から条件整備についての現場確認をやっておりますので、もう今年度から対応できるような状況になっております。

○議長(田中愛国君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) よろしくお願いいたします。

②農地転用の許可基準について。

この農地利活用で、いわゆる農地を守るとい

うことと、また、ちょっと逆の方向になるかどうかと思うんですけれども、農地転用について、お尋ねいたします。

農地転用事務指針によりますと、農地付き住宅の農業者以外への売買や、一般住宅建設等を目的とする農地転用の条件は、概ね500平米、約150坪以内となっております。

県の担当者にお伺いしましたら、長崎県では、どうしても残地が発生する場合、この事務指針の500平米を超えても転用を認めているとのことではありますが、実は、農地転用の問題では、私が県議会議員になる前に、過去に申請時期だとか、回数だとか、そういったもので地権者とか、不動産業界を苦しめるような規制もあっておりました。

不動産業の関係者の間では、この事務指針に対する意識がすごく強くて、500平米（150坪）を超える場合は、事前に分筆して500平米以内にしないと、農地転用は許可されないんだと、そういうふう認識される関係者も少なくありません。

そこで、いわゆるこの事務指針ですね、細かな指針を示すか、あるいは、各市町の農業委員会、業界関係者が統一した見解を共有できるよう対策を求めるものでありますけれども、見解をお尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) お尋ねの農用地区域外において、一般住宅建設目的で農地転用を行う場合、本県の事務指針では、その面積は概ね500平方メートル以内という基準を定めているところでございますが、ただし書きの中で、「やむを得ないと判断される場合は、この限りではない」とし、転用に当たっての個々の事情を考慮して、必要最小限の面積である場合は、

500平方メートルを超過しても農地転用を許可しているところがございます。

実際に、平成28年におきましても、500平方メートルを超過する一般住宅を目的とする農地転用案件について、15市町、30件を許可している状況となっております。

しかしながら、周知が不十分な面もございまずことから、事務指針の文言をわかりやすく検討した上で、研修会等の機会を通して、市町農業委員会等に周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) 行政のこういった手続きというのは、申請主義なんですよ。要するに、知らない人が悪いんだと、申請すれば許可するのというふうなところが、行政のあり方に多々出てまいります。

私も、宅地建物取引士の資格を持っていて不動産業に従事していましたけれど、もう頭から、やっぱりずっと昔から150坪、要するに500平米しかだめなんだというふうな認識でございました。そうしたら、私だけが認識していないのかなと思ったら、実は宅建協会の役員すらもこのことをご存じなかったんです。何とかならないんだらうかというふうな相談を受けて、そして県の方にお伺いをしたら、いや、実はこうなんですよというふうな話もお伺いをしたわけです。

そして、今の農林部長の答弁の中にも、最小限とか、いろんな文言が出てくるんですね。どうしようもない場合とか、いろんな話が出てくるんですけども、これは、私が申し上げたように、例えば、Iターン、Uターンで都会から長崎に来たいんだと、仕事を定年でやめられた方が地方に行って、長崎に行って、ちょっと農業でもと、いわゆる家庭菜園でもやりたいとい

うふうな時に、200坪の土地があって、その中に家が100坪ありますと。家が100坪、ここは宅地です。あと100坪は、もともとの農家の方が畑として使っていたので、これは畑なんです、農地。それは、いわゆる基準としては200坪ですから、500平米を超えます、全体でということですので。ということは、都会から来る方は、この畑というのは非常に規制が厳しい。これだけなんです、地目の中であるので畑というのは規制が厳しくて、畑は農業をされている方しか買えないんです、そのままは。これを農地転用しないといけない。家庭菜園としてちょっとやる部分でも宅地に転用しなければいけない。あるいは雑種地に転用するしかないんです。しかし、その部分で買えないんですよ、今の現状、正規の部分でいくと。

そういったことで、これをもう少し緩和をしてほしいというふうな話だったんですけども、今、部長が言われたように、どうしようもない場合はとか、狭いところはとかというふうなことで、非常にあいまいです。だから、申請を出して、理由書を出して、もうしようがないですね、特別ですよというふうなことになってしまう。

だから、ある程度、こういった場合はいいですよとかという基準じゃないですけども、そういったものをもし設けられるなら設けていただきたいし、また、いろんなケースもあろうかと思えます。そういった部分について、もう少し周知というものをさせていただきたいなど。

特に、先ほど担当者に聞きましたら、「長崎県については、特に他県に比べて、さらに少し緩くしているんですよ」と言われるんですけども、この部分についても知らない人が多過ぎる。先ほど申し上げました申請主義なんですよ。

だから、どうしてもそういった固定観念がありますので、宅地建物取引士というのは、5年に一度講習を受けて、資格の更新をします。その時に講習会があります。それから、宅建協会等では、毎年、定期的に研修会、講習会を行います。そういった部分とかで、やはりきちっとした説明をして、誰もが同じ認識をできるようにしていただきたいというふうに思います。

私の地元の農業委員会事務局に行っても、「言うてくだされば」というふうなことなんですけれども、頭からだめなんだという思いがあると、そこにはいきません。だから、そういった部分でしっかりと対策をお願いいたします。

県が緩やかにされているというのは、担当者との打ち合わせの中で十分わかりましたので、そのことを周知していただきたいということを要望させていただきます。

③農地としての利用が困難な農地について。

今度は、登記地目上の畑、先ほどもありましたけれども、いわゆるもう畑にならないような荒廃地ですね、そういった部分についてはどうなのかというふうなことです。道路もない、あるいは農地中間管理機構へ、要する貸したい、借りたいの流動化もできない、そういった土地については農地という地目がそこにある限り、非常に規制がかぶさっておりまして、所有者ですとか、相続を受けた人、そういった方々は土地の管理すらままならない状況が現実にあります。このような再生利用が困難な、地目上「畑」の取り扱いについて、どのような取組を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 平成26年度の農業委員会の荒廃農地調査によりますと、本県には約1万6,800ヘクタールの荒廃農地が存在しており

ます。このことから、今般の「新ながさき農林業・農山村活性化計画」におきましては、平成37年度までに、再生利用が可能な荒廃農地5,345ヘクタールについては解消し、農地として農業生産に活用していきませ一方、再生利用が困難な荒廃農地約1万1,500ヘクタールにつきましては、農地から除外することとしているところでございます。現在、農業委員会において、毎年、1,150ヘクタールを目標に、農地法に基づく非農地通知の進めを進めているところでございます。

○議長(田中愛国君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) 県の方で非農地通知というんですか、要するに検査して、もう畑として活かさない部分については非農地化をしていくという、非農地として判断して地目を変えられるようにしていくというふうなことで、この取組については、非常に評価をいたします、今、言われた答弁であるならば。そうすることによって、長崎県内のちゃんとした耕作可能面積というの出てきますし、今後の取組も生きていくんじゃないかと思うんですけれども、1点だけ要望をさせていただきます。

この制度で、要するに農業委員会の委員の方々がずっと回られて、農地台帳に基づいてずっとチェックをしていって、これはもうとても無理だねということで、荒廃してどうしようもないねということで農業委員会の総会で決めていく、非農地化というんですか、非農地通知を出そうということになるかと思うんですけれども、一気にやられるならともかくとして、中には、ぼちぼちやっているところもあるんですよ。そういった場合に、それはもう農業委員会の委員の皆さん方は、自分の仕事の忙しい中でやられているので、それ以上、急げ、急げと言

うわけにもいきませんが、ただ、中には、今回はA地区というところをやりますけれどもというように、同じ市町の中で今年度はA地区でやるんですけどとか、北部地域をやりたいというようなことがあります。その時に、南部地区の方がそういう手続をしてほしい、もうここはどうしようもないから地目を変えてほしいんですよと。転用じゃなく、地目をもう変えてほしいんですよという場合に、いわゆる所有者本人の申請依頼に基づいて判断をしていけるような柔軟さというものも市町の方に呼びかけていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 議員ご指摘の点、住民の方からの申請に基づく随時受付というのは、制度としてはございます。そういったところが取り組まれている市町、あるいは取り組まれている市町というのがございます。そういったところで、この取組というのは、非農地化を進める上では必要な取組だと考えておりますので、各市町と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) ぜひよろしく願いいたします。

4、国際交流について。

(1) ベトナムとの交流について。

①国際交流としての取り組みについて。

昨年6月定例会において、知事から、ベトナム社会主義共和国を相手国として、2020年の東京オリンピック・パラリンピックについて、国が推進するホストタウンに本県が登録されたとの報告をいただきました。

ベトナムは、近年、高い経済成長を続けており、本県の国際戦略にとっても、重要なターゲ

ットのひとつとして力を入れていくべきだと私も考えているところではあります。これまでの人的交流や経済交流の取組の状況について、お伺いいたします。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) ベトナムとの交流につきましては、昨年度、知事、田中県議会議長をはじめ、県内経済界、大学関係者などがベトナムを訪問し、ベトナム政府や地方政府の要人との人脈を築いたほか、海外技術研修員やベトナム地方政府職員の受け入れ、長崎県商工会連合会が実施するベトナム高校生の招聘事業への支援などの人的交流を進めております。

また、御朱印船貿易などで本県と歴史的なゆかりがあるダナン市、ホイアン市で開催される国際交流イベントに参加し、本県の観光や物産等のPRを行うとともに、本県主催の日本語スピーチコンテストを開催し、成績優秀者を本県に招き、県内大学での交流などを行っております。

さらには、2020年、東京オリンピック・パラリンピックについて、国が推進する「ホストタウン」に登録されており、事前キャンプ誘致をはじめ、青少年の相互交流や文化交流など、さまざまな分野での交流が深まるよう取組を進めております。

経済交流としましては、知事等のベトナム訪問に県内企業、関係団体21社による経済視察団が参加するとともに、昨年11月には、ベトナムの3都市において、県内企業11社が参加した地元企業との商談会を実施するなど、経済的実利の獲得に向けた取組を推進しているところでございます。

今後とも、交流の歴史の活用や人脈強化などの取組を民間の皆様とともに進め、ベトナムと

の交流拡大を図ってまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 里脇議員—6番。

○6番(里脇清隆君) ②東京オリンピックに向けての事前キャンプの誘致について。

そういう中で、次のオリンピックのホストタウンとしてのいわゆる事前キャンプの誘致に関して、お尋ねをいたします。

実は、私も長崎県のバドミントン協会の会長を仰せつかっております、県の施策に協力をしようという思いは十分にあります。

ただ、私は、スポーツのホストタウンとしての事前キャンプの誘致というんですか、それは一つのツールといいますか、手段であって、最終的な目的は、やはり経済交流、人的交流、長崎県にとってメリットがある、メリットにつながるということがあってはじめて、そこに協力をするというふうな思いであります。それにつながるのであれば、大いに協力をしましょうという立ち位置ということは、まず大前提に置かせていただきます。

そこで、この事前キャンプの誘致、実は、私どもはオリンピックのある年、2020年のオリンピックが開催される前に、要するに試合に備えて来られた方の対応かと思ったら、そうじゃなくて、もう去年からのお話がありまして、もう毎年ずっとやっていくんだというふうなことがありました。

そこで、本論に入りますけれども、いわゆる競技団体として、どういう立ち位置で対応したらいいのかというふうなことなんです。それは、事前キャンプで各市町に啓蒙し、市町も「ぜひ来てください、来てください」と言われます。

私ども競技団体も、県からいろいろスポーツ強化選手の育成などで補助金をいただきますの

で、協力はしないとイケないと思うんですけれども、決して下部組織ではありません。こういうふうになったからやってくれと言われても、そこにはやっぱり意思疎通というもの、協会内部、あるいは今度のオリンピックについては長崎県の協会だけじゃないんですね、全国の協会の組織との協力体制というものが無いとイケない。

要は、各市町が、例えば、団体競技、サッカーだったりとか、バレーボールだったりとか、そういう競技団体が体育館を使わせてください、あるいはグラウンドを使わせてください、あとの練習は自分たちでやりますからという、いわゆるおもてなしだけの部分であるならば、それは市町や県で大いにやってくださいと、もうどうぞやってくださいというようなことで済むんです。

もう一つは、練習相手を確保してくださいということなんです。特に、私どもの競技においては、練習相手を探してください、世話してくださいということが入ってくるわけです。

そこで、実はベトナムのレベルについては、もうここでは失礼になりますから話しません。日本のバドミントンというのは、もう世界を目指すところに今あるんですよ。そういう中で、オリンピックの候補者がよそから来るから練習相手に来てくださいと言われても、そう簡単にいいですよというようなレベルではないんですね。

そこで、私どもが非常に心配している部分は、市町の首長さんが誘致に行かれた時に、「来てください、来てください」と言われて、地元、あるいは日本国内の競技団体とかと、きちっとした段取り、ここまではできる、これ以上はできないという段取りをきちっとしていけないと

国際問題になりますよ。向こうは要望をばんばん、ばんばん言ってきます。それに向けて、ゼロ回答だったら大変なことになるんです。そこにあるのが県ではないでしょうか。県がしっかり元締めをしないといけないと思うんです。

ある市の市長さん、私が言うから、ある市なんですけれども、昔、私が市議会議員時代に、実は外国に行って、ある都市に「姉妹都市になりましょう」と言って、向こうが「いいですね、やりましょう」というふうなことで帰ってきて、それっきりほったらかしてしまったんです。そうしたら、市長が代わった時に外務省から大目玉くらって、急遽、姉妹都市を締結したんです。やっぱり国際間の問題ですから、ここは県がしっかりとイニシアチブをとってやっていただかないと、これがうまくいかなかった時に、競技団体が協力していただけなかったからというふうに責任転嫁をされても困るんです。

我々は、冒頭に申し上げました、県の施策として、将来的にちゃんと県の利益につながるものについてはしっかりと協力しましょうというふうな立ち位置にあるということです。その辺のところを、県としての関わり方、市町とベトナムとの間に入って、どういう調整役をされるのか、お尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) ベトナムの事前キャンプの誘致につきましては、今後、条件面等、本格的な取り決めがなされていくということになるかと思っております。

その際にも、また今からも、現在でも、これ以降は県とスポーツコミッションが現在も一体となって調整をさせていただいているんですけれども、議員ご指摘の点はその辺が不十分であるというふうなことかと思っております。そういった

意味では、もっと県、スポーツコミッション、それから市町、それから関係競技団体が十分に協議を行いながら、今後も進めていきたいというふうに思っております。(発言する者あり)

○議長(田中愛国君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) これは要望になると思うんですけれども、市町が行かれる場合には、しっかりと調整をして、場合によっては、もう向こうは外国ですので、国際関係の問題ですから、一緒に行くぐらい、そこに同席するぐらいの気持ちでやっていただきたいというふうにお願いをいたします。

6、消防団について。

①大学生等の消防団員認証制度の導入について。

1点目が、消防団員の定数に対する充足率が大変厳しい。89%、定数に対して2,500人少ないというふうなことで、前回は消防団に関しては質問をさせていただきました。

今回は、大学生等の消防団入団の取組ということで、学生消防団活動認証制度の導入についてお尋ねをいたします。

この学生消防団活動の認証制度による認証状、あるいは証明書の発行者は、市長や町長になると思うんですけれども、これは就職活動にも役立つという部分もありますし、消防団員を増やすということの一助にもなりますので、ぜひ県の推進施策として掲げて、市や町に働きかけを行っていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長(田中愛国君) 危機管理監。

○危機管理監(西浦泰治君) 大学生等の消防団活動認証制度についてのお尋ねでございます。

減少傾向が続いております消防団員を長期的に確保していくためには、大学生等の若者の加

入促進を図っていくことが重要であると考えております。

国においては、大学生等の消防団員への加入促進のため、市町村長が大学生等の消防団活動の実績を認証する「学生消防団活動認証制度」を推進しておりますが、県内の市町においては、消防団長による学生団員への証明を行った実績はなく、本制度の導入にも至っておりません。

県といたしましては、これまで市町との会議の場などにおきまして、制度の導入を促しており、今後とも、若者に地域活動への参加を促進し、地域防災の担い手である消防団員を育成するため、特に、大学等が所在する市町を中心に働きかけを行ってまいりたいと思います。

○議長(田中愛国君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) ぜひ、これをさらに呼びかけていただいて、きちっとした制度として市町に取り組んでいただけるように、会議の場でぜひお願いをしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

②長崎県消防団員応援優遇事業「消防団員応援の店」について。

消防団に関してもう一点。長崎県消防団員応援優遇事業、いわゆる「消防団員応援の店」についてであります。

消防団を地域を挙げて応援してくださいということで、県と消防協会が考えた事業で、今年の1月13日からはじめられたものですが、消防団員としては、本当に自分たちの活動が地域に理解されて、応援していただけるということで、団員にとっては非常にありがたい制度であります。

制度のPRチラシによると、いわゆる飲食店において飲食代、あるいは宿泊代の割引、それから一品追加とか、粗品進呈とか、いろんなサ

ービスをお店屋さんがやると。そして、店舗側としてのメリットとしては、「消防団員応援の店」の登録をすることで、県の公式ホームページに店舗のPRの掲載や、あるいは消防団を顧客として取り込むことに役立つということだと思えます。

おもしろい事業を考え出されたなというふうに思いはするんですけども、実は、この事業に対して店舗等への補助とか何かはありません。あくまでも、善意をお願いをするというか、期待をするというふうなことであります。いかにして応援の店の登録を増やしていくかということが課題であると思えますけれども、当面の目標数と取組方について、お尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 危機管理監。

○危機管理監(西浦泰治君) 「消防団員応援の店」についてのお尋ねでございます。

消防団員の福利厚生の実施や団員の確保対策等として、本年1月からスタートした消防団員応援優遇事業については、現在のところ、応援の店の登録は33店舗となっております。

これまで、各市町及び消防団と協力し、ポスター掲示やチラシの配布、ホームページへの掲載を行うとともに、各種業界団体を通じて、事業所や店舗に対する制度の周知と登録を依頼しております。

当面の目標といたしましては、県内全域へ事業を普及していくことを目指し、引き続き、市町及び消防団とともに登録店舗数の増加に取り組み、消防団員の加入促進につなげてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 里協議員—6番。

○6番(里脇清隆君) ぜひ、積極的な取組を、とりあえずは目標をきちっと掲げることが大事だと思いますので、その辺も含めて、ぜひ前向

きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

5、大村湾架橋実現に向けての取り組みについて。

大村湾架橋構想については、今々出た話ではありません。私の知る限り、もう30年ぐらい前からこの話というのは出ております。県議会をはじめ、私のいる大村市、あるいは関係自治体でも、幾度となく提案がされてきております。

11月定例会においても、瀬川議員から、観光、環境、水産、経済の面から横断的な視点での提案がなされました。なかなか歯切れのいい答弁というものが聞かれません。

長期的な計画になる事業だということは理解しております。長崎県の将来を考える時に、大村湾を囲む環状道路の整備と併せて、対岸を結ぶ中央道路としての整備はどうしても必要だというふうに私は思います。

そこで、残り3分となりました。このままでいきますと、知事の答弁は一度も聞かれないうことで、休憩時間じゃないかという誤解をされると困りますので、最後に知事にお尋ねをいたしますが、行政の原点というか、取組というのは、しっかりと預かった税金を上手に配分していく、うまく必要なところに配分していくということですが、政治家としての原点は、こうなればいいのになというふうなことがまずあって、それに向かって突き進むということであり、私の記憶の中にある、これの最たる政治家というのは、亡き田中角栄元総理じゃないかなというふうに思います。やはり、まずは基本的にこうあったらいいのになというふうな思いが必要じゃないかと思うのであります。

知事にお尋ねをいたします。

大村湾架橋、必要だと思いますか。そんなもの

は要らないと思われませんか。（発言する者あり）

○議長（田中愛国君） 知事。

○知事（中村法道君） 大村湾架橋について、どういった効果を期待するのか、そこの整理を進める必要があるんだろうと思います。必要か、必要でないのか、それは、その上での判断になってくるものと考えております。（発言する者あり）

○議長（田中愛国君） 里脇議員—6番。

○6番（里脇清隆君） 興奮していません、落ち着いています。（発言する者あり・笑声）

最後に、そのどういった効果が期待できるのかどうかというふうなことの前に、知事として、この大村湾架橋はどんなのかな、あったら便利だろうなど。要するに1時間半かかるところに15分で行けるという単純に便利なものであります。それについて、いわゆるどういう効果があるのか、期待できるのかどうかということを検討することに着手していただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（田中愛国君） 知事。

○知事（中村法道君） 大村湾は、先ほど議員もお触れになられたように、その昔、リゾート構想の舞台になった場所でもあります。これからも、また、その利活用を積極的に進めていかなければいけない。そういった中で、架橋があるのは非常に私どもとしても望ましいことであって、県としては、中長期的な課題としてしっかりと、出口を含めて検討をしていかなければならないと考えております。

○議長（田中愛国君） 本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時42分 散会 —

第 9 目 目

議 事 日 程

第 9 日 目

1 開 議

2 県政一般に対する質問

3 上程議案委員会付託

4 散 会

平成29年2月28日（火曜日）

出席議員（45名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 3番 吉村正寿君
 4番 坂本浩君
 5番 大場博文君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 山口経正君
 9番 大久保潔重君
 10番 浅田眞澄美君
 11番 松島完君
 12番 友田吉泰君
 13番 堀江ひとみ君
 14番 川崎祥司君
 15番 深堀浩君
 16番 山田朋子君
 17番 宅島寿一君
 18番 山本由夫君
 19番 吉村洋君
 20番 ごうまなみ君
 21番 山本啓介君
 22番 中島浩介君
 23番 前田哲也君
 24番 西川克己君
 25番 中村和弥君
 26番 外間雅広君
 欠番
 28番 中山功君
 29番 山田博司君
 30番 高比良元君
 31番 小林克敏君
 32番 久野哲君
 33番 渡辺敏勝君

34番 吉村庄二君
 35番 下条ふみまさ君
 36番 徳永達也君
 37番 中島廣義君
 38番 瀬川光之君
 39番 坂本智徳君
 40番 溝口芙美雄君
 41番 橋村松太郎君
 42番 野本三雄君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 田中愛国君

 説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 濱本磨毅徳君
 副知事 里見晋君
 総務部長 上田裕司君
 県民生活部長 吉浜隆雄君
 環境部長 太田彰幸君
 福祉保健部長 沢水清明君
 総務部秘書広報局長 木村伸次郎君
 企画振興部長 辻本政美君
 文化観光国際部長 松川久和君
 土木部長 浅野和広君
 農林部長 加藤兼仁君
 水産部長 熊谷徹君
 産業労働部長 古川敬三君
 危機管理監 西浦泰治君
 福祉保健部 永松和人君
 こども政策局長 新井忠洋君
 会計管理者 山口雄二君
 交通局長 池松誠二君
 教育委員 池松誠二君
 教育 池松誠二君

選挙管理委員会委員	葺本昭晴君
監査委員	石橋和正君
人事委員会委員	星野孝通君
公安委員会委員長	片岡瑠美子君
警察本部長	金井哲男君
監査事務局長	辻亮二君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大串祐子君
教育次長	渡川正人君
総務部財政課長	前田茂人君
総務部秘書広報局 秘書課長	木山勝己君
警察本部総務課長	森崎辰則君
選挙管理委員会書記長	黒崎勇君

議会事務局職員出席者

局長	山田芳則君
総務課長	高見浩君
議事課長	篠原みゆき君
政務調査課長	本田和人君
議事課長補佐	本村篤君
議事課係長	増田武志君
議事課主任主事	天雨千代子君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(田中愛国君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) (拍手) 【登壇】 皆さん、おはようございます。

改革21、長崎市選出、社会民主党の坂本 浩でございます。

本日は、一般質問の最終日、3日目でありま
すけれども、朝一番でありますので、元気に頑

張ります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問通告に基づきまして、一問一
答方式で行いますので、知事をはじめ、理事者
の皆様には真摯なご答弁をどうぞよろしくお願い
いたします。

1、核兵器禁止条約について。

(1) 条約に関する被爆県としての認識につい
て。

①非人道性を前面に出した条約の経緯をどう
認識しているか。

昨年12月、国連総会本会議は、10月に第1委
員会を通過した決議、「多国間核軍縮交渉を前
進させる」を賛成多数で採択しました。この決
議は、核兵器の完全廃棄につながるような核兵
器禁止のための法的拘束力のある文書を交渉す
る国連の会議を2017年に開催することを決定す
るものであります。

既に2月16日には、準備会合が開かれました。
3月下旬と6月から7月にかけての交渉日程も決
まり、議長を務めたコスタリカの代表は、「核
兵器のない世界を目指す国連の長い道のりの中
で歴史的に重要な節目」と位置づけた上で、参
加国に建設的な対話を要請したと報道されてい
ます。

昨年12月の県議会11月定例会の最終日、意見
書案の提案趣旨説明の際にも申し上げましたよ
うに、1996年、国際司法裁判所が「核兵器の使
用は一般的に人道法に違反する」との勧告的意
見を出して、この法的禁止の議論がはじまりま
した。

当時の伊藤一長長崎市長が、長崎原爆によっ
て黒焦げに焼かれた犠牲者の写真パネルなどを
掲げて、涙ぐみながら核兵器の非人道性を国際
社会に訴えました。被爆地からの訴えが大きな
影響を与えたことは言うまでもありません。

今回の国連決議の採択について、長崎市の田上市長は、「悲惨な体験を二度と世界の誰にも経験させてはならないと、核兵器廃絶を訴え続けてきた被爆者や被爆地にとって、新しい大きな流れであり、大変喜ばしく思います。今後、核保有国と核の傘の下にある国々を含む全ての国が交渉に参加し、核兵器のない世界に向けて英知を結集されることを期待します」とのコメントを発表いたしました。

国連決議の採択に対する被爆地の反応を調べてみました。長崎市長は、国連の会議の開幕に先立つ昨年9月以降、広島市長との連名や副会長を務める「平和首長会議」を通して、4回にわたって日本政府に被爆地の思いを訴えてきました。しかし、残念ながら、被爆県長崎の知事の動きが見えませんでした。

そこで、お尋ねです。

被爆県として非人道性を前面に出した核兵器禁止条約を求める動きをどのように認識されているのでしょうか。知事の見解をお聞かせください。

以降の質問については、対面演壇席より行います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 坂本 浩議員のご質問にお答えをいたします。

私たち長崎県民は、「長崎を最後の被爆地に」との切なる願いのもと、一日も早い核兵器の廃絶を目指して、原爆の悲惨さと非人道性を世界の人々に向けて訴え続けてまいりました。

国際社会においては、1996年、国際司法裁判所が、核兵器の威嚇、または使用の合法性に関して、最終的な判断は下せないとしながらも、国際法の規則に一般的には反するとの見解を示したことや、2010年のNPT（核兵器不拡散条

約運用検討会議）の合意文書において、核兵器の使用がもたらす壊滅的で非人道的な結末に対して深刻な懸念が表明されたことなどを契機として、核兵器の非人道性に着目した軍縮アプローチが大きな流れとなり、本年3月からは、国連において核兵器禁止条約の締結に向けた交渉が開始されることとなりました。

一方、これまで我が国政府は、「核兵器のない世界」の実現のためには、NPT体制のもとで核兵器保有国と非保有国の協力による具体的、実践的措置を積み重ねていくことが不可欠であるとの基本的立場から、核兵器廃絶に向けての取組を進めてこられたところであります。

こうした核兵器禁止条約も、NPT体制による核不拡散・核軍縮の取組も、いずれも核兵器の非人道性に対する認識に基づき、「核兵器のない世界」の実現を目指すものであり、長崎県民が訴え続けてきた核兵器の非人道性に関する認識が国際社会のコンセンサスとなっていることについては、被爆県の知事として大変心強く思うところであり、核兵器保有国を含む全ての国々が今後の交渉に参加し、「核兵器のない世界」の実現につながることを強く願っているところであります。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) ありがとうございます。

今、知事の方から答弁がありましたように、今回のこの決議と、それから、もちろんこの間、国際的な、いわゆる多国間の核軍縮をめぐる枠組みというものは、NPT体制でありますので、そのことも一方でありながら、被爆県として核兵器廃絶へ向けて取り組んでいくというふうな

ことが述べられたと思います。

②交渉の準備会合に始まった現時点での課題をどう認識しているか。

それで、今回のこの国連決議の採択をめぐって、唯一の戦争被爆国である日本の政府が反対票を投じたことは周知のとおりであります。核軍縮は、核保有国と非核保有国が協力して進めるべきであると、対立を深めるような決議には賛成できないというのが理由でございました。

日本政府は、この間、非人道性の認識を基盤とした、こうした核兵器禁止条約をめぐる議論に対して、消極的ではありつつも、投票行動においては、棄権という選択をしてきたところがあります。

それは、唯一の戦争被爆国としての道義的な権威を保つべきとの意向が作用していたからだというふうに言われておまして、その面でございますと、この被爆地の取組、そして、日本政府に対するさまざまな要請行動、そういったことがそうした選択をつくってきたのではないかというふうに思います。

しかし、今回は、アメリカが、NATO諸国、あるいは日本をはじめとするいわゆる核の傘にある国々に露骨な圧力を加えたというふうに言われています。

私も、長崎のNGOの皆さんともさまざまな意見交換をしてまいったわけではありますが、実際、この国連の総会の時に現地に行った人からも聞きました。本当にこれまでにない、すごいロビー活動があったということでもあります。

そういうことで、日本政府も、いわゆる日米同盟を優先する選択をしたのではないかというふうに思っております。それだけ、この核兵器禁止条約をめぐる交渉開始に対して、核保有国

が強く反対をしていることではないかということで、この交渉の行方も非常に不透明感が漂っているところでもあります。

知事におかれましては、この交渉準備会合が既にはじまりましたけれども、この時点でのこの交渉の行方といたしますか、課題といたしますか、それをどういうふうに認識をされているのか、お尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) この核兵器禁止条約交渉に関しましては、先ごろ開催されました準備会合に、核兵器保有国であります中国が参加いたしましたけれども、そのほかの核兵器保有国は参加しておりません。このことが大きな課題であると認識をしているところでもあります。

今後、スタートしてまいります交渉に、核兵器保有国が参加することなく、核兵器保有国と非保有国がお互いに背を向け合うような形で進んでいくことになれば、「核兵器のない世界」の実現が逆に遠のいてしまうのではないかと危惧をいたしているところでもあります。

長崎県民の悲願であります核兵器の廃絶に向けて、この核兵器禁止条約の実効性を担保するためには、核兵器保有国を含む全ての国々がこの交渉に参加することが大変重要であると考えておりますので、核兵器保有国にあっては、これまでの論理を超えて、議論の枠組みに参加して、具体的な一歩を踏み出していただくことを強く期待しているところでもあります。

○議長(田中愛国君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) まさに、今、知事が言われるとおりでらうと思います。日本のさまざまな反核NGOの中からも、そういった危惧、懸念というのが言われておまして、そういう中であって、まさに日本の役割は非常に重要で

はないかというふうに思っておりますし、そして、日本の政府を後押しするといえますか、それは先ほど申し上げました被爆地の役割だろうというふうに思っております。

(2) 条約の実現に向けた被爆県の役割について。

①長崎市、平和首長会議、核兵器廃絶長崎連絡会等との連携の状況は。

今回の決議に関する日本政府の対応については、さまざまな議論があるところですが、決議は採択されて交渉がはじまります。

長崎県は、この間、核兵器廃絶の取組について、長崎市、あるいは長崎大学に設置をされている「核兵器廃絶研究センター」とともに、「核兵器廃絶長崎連絡協議会」というのをつくらせて取組を進められてきました。

長崎市は、独自に、あるいは「平和首長会議」と日本政府への要請を積み重ねてきたのではないかなというふうに思っておりますし、そして、この「長崎大学核兵器廃絶研究センター」、通称RECNAといえますけれども、今後の課題と日本政府の役割などを提起しているところでもあります。

長崎県は、ぜひ、この長崎市、平和首長会議あるいは核兵器廃絶研究センター、連絡協議会等々と連携をして取り組むべきではないかというふうに考えておりますけれども、知事の考え、あるいは現状がどうなっているか、お尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) ご指摘のように、県ではこれまでも、一日も早い核兵器の廃絶を目指して、長崎市、長崎大学とともに、「核兵器廃絶長崎連絡協議会」を通したさまざまな活動に取り組んできたところでもあります。

具体的には、市民講座の開催による啓発活動、ナガサキ・ユース代表団などの人材育成事業を支援してまいりますとともに、県内の各市町や県外大学への被爆体験講話者の派遣、留学生を対象とする長崎平和大学の開催、あるいは海外における原爆展の開催支援などに取り組み、国境と世代を越えた被爆の実相の継承に力を注いでいるところであります。

そうした中、今年8月には、平和首長会議が8年ぶりに長崎市において開催されるということになってまいりますので、国内外から集まってくる首長の皆様方に、ぜひ被爆の実相を理解していただく機会としていただけるよう、県といたしましても協力をしてまいりたいと考えているところであります。

○議長(田中愛国君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) 被爆者や被爆県長崎の市民、県民の悲願である核兵器廃絶へ向けた歴史的な一歩となる、そういう年でありますので、ぜひ連携を強めて、足並みをそろえながら取り組んでいただきたいというふうに思っております。

②日本政府に「交渉」参加を求めるなど、条約実現へ向けた今後の取り組みは。

そこで、そうした取組をするに当たって提案があります。

日本政府は、交渉を求める決議に反対をしましたが、岸田外務大臣は、交渉への参加の意向を示しています。

ご承知のとおり、岸田外務大臣は、広島選出の国会議員でございます。ぜひ交渉に参加をして、核保有国と非核保有国の橋渡し役を果たしながら、核保有国をはじめ、全ての国々が交渉の枠組みに参加することを促すように求めていると考えておりますけれども、知事の

見解なり、決意を伺いたいと思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) ご指摘のとおり、核兵器保有国と非保有国との間の溝を大きくするような形で一連の交渉が進んでいくということは、決して好ましいことではないと考えているところでありまして、そういった意味で、我が国の政府におかれては、唯一の被爆国の立場から、この条約交渉に参加して、核兵器保有国と非保有国の橋渡し役としての重要な役割を担っていただくことができるよう、強く期待をいたしているところでございます。

現時点で、政府として、正式に交渉参加の方針を決定されていないと承知をしているところでありますが、岸田外務大臣におかれては、既に交渉参加への意欲を示しておられるところでありますので、まずは政府の最終的な判断を待ちたいと考えているところであります。

そのうえで、被爆県の立場から何らかの対応をすべき状況になれば、長崎市をはじめ、広島県や広島市とも連携を図りながら、具体的な行動に結びつけてまいりたいと考えております。

(発言する者あり)

○議長(田中愛国君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) 決まってからでは遅いと思うんですよ。(発言する者あり) もちろん、期待も結構なんですけれども、ぜひ、もう少し一歩踏み込んでもらいたいと思うんです。

岸田外務大臣は、参加の意向ということを表示をしましたがけれども、しかし、NGOの皆さんと意見交換する中で、今の日本政府、外務省は揺れているということなんだそうです。

そこで、やはり被爆地の役割として、その揺れている唯一の戦争被爆国日本政府に対して、強いプッシュをしていただきたい。(発言する

者あり) 期待するんじゃなくて、プッシュをしていただきたい。

その時に、もちろん被爆県長崎の知事、それから、長崎市長、あるいは先ほど言いました核兵器廃絶連絡協議会、あるいは長崎大学の核兵器廃絶研究センター、そして、もちろん同じ被爆地の広島県の市含めた、そういったところにぜひ呼びかけていただいて、今のうちに、もう3月からはじまります。2月の準備会合には、日本政府は出席をしておりません。3月から交渉会議がはじまりますが、これに参加するかどうかというのは、まだ揺れている段階でありますので、待つ、あるいは期待するだけじゃなくて、ぜひ、この時期に足並みをそろえて要請をしていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがですか。(発言する者あり)

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 改めて関係各自治体機関とも相談をし、検討してまいりたいと考えております。(発言する者あり)

○議長(田中愛国君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) 先ほど、知事が言われました、「日本政府においては、これまでの論理を超えて核兵器廃絶に向けた世界の議論をリードしていただくようお願いをしたい」、これは、去年の8月9日に中村知事が長崎市の平和式典において慰霊の詞として言われていましたけれども、その中の一説であります。ぜひお願いしたいと思うんですよ。

それと、去年の12月に、外務省が主催して、国連と共催で、この長崎で「核兵器のない世界へ 長崎国際会議」が開かれました。

その中で、核兵器禁止条約をめぐるさまざまな議論があっているんですけれども、この国際会議のプレイベントとして、「ユース非核特

使フォーラム」というのが開催をされました。これも外務省の正式な共催ということでありますので、外務省のホームページに載っているんですけども、この中でユース非核特使の経験者の代表から、「若者による核兵器のない世界を求める声明と提言」というのが、実は行われています。これはホームページを見ていただければすぐ出てきますけれども、その中で非常にいいことを書いているんですが、「全ての国々へ、核兵器を保有している国へ、核の傘のもとにある国を含む非核兵器国へ、そして世界の一般市民、特に若者へ」というふうなことで提言がなされているのでありますけれども、この中にも、「日本は唯一の戦争被爆国として、核の傘に頼ることをやめ、国際社会に対して核兵器の恐ろしさや非人道性について強いメッセージを発信し、また、核兵器を禁止する法的拘束力のある条約の交渉において積極的な貢献を行うこと」というふうな提言もされているところがあります。この被爆地長崎で開催された外務省と国連の共催による会議、そのプレイベントで発表された若い人たちによる声明と提言であります。

知事も、この若い人たちの声明と提言を受け止めていただいて、今後、ぜひお願いをしたいというふうに思いますが、決意をお願いいたします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 長崎県は、唯一の被爆国の県であります。核兵器の廃絶を目指していくというのは、県民の総意でもあると考えておりますので、引き続き、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 坂本 浩議員一4番。

○4番(坂本 浩君) ぜひお願いいたします。

2、次世代を担う子ども政策について。

(1) 子どもの貧困対策について。

①長崎県における現状をどう認識しているのか。

国民生活基礎調査によりますと、平成24年、2012年の貧困線の所得は122万円、この貧困線に満たない家庭にいる子どもの比率を示す子どもの貧困率、17歳以下でありますけれども、16.3%、OECD、経済協力開発機構加盟の先進国35カ国中で最低の水準になっています。ひとり親世帯に限れば54.6%、厳しい暮らしを強いられている人の多さが示されました。

こうした中、貧困の連鎖を断つことを目的とする「子どもの貧困対策推進法」が施行され、国が、教育や保護者の就労、経済支援等を総合的に進める大綱を決定して、各地方自治体での取組が進められています。

本県でも、昨年3月に長崎県子育て条例行動計画の個別計画の性格も併せ持つ4カ年計画の「長崎県子どもの貧困対策推進方針」が策定をされたところであります。本県における子どもの貧困の現状をどう認識をし、そして、取組を進めているのか、お尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 子どもの貧困の現状につきましては、国が公表する貧困率に見合った数値を県として算定することができないことから、子どもの貧困対策推進方針において、貧困の状況を把握するために、生活保護率をはじめとするデータを全国と比較することで県の現状を推定しております。

具体的には、生活保護や、生活保護に準じて市町から学用品等の援助を受けている準要保護、そして、ひとり親家庭の割合など、いずれも全国平均を上回る状況であったこと、また、本県

で実施した児童扶養手当受給者アンケートにおける母子家庭の年間収入は、200万円未満が7割という状況等から見て、本県の子どもの貧困の状況は、全国と比較して厳しい状況にあるのではないかと認識しております。

これを踏まえまして、方針を決め、今いろんな取組をいたしております。

○議長(田中愛国君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) この方針に基づいて、県の方では、教育と福祉、市町や関係機関と連携をして、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済支援、この4点を重点的に取り組んでいるのではないかなというふうに思っておりますけれども、ただ、この方針の大部分は、既存の制度といたしますか、そうした事業を、子どもの貧困対策の視点で方針という形で再整理をした色合いが強いのかなと感じる部分もあります。

しかし、総合的な対策は不可欠だというふうに思っておりますので、既存事業を十分周知をして、誰もが使いやすい形で浸透を図らなければならないというふうに思っています。

②来年度予算における「地域子供の未来応援交付金」を活用した取り組みの具体的な内容は。

一方で、この方針に基づく施策をもっともつと深めるためには、より細かな実態調査、分析、支援ニーズに応える地域の資源量の把握、支援体制の整備計画の策定、そういったことも課題であろうというふうに思っています。

そのために、一昨年、国もこの新たな事業のための交付金制度を創設いたしました。県の来年度予算では、この国の大綱に基づいて創設した「地域子供の未来応援交付金」を活用した新規事業などが予定されているようでありましてけれども、具体的な内容について、お示しください。

い。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 地域子供の未来応援交付金事業は、市町が実施する貧困状態にある子どもや家庭の実態調査や、支援のための体制整備を行う際、補助を行うもので、県は、主にその広域調整、後方支援等の役割を求められております。

平成29年度は、県内におきまして、一つの市において地域の子どもや家庭の実態調査を行うことを予定しており、それに対する補助をすることといたしております。

また、県においては、市町の後方支援の事業として、貧困対策を進めていくうえでは、NPOや福祉機関と連携することが必要なため、「子ども食堂」などの民間の取組の中から、支援を必要とする子どもや家庭を、福祉事務所や生活困窮者自立支援制度などの相談機関や制度につなぐ役割を担う「コーディネーター」の養成事業を行うこととしております。この養成事業の対象としては、福祉関係機関やNPOなどに幅広く参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) これが来年度の予算の内容ということですので、ぜひこの来年度予算で示された事業について、積極的にお願いしたいというふうに思います。

ただ、この交付金を活用した実態調査、今の答弁では、県内の一つの市でその計画があるというふうなことなんですけれども、できれば、これを県下的にやるべきじゃないかなというふうにずっと思っておりました。

先ほど言われましたように、いわゆる相対的貧困率は、全国の値として国レベルでは出てい

ます。しかし、これがなかなか都道府県の値として出てこない。そのジレンマもある中で、しかし、具体的に取り組まなければならないということでもありますので、ぜひ、これをやっていただきたいなというふうに思っているんですけども、昨年の8月に複数の大学、あるいは子どもの貧困問題に取り組む公益財団法人が協働で、都道府県の「子どもの貧困対策事業調査」というものを行いまして、結果を発表いたしました。

これは、地震災害を受けた熊本県を除く46の都道府県が調査に応じているわけですが、その考察の中でこういうふうに指摘をされています。「多くの自治体においては、具体的にどのような政策制度を設けるべきなのか見えておらず、手探りで対策づくりを行っている状況である。特に、都道府県は、対象者の子どもに直接アクセスができる市町村に比べて、どのように子どもの貧困対策が選択肢としてあるのかが見えにくい。そのため、多くの自治体においては、中央政府のモデル事業やマスコミで紹介された事業、他県にて実施されている事業を模倣してはじめられている」というふうなことが指摘をされているところであります。

③「交付金」を活用した実態調査など「見える化」をどう進める予定か。

先ほど申し上げました「こどもの貧困対策推進方針」をより深化させるためには、この交付金を活用して、繰り返しになりますけれども、貧困状態にある子どもや家庭の実態把握、支援ニーズの調査、分析、支援のための整備すべき地域の資源の把握、つまり、貧困の見える化が必要ではないかということではないかというふうに思っております。この交付金を活用して、これも既に平成27年度から国の補正予算でついで

ておりますけれども、既にこの交付金を活用した独自の実態調査を実施した県もあるというふうに聞いておりますし、資料を見ますと、国の方も多くの調査指標を、実態調査をする場合はこれだけありますよというふうな、たくさんのメニューも示しているところであります。

昨年、私が所属する会派、改革21の方から県の方に予算要求をした際に、この交付金を活用した実態調査を求めてきたところでありますし、それから、相対的貧困率、そういう県内の数値がわからないということもあまして、県議会の中でも取り上げられてきたところであります。

より効果的な対策を進めるためにも、この実態の見える化を図るための調査、これはぜひ必要だというふうに考えておりますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 他県におきまして交付金を活用した実態調査を実施しているところもありますが、一方で、国におきまして、平成28年度に進めております貧困の実態などをあらわす新たな指標についての調査研究の取りまとめ内容が、本年4月までに示される予定と伺っております。

県といたしましては、今後、国から示される指標を確認したうえで、子どもの貧困の実態を把握するために必要なデータの収集等を進めていくこととなりますが、県独自で新たな調査の必要性が生じた場合には、交付金を活用した調査の実施も検討してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) 4月までにそういった全国的な指標が示されるということですね。わかりました。それを受けて検討するというところで

ありますし、それからまた、必要に応じて独自の調査も検討したいということでもありますので、そのことについては了解をいたします。

確かに、本来なら、去年ぐらいには新しい全国的な調査があって、先ほど言いました相対貧困率の数字も、これは平成24年の分でありますので、出なければいけないというふうに思うんです。少し国の方の取組が遅れているようでもありますけれども、国が近々にも準備をしているということであれば、現状やむを得ないのかなというふうに思います。

この貧困に関わる調査ですが、恐らく、今、出ているだけでもかなり多くの指標がありますので、アンケートを含めて手間暇がかかるのではないかなというふうに思います。県の職員の皆さん、人員も限られているわけですので、ぜひ、タイミングをずらすことなく、よろしくお願い申し上げたいと思います。

(2) 子どもの虐待問題について。

①長崎県における現状と認識について。

全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数が、今年の8月に発表をされました。調査をはじめて25年ですか、過去最多というふうなことであります。はじめて10万件を超えたということでもあります。

本県も既に数字も発表されています。495件ということで、過去最多。そして、増加率が、これまた全国で最も高いというふうな状況になって、これも貧困の問題と同様に、大きな社会問題になっているわけですが、長崎県における現状と、そして、県としての認識について、お尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 児童虐待相談対応件数につきましては、平成27年度に全国

ではじめて10万件を超え、本県におきましても495件と、統計を取りはじめた平成2年度以来、最も多くなっております。

本県における児童虐待相談対応件数の増加の主な要因につきましては、児童が同居する家庭内における配偶者に対する暴力が、児童への心理的虐待に当たるとして警察からの通告が増加していること。児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」の広報、全国的な児童虐待事案の事件報道などにより、県民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まり、近隣や知人、市町等の関係機関から児童相談所への通告、相談につながっているためと考えています。

○議長(田中愛国君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) ②来年度予算における「児童虐待総合対策事業」等の具体的な内容は、そういう状況の中で、これまた、来年度予算において、いわゆる重点施策ということで児童虐待総合対策事業、それから、児童虐待防止支援体制強化事業費を計上されておりますけれども、具体的な内容をお示してください。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 児童虐待対策事業といたしまして、大きなものとしたしましては、法的対応機能強化事業ということで、弁護士におきます相談、内容といたしまして、今、月に1度、長崎と佐世保の方で相談をいたしておりますが、これをそれぞれ長崎で週に2回、佐世保で週に1回受けられるよう拡充するとか、そういったものを用意しております。

○議長(田中愛国君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) これは、児童福祉法の改正に伴って法的対応の機能の強化、それから専門性の強化、そういった予算だというふうに理解をいたします。

③今後の体制強化についての方針は。

今後の問題として、体制をどう強化していくかというふうな問題なんですけれども、要するに条件が整えば、例えば、今ありました法的対応の機能の強化で、法改正で弁護士の常駐ということになっているんですね。もちろん準ずる措置というのにも認められているんですけれども、そういったことが、今後、可能なのか、不可能なのか。あるいは、児童相談所の設置が中核市にも広がってきているというふうなことになりますので、例えば、今は県内の中核市が長崎市と佐世保市です。その長崎市と佐世保市に県の児童相談所がありますけれども、例えば、併存して置くということも考えられるのかどうか、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 弁護士の常駐につきましては、弁護士会ともいろいろ話しておりますが、弁護士全体の数の問題等もございまして、なかなか難しいかなと思っております。

ただ、先ほど言いましたように、週に一度来ていただくと、そういったことで、差し当たりは対応していこうというふうに考えております。

中核市の児童相談所の設置につきましては、東京23区とかは設置がされるんですが、県といたしまして、まだ佐世保市、長崎市の方と具体的な突っ込んだ話をしておりません。情報の交換はいたしております。今後、他県の動向等も見ながら、考えていくということになるかと思っております。

○議長(田中愛国君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) 弁護士もなかなか忙しいんでしょうか。できれば、本当に緊急を要する場合もありますので、例えば、法改正になる

前から、福岡あたりは既に弁護士を職員としてちゃんと常駐させているということでもありますので、ぜひ、今後も可能な限り、常駐化へ向けて県の弁護士会の皆さんとも協議を進めていただきたいというふうに思います。

この「児童福祉法」の法改正に伴って、児童相談所の担当課の人員、その配置の問題について、本当に困難さを伴わないのかなというふうな危惧をしています。

というのは、法改正によって、いわゆる児童福祉士、そういった人たちを、要するに専門性を強化するというので配置をすることになるわけなんですけれども、そうすると、それなりの資格を持った人が来なければならないというふうな状況になるわけで、例えば、大学とか、専門学校に行って卒業して入るというふうな方々が、保育所の話じゃないですけども、限られてきた場合に、例えば、児童相談所が今後増えてくるというふうなことになった時に、本当に人員配置ができるのかという危惧があるわけなんですけれども、そこら辺はいかがお考えでしょうか。

○議長(田中愛国君) こども政策局長。

○こども政策局長(永松和人君) 人員の専門化の不安はありますが、いろんな研修とか、児童福祉士になれる道は幾つかございますので、そういったものをいろんな周知とか、関係養成校とかも回しまして、専門家の確保をしていくと、そういうふうなことが考えられますが、今のところ、具体的な動きはしておりませんが、今後、そういったものを考えていくことになろうかと思っております。

○議長(田中愛国君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) 今後の話ですので、それは危惧を持たざるを得ないんですけれども。

それともう一つは、現行の人員配置が適正なのかなというふうな感じもしています。長崎の児童相談所については、佐世保のあの事案以降、いわゆる24時間体制というのもしておりますけれども、そういった24時間体制、現場のところでは職員の皆さんの負担が大変増えているんじゃないかなというふうに思っておりますし、それから、この現行の人員配置というのが、現場からは、ぎりぎりのところでやっているというふうな声も聞きます。

特に、一時保護なんかをやるということになると、宿直に当たっている方々が、例えば、一時保護されている児童同士のけんかがあって、その仲裁に入ったりとか、あるいはもう過去の話ですけれども、よその県では、宿直職員が首を絞められたとか、そういった話も伺っておりますけれども、もう本当にぎりぎりでやっているというふうな中で、先ほど、今後の人員配置に困難さを伴わないかというふうな質問をしましたが、そういう現状があるということ、ぜひ認識をしていただきたいというふうに思っております。現場からそういう声が私どもに届くものですから、ぜひお願いしたいと思います。

この大きな2項目目、次世代を担う子ども政策ということで質問をさせていただきました。

子どもの貧困対策推進の基本方針には、「子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を越えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要である。そうした子どもの貧困対策の意義を踏まえ、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進する」という

ふうなことをぜひ確認をさせていただきたいと思っております。

そして、昨年2月に開かれました「長崎県子育て条例推進協議会」、この中で、出席された委員の方でしょうか、「人材が未来を支える。これはかわいそうな子を救う対策ではなく、社会全体をよくする未来への投資だ」というふうな発言があったそうでありました。

6人に1人の子どもが貧困、そして、この貧困が虐待にもつながっているということも言われておりますので、そういった日本社会の中で、これを放置すると、年間約40兆円が失われるという研究もあります。ぜひ、このことをかみしめながら、官民一体となった取組を改めて要望したいと思います。

3、公立学校教員の長時間労働について。

(1) 超勤等を含む労働時間の現状と認識について。

①社会問題化（人事委員会勧告や連合総研調査）としての受け止め方は。

ご承知のとおり、今、長時間労働が大きな問題になっておりまして、政府の中でも、「働き方改革」というのが、大きく議論されているところであります。

昨年の長崎県の人事委員会勧告、この中でも、いわゆる学校現場の教職員の皆さんの超勤問題、長時間労働問題の是正に向けた内容が、この勧告に含まれておりました。

②長時間労働の実態をどう把握し、原因をどのように考えているのか。

もう一つ、報道をされておりますけれども、労働組合のシンクタンクである連合総研、この教職員の労働実態に関する調査が発表されて、週60時間を超える方々が、小学校で73%、中学校で87%、そして、50時間未満はなしとい

うふうなことなんです。

ご承知のとおり、労働基準法では、週40時間労働、そして、三六協定で月45時間まで超勤が認められているということでもありますけれども、この50時間未満がなしという非常にショッキングな数字が出されています。

そして、OECDの加盟国の中でも、同じ教職員の労働時間が最長であるというふうなことも指摘されておりますけれども、これも本当に大きな社会問題として、今さまざま議論されているところであります。この超勤等を含む現場、公立学校教職員の皆さんの労働時間の現状と認識について、お尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 教員の勤務時間の状況につきましては、平成25年度に公立小中学校教職員を対象として実施をいたしました。本県独自の勤務実態調査におきましても、ただいまご指摘がございました、連合総研が行った勤務時間にかかる調査と同様の結果が出ております。

教員の超過勤務等を含む労働時間の問題については、仕事と生活の両立や、健康維持、公務能率の向上、さらには、女性の活躍推進に向けた環境整備等を図る観点からも重要な課題であると認識をしております。時間外勤務の縮減等に向けた取組を、現在、推進しているところであります。

○議長(田中愛国君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) 今、教育委員会教育長の方から言われました平成25年度の教職員の勤務実態調査結果の概要、これも先ほど言いました連合総研の調査で本当に似たような数字が出ていて、連合総研の場合は全国の調査でありますけれども、長崎県においても同様の現状にあ

るのではないかなというふうに思っております。

そして、メンタルで休職されている方も、休職者のうちの約半数がいわゆる精神性の疾患で休んでいるというふうな現状にあります。

そこら辺を、原因をどのように考えて、そして、今までどういった対策をされてきたのか、そのことについて、お伺いいたします。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 教職員の時間外勤務が多い要因といたしましては、教員の職務が授業充実のための教材研究を中心としながらも、生徒指導や部活動、課外授業、深刻化する児童生徒の問題や保護者への対応、地域社会からの要請、その他、各種事務等が複雑多岐にわたるとともに、学校教育への期待から、その内容も年々広がりを見せているということが原因になっているのではないかとというふうに考えております。

これまでの超過勤務の縮減のための取組でありますけれども、超過勤務の縮減に向けましては、職場環境の改善とともに、教員の意識の転換が必要と考え、定時退校日やノー部活動デーの設定、諸帳簿作成のためのIT化による事務の負担軽減、出退勤時刻の把握による教員の勤務実態に応じた指導や業務分担の見直し、各学校がそれぞれの実情に応じ、校務負担軽減に独自に取り組むプラスワン推進運動の実施など、さまざまな角度からの対策を推進してまいりました。

県立学校におきましては、管理職員として円滑な学校運営と職員の健康保持のために取り組むべき内容をまとめました「県立学校における教職員の業務の効率化と縮減に向けたマニュアル」を平成19年5月に策定して取り組んでおります。

また、本年度からは、県内公立学校において、夏季休業中に学校閉庁日を設定する全国初の試みを実施いたしておりまして、休暇が取得しやすい職場環境づくりにも努めているところであります。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等、専門家との連携による学校体制づくりにも努めている状況であります。

○議長(田中愛国君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) さまざまな取組をされているというふうに思うんですけども、現状、こういう状況だということなんですよね。もちろん学校現場というのは、いわゆる9時～17時といたしますか、そういう普通の職場とまた一定、比較できない部分も、要素もたくさんあるんだろうというふうに思うんです。

ただ、そうはいっても、やっぱり教職員の皆さんは生身の人間です。もちろん先生たちは意識を持っていますから、子どもたちにできるだけ向き合いたいという思いで毎日教壇に立たれているんじゃないかなというふうに思っていますし、(発言する者あり)そういう面でかなり無理をしているという側面もあるんじゃないかと思うんです。

普通なら、例えば、毎日の出勤・退勤だとか、そこら辺の管理というのは、その所属長がきちんとやっているわけなんですけれども、いろいろ聞いてみると、どうもそこが学校現場は少し緩いんじゃないかというふうな感じがしています。

例えば、時間外勤務です。これも、例えば県庁でいうと、いわゆる月45時間だとか、あるいは月80時間だとか、そういう区切りがあるわけなんですよね、超過勤務がどれぐらいいるかと。

それが、教育委員会、教育庁からもらった分については、100時間超えの教職員しかわからない。(発言する者あり)100時間というのは、もう過労死ラインなんですよね。(発言する者あり)その下はないんですかと言ったら、それはないんですというふうなことで、どうしてそういうことになるのかなど。しかも、それは全部年間の延べ人数しかわかりませんから、何というんですかね、本当にその実態が反映されているような数字じゃないんじゃないかなというふうな印象を受けました。

もちろん、もう大分なるんですかね、学校現場のそういう勤務実態を考えて、いわゆる給特法というのがあって、どうもそういうのも原因で、現場の例えば校長先生がその職員の皆さん、教員の皆さんのそういう労働時間の管理というものがきちんとできてないんじゃないかと、そういう印象が残るんですけども、そういったことの是正も含めて、今後やれるのかどうか、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長(田中愛国君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) まず、勤務時間の把握でありますけれども、県立学校におきましては、1カ月当たりの超勤時間が100時間を超える人数のみではなくて、80時間及び45時間を超える人数も年3回報告を受けて、県教育委員会において、その動向を分析しておるところであります。

また、市町村教育委員会におきましても、教員の勤務実態については、独自に学校長から報告を求め、実態の把握に努めておりまして、市町村によっては、45時間や80時間を超える教員の把握を行っております。

給特法との関係で、いわゆる勤務時間の管理が甘くなっているんじゃないかというご指摘で

ありますけれども、当然、労基法第32条が適用されることについては管理職員は認識をしておりますので、甘くなっているというような認識は私は持っておりません。

今後、議員ご指摘のように、教員が慢性的な多忙感や疲労感を抱えている状態では、なかなかいい教育もできませんので、やはり教員の健康管理や適正な業務推進からも、ワークライフバランスのとれた職場環境の実現や働き方改革を進めていくことは重要なことであると認識をしております。

県立学校においては、各学校で安全衛生委員会を開催しておりますし、県教委の中にも総括安全衛生委員会があって、働き方についてチェックを行っているところでありますし、小中学校におきましても、これまでの対策の充実に努めるとともに、学校における業務の適正化や教員の意識改革に向け、今後、どのような対策を進めることができるのか、市町村教育委員会と関係機関との協議の場を新たにつくり、県教育委員会のリーダーシップのもと、連携しながら実効性のある取組をさらに探っていきたいと考えております。

県教委といたしましては、使命感あふれる教員の士気を大切にできるよう、管理職員には、働きやすい職場づくりの中で、教員の力量とやりがいを高めることのできる学校経営の実現を指導していきたいと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 坂本 浩議員—4番。

○4番(坂本 浩君) 管理は、私は甘いと思います。

(2) 負担縮減と働き方改革に向けた対策について。

①超勤縮減対策をどのように進めてきたのか。

それで、去年の6月に文部科学省から、この働き方の問題について通達がきていると思います。

私は、委員会の中でもストレスチェックの問題で質問しましたがけれども、要するに、50人以下のところは市町教育委員会の判断というか、指導は県教委の方からもしているんですけども、やはりどうしてもそこがなかなか埋まっていけないというふうな現状があるようです。

去年の6月の文部科学省の文章には、都道府県教育委員会の役割をきちんと定めておりますので、もちろん県立の方が、すみません、私も80時間、45時間でしているのは知りませんでした。県立の方は、もちろん県教委が直接ですから、しっかりしてもらいたいと思いますけれども、ぜひ、市町立の小学校、中学校、ここについても、その服務監督権がその市教委、町教委にあるんだというふうなことだけじゃなくて、やはり県教委の方も、後のフォローアップも含めて、ぴしっとこの超勤改善問題、体制を今後されると思いますので、数値目標をつくるだとか、そういうフォローアップを含めてきちんとやっていただきたいというふうに思っているところであります。

特に、先般、新聞報道されましたように、体罰の問題では、県教委自らが、そういう先生にはきちんと対応するというふうなことも出ておりましたので、そういった決意で、ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。

4、住宅リフォーム支援制度について。

(1) 3世代同居・近居促進事業の効果について。

①少子化対策としての事業の効果がどうであったのか。

これは、去年も、私は同じ2月定例会の時に

質問をさせていただきました。今年度から3世代同居・近居促進事業というふうなことであります。

まずは、平成27年度まで3年間継続してきた住宅性能向上のリフォーム支援制度、今年度から3世代ということで、安心して子どもを産み育てることができる住まいづくりを促進するというふうなことで衣替えしたわけなんですけれども、いわゆる少子化対策という事業になっているということについての実績と、そして、少子化対策としての効果が本当にあらわれているのかどうか、そこら辺について、お尋ねいたします。

○議長（田中愛国君） 土木部長。

○土木部長（浅野和広君） 今年度からはじめた3世代同居・近居促進事業でございますが、1月末現在までに118件の相談を受けました。その結果、35件の申請がありました。（発言する者あり）

この事業の効果につきまして、ご質問がありましたけれども、これははじまったばかりで、まだ十分な分析ができておりません。今、利用者の方々にアンケートをとっておりまして、そのアンケート結果からしますと、経済的負担の軽減と子育てへの応援を同居・近居の理由にされている方が多く、その結果、6割の方が今後出産を希望すると回答されております。この結果からどこまで言えるかというのはあるんですが、子育て環境の整備について、一定の効果はあるというふうに考えております。

○議長（田中愛国君） 坂本 浩議員—4番。

○4番（坂本 浩君） わかりました。私は、まだ1年目ですから、わからないと思うんですけども、ただ、前の3年続いた住宅リフォーム支援制度の当初の1年目の時と、要するにど

れだけ利用しているのかなというふうなことを比較した場合に、ちょっとこれは少ないんじゃないかというふうに思っているわけですよ。

（発言する者あり）だから、リフォーム制度としては、私は非常に少ないと思います。ただ、今、土木部長からありましたように、少子化対策ということであれば、アンケートでは60%が、今後第2子、第3子出産を希望するというところから、それは一定の判断があったと思いますけれども、もう少し、この少子化対策としての事業の効果を含めて見ていかなければならないんじゃないかなというふうに思っています。

それと、市町の取組が少し遅れているように思います。去年はじまったばかりですから、そこはどうかというふうに思いますし、それから、あと、今までの一般的なリフォームを、今でも9市町が独自で継続しているところありますけれども、これについて県としてどう考えるか、お聞かせください。

○議長（田中愛国君） 土木部長。

○土木部長（浅野和広君） 市町の取組でございますが、本事業は、先ほど議員おっしゃられたとおり、新規事業であります。県が制度を詳細に策定して、年度当初に各市町に説明会を実施しました。その後、事業の窓口となる市町が準備をはじめたために、多くの受付開始が7月以降になったということでございます。

それから、9市町がまだ続けているということでございますが、もともと、この制度、県としては、県全体にこの施策をどう浸透させていくかということが非常に県の役割として重要だというふうに思っております。その結果、市町の方で引き続きニーズがあるところについては継続されているということで、一つの効果だというふうに思っております。

○議長（田中愛国君） 坂本 浩議員—4番。

○4番（坂本 浩君） 安心して産み育てることが出来る住まいづくりを促進するというならば、これは3世代じゃなくても、2世代も望んでいるわけですね。

したがって、今までの住宅性能向上リフォームと現在の3世代と抱き合わせるなど、工夫すれば可能だと思いますので、ぜひ、また検討をお願いいたします。

以上で、終わります。

○議長（田中愛国君） これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時10分から再開いたします。

— 午前 11時 1分 休憩 —

— 午前11時11分 再開 —

○議長（田中愛国君） 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山口議員—8番。

○8番（山口経正君）（拍手）【登壇】 皆様、おはようございます。

西彼杵郡選出、自由民主党の山口経正でございます。

一般質問3日目となりまして、執行部側にはややお疲れの向きもありますが、今回、私は4項目の質問で臨んでまいりますので、前向きなご答弁を期待いたします。

また、今回、3項目が部局をまたがる質問となりましたので、横串を通すような連携でお答えをお願いいたします。

そして、傍聴の皆様方、早朝よりお出かけいただきまして、ありがとうございます。皆さんの期待をひしひしと感じながら、力強く質問してまいりますので、最後までのご清聴よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従い、壇上より質問をいたします。

1、地域経済と木質バイオマス活用について。

(1) 対馬市の木質バイオマスについて。

現在、県は再生可能エネルギー導入に伴う技術革新により、産業振興と雇用創出を図る「長崎グリーンイノベーション戦略」において、木質バイオマス熱供給施設や発電施設の導入等によるエネルギー自立のしماを目指す「対馬プロジェクト」を展開しています。

対馬市の9割を占める森林資源の新たな活用による雇用創出や産業振興及び地域経済の活性化に資するものと期待されています。

対馬市が取り組んでいる木質バイオマス施設の状況と今後の取組について、県の見解をお尋ねいたします。

また、あわせて、木質バイオマス発電事業においては、木質チップの島内安定供給が不可欠であります。現在、計画中の発電事業では2,000キロワット、約4,000世帯へ供給できる規模であり、月に3,000トンのチップが必要とされるそうであります。

木材事業協同組合のチップ工場では、増産して供給体制を整えるとのことでしたが、原木の持ち込みなど、関わっておられる業者が合わせて30社、従業者数は約125名、増産に伴い、山側に安定雇用と、新たに15～25名の雇用が発生するようであります。

今年度からスタートする地域社会維持を支援し、雇用機会の拡充を図る国境離島新法の活用は図れないのか、お考えをお伺ひいたします。

また、対馬市全域からの収集となりますので、チップ工場までかなり遠距離の運搬となります。運搬の効率を高めるためには、一旦原木を山から出して、大型車で工場に搬入する原木収集拠

点の整備が必要であります。また、チップ工場から発電所まで、新たに横持ちの輸送費も発生します。

こうしたコストを縮減するため、ぜひ山側の支援が必要ではないかと思いますが、県の見解をお尋ねいたします。

(2) 県内の林業振興と木質バイオマス活用について。

対馬市以外でも、県内では小型バイオマス発電計画など話が挙がっているようではありますが、こうした木質バイオマス活用が進めば、林業従事者が残れる環境ができることとなります。今まで眠っていた人工林や天然林へ人手が入るようになってくると、二酸化炭素の吸収量や年間森林成長量が増えると言われております。

こうした環境や地域経済に好循環を生むことができる木質バイオマス活用であります。県内の木質バイオマス活用事例等の把握はできているのか、お尋ねをいたします。

また、燃料として使用される形態は、まき、チップ、ペレットがありますが、ストーブやボイラーへ使用されるなど、ハンドリングのよさは、木質チップより木質ペレットの方がよいようであります。

しかし、チップでも、ペレットでも低コスト化が進まなければ、普及には限界があるようです。需要と供給、両面の検討が必要であります。特に、需要を高める仕組みづくりが重要ではないかと思っております。県の見解をお尋ねいたします。

(3) 遊休農地へのエネルギー造林の可能性について。

明治中期、長崎にゆかりのある孫文先生が、瀬戸内海を汽船で神戸へ向かっておられる時、島々の耕作の状況を目にして、「耕して天に至

る、ああ、勤勉なるかな、貧なるかな」と表現されたそうであります。言葉を引用すれば、昔の貧しく食料難の時代は、耕して天に至り、飽食の時代の今は、荒廃地化となって里に下る状態であります。

中山間地域を抱える長崎県も例外ではなく、遊休農地化が急速に進み、既に相当の面積が山林化しております。こうした山林化する遊休農地に未来への投資として、センダンなど成長が早く、萌芽で再植林の必要のない樹木などを用いたエネルギー造林ができないか、可能性について、お伺いをいたします。

2、観光振興と長崎フルーツの取組について。

「長崎フルーツ」とは、私が勝手につけた名称であります。フルーツは果物のことであります。みかんやビワ、ブドウは、果樹として永年作物と呼ばれます。スイカやメロン、いちごは、果菜類と言われて野菜の仲間であります。両方とも果物で、フルーツとしてくぐることができます。簡単に言うと、長崎でできた果物を「長崎フルーツ」として売り出し、観光振興にも活用できないかというのが、今回の質問であります。

(1) フルーツ活用の現状について。

国が策定した、明日の日本を支える観光ビジョンの今後の方向性において、観光振興4条件として、食、自然、文化、気候が挙げられており、食の持つ魅力は大きな発進力を秘めております。国内外のお客様にも人気があるフルーツも、この一つとして活用できると思っております。おいしい長崎県をアピールするためにも、宿泊客に長崎フルーツを食べていただきたい。ホテルの朝食ではカットフルーツとして提供されるのが一般的であります。県内の宿泊施設における長崎県産の果物の提供状況はどうなってお

りますか、お伺いいたします。

(2) 長崎フルーツ認知度向上の取組について。

現在の県内の果樹類と果菜類を含めた果物の生産は、ほぼ周年供給できる状態にあります。しかし、県内流通はわずかであり、消費も、知名度も上がってないものもあるのが現状であります。

今回、私が提案します、長崎フルーツとして周年供給表や果物マップを作成してアピールするなど、県内の果物全体で取り組むことができれば、消費拡大や産地底上げにもつながるものと思います。また、長崎フルーツとして認知が進めば、共通ロゴを使用して、より一層のイメージアップも図ることができます。こうした取組について、お考えをお尋ねいたします。

(3) 観光と農業について。

前地方創生担当相の石破 茂氏は、地方活性化のかぎは、農林水産業と観光業であり、それぞれの地域が持つ特徴やよさを活かす必要があると語っておられます。

農山漁村は、集落として文化の継承や景観の保全など役割を果たしてきた地域であります。こうした地域資源を活用して人を呼び込み、交流人口の拡大につながった例もあるようです。

団体から個人・グループ旅行へと移行する観光形態の中にあって、体験型や滞在型の観光の受け皿づくりとなるグリーン・ツーリズムの取組について、お伺いいたします。

(4) 中山間地域の果樹振興について。

これまで条件不利地の中山間地域では、高付加価値の作目として果樹が栽培されてきました。県内の黄金ベルト地帯と言われた大村湾沿岸のみかん産地は、消費や流通形態の変化によりまして、コスト競争にさらされ、産地の疲弊を招いてしまいました。もちろん、ほかにもさまざま

な衰退の要因はありますが、このままではみかん産地復活は遠のくばかりに見えております。

中山間地域にも基盤整備事業を入れることによって、農業機械の導入が図れることで生産性向上が可能となります。このように産地基盤の強化を図ることも大切であります。すべてをカバーできるわけではありません。

こうした現状を踏まえると、これからの中山間地域の農業振興には、基幹作目であるみかん栽培は維持しつつ、周年供給ができる果樹品目の組み合わせによる多様な果樹産地の確立を目指すことも必要ではないかと考えます。県の見解をお尋ねいたします。

3、医療人材の育成について。

私が住む長与町には、県立シーボルト校があり、3学部約600人の学生が、将来の夢を持って学んでおられます。

超高齢社会を迎え、医療の分野はますます重要な役割が求められ、県下でこれを支える人材が求められることとなります。その一翼を看護学科で学ぶ皆さんが担ってくださることとなります。こうした意味から、今回、質問をさせていただきます。

(1) 県内の看護師不足の実態について。

県の需給見通しでは、平成26年時点、県下で約1,000人の看護職員が不足しているとなっております。離島・半島地域を抱える本県では、医療圏ごとに偏在が見られるようであります。今後の需給見通しをどのように捉えているのか、お尋ねをいたします。

(2) 看護人材育成と県内定着について。

県内では、大学や高校、養成所を合わせて14校、21課程において、1学年定員1,012名の看護職員養成が行われております。卒業後の県内定着率を見ると、全体で60%程度、うち大学生は

40%と低い状態にあります。

県としても、看護師等学校養成所、県内就業促進事業を実施し、対策に努めていますが、平成28年度申請件数は4校7課程にとどまり、効果はこれからのようであります。せっかく県内で学んでも、県外に職を求めて出て行かれるのでは、課題は残ったままということになります。今後の県内定着に向けた県の対策について、お伺いいたします。

また、就職1年から2年目の離職率が高いという統計も出ております。教育を積んで資格を取得しても、定着していただかなければ、戦力となりません。潜在看護師を生まない対策も重要であると思います。再就職支援と有資格者把握のため、ナースセンターへの届出制度も始まっております。離職者対策や県外で経験を積んだUターン者の対策についても、県としてどのように取り組むのか、お尋ねをいたします。

(3) 高齢化と医療現場について。

2025年問題、いわゆる団塊の世代が後期高齢者に突入する時期を控え、医療現場では、今でも高齢化の影響で、入院患者の中には認知症的患者が増えて、一人にかかる看護時間が長くなり、結果として残業時間が増えるなど、看護師への負担が増していると聞き及んでいます。荷重労働につながれば、看護師不足に拍車をかけることにつながります。

医療の現場では、チーム医療を推進して、医療の充実を図っておられます。看護職員と看護補助者が分担して業務に当たっておられますが、看護補助者が担う役割も増加するのではないかとお察ししております。看護補助者も医療人材に含めて考えるのか、また、業務研修等の実施状況についてもお伺いいたします。

(4) 県立大の看護教育と地域との関わりにつ

いて。

現場では、医師の指揮のもと、看護師の判断ができる人材が求められております。県立大では、2年次に2週間、3年次に6カ月間、経験を積むための実習を行っておられますが、受け入れ病院10カ所のうち、遠隔地もあり、時間的ロスが生じていると聞いております。改善のため、近隣の病院での受け入れはできないのか、お伺いいたします。

また、県立大学では、健康と予防の観点から、地域公開講座などを実施されておりますが、生活習慣病が病気の主な原因となっていることから、県民の方々へ教養講座の必要性は高まっております。平成27年には、公開講座1,350名、地域公開講座1,534名の参加があつております。拡充の考えはないのか、また、学生の参加も地域に関わる研修として有効であると思われまふ。お考えをお伺いいたします。

4、道路行政について。

国道206号を中心とした長崎市北部、長与町及び時津町を含めた周辺地域では、慢性化する交通渋滞の問題が深刻であります。一日に4万台以上の交通量がある交差点が連続する、県下でも最も混雑度が高い路線であります。何らかの対策が求められ、前々回の私の質問で取り上げさせていただきましたが、その後の進展について、今回はお伺いいたします。

(1) 西彼杵道路と長崎南北幹線道路について。

長崎南北幹線道路については、西彼杵道路促進期成会において、慢性的な交通渋滞緩和につながる路線として重要であるとして、平成26年度にあわせて促進をしていくよう加えられた経緯があります。

多方面のご努力によりまして、現在、西彼杵道路のうち時津工区3.4キロが着工されました

が、長崎南北幹線道路は未着手区間の進展はまだ何もないようであります。西彼杵道路と南北幹線道路の接続の必要性和今後の進め方をお伺いいたします。

また、長崎南北幹線道路は市街地を通過する路線となるため、移転物件が多く、多額の予算と長い月日が必要であることは、誰もが承知するところであります。単純に地図上で眺めてみますと、浦上川や国道の上空しか残された空地はないように感じますが、早期に着手できるルートを考えるべき時期ではないかと思ひます。知事の見解をお伺いいたします。

(2) 混雑解消に向けた道路協議会の経過について。

長崎市北部地域を含む長与町・時津町の混雑解消に向けた取組について、前回質問しましたが、その後、協議会が2回開かれたと聞いております。どのような進展があったのか、お伺いいたします。

また、混雑の大きな要因として、協議会の話題に挙がったのではないかと推測しますが、国道206号の赤迫岩屋橋間交差点までは、路面電車がふくそうする区間で、電停によって車線幅員が狭められるボトルネック状態にあります。加えて、停車車両やバスベイの機能不足など、渋滞を引き起こす要因となっております。何らかの対策が必要だと思ひますので、お尋ねをいたします。

以後の再質問につきましては、対面演壇席からさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 山口議員のご質問にお答えをいたします。

西彼杵道路と南北幹線道路の接続の必要性、

今後の進め方についてのお尋ねでございます。

長崎南北幹線道路につきましては、地域間の交流と連携を図り、地域活性化を目指すうえで重要な道路であり、これまでも浦上川線やながさき出島道路を整備してまいりました。

本路線の未整備区間と並行する国道206号の松山町から時津町については、朝夕の通勤時間帯に交通渋滞が発生しており、また、交通事故多発交差点も多いことから、その対策として、国道206号のバイパス機能を担う長崎南北幹線道路を整備することは非常に有効であると考えております。

さらに、西彼杵道路とともに、長崎市と佐世保市の2つの中核都市を1時間で結ぶ広域交通ネットワークを形成するためにも必要不可欠な路線でありますことから、今後、市町と連携して早期実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、早期に着手できるように、ルートを考えるべきではないかとお尋ねでございます。

この長崎南北幹線道路につきましては、これまで概略ルートの検討を行ってまいりました。事業の早期着手は重要であると考えておりますが、本路線は市街地を通る路線でありますため、事業を円滑に進めてまいりますためには、ルート全体を通して地域との合意形成が極めて重要であると考えております。

ルートの選定に当たりましては、そういう観点を含めて、総合的に判断してまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 対馬市が取り組んでいる木質バイオマス施設の現状と、今後

の取組についてのお尋ねでございます。

県では、対馬プロジェクトにおいて、市の将来構想や熱供給と発電等の具体的な計画づくりに、市と連携して取り組んでまいったところがございます。

市では、熱供給について、平成27年度、総務省の調査委託事業によりまして、厳原港周辺地区を導入地域として抽出し、熱導管の敷設パターン別コスト比較等を行い、事業計画案を策定いたしました。

現在、厳原港国内ターミナルビルと対馬いづはら病院跡地へのバイオマスボイラー設備導入を検討されているところでございます。

また、発電事業につきましては、電力事業者との連携が重要でございまして、固定価格買取制度を活用した事業化について、地元の林業関係者も参加した検討がなされておるところでございます。

県といたしましては、産学官で構成する「対馬環境エネルギーコンソーシアム」に参画し、県内外の企業や研究機関等との橋渡しによる事業推進等、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入について、市としっかりと連携して進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 私の方から、7点回答させていただきたいと思っております。

まず、対馬市へのバイオマス発電計画に伴う新たな雇用に対して、国境離島新法の活用は考えられないのかとお尋ねでございます。

対馬市における今回の木質バイオマス発電計画では、3万5,000立方メートルのバイオマス材が必要となっており、この需要に応えるためには、現在の搬出間伐520ヘクタールを620ヘクタ

ールへ、皆伐20ヘクタールを120ヘクタールへ伸ばし、素材生産量を拡大する必要があります。

これに伴い、林業専門作業員、森林施業プランナーや製材所職員、運送事業者等の新たな雇用創出が見込まれますことから、発電開始に向け、今回の国境離島新法や既存事業を雇用面の支援に活用できないか、対馬市や林業事業体と現在協議を進めているところでございます。

次に、原木収集拠点の整備も含め、木質チップの価格を下げるためには、山側のコスト低減を図る取組を進めるべきではないかとお尋ねでございます。

木質チップの生産コストを縮減し、価格を下げるためには、効率的な木材生産と流通コストの縮減に取り組む必要があります。

このため、山側では、路網の整備や高性能林業機械の導入により、作業の効率化を進めますとともに、搬出間伐に比べ木材生産費が軽減されます皆伐についても、森林の持つ公益的機能の維持に配慮しながら推進してまいります。

また、流通コストにつきましては、林業専用道や木材の集積場を計画的に整備し、大型トレーラーにより大量輸送するなど、効率的な輸送法について、地元市や林業事業体と協議をしてまいります。

これらの取組を推進することで、木質チップの生産コスト縮減を図りながら、バイオマス材をはじめとした木材の生産拡大に取り組んでまいります。

次に、県内の木質バイオマスの活用事例はどうなっているのか、また、需要を高めるための仕組みづくりが重要ではないかとお尋ねでございます。

県内の木質バイオマスの活用事例につきましては、国の補助事業等を活用し、現在、温浴施

設を中心に8施設において木質バイオマスボイラーが導入され、年間約5,000立方メートルの木質チップが使用されております。

また、木質バイオマスの需給状況につきましては、現在、九州各地にバイオマス発電所が11施設あり、さらに、今後、開設する動きもあること、また、バイオマス材と競合する中国向けの低質材輸出が増加していることなどから、逼迫している状況にあります。

このため、まずは生産コストの縮減を図りながら、安定的な供給に向け、木材生産の取組を強化してまいります。今後の増産にあわせて、地域内における未利用資源の活用につながる木質バイオマスの利用促進に取り組む必要があると考えております。

公共施設等の温熱用ボイラー、発電施設、施設園芸用ボイラー、製材工場の乾燥施設、あるいは菌床シイタケ生産用暖房施設等の導入など、市町と連携して、木質バイオマスのエネルギー利用を推進してまいりたいと考えております。

次に、耕作放棄地に未来への投資として、成長の早いセンダンなどの植栽ができないかのお尋ねでございます。

成長の早いセンダンなどの、いわゆる早生樹は、植栽後の管理経費が少なく、20年程度で収穫ができ、家具用材としての活用が見込まれますことから、まずは熊本県においてセンダンの育林手引きを作成し、皆伐跡地を中心に植栽が始まっており、他県でも試験研究に取り組む予定と伺っております。

本県におきましても、製材用材やバイオマス材としての活用が期待されますことから、昨年11月に、森林所有者、森林組合、林業研究グループ等が参加して、この早生樹を活用した林業の可能性を探るシンポジウムを開催したところ

でございます。

センダンについては、土壌養分、水分の豊かな谷筋や平地を適地としますことから、今後、試験的に、適地であるスギ伐採跡地に植栽を行いますとともに、耕作放棄地を含め、適地の選定や苗木の生産など、九州各県と連携、情報交換しながら、植栽事例を増やしてまいります。

次に、県内では多くの果物が生産されているが、県内流通はわずかなため、「長崎フルーツ」として周年供給表や果物マップを作成しアピールするなど、消費拡大の取組が必要ではないかとお尋ねでございます。

県内では、1年を通して多彩な果物等が生産され、主に県外卸売市場へ出荷されておりますが、県内も重要な流通先と考えております。

このため、県では、これまでの飲食店を中心とした、「ながさき地産地消こだわりの店」等の取組に加え、果物を含めた農産物の県内流通のさらなる拡大に向け、各地域において農産物直売所や加工場、農業者等と宿泊施設や福祉施設等とのマッチングの取組を始めたところでございます。

議員ご提案のように、県内の果物等を品目カレンダーや産地マップ等によりPRすることは、認知度向上と消費拡大に役立つものと考えておりますので、農業団体や直売所、宿泊施設等と取組について協議してまいります。

次に、体験型や滞在型の観光の受け皿づくりとなるグリーン・ツーリズムの取組についてのお尋ねでございます。

本県では、県内の多様な農林水産物、農山村の美しい景観、伝統文化等、地域が有する資源を活用しながら、都市住民と農村との交流を図るグリーン・ツーリズムの取組を推進しております。

現在、県内では、農林漁業体験民宿989軒、体験を提供する実践者1,824人が、年間10万9,000人の体験を受け入れているところであります。

その中で、修学旅行生が約6万2,000人と主体となっておりますが、外国人旅行者を含めた一般旅行者の増加対策にも取り組んでおり、いちごやナシ、ブドウなどの収穫体験メニューは、来客者に好評を得ているところでございます。

県としましては、体験型観光の受け皿となるグリーン・ツーリズムの取組を一層進めますため、観光部局等との連携のもと、県内の果物収穫体験の受入先リスト等を作成し、ホームページや旅行会社、宿泊施設等を通じて情報発信を行いますとともに、豊かな地域資源を活用した体験メニューの充実や満足度の高い体験を提供するインストラクターの育成に、引き続き取り組んでまいります。

次に、中山間地域では、大産地化だけではなく、地域内で果物を組み合わせ、周年供給できるよう、多様な果樹産地づくりを目指すことも必要ではないかとお尋ねでございます。

中山間地域に人が住み続けるためには、しっかり稼ぐ仕組みを構築し、農林業、農山村全体の所得向上を図る必要があります。

そのため、中山間地域においても、基盤整備等による収益性の高い農業の実現を目指す一方、それが困難な地域におきましては、直売所を核とした少量多品目の産地化や観光分野との連携による地域内流通の促進、地域資源を活用した交流人口の拡大などを進めているところであります。

現在、果物等を活用した中山間地域での活性化の取組として、イチジク、栗、ブルーベリー等の果物を栽培し、直売所での販売や加工、収

穫体験等で地域の所得向上を図る事例などが出てきておりますが、このような取組を進めるに当たっては、消費者ニーズに合った品目、品種や栽培適地の選定、収穫労力や販売先確保等の課題があります。

そのため、中山間地域直接支払制度の取組集落等での話し合いを進めて合意形成を図ったうえで、技術面、経営面、販売面での課題解決を図りながら、果菜類を含む果物等多様な品目の産地づくりを推進し、地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 県内の宿泊施設における朝食での長崎県産の果物の提供状況はどうかとお尋ねでございます。

宿泊客の朝食における県産果物の提供について、県内の主な宿泊施設に調査を行いましたところ、果物を朝食に提供している宿泊施設は、全体の約5割、そのうち約4割の宿泊施設が県内産の果物を提供しております。

県内産の果物を提供していない理由としましては、コストが高くなること、必要な量の確保が難しいこと、希望する果物がないことといった課題が挙げられております。

議員ご指摘のとおり、旅先で地元のおいしいものを食べることは、旅行における魅力の一つでありますことから、今後は果物も含めた県内産の食材を使用した食事の提供を関係者に働きかけることにより、観光客の満足度の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 私の方からは、4項目回答させていただきます。

まず、今後の看護職員の需給見通しをどのように捉えているのかとお尋ねでございます。

看護職員の需給見通しにつきましては、おおむね5年ごとに策定をし、現行の見通しは、平成27年度までとなっておりますが、国が地域医療構想の医療需要などを踏まえまして、2025年における需給推計を行うこととしております。

平成29年度に国から都道府県に対し、需給推計ツールが示されることとなっておりますので、来年度、本県の需給推計を行うこととなります。

しかしながら、今後の需給推計が2025年のみの推計となることから、本県におきましては、今後毎年、医療機関等への調査を実施することで、各地域における看護職員の不足状況を把握し、看護職員の確保対策に活用してまいりたいと考えております。

次に、今後の看護職員の県内定着の対策についてのお尋ねでございます。

県では、新卒者の県内定着のため、これまで修学資金貸与や合同就職説明会の開催に加え、魅力ある職場づくりの観点から、医療機関の教育体制の整備や、院内保育所運営などの職場環境改善に対する支援を行っております。

学校養成所に対しましては、県内就業促進の取組を支援しておりますが、さらなる県内定着の促進に向けて、学校養成所が行った好事例の紹介など、学校相互の情報共有を進めることとしております。

また、今春、県内の学校養成所を卒業する学生に対して、就業に関する意識調査を行うとともに、学生や保護者を含む学校関係者の県内就業への関心を高める方策なども検討してまいりたいと考えております。

なお、卒業後の定着促進につなげていくためには、卒後教育が重要であり、県看護キャリア支援センターにおける研修や、認定看護師取得助成等のキャリア形成支援を行うことで、看護

の質の向上と離職防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、離職者対策やUターン者への対応をどのように取り組んでいくのかのお尋ねでございます。

離職者対策につきましては、県ナースセンターや県看護キャリア支援センターにおいて、無料職業紹介、あるいは相談対応、復職支援研修を実施してまいりまして、届出制度も活用しながら、求職者のニーズも踏まえ、きめ細やかな対応により、再就業につなげています。

一方で、この届出制度は、創設から日が浅く、認知度が低いことから、さらなる周知を図るとともに、再就業支援のための復職支援研修の充実を図りながら、離職者の再就業につなげてまいります。

また、Uターン者が潜在化せず、再就業につながるよう、ナースセンターの相談窓口や、あるいは支援体制の一層の周知に努め、看護師の確保を図ってまいります。

最後に、看護補助者も医療人材に含めて考えるのか、また、看護補助者の業務研修等の実施はどのような状況なのかというお尋ねでございます。

看護補助者は、看護職員が専門性を要する業務に専念するために、看護職員の補助的業務を行うものでありまして、医療スタッフの一員として、各医療機関の実情に応じて配置をされております。

各医療機関は、診療報酬上の施設基準におきまして、年一回以上の看護補助者への研修を義務づけられ、看護補助者の管理や教育については、看護師長等が役割となっております。

また、今年度から、県看護協会が看護補助者を適正に管理、教育するための看護師長等を対

象とした研修会を開催しております。

良質な医療を継続的に提供するためには、各医療機関において、各医療スタッフの一員である看護補助者に対しても、適切な院内教育と管理体制を整えていただくことが重要でありまして、県といたしましても、看護協会と連携をしながら、さまざまな機会を捉えて看護補助者を含む院内教育の重要性について啓発を行ってまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 総務部長。

○総務部長(上田裕司君) 私の方から、2点お答えをいたします。

県立大学の看護実習を近隣の病院でできないかというお尋ねでございます。

看護実習での受け入れ病院につきましては、厚生労働省の指導ガイドラインによりまして、病棟ごとの実習指導者の配置や更衣室、討議室の設置などが求められております。

このため、このような体制が備わっておりまして長崎市及び近隣の比較的規模が大きい病院に、基本的には受け入れのお願いをしているところでございます。

ただし、県立大学3年生での専門6分野にわたる実習のうち、母性、小児、精神の実習につきましては、受け入れ体制が整っている病院数や、他の学校との調整などの問題もあり、参加学生の約6割が諫早、大村の病院で実習を受けているところでございます。

実習につきましては、受け入れ側の体制も十分考慮しなければ、実現に至らないということもありますため、若干移動に時間を要しても、まずは確実な実施を優先せざるを得ないと考えているところでございます。

次に、生活習慣病にかかる県立大学での公開講座の充実と学生の参加についてのお尋ねであ

りますけれども、講座のテーマにつきましては、参加者に対するアンケートの結果などをもとに、見直しや充実に取り組んでいるところでありまして、今年度は、昨年度から2講座増やしているところであり、今後も、参加者のニーズ等を把握しながら、内容の充実に努めてまいります。

また、学生の講師の補助としての参加につきましては、この講座が平日に開催されておりますため、授業との関係から、現在ほとんど参加できていない状況にありますけれども、地域との関わりは重要であるとも考えております。授業に支障のない範囲で、学生の参加を促してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 長崎市北部地域を含む長与町・時津町の混雑解消に向けた取組について、どのような進展があったのか。また、一般国道206号の赤迫から岩屋橋交差点までの混雑解消について、どのように考えているかのお尋ねでございます。

長崎市北部地域を含む長与町・時津町の混雑解消につきましては、長崎市、長与町及び時津町と5月から協議を始めたところでございます。

これまで、県、市町が行っている道路事業の進捗状況や、交通量調査結果などの情報を共有したところであり、今後、これらの情報をもとに、対応について検討していきたいと考えております。

また、一般国道206号の赤迫から岩屋橋交差点間につきましては、まずは住吉交差点から岩屋橋交差点間において、混雑解消のための車線幅員の確保等の検討を行う予定であります。

○議長(田中愛国君) 山口議員—8番。

○8番(山口経正君) 残り時間17分いただいておりますので、本日の傍聴の皆さんの関心の

最も高い、身近な交通渋滞の問題から再質問させていただきます。

先ほどご答弁いただきまして、知事におきまして、南北幹線道路、西彼杵道路の重要性についてはご認識で、やっぱり206号の複線化にもつながってまいりますので、ぜひ進捗を早めていただきたいと思いますと思いますが、壇上でも申し上げましたとおり、やっぱり予算と時間がかかるということ、それまでの間、やっぱり生活者はそこに交通渋滞という大きな問題を抱えながら、そこで暮らしていかなければならないということでもありますので、少しでも渋滞緩和に向けていろんな対策を打っていただきたいと思いますという意味で、今回、また質問いたしております。

平成22年の調査によりますと、1日の交通量が5万500台を超え、そして、混雑度が2.74という、長崎市岩屋口交差点は、既に改良しなければならない度合いを超えております。道ノ尾交差点と近接していることから、県道33号の長崎多良見線や、ほかの周辺の生活道路まで日常的に影響を及ぼしている状態でございます。

都市計画道路道ノ尾駅前線を接続させて、この交差点の改良を図る計画がありますがけれども、まだまだ進捗が遅いようでありまして、平成22年の調査時点以降からしますと、高田郷へ中央線が延伸されて206号へ接続されたり、時津町方面の商業施設の集積による交通量の増大と、いろいろな道路環境の変化が生じております。慢性的な混雑は変わりはないということでもあります。

この交差点の対策についてを協議会で、当然、優先順位を上げて協議対象となっていることだというふうに思っておりましたけれども、先ほど土木部長の答弁では、まだ情報共有の段階であるということでもありますので、どのように、

この交差点の改良がすぐにでも必要な交差点の協議を進めていかれるのか、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 岩屋口交差点についてのご質問でございます。

この交差点につきましては、現状で、主要渋滞箇所の中で、混雑度が最も高い状況にあるということです。さらに、先ほど議員からお話がありましたが、道ノ尾駅前線が接続すると。もともとこの交差点が複雑な形状の、いわゆる三叉路の形状になっております。ということから、さらなる混雑も予想されております。この交差点については、これから重点的に検討すべきものであるということは十分認識しておるところであります。

このため、当該交差点も含めて、今始めている協議の場で、今後、しっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 山口議員—8番。

○8番(山口経正君) これから検討していくということで、ぜひ進捗を早めていろんな対策を考えていただきたい。やっぱり分散型の交通体系にしなければ、206号一本では、やっぱり混雑がどうしても解消しないということでもありますから、それに向けた協議の進捗を早めていただきたいというふうにお願ひしておきます。

それから、この協議会でありますけれども、情報共有の後に、交差点ごとの混雑度の解析とか、対策といった具体的な検討に、今から入られるということでもありますけれども、首長会議とまでは言わないまでも、課題によっては、担当者レベルからもっと引き上げたハイレベルな協議を行って、そしてまた、意思共有も図ることが必要かと思っておりますけれども、見解を

お尋ねいたします。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 現在行われている協議会につきましては、確かに、担当者レベルで、今進めているところでございます。

いずれにしても、いろんな施策を、ある場面ではきちんと位置づける必要があると考えております。

議員ご指摘のような重要な課題につきましては、今、国と警察本部と県及び関係自治体などで構成されている「長崎県交通渋滞対策協議会」というのがございます。この中で今後、そういう問題があれば、議論していきたいというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 山口議員—8番。

○8番(山口経正君) 問題があれば検討していくということでありませけれども、問題があるんですよ。その辺の認識をちゃんとしていただきたい。問題があるから、私もこうして言っているんですよ。生活者の目線に立って、それを進めていただきたいというふうに、ぜひ強く要望いたしておきます。(発言する者あり)

答弁ありますか。

○議長(田中愛国君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) もう十分、206号の渋滞については認識しておりますので、重要な問題というふうに考えて、できるだけ早く、そういう対応ができるよう、そういう協議会の場で議論を進めていきたいというように思います。

(発言する者あり)

○議長(田中愛国君) 山口議員—8番。

○8番(山口経正君) ぜひお願いいたします。

それから、次の質問でありますけれども、対馬市での木質バイオマス発電につきましては、島内完結型で、地域産業の振興に直接寄与する

事業でありまして、対馬市で成功しなければ、長崎県での取組は皆無になっていくのではないかとこのように思います。県もしっかりと支援し、軌道に乗るようにしていただきたいとお願いいたしておきます。

それから、現在の木材の利用は、建築用材、丸太材、バイオマス活用材、そして製紙用その他の材に区分されるのではないかと思いますけれども、単価の高い用途に仕向けた方が、経営面からは有利であります。しかし、山からはすべて良材が生産されるわけではございません。多用途な仕向け先があった方が、林業振興に寄与するということになりますので、県として、バイオマス活用の割合をどの程度までするという目標値を設定しておかなければならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 「新ながさき農林業・農山村活性化計画」の中で、平成32年度の木材生産量の目標を、今後の木材需要や森林資源の成長量を考慮いたしまして、現在の生産量の2倍に当たる20万立方メートルと定めておまして、その内訳は、製材用が7万8,000立方メートル、輸出用が3万1,000立方メートル、バイオマス用が9万1,000立方メートルとなっているところです。

その中で、特に、バイオマス用につきましては、生産量と需要の拡大、それから、未利用材の利用率を上げることによりまして、平成27年度の3万2,000立方メートル、全体の木材生産量に占める割合が30%、これを平成32年度には、先ほど言いました9万1,000立方メートル、46%まで高める目標を掲げているところでございます。

○議長(田中愛国君) 山口議員—8番。

○8番(山口経正君) ぜひ、その目標設定をして、林業振興につなげていていただきたいと思えます。

それから、木質バイオマスは、発生地が分散しておりまして、単位面積当たりのエネルギー発生密度が低い特徴があります。エネルギー効率の観点からは、施設を大規模にすれば、木質バイオマスを収集する範囲を広くしなければならず、その分、輸送費用がかかり、環境負担も大きくなることとなります。

一方、施設の規模が小さければ、エネルギー変換のコストが高くなってしまいます。西欧の先進事例では、木質需要量の半分近くを木質バイオマスエネルギーとして利用して、林業の規模を拡大し競争力を高め、その結果、石油の2分の1というコストを実現しております。コストさえ安ければ、需要は大きく広がるわけでありまして、地域経済に結びつくということになってまいります。需要を高める仕組みづくりについて、先ほどご答弁をいただいておりますけれども、国の制度として進めなければ、県を超えた広がりもあっておりますので、限界があります。こうした仕組みづくりを国にしっかり要望することは考えられないのか、お尋ねをいたします。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 国におきましては、「バイオマス活用推進基本計画」というのをつくっておりまして、林地残材の利用率を、現在の9%から、施業の集約化や路網整備等を進め、原木の安定的かつ効率的な供給体制を構築しますとともに、熱や発電を含めたエネルギー利用、新たな技術の開発による用途創出など、需要拡大対策を進めることで、平成37年に30%以上に引き上げる目標を定めているところでございま

す。

当然ながら、これを実現していくためには、搬出間伐や皆伐を促進するための予算確保はもちろんのこと、需要拡大対策として、エネルギー効率を向上させるための技術開発や、あるいは離島・半島を多く有し、この森林資源量が分散している本県の実情に即しまして、さらに、小規模分散型に対応した再生可能エネルギーの現在の固定価格買取制度の改善などの仕組みが必要と考えておりまして、国に要望したいと考えているところでございます。

○議長(田中愛国君) 山口議員—8番。

○8番(山口経正君) ぜひ強く要望していただきたいと思えます。

それから、木質バイオマス利活用の効果は、地域経済への波及効果にとどまらず、いろんな恩恵をもたらすこととなります。人は、往々にして、直接的ではない効果には無関心なものでありますが、めぐりめぐって低酸素社会実現となって恩恵を受けることとなります。もっと県民への理解を訴えることも肝要かと思えます。

ながさき森林環境税の啓発パンフレットを見てみますと、森林の役割の中には、再生可能エネルギーの供給源としての役割は明記されておられません。機会を捉えて、こうしたことを啓発していくことも必要でありまして、県民の理解がより一層進むような取組を要望いたしておきます。

それから、長崎フルーツの取組でありますけれども、ここでひとつフルーツの宣伝をさせていただきます。

皆さん、「朝フルーツ」という言葉をご存じでしょうか。朝食の前にしっかりとフルーツを食べると、バランスのとれた栄養と、脂肪やたんぱく質の吸収を抑えてくれるという効果がある

そうです。健康が気になりだした人は、ぜひ朝フルーツをお勧めいたします。

今回、長崎フルーツに取り組んでいただくという満額回答に近い答弁をいただきましたので、これ以上申すことはないんですけども、念押しの意味で、一つだけ再質問をさせていただきます。

長崎フルーツの取組は、生産、流通、商品企画など、多くの要素が含まれ、観光部局と農林部局の協力がなければ実現しないようであります。情報の収集、立案、運用など、実際に取り組んでいくうちに、どちらともなくしり込みされることになりまして困ってしまいますので、決意のほどをいま一度、農林部長に答弁を願います。

○議長(田中愛国君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) この長崎フルーツをはじめ、観光分野、あるいはその他の分野と連携する業務というのは、県の仕事としては数多くございます。そういった場合には、それぞれ取組の内容について役割分担をしながら、窓口を決めていくという進め方をしております。

この長崎フルーツにつきましては、当然ながら、果物の消費拡大ということですので、農林部が窓口になって、それから観光施設等との取組については、観光分野も一緒になってやっていただくような形を進めてまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 山口議員—8番。

○8番(山口経正君) ありがとうございます。ぜひよろしく願い申し上げます。

この長崎フルーツの取組が認知されますと、やっぱりその先には登録制度なり、認証制度なり必要でございまして、そういった部分も、やっぱり生産側との理解、協力も同時に必要にな

ってまいります。

県内流通におきましては、市場流通としての地方市場の役割も大事でありますけれども、JAとして直売所もございまして。販売機能ばかりじゃなく、集荷機能も有しておりますので、ロットが小さく市場流通が難しいものや規格が不ぞろいのもの、課題もございまして。まずは周知を図り、一緒に取り組むことでありますので、県のリーダーシップを要望しておきます。

時間が迫っておりますので、医療人材のことについても再質問したかったんですけども、医療人材につきましても、ぜひ、そういったしっかりとした取組をしていただき、数人的な人材不足もさることながら、やっぱり質の向上ということも大事でありますので、教育、それからキャリアアップ研修、それぞれしっかりと取り組んでいただきたいということをご要望申し上げます。私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(田中愛国君) 午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

— 午後12時13分 休憩 —

— 午前10時 0分 開議 —

○副議長(坂本智徳君) 会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) (拍手)【登壇】 皆さん、こんにちは。

公明党、長崎選挙区の麻生 隆でございます。

約1年半ぶりの一般質問でございますので少々緊張しておりますけれども、最後まで頑張っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ます。

通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。知事並びに理事者の皆様の簡潔で明快な答弁をお願いいたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1) 平成29年度の予算案に対する思い。

今年度の予算は、国境離島新法における雇用の確保や交流人口の拡大のための予算が大幅にとられております。また、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の2年目としての進捗状況から、さらなる推進を図るとの知事の強い思いがうかがえます。また、昨年度と同様な7,000億円台の予算総額となっております。

ただ、今回の予算編成は、借換債で財源を捻出され、財政調整基金が9億円と1桁台となっている現状を懸念するところであります。

①「ものづくり」基幹産業の振興について。

「長崎県の景気の動向は、緩やかな回復基調が持続している。減速することはないが、先行きの変化を見据えた対応が必要」との見通しを日本銀行長崎支店長のコメントが、この前掲載されておりました。

長崎市内では、新幹線のトンネル工事や高速道路、4車線化工事、駅前周辺や県庁舎工事など、公共工事が至るところで進んでおり、景気の底堅さを実感しているところであります。

一方、大手造船所の分社化の話題や、世界の船舶発注量が極端に落ち込み、現在は手持ち工事がありますが、先行き不透明な状況を呈していることが心配です。また、中小造船関連も東日本大震災以降、リプレイス事業も一巡しております。

本県は、自動車産業などの部品産業が集積しておらず、重厚長大の大型産業の造船関連や産業機械関連の企業が集積しており、他県にはな

い本県の強みでもありますが、また、見方によれば労働集約型産業であります強みを活かした取組を後押しし、民間活力の底上げが必要ではないでしょうか。

新年度の予算では、力強い企業の育成や、「ものづくり」への取組、対策はどのように取り組まれようとしているのか。「ものづくり」産業の振興について、知事のお考えをお示しいただきたいと思っております。

あとは対面演壇席より質問させていただきます。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 麻生議員のご質問にお答えいたします。

ものづくり産業の振興についてのお尋ねでございます。

造船業やタービン、ボイラーなど大型機械の製造分野では、大手企業から中堅・中小企業まで高い技術力を持った多くの関連企業が県内に集積しており、製造品出荷額の4割を占め、本県の「ものづくり」産業の中核を支える重要な基幹産業であると認識をいたしております。

我が国有数の造船業集積地である本県では、造船で培われた高い技術力と海洋県としての地理的特性を活かし、海洋エネルギーや環境関連産業の拠点形成に向けた取組を進めてきており、その中で関連するものづくり産業の振興に力を注いでまいりたいと考えております。

また、短期的には造船等の関連企業が得意とする金属加工等の技術分野において、さらなる技術高度化や製品開発等を支援するとともに、これらの企業と県内中小企業との取引を拡大することにより、高い技術力を背景にした新たな企業集積を図ってまいりたいと考えております。

こうした取組を積極的に推進することで、本

県の基幹産業でありますものづくり産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

以後のご質問につきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長(坂本智徳君) 麻生議員一―2番。

○2番(麻生 隆君) 知事、ご答弁ありがとうございました。

「ものづくり」、長崎県の出荷額の4割を大手企業が占めております。ここが本当にしっかりできているかどうかによって、今言われております人口減少、働く場を確保する、このことが大きく左右されると思っております。

ですので、しっかりとした取組が必要ですが、それでも、大手企業というのは、自らの努力でされる。県としては、300人規模の中堅企業をどう支援していくかという観点があると思っておりますけれども、あわせて現状を確認しながら質問を進めてまいりたいと思っております。

昨年の電力自由化で火力発電向けのボイラー関連の企業が長崎県内でも元気であります。電力のベースであります原子力発電の稼働が遅れて安価な石炭火力に注目が集まっております。全国では1,400カ所程度の小規模から大規模な発電所が稼働していると言われております。

長崎県内の中小企業では、三菱重工関連の企業として、長年、技術が蓄積され、生産技術が確かな状況で活かされております。また、一貫した製品が達成できているのが強みであります。

また、先日、長崎新聞にも大島造船の動きが掲載されておりました。世界的な造船不況が叫ばれる中、今、主体はバルクキャリアでございますけれども、新しいコンテナ船にもコスト改革をしながら取り組まれるという方針を打ち出されておりました。まさに力強い方向性だなと思っております。

改めて、このような基幹産業が集積した技術力によって生産能力を高め、全国において勝てる企業を数多く育成していくために、平成29年度の予算でどのような取組を考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 本県の製造業の振興につきましては、県内ものづくり企業の強みでございます高度加工技術を活かして、県外、国外の需要を獲得できる企業を育成していく必要があると考えております。

そこで、成長可能性がございます中堅企業に焦点を当て、その技術力、営業力、製品開発力の強化を図るため、専門家による技術面や補助金による資金面からの支援を総合的に行っております。

これまでに支援した企業からは、新製品開発に成功し、県外からの受注を伸ばすとともに、県内企業への発注を増やす企業も出てくるなど、その成果は着実にあらわれつつあるところであります。

来年度は中小企業診断士の活用と商工会、商工会議所等との連携によりまして、経営者の意識改革を促しながら、経営革新や経営向上を図る事業に新たに取り組みますとともに、あわせて国のものづくり補助金などの外部資金獲得を促進することで、企業の生産性向上でございますとか事業拡大を後押ししてまいりたいと考えております。

このほか、生産能力の向上につながる工場の新増設などの設備投資に対する助成でございますとか、産業振興財団による取引拡大支援、工業連合会の企業間連携の活動への支援、攻めの経営を実現するためのプロフェッショナル人材の活用促進など、さまざまな施策を効果的に組み

合わせながら、本県製造業の全体的な底上げを図ってまいります。

○副議長(坂本智徳君) 麻生議員一2番。

○2番(麻生 隆君) 昨日、近藤智昭議員から、三菱重工の状況を含めて大変心配しているということでありました。基幹産業でありますことを確認しながら、そして、できればスピード感を持って取り組んでいただきたい。中小企業の皆さんは、本当に今頑張っておられますけれども、対策としては、他県との競合もありますので、しっかりと支援していくような状況をぜひお願いしたいと思います。この点、要望にとどめたいと思います。

②社会保障関連費の適正化について。

昨年9月に本県の「中期財政見通し」が出されました。歳出の部門では、人件費の抑制や、公債費平準化の取組で公債費も減少の見込みでございますが、社会保障関連は、平成28年度の822億円から平成33年度は922億円と、約100億円増加する見込みであると公表されました。

今回の予算編成では、財政調整基金が9億円まで減少し、県債の先送りなど、借り換えを35億円も行い、非常に厳しい財政状況となっていると認識しております。

医療、介護、福祉など社会保障関連費の負担は、県の負担金で独自の枠規定ができない状況でございます。平成30年度から国保の財政運営の責任主体が県に移ることから、来年度、「国保運営協議会」が設置される見込みと聞いております。

本県の厳しい財政運営の中、今後、さらに社会保障費は投下することになると予想されることから、県は、各市町、医師会等とも連携し、医療費の適正化が重要であると考えますが、知事の基本的な認識をお伺いしたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君) 社会保障関係費の増加が見込まれる中、厳しい財政状況や、全国よりも早いペースで高齢化が進む本県の現状を踏まえます時、今後、適切な社会保障給付と健全な財政運営を維持してまいりますためには、その一つとして県民の健康づくりや早期発見、早期治療など、医療費の適正化に資する取組が極めて重要であると認識しているところであり、今後とも、市町や関係機関と連携をしながら、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

○副議長(坂本智徳君) 麻生議員一2番。

○2番(麻生 隆君) 昨年11月の総括質疑で、実は、長崎県の前期高齢者の医療費が全国でもトップクラスだということをお示しいたしました。今後、この医療費をどう適正化するかという観点からお尋ねしたいと思います。

例えば、医療費の県負担を適正化するために、県下で糖尿病性腎症重症化予防事業にしっかりと連携して取り組んでいくべきと考えますが、県の取組をお伺いしたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 本県では、医師会、「糖尿病対策推進会議」などと連携いたしまして、「糖尿病性腎症重症化予防事業の推進スキーム」というものを策定いたしまして、糖尿病性腎症である通院患者のうち、人工透析導入の可能性が高いハイリスク者に対して、生活・栄養指導などを行い、人工透析への移行を防止するための事業を各保険者単位で進めることといたしております。

平成27年度は、7市町の国保と後期高齢者広域連合で、そして、平成28年度には残り14市町の国保で事業を開始しているところでございま

す。

一方で、この事業による医療費適正化効果を高めていくためには、事業に取り組む保険者を拡大すること、あるいは対象となる生活栄養指導を受けるハイリスク者の数を増やしていくことが必要だと考えております。

今後は、関係者と連携・協力して、保険者や対象者の拡大を図るとともに、事業を通して保健指導が成果を上げているのか、また、保険者の取組で課題になっていることが何かなど、検証を行いながら効果的な事業展開を行ってまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) ぜひ適正化の状況として取組を進めてもらいたいと思います。

全国的で先進的な事例は、呉市が広島大学と組んで行っている伴走型の糖尿病患者の対策が言われております。先進事例を長崎県でも取り入れていただきながら、高どまりする医療費の適正化をぜひ進めていただきたいということで要望しておきたいと思います。

(2) 本県の諸課題に対して。

①アセットマネジメントについて。

公共施設の維持管理や長寿命化計画として、長崎県は「公共施設等総合計画」の基本方針を策定されております。この件に関しましては、昨年11月定例会でも取り上げられましたので、別の角度から質問してみたいと思います。

今回の「総合管理基本計画」は、県内の各市町にも策定の推進が求められておりますが、県内の各市町の進捗状況はいかがでしょう。市町の公共施設のアセットマネジメントを取りまとめるに当たり、県内を平準化した管理計画ができるのか、懸念しているところであります。

一方、島原市では、「公共施設検討市民会

議」から具体的な動きも出てまいりました。

先月、会派で埼玉県の取組を視察し、市町村へ細かに働きかけて、この状況を調査してまいりました。県が市町の公共施設アセットマネジメントを支援し、県内に推進会議を設置し、実務担当者部会を設けて、具体的な課題に対して助言や支援を実施してはいかがでしょうか。本県として各市町の取組に対して期限限定の優位な財源措置や助言など、県内の平準化を図るために具体的な支援を実施しようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 本県の市町おきます「公共施設等総合管理計画」につきましては、これまで3市町が策定済みでございまして、残りの18市町は今年度中の策定を予定しております。

それから、公共施設等の適正な管理のため、近年、既存施設の集約化、複合化事業等につきましまして、一定程度、交付税措置がある起債が創設されておまして、市町に対しまして、これらの制度や具体的な活用事例について改めて周知を図ってまいりたいと考えております。

また、他県における市町への支援状況を把握いたしまして、一層効果的な助言に努めるとともに、専門家を招いた維持管理費の低減に資するような市町合同の勉強会を開催するなど、市町の支援に努めてまいります。

○副議長(坂本智徳君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) 高度成長時代に多くの建物が建てられて、人口減少が間近に迫る中で、改めて公共施設のあり方が問われております。ぜひ先進事例も含めて取組をお願いしたいと思います。

また、長崎県では、長崎市、西海市、佐々町

の3市町で実施されていると聞いておりますので、先行事例をしっかりと学びながら、県の取組をしっかりとお願いしたいということを要望しておきたいと思っております。

②県庁舎跡地活用とホールの設置に関して。

昨年2月の我が会派の川崎議員の質問に対して、懇話会の提言であります「広場」、「交流のおもてなしの空間」、「質の高い文化芸術ホール」の3つの方向性で取り組むとのこと。ホールに関しましては、1,000席程度で採算性を検討し、優位性があると知事から答弁がありました。あれからはや1年が過ぎておりますけれども、県庁舎跡地活用については、多くの議論があり、検討されたと思っております。

実は、昨日、出島表門橋が架設され、150年ぶりに設置され、新たな話題となっております。今年の秋にも供用開始ということで、出島を見おろすこの現庁舎高台は、新たな観光スポットになろうかと思っております。

県庁舎跡地活用につきましては、先週の自由民主党の溝口議員、また、改革21の渡辺議員の質問とも重なりますので、一部指摘もありましたが、早期に県民の皆様、特に、長崎市民の皆様に県庁舎跡地活用の方向性を示して、長崎市内のまちづくりとホールに関しては、近隣に同じような施設が必要かということも含めまして、引き続き、地元長崎市と十分協議をしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

いま一度、先行して検討する方向となった広場、交流・おもてなしの空間のタイムスケジュールを確認させていただき、最終の結論をいつまでにまとめられるのか、今後のまちづくりとの整合性は出てくるのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 企画振興部長。

○企画振興部長(辻本政美君) 現庁舎の敷地は、復元整備が進みます出島に近接をして、また、陸の玄関口であります長崎駅、海の玄関口の長崎港と中心市街地をつなぐエリアの中心に位置することから、来訪者の回遊の拠点となり得る重要な場所でございます。周辺のまちづくりとの連携を十分に考慮する必要があると考えているところでございます。

先行して検討いたしますにぎわいの場を創出する「広場」と「交流・おもてなしの空間」の整備スケジュールにつきましては、平成34年度に予定されております新幹線開業を見据えつつ、現庁舎から新庁舎への移転を完了後、現庁舎の解体及び埋蔵文化財調査を経て、平成32年度中の整備着手を目標としており、来年度から整備に向けて具体的な検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長(坂本智徳君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) 昨日の田上市長の議会での答弁とコメントが新聞に載っておりました。その中に、県が進める状況と市が求めるまちづくりについて、しっかり協議をしていただいて、県民、また、市民の皆さんから、長崎の一番の名所でございます、この県庁舎跡地が有効に活用されることを望みたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

③BSL-4長崎大学の取り組みと県の関わり。

地球温暖化が進む今日、また、グローバル化で人々が国境を瞬間に超えて往来している現在、「感染症のリスクは一段と高まっている」と各研究機関が報告しております。

昨年のリオデジャネイロオリンピックでは、ジカ熱が大流行し、妊娠中の女性が感染すると

小頭症の子どもが生まれるとして社会問題となりました。

国内でも海外で蚊の媒介により感染した方が入国し、テング熱の患者が出たとの報道もあっております。

長崎県では、クルーズ船が今年は300隻の寄港により多くの方が入港されて年間100万人を突破するという勢いがございます。感染症のリスクは、ますます高まっていると考えます。

今後、海外から日本を訪れる人が一層増える中、国は、感染症対策を早急に国策として取り組む方針を打ち出しております。

昨年11月22日に、県と長崎市と長崎大学は、BSL-4施設整備計画の事業化に協力することに合意しました。

今回の合意、長崎大学のBSL-4施設計画整備について、長崎県の基本的な認識を改めてお伺いしたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 知事。

○知事(中村法道君) グローバル化の進展によりまして、エボラ出血熱などの感染症が世界的なリスクとなる中で、このBSL-4施設の整備は、日本における感染症の研究、治療法の開発、ワクチン製造等の感染症対策の推進に必要不可欠な施設であると考えております。

長崎大学におけるBSL-4施設を中核とした感染症研究拠点の整備については、平成29年度政府予算案に実施設計等に係る予算が計上されまして、来年度から本格的に事業が進んでくるものと考えております。

県といたしましては、長崎大学の「BSL-4施設整備計画」の推進によりまして、感染症に対する県民の安全・安心に資するとともに、我が国の感染症研究の向上や地域経済の発展に貢献するものと期待を寄せているところであり

ます。

なお、地域住民の不安の声に対しましては、引き続き、丁寧に説明していくことが大切であると考えており、今後とも、安全性の確保と住民理解の促進に向け、関係機関と連携・協力を図ってまいりたいと考えているところであります。

○副議長(坂本智徳君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) 知事から、今回のBSL-4施設についての基本的な考え、また、地域住民の皆さんへの丁寧な説明ということの答弁がありました。今回の施設設置予定地は、大学の医学部があります坂本キャンパスであり、近隣の住民の中には不安や懸念を示している方もおられます。

一方、長崎大学病院は、県指定の第一種感染症指定医療機関であり、病院とBSL-4施設が近く、一旦、罹患者といたしますか、病気が発生した時は連携した動きができて、罹患者にもすばやく対応できるのではないかと。また、研究者と連携した動きがとれることが強みだということを認識しております。

そのような条件でも安全対策には万全を期する必要がある、長崎大学の中だけではなく、第三者の目が入り、近隣住民の方々への安心に対する配慮が必要であると考えております。

万が一の事故や災害が起こった場合、国が責任を持って対応することになるのか、確認をさせていただきたいと思っております。

○副議長(坂本智徳君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 議員ご指摘のとおり、設置予定である坂本キャンパス、ここは熱帯医学研究所があり、高い実績と多くの研究者を有し、また、隣接する長崎大学病院は、県内唯一の第一種感染症指定医療機関であり、

感染症対策強化の観点で捉えますと、BSL-4施設の坂本キャンパスへの設置は合理性があるものと認識しております。

国においては、昨年11月17日の関係閣僚会議の決定によりまして、「長崎大学の取組を第三者の立場からチェックする仕組みを、国の主導により構築すること」、そして、「万が一、事故、災害等が発生した場合には、長崎大学が設置主体として、その責任を果たせるような必要な支援を行うこと」が明確に示されております。

既に、第三者として、BSL-4施設の安全性確保と住民理解の状況をチェックする「監理委員会」の設置に向けた検討や、海外視察の実施など、積極的な国の関与が具体的な動きとしてあらわれているところでございます。

県といたしましては、今後も継続して行われる協議の場などを通して、世界最高水準の安全性を備えました感染症研究拠点の形成のため、関係機関としっかりと連携、協力してまいりたいと考えております。

○副議長（坂本智徳君） 麻生議員一2番。

○2番（麻生 隆君） 住民の安全があって、はじめて大きな状況が生まれると思っております。ぜひ、一緒になって住民の皆さんに説明する。原子力発電所の状況が、今、声高に言われておりますけれども、安全性を確認して、しっかり説明する。それと同じような状況ではないかと思えます。

新たな感染症のリスクがある状況で、長崎が選ばれて、そして、長崎の大学が、ともに国のためにやっていくことはすばらしいことだと思っておりますので、ぜひ一緒になって鋭意取組をお願いしたいと思います。

④「金融バックオフィスセンター構想」のオフィスビル建設後の企業誘致の取り組みについ

て。

今年末には出島の県有地にオフィスビルが完成し、金融機関や保険会社などオフィス系の企業の誘致を進めるとの方針が打ち出されております。

今回のビルのワンフロアの面積、また、ターゲットとする企業の人員規模はどのくらいなのか、お尋ねしたいと思います。

また、この中に入る企業体でございますけれども、コールセンター等のみではなく、技術系の学生が求めるような付加価値の高い企業は誘致されるのでしょうか。

また、多くの方がこのオフィス系企業に勤めるとなると、長崎市内の雇用形態も大きく変化をする兆しを感じるところであります。

今後、2020年までに新たに2,000名を超える雇用の創出を図るということでございますけれども、民間ビル等の活用も進められるとのこと、どのような戦略で図られるのか、目標達成の見込みはあるのか。また、この取組は勝算があるのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（坂本智徳君） 産業労働部長。

○産業労働部長（古川敬三君） 産業振興財団が建設しておりますオフィスビルでございますが、延べ床面積が約2,500坪、ワンフロアの面積が約340坪の執務スペースを5フロア有しております。現在、100名を超える大規模な雇用が期待される複数の企業と折衝を進めておるところでございます。

正社員での雇用を念頭に、金融・保険業を主たる対象といたしまして、コールセンターや事務センターにとどまらず、より高度な業務部門にも進出いただけるよう取り組んでおります。

具体的には、昨年、県立大学に国内唯一の情報セキュリティ学科を開設したところでござい

まして、ここで育成されます高度専門人材を強みとして、保険会社のIT部門等の誘致につなげてまいりたいと考えております。

現在、長崎市内におきましては、本ビルの整備効果として期待しておりました民間投資によるビル整備計画が、複数出てきていると認識をいたしております。これらの着実な整備を支援し、受け皿とすることで、依然として災害時の事業継続対策（BCP）への取組でございますが、こちらが活発な首都圏等の企業を中心に誘致に取り組みまして、平成32年度までに2,000人の雇用を創出してまいりたいと考えております。

○副議長（坂本智徳君） 麻生議員一2番。

○2番（麻生 隆君） 今後、民間活力も活用しながら取り組んでいただきたいと思います。ぜひ、新たな雇用の流れを長崎につくっていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

長崎が人口減少のダム機能になるような、離島から長崎を通り越して県外に就職されるということがありますので、ぜひ長崎のダム機能となるような、そういう新しい流れをつくっていただきたいことを要望しておきたいと思っております。よろしく願います。

2、新幹線とまちづくりについて。

(1) 長崎駅周辺の水を使ったまちづくり。

①新幹線トンネルの湧水を活かしたまちづくり。

平成34年の新幹線開通を目指して長崎市内のトンネル工事や駅周辺の工事が進んでおります。新長崎トンネルは、全長7,460メートル、中央で勾配がとられて、現川に3キロ、長崎市内の天神の方に4.5キロの距離で進んでいると聞いております。

トンネルを掘ると、そこから湧水が出てまいります。その活用を長崎周辺のまちづくりに活用すべきと考えます。

長崎県では、オランダ坂トンネルからの湧水を活用して水辺の森公園に引き込み、広大な公園の散水、トイレの洗浄水や、噴水・せせらぎに活用して、維持管理のコストを大幅に削減しております。現在、1日に約1,400トンの湧水が利用されております。メンテナンスを考慮しても、毎年約3,000万円ほどのコストが削減されたと試算をされております。

また、水辺の森公園は、親水性の高い公園として子どもたちに人気のスポットとして、休日や夏場の市民の憩いの場として親しまれております。多くの市民や観光客が訪れる、くつろげる公園として日本工業会のグッドデザイン賞も受賞しております。

このような前例のもとに、今回、新幹線のトンネルから出る大変貴重な湧水を最大限活用して、長崎の陸の玄関口であります駅周辺、また、県庁舎、警察本部庁舎前の防災広場に活用すべきと考えるところでございます。

そこで、お尋ねしたいと思います。

今回の新長崎トンネルからの湧水の量はどの程度を見込めるのでしょうか。

2点目には、トンネルの出口であります天神では202号が横断しておりますけれども、この202号を横断して長崎周辺まで引き込めるようなプランがあるのでしょうか。

3点目に、駅周辺のまちづくりが今はじまったばかりでございます。この2年間で、まちづくりの協議会の大事な時だと思っておりますけれども、今後、県は積極的に長崎市と協議していただき、新しいまちづくり、駅前の広場をつくるべきだと考えますけれども、当局の考えを

お伺いしたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 新幹線トンネルの湧き水の件でございます。

九州新幹線西九州ルートの新長崎トンネルにつきましても、全長約7.5キロメートルのうち、現在、約4.8キロメートルの掘削を終えており、長崎駅側の施工箇所では、1日当たり約300トンの湧水が出ている状況と聞いております。今後の湧水量につきましても、工事の進捗に伴い明確になるものと考えております。

議員ご提案のとおり、湧水は、各種施設における有効利用やコスト縮減にもつながる貴重な資源と考えられます。まだ具体的なプランはございませんが、今後、駅周辺で各種整備を進めております関係部局や長崎市とも情報を共有し、まちづくりを進めていく中で、その活用について調整していきたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 麻生議員一2番。

○2番(麻生 隆君) この計画は、水が出るか、出ないかということが大きなポイントかもしれませんが、お聞きするところによると、1キロメートルについて、毎分大体1トンぐらいと。ですので、あと3.何キロありますと、1分間に3トン近く出る。1分間に3トン出れば1時間で180トン、24時間では全体的には約4,000トン近い水が出るわけですね。その水を活用することがいかに大事かということだと思っております。

先駆的な事例としましては、姫路駅のサンクンガーデンといいますか、湧水を使った駅のにぎわいの場があります。また、先ほども申し上げましたように、水辺の森公園の状況、大変効果があると思っております。ぜひ関連部局の方々と話をし、この取組をお願いしたいと思

います。

それとあわせて、長崎市が駅前関係でシンポジウムを含めてワークショップを開催されました。全体のコーディネーターをされたのは九州大学の高尾准教授だと聞いております。ぜひ長崎市と連携しながら、ほかにない長崎のまちづくりをするべきだと思いますけれども、土木部長の思いが弱かったような気がしますので、いま一度、強い思いでお願いしたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 土木部長。

○土木部長(浅野和広君) 湧水は、水辺の森公園でも使われております。全国的に見て、こういう湧水というのは、いろんなまちづくりの中でうまく使っている事例がかなりありますので、私もそういうところを勉強しながら、それから、長崎市ともうまく連携して進めたいと思っておりますので、今後、そういう取組を続けていきたいと思っております。

○副議長(坂本智徳君) 麻生議員一2番。

○2番(麻生 隆君) 長崎市としっかり連携してやるということで答弁をいただいたと思っておりますので、長崎市にも伝えておきたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

3、農林業振興について。

(1) 林業事業の活性化対策。

①県産材を活用した学校、公共施設の木質化。
林政課の取組ということで、県産材の倍増計画について、午前中も話がありました。「川上（森林）」の充実、また、「川中（木材産業）」の製材業のJAS認定の業者も動き出しました。「川下（建築需要）」と言われております需要については、午前中、木質を含めたバイオマス発電ということがあるということで話がございました。

公共施設の木造化、木質化について、「長崎県公共建築物等木材利用促進方針」が県下で制定されて、さらに進めていくべきだと認識しております。

一方、国から出される木質化、木造化の補助金が年々削減されまして、有利な制度での学校や公共施設の木質化については、自治体の厳しい予算の中で取り組むことはなかなか容易ではないということも認識をさせていただきました。

先月、林政課が主催しました、「地元で育った木で～こどもたちの未来を育む学校施設等の木造化・木質化のすすめ」と題した講演会を拝聴させていただきました。講師を務めていただいたのは、埼玉県のとしがわ町の関口町長の「としがわ方式」と言われる補助金に頼らない低コストによる学校の木質化の手法を発案されて、その発表がありました。

県もこの方式を学び、教育庁や建築関係者と連携して相互の課題等を共有しながら取り組むべきと考えますけれども、農林部のお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 農林部長。

○農林部長(加藤兼仁君) 県といたしましては、これまで木造・木質化を推進しますため、県及び全市町で「公共建築物等木材利用促進方針」を策定いたしますとともに、本庁及び振興局段階で、その推進体制を整備しているところでございます。

加えまして、低コスト化を図り、木造・木質化を一層推進しますため、本年1月に、県、市町の公共施設担当者や建築士、建設業者などを対象に、老朽化した学校について建て替えではなく、耐震化及び長寿命化にあわせて、内装の木質化を進め、総事業費を抑制した埼玉県としがわ町の事例や、公共施設建設に住宅で使用さ

れている一般材を活用するなどの創意工夫により、木造公共施設の低コスト化に取り組んだ埼玉県杉戸町の事例を紹介する講演会を開催したところでございます。

県といたしましては、引き続き、事業主体となる県、市町、教育庁、教育委員会に加えまして、設計・施工に関わる建築関係者を含めて、今回のとしがわ町や杉戸町の事例を含めまして、他県の先進事例も参考としながら、低コスト化等の研究・調査を行い、公共施設の木造・木質化を一層進めてまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) 学校を木質化にしますと湿度を30%から80%に保つことができる。そのことによって風邪やインフルエンザにかかりにくくなるということも言われております。

こういうことで、「としがわ方式」も学んでいただきながら、先ほど申し上げました公共施設のあり方についても、約3割が学校施設でございますので、このあり方もぜひ研究していただきたいということを要望しておきたいと思っております。

(2)「バイオマス活用推進基本計画」の本県の取り組み。

国は、「バイオマス活用推進基本法」に基づき、地域が主体となった事業を創出して、農林漁業の振興や地域への利益還元による活性化につなげていく施策を推進していくとしております。

また、目標の一端に、農林漁業、農山漁村の活性化のため、全都道府県と600市町村で「バイオマス活用推進計画」を策定することを目指しております。

①島原半島の家畜糞尿等の未利用材をバイオマス資源活用について。

長崎県の島原半島では、家畜の糞尿による汚染で亜硝酸性窒素の拡大で地下水汚染が広がりました。今後、養豚企業にとっては、家畜の糞尿等の処理コストをいかに下げるかということが課題となっております。

これらをバイオマス資源として活用したメタン発酵による処理方法でメタンガスをハウスの加温や、FIT、メタンガスを利用しての発電、売電を検討し、進めることによって有効な資源の活用を図り、再生可能エネルギーとしての利用が見込めるのではないかと考えております。

バイオマスを有効利用した先進的な事例としては、長崎大学の中村 修准教授が支援した福岡県大木町やみやま市などの取組が進められております。地域と一体となった取組は循環型農業の模範となっております。

メタン発酵では、家畜の糞尿のみではなくて、生ごみや食品残渣等を粉碎化して混入させる手法によって発酵率は一段と高まります。また、その収集・運搬は地域雇用の創出につながると考えます。

また、メタン発酵消化液は、液肥として活用でき、大木町やみやま市では、農業用液肥として活用が進んでおります。

バイオマス資源として、各市町と県の環境部、農林部が横断的な連携を図り、民間活力を取り入れることによって新しいシステムの構築ができないかと思っておりますけれども、島原半島におけるバイオマス活用に関して、当局のお考えをお尋ねしたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 環境部長。

○環境部長(太田彰幸君) 県におきましては、農畜産業が盛んな島原半島において「窒素負荷低減計画」を策定いたしまして、環境部や農林部などで家畜排泄物の処理対策を進めていると

ところであり、また、バイオマスのエネルギー利用につきまして調査、研究することとしております。

一方、島原半島の3市や民間企業におきましても、家畜排泄物等を資源として活用したバイオマスの取組を進める動きもあっており、これらの取組や先進事例について情報共有を図るため、先般、長崎大学の専門の先生をお招きして、県及び3市の関係機関による連絡会議を開催し、多くの方々に参加いただいたところでございます。

家畜排泄物等のエネルギー利用を進めるに当たりましては、関係機関や地元の理解が必要であると考えております。

今後、市町や民間事業者等との情報交換を一層深め、農林部など関係機関とも連携を強化しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) ぜひバイオマス活用で多くの雇用と新しい取組ができればと思っております。

大木町、みやま市でも、し尿でバイオマスのメタンガス化をして、横には直売所があって多くの人が来られている。迷惑施設が、実は新しい雇用の流れを生んできている。そういう事例がありますので、先進事例を含めて、そして、出た液肥については、大型干拓地であります諫早湾干拓で農業の元肥ないしは追肥として活用できるかどうか、そういったことをぜひ検討していただきたいと思っておりますので、この点もよろしくお願いいたします。

4、教育行政について。

(1) 奨学金制度について。

①新たな給付型奨学金制度等の広報について。
多くの奨学金制度がありますが、新たな取組

の給付型奨学金と県が進める奨学金返済アシスト事業についての県の動きを確認させていただきたいと思います。

今回、新たな給付型奨学金制度の広報について、いかに取り組んでいただきたいかということについて、お話をしたいと思います。

昨日、平成29年度予算が衆議院を通過し、本年度内に予算が成立することが確定いたしました。長年、公明党が訴えてまいりました給付型奨学金が今国会で成立いたします。

この給付型奨学金制度については、経済的な理由で進学を諦めていた学生、高校生と家族にとって朗報だと思っております。非課税世帯が対象ですけれども、2万円から4万円までの範囲で給付を受けることができます。

現在では、進学する半数近い学生が奨学金制度を利用しており、卒業後の返済に苦勞していることについても問題になっております。

今回の新たな制度で、平成29年度の対象は2,800人、平成30年度からは2万人の対応枠が設けられると伺っております。

教育庁では、この新たな制度をぜひ広報していただきたい。経済的理由で進学を諦めている学生たちの相談に積極的にのっていただきたいと考えますけれども、教育委員会教育長のご意見を伺いたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 国における「給付型奨学金制度」については、日本学生支援機構が実施しておりますが、機構からの依頼を受けまして、県教育委員会としても、県内全ての公立高等学校に対し、制度の周知を行ったところであります。

また、本年度からさまざまな奨学金制度をまとめたリーフレットを作成し、県内全ての中学

校3年生及び高校3年生に配布しておりますが、その中でも来年度は「給付型奨学金」も掲載したリーフレットにしようと考えております。

今後とも、学校や生徒、保護者への制度の周知に努めるとともに、生徒の将来の夢や希望の実現のため、学校現場においても経済的対応を含めた進路相談にしっかりと取り組んでまいります。

○副議長(坂本智徳君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) 今回の給付型奨学金は、経済的に進学を諦めていた学生を含めて新たな朗報ではないかと思っております。

また、施設に入所している人たちは、入学金も24万円までであるということもありますので、ぜひ広報をお願いしたいと思います。

②産業人材育成奨学金返済アシスト事業の進捗状況について。

この事業は、地方への若者定着の狙いで創設されました。県と地方の産業界が連携して基金を創設、国は、この事業を推進する自治体に特別交付金を出しております。

この上で、日本奨学金支援機構等が行う既存の奨学金制度を活用して、基金の中から長崎市に就職した学生に返還を勧めるという事業でございます。借金をされた分の2分の1、上限が150万円までとなっております。職種が限られておりまして、県内の理工系で製造業、土木系、情報通信系、専門分野の環境関連の4業種となっております。

そこで、お尋ねしたいと思います。

県の拠出金と企業の給付金を合わせて現在の基金の総額は幾らぐらいでありますでしょうか。

全国で何県ほど、この事業を展開しているのでしょうか。

また、この事業は、今後何年間続けていかれ

る予定なのか。

そしてまた、現在、この産業人材育成奨学金返済アシスト事業についての募集状況でございますけれども、今、何名応募があったのでしょうか。この点について、お尋ねしたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) お尋ねの産業人材育成基金でございますが、多くの企業、個人の皆様のご賛同によりまして、2月24日現在でございますが、今年度目標の2,000万円を大きく上回ります約3,700万円のご寄附のお申し出をいただいております。県負担分の4,000万円と合わせまして約7,700万円を確保できているところでございます。

全国では、本県のほか20県で類似の取組が行われておりまして、本県での実施期間でございますが、平成30年度までの3年間を予定いたしておりますが、その後の継続につきましては、寄附の集まり具合でございますとか、制度の利用状況等を見ながら検討してまいりたいと考えております。

現在の応募状況でございますけれども、目標としております50名の半数程度に達しております。3月30日を最終締め切りとさせていただいておりますが、それまでにはさらに増えていくものと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) 今回のこの制度は、長崎県に優秀な人材がいかに残ってもらうか。平成24年度に参議院議員のあきの公造さんと長崎総合科学大学を訪問しました。

立石理事長から、学生が要望しているのは、地元に残りたい、奨学金を借りたい、そういった思いがあるんですよということを訴えられま

した。それを受けたあきのさんが参議院の文教科学委員会の中で訴えられて、新しい制度の後押しをしてもらったと思っております。

こういう事業を私たちは広く学生にさらに広報をしていただきたいと思っておりますけれども、今後の広報活動についてのお考えはいかがでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 先ほど答弁いたしました奨学金制度をまとめたリーフレットには、この産業人材育成奨学金返済アシスト事業についても掲載し、配布することとしておりますので、これらの制度について、今後、有効に活用されていくものと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) 給付型奨学金、それとあわせて今回のアシスト事業、これは第1種、第2種を借らないといけませんので、将来、3年間、6年間勤めれば借りた分の半額を返せると、そういう状況でございますので、ぜひ活用を促していただきたいと思っております。よろしく願います。

(2) 公立小中学校のトイレ洋式化について。

①本県の洋式化の今後の取り組みについて。

トイレの洋式化に関しましては、平成27年11月の質問で私もお尋ねしました。その後、昨年4月に熊本地震が発生して、小中学校が避難所となり、和式便器での不便さが避難住民の一番高い要望だったと報告がっております。

また、昨年11月に文部科学省が公立小学校のトイレの状況を調査した結果が発表されました。公立小学校のトイレの実態は、洋式便器の割合が43.3%にとどまっております。

一方、家庭では洋式便器が主流で、子どもたちは和式便器は使いづらく、学校での用便を我

慢して体調を壊す事例も報告されております。

今回、文部科学省の調査によりますと、長崎県は、洋式便器の普及率が30.3%と全国では45番目、九州8県の中でも最下位でありました。

そういう状況で、各学校は耐震化を優先して取り組んでまいりました。耐震化の工事も一巡し、今後、取り組むべきことはトイレの洋式化、さらに、緊急避難所となる学校体育館は優先的に洋式トイレを設置すべきと考えます。

今回の文部科学省の報告では、各教育委員会の方針を聞き取ったところで、和式便器よりも洋式便器を多く設置する方針を出しております。

本県の教育庁として、各市町教育委員会の指導として本県の取組をお尋ねしたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 本県公立小中学校の洋式トイレの整備率が低い状況にあるのは、議員ご指摘のとおり、これまで施設の耐震化や老朽化対策等を優先した結果であると捉えております。

トイレの洋式化については、各市町とも進めていく方針を持っておられますので、今後、計画的に取り組まれていくものと考えております。

県教育委員会といたしましては、市町の施設担当者等におきまして、洋式化の効果や国庫補助制度を周知しているところであり、今後も引き続き、子どもたちの健康面や障害者等の利用も考慮した使いやすく快適なトイレ環境の整備を働きかけてまいりたいと考えております。

○副議長(坂本智徳君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) 具体的な目標値がないと、どのぐらいまでやるのかということがあると思います。

実は、長崎市は、2年ほど前、小学校の校長を集めて勉強会をさせていただきました。そし

て、田上市長のマニフェストの方針で洋式化に取り組んでいこうということで、現在、小学校においては80%、中学校においては50%の洋式化を図るということを打ち出して、今、鋭意進めているところでございます。

県としても、各市町に明確な対応をすべきだと思っておりますけれども、この件に関しまして教育委員会教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(池松誠二君) 先ほど、議員からご指摘がありました文部科学省の調査の中で、今後のトイレ整備の方針についてもあわせて調査をしております。県内の21市町のうち18市町が、今後、50%以上の目標を設定しております。残りの3町につきましても、具体的な目標はありませんが、先ほど申し上げたとおり、洋式化に努めていくということですので、それぞれ目標の達成ができるように教育委員会としても支援をしていきたいと考えているところでございます。

○副議長(坂本智徳君) 麻生議員—2番。

○2番(麻生 隆君) 50%ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

5、県警の治安維持について。

(1) 長崎市で発生したストーカー事件の対応について。

①今回の事件からの教訓と警察内部での対策。最後に、警察本部長にお尋ねしたいと思います。

実は、長崎市で発生しましたストーカー事件の件でございますけれども、1月28日に長崎市内で起きました事件は、閑静な住宅街に衝撃が走りました。

亡くなられた被害者のご冥福をお祈り申し上

げますとともに、事件によって取り残された家族の皆さんの悲しみはいかばかりかと拝察をいたします。

ちょうどランタンフェスティバルの点灯式がございました。また、全国の昼のワイドショーでも事件が流れるなど、犯罪の少ない観光地長崎のイメージに水を差すような状況でなかったかと思えます。

今回の事件の早期の解明と、ストーカー行為が急激に変化して殺人事件等の状況になりますので、県警察当局の取組をお伺いしたいと思います。

○副議長(坂本智徳君) 警察本部長。

○警察本部長(金井哲男君) 警察でストーカー相談を受理し、対応中の女性が事件により亡くなりましたことに関しまして、まことに無念であり、亡くなられた被害者のご冥福をお祈りいたします。

本件につきましては、捜査中でありまして、詳細はお答えできませんことをご了承いただきたいと存じますが、一般論として、ストーカー相談への対応におきましては、相談者等の安全確保を最優先に考えまして、監視カメラ等の資機材の貸し出しや公費負担による一時避難制度等を活用した保護対策を図りながら、加害者に対する措置を行っているところであります。

また、昨年末からは精神科医療機関と連携して加害者の対応に当たる制度を導入しているところであります。

今回の事案の発生も踏まえまして、こういったストーカー事案をはじめとしました人身安全事案には引き続き緊張感を持ってしっかり対応してまいります。

○副議長(坂本智徳君) 時間です。

これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時40分から再開いたします。

— 午後2時31分 休憩 —

— 午後 2時41分 再開 —

○議長(田中愛国君) 会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) (拍手) **【登壇】** 日本共産党の堀江ひとみです。

通告に従い質問いたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1) ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名への見解。

①中村知事が代表賛同人となった思いとは。

平均年齢80歳を超えた被爆者は、後世の人々が生き地獄を体験しないように、生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したいと切望しています。被爆者は、核兵器を禁止し、廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求めますと訴えた署名は、「ヒバクシャ国際署名」と呼ばれています。

昨年12月、国連総会は、核兵器禁止条約の締結交渉を開始する決議を圧倒的多数の賛成で採択しました。いよいよ来月には、国連本部で締結交渉が開始されます。核兵器廃絶への決定的な一歩となり得る可能性を持っている画期的な動きです。世界の世論と運動が重要です。ヒバクシャ国際署名を世界でも日本でも広げることが求められています。知人、友人、親戚に、私の周りでも「ヒバクシャ国際署名」が進められています。

『「ヒバクシャ国際署名」をすすめる長崎県民の会』署名用紙には、代表賛同人として中村知事が名前を連ねております。被爆県長崎の知事が署名に賛同し、名前を出されていることに

高く評価をさせていただきます。

そこで、代表賛同人となられた知事の思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 堀江議員のご質問にお答えいたします。

核兵器廃絶に向けた国際署名についてのお尋ねでございます。

昨年9月、県内の被爆者団体の皆様からのご依頼をいただきまして、私も核兵器廃絶国際署名の代表賛同人をお引き受けしたところであります。

昨年は、日本国内においては、G7外相会合の広島開催やオバマ・アメリカ大統領の広島訪問など、核兵器廃絶をめぐるさまざまな動きが見られた年であり、国連においても、新たな議論の枠組みが設けられようとしておりました。

そのような中で、国内外の被爆者の方々が呼びかけられ、2020年8月までに世界で数億人の方々から核廃絶に向けた署名を集め、国際世論の喚起のためにご尽力されようとしていることに対しまして、深く敬意を表したいとの思いでありました。

県におきましては、これまでも核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現のため、国内外に向けて、原爆の悲惨さと非人道性を訴えてまいりましたが、今後も引き続き、被爆者団体の皆様や関係機関と連携して、一日も早い核兵器の廃絶に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 深く敬意を表したいと、そういう思いで代表賛同人になられたというお答えでした。

②街頭で署名を呼びかける考えはないか。

「ヒバクシャ国際署名」をさらに広げていくために、また署名に取り組んでおられる皆さんを激励するために、知事が「ヒバクシャ国際署名」を街頭で訴える考えはありませんか。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 「『ヒバクシャ国際署名』をすすめる長崎県民の会」におかれましては、毎月26日、長崎市内において、署名呼びかけの活動を行っておられるとお聞きしているところであります。

今後、県民の会の皆様方とも相談しながら、いずれかの時期に、私自身も直接県民の皆様方をお願いする機会をつくってまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 知事が県民の会の皆さんと一緒に街頭で日程の調整が合えば、これはぜひ検討したいという回答だったと理解いたしますので、ぜひ実現していただきたいというふうに思っております。

③各振興局窓口に署名用紙を置く考えはないか。

長崎市では、要望に応じて、支所の窓口に署名用紙を設置する考えを住民に示しています。時津町では、期間を設定し役場の窓口に署名用紙を置き、窓口に訪れる住民へ被爆者署名をお願いしました。

知事、県民に広く訴える面からも、長崎県の各振興局窓口に署名用紙を置き、訪れた県民に署名をお願いする考えはありませんか。

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 各振興局の窓口に署名コーナーを設置することにつきまして検討いたしました。不特定多数の方々が来

庁される庁舎施設内で、署名していただいた方々の個人情報を適切に管理することができないことから、対応できないと判断しているところでございます。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 個人情報を管理できない。しかし、例えば時津町では、期間を設けて、こういうことを実際にやられたんですよ。県内のほかの自治体がまだやっていなければ別です。そうであるならば、私は、ぜひ署名用紙を置いてやるということも検討されたらどうかと思います。知事がせっかく街頭で県民に訴えたいと言っているわけでしょう。その思いを広く県内全ての地域で「ヒバクシャ国際署名」を広げていくための一つの場所として、行政の窓口というのは大きな役割を持っていると思うのですが、そういう検討はされたのですか。個人情報わかります。私は、「ヒバクシャ国際署名」をいかに広げるか、その観点で窓口はどうかと言っているのですから、その観点で答弁してください。個人情報だけでは納得できません。

(発言する者あり)

○議長(田中愛国君) 文化観光国際部長。

○文化観光国際部長(松川久和君) 県内の自治体の窓口、そして庁舎の態様というのはいろいろあるかと思いますが、それぞれの自治体の判断があったかと思いますが、本県におきましては、そういった個人情報の問題等々の管理が十分できないのではないかという判断で、このような結論を出した次第でございます。もちろん、広めたいという県の気持ちというのは当然でございますが、そういった課題があるということでございます。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) この問題については、

文化観光国際部長、検討していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(2) 石木ダム事業について。

①13世帯の居住地を奪ってダムをつくるのか。

長崎県が石木ダム付替県道工事のために早朝に重機を搬入して後、地元新聞に、24時間不安な県民がいるとのコラム掲載されました。

重機が入った今は状況が異なる。反対地権者にとっては、現場に入られてしまえば、ふるさとを奪われるという最悪の展開へ進む可能性が高まってしまう。24時間警戒心から逃れられず不安な日々を送る県民がいる、そのことを改めて伝えておきたい。ただ普通の暮らしがしたい、反対地権者からこれまで何度も聞いた言葉だが、今それが、より重く響くと。

中村知事の県政に、毎日不安で枕を高くして眠れない県民がいます。ふるさとを守ろう。ここに住みたいだけ。反対地権者の穏やかに暮らしたいとの願いは、憲法第13条で保障された幸福追求の権利、人格権に基づいたものであり、行政運営においても最大限尊重されるべきです。

現在、長崎県は、土地収用法に係る手続を進めています。知事は、2月定例県議会開会日、「今後とも、事業推進に全力を注いでまいります」と表明されました。このまま手続が進めば、反対地権者の土地と家屋は取り上げられてしまいます。現に生活している13世帯、約60人の居住権を奪ってダムをつくるということでしょうか。見解を求めます。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 石木ダムの建設につきましては、これまでも、こうした議会の場において繰り返し申し上げてまいりましたように、いつでも起こり得る洪水や濁水から地域住民の安

全・安心を守るためには必要不可欠な事業であると考えているところであります。

現在、工事を進めさせていただいております付替県道工事は、既に事業にご協力をいただいた地権者の皆様方から県が任意に用地を取得させていただき、その公有地で工事を進めているものであります。

いずれにいたしましても、しっかりとした地域の安全・安心を確保するというのは、行政の最大かつ最低限の使命であると考えているところであり、今後とも、事業の推進に力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（田中愛国君） 堀江議員—13番。

○13番（堀江ひとみ君） 知事、私は、川棚川における過去の洪水被害は、河川改修により対応することができるし、また人口減少が進む中、佐世保市に新たな水源は必要ではなく、石木ダムは不要であると思っております。

中村知事が就任をされて7年がたちました。議会図書室司書のお力もおかりして、知事のこれまでの答弁を読み返してみました。2010年、中村知事が1期目の選挙に立候補された時、市民団体からのアンケートを受けています。知事立候補者に対する公開質問状でした。

質問、石木ダムについて、事業認定申請が許可されて、地権者の同意が得られなければ、強制収用が可能になりますが、1、強制収用を行う、2、強制収用はしない、3、わからないのどれですか。中村法道様の回答。強制収用はしない。地元地権者の合意が得られるよう誠心誠意努力いたします。

知事は、1期目の選挙の候補者の時に、2、強制収用はしないというのが、知事の回答でした。いわば、選挙公約だと私は思っております。

選挙後はじめての3月定例県議会で、人を大

切にする県政、一人ひとりの痛みに敏感な県政を推進したいと決意を述べられました。

この7年間、知事の答弁は、「将来にわたって収用裁決申請をやらないというお答えはいたしかねる」、「最終的に行政代執行をやるべきではないというのを今の段階で判断するのは難しゅうございます」、「行政代執行について、あらゆる選択肢を排除することなく検討していかねば」というふうに答弁が変化をしています。

石木ダム事業の認定申請が行われたのは2009年の11月。石木ダムが公共の福祉に必要なダムと認めてくださいと申請されたのは、中村知事が副知事の時でした。その時、認めましょうと国が許可。事業認可の告示を受けて、それでは幾らの価格で明け渡すのか検討してくださいと収用委員会に裁決申請をしたのは中村知事です。

現在、全ての反対地権者の土地、家屋に対する裁決申請が完了し、手続が進められています。反対地権者は、世代を超えて、50年にもわたって反対してきたのですから、明け渡し期限がきても立ち退きません。

そこで、公権力で立ち退かせる行政代執行は、知事の判断です。知事は、行政代執行を選択肢から排除しないと答弁しています。つまりは、13世帯、約60人の家と土地を取り上げて、知事が追い出すということではないですか。

中村知事、強制収用はしないとした7年前の選挙公約に照らして、公約違反とはなりませんか。人を大切にする県政、一人ひとりの痛みに敏感な県政を進めたい、自ら述べた7年前の決意に照らして、何も矛盾はお感じにならないのか、知事の答弁を求めます。

○議長（田中愛国君） 知事。

○知事（中村法道君） 確かに2010年の立候補に当たって、アンケートのご依頼があって、その

段階では、強制収用するという選択をしなかったわけでありませうけれども、その際の思いといたしましては、まずはやはり地権者の方々と直接話し合いをさせていただく必要があると、そういった話し合いの中で、ご理解をいただきながら進めてまいりたいという思いがあり、そういう回答をさせていただきました。

2010年に知事に就任をさせていただきましたが、当時、付替県道工事に着手をいたしまして、地元の皆様方は、大変暑い中、反対運動に大変ご苦勞をなさっておられたという状況を踏まえて、一旦、私はこの工事を中断いたしまして、そして地権者の皆様方と直接話をさせていただく機会をいただいていたところでもあります。

そういった中で、これまでの経緯も踏まえて、どういう形で検討を進めてきたのか、県の考え方等についてもご理解をいただきたいということで、数回にわたって話し合いの機会をいただきました。しかしながら、最終的には、私どもの考え方について、お話を聞いていただくということになっておりましたが、そういう機会をいただけなかったわけでもあります。

そういういろいろな経緯を経て今日に至っているところでありまして、数年前、直接お会いさせていただいた時も、当方の考え方については十分お聞きいただくことができないような状況になってきたわけでもあります。

そういった中で、他方、事業認定については既に、先ほどご指摘がありましたように、就任以前から申請がなされておりまして、その後、裁決申請については、この事業を着実に進めていかなければならないという事情から、私の判断のもとに、所要の進め方を進めているところでもあります。

今後の事業の進め方につきましては、予断を

持つことなく、今後の手続の推移、あるいは地権者の皆様方の状況等を慎重に見極めながら、総合的に判断をしていかなければならないと考えているところであります。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 問題は、知事、水没予定地に、いまだに13世帯、約60人が残ることを決意して生活をしているこの事実です。これを強制的に収用することは、これは憲法の立場からも許されないと私は思います。

昨年の5月11日、長崎県と佐世保市が裁決申請を行ったことを報じた地元新聞は、13世帯、約60人の暮らしを公権力が根こそぎ奪い取る、現代日本ではおおよそ想像しがたい光景が現実味を帯びはじめたと報じました。

13世帯、約60人の居住権を奪ってダムをつくることは絶対に許されないと強く申し上げておきたいというふうに思います。

(3) 長崎大学におけるBSL-4施設計画について。

①なぜ住宅密集地にBSL-4施設をつくるのか。

長崎大学が住民説明会で、安全です、事故はありませんと説明しても、周辺住民の皆さんは納得できません。連絡会を結成し、反対しています。私たち浦上地区住民は、長崎大学が進めるBSL-4施設の坂本キャンパスへの設置に対して、市民全体の問題として反対しています。BSL-4施設は、医療施設ではなく、エボラ患者の治療はできません。しかも、日本学術会議も認めるように、BSL-4施設は、万が一の事故やテロが想定される大変危険な施設です。その被害は、長崎市民だけでなく、核兵器のない世界平和を願って浦上の地を訪れる多くの小中高生や国内外の人々にも及びます。BSL-

4施設を住宅密集地につくることは非常識な、あり得ないことです。人々の犠牲を必要としない場所への変更を強く求めますと、反対の声が広がっています。

住宅密集地に危険性の高い病原体を扱うBSL-4施設をつくることの見解を求めます。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) BSL-4施設の坂本キャンパスへの設置につきましては、これまでの「地域連絡協議会」の議論等の際にも、両論があったものと認識をいたしております。

そういった中、感染症対策強化の観点で考えます時、第一種の感染症指定医療機関であります長崎大学病院に隣接する坂本キャンパス、これは先ほど来、ご議論もあっておりますけれども、いつ、こういったウイルスが持ち込まれ、危険に直面することがあるかわからないような状況でありまして、患者が発生した場合には、長崎大学病院が第一種感染症指定医療機関として対応を求められることになるわけでありまして、

したがいまして、感染症患者の迅速な診断、治療が可能であること、そしてまた検査のための病原体の搬送リスク等も低減されるということ、一方また、諸外国においても、BSL-4施設が大学構内あるいは病院に隣接する市街地に存在しておりまして、近隣地域への漏出事故等は報告されていないことなどを考えます時に、坂本キャンパスへの設置、整備についても合理性があるものと考えているところであります。

しかしながら、一方、地域住民の皆様方には不安の声があるのも確かでありまして、今後、具体的に講じる安全対策やこれから扱おうとされているウイルスについては空気感染がないということなども含めて、引き続き、地域住民の方々に対して丁寧に説明をしていくことが大切

であると考えております。こういった取組を継続して行うことによって、今後とも、住民の皆様方の理解を得ていく必要があるものと考えております。

国においては、長崎大学の取組を第三者の立場からチェックする「監理委員会」を今年度中にも設置することとされているところであり、県としても引き続き、安全性の確保、住民理解の促進に向けて、関係機関と連携、協力を図ってまいりたいと考えているところであります。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 安全だと言っても、想定外のことは起こるんです。国が、万が一の事故が起こってから職員を派遣すると言っても、それは遅い、これが住民の皆さんの思いです。

問題は、BSL-4施設によって、不安と隣り合わせに生活しなければならない市民、県民をつくるということです。ある自治会長さんは、平和に暮らしている住民が、何世代にもわたって不安と恐怖の中で生活することを思うと怒りが込みあげると言いました。また、医学部キャンパスの目の前に住んでいるという方は、ここで家族が原爆で亡くなった。そんな場所に危険な施設など許せないとも言っています。

地元住民が反対している中で、住宅密集地にBSL-4施設をつくるな、住民の声を強く届けていきたいというふうに思います。

2、被爆体験者事業について。

①県は被爆体験者になり代わり、実態を国に伝える役割があると認識してよいか。

被爆体験者の皆さんから、被爆体験者医療受給者証について、充実を求める声が寄せられています。80歳過ぎて、毎年精神科を受診して、医療受給者証を更新するのは大変だ、被爆者のようにしてほしい。使えるのは長崎県内だけ、

県外に引っ越しすると使えないなどです。

長崎県は、そうした不十分な現場の声を国に訴える役割があると認識してよいのか、まず長崎県の役割について、見解を求めます。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 被爆体験者に関する実情につきましては、これまでも事業に関する要望とか業務の打ち合わせ等の場面で、国に対して、その実情を伝えてきておりますので、今後とも、これまで同様に、誠意を持って対応してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 被爆体験者の不十分な現場の声を国に伝えるのが長崎県の役割だというふうに答弁をしたと理解いたします。

②医療受給者証の毎年更新を改め、自動更新とすることを国に求めることについて。

被爆体験者医療受給者証は毎年更新しなくてもはなりません、この更新手続の簡素化、国に求める見解を示してください。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 被爆体験者支援事業は、被爆体験による精神疾患等の改善、治療等を図る目的として、治療した者は対象とならないということから、定期的に治療の状況を確認する必要があるということで、毎年更新手続の義務付けがされております。

その更新手続の簡素化についてのお話でございますけれども、更新手続には、更新申請書のほかに、治療状況を明らかにするための書類など、幾つかの書類を添付する必要があります。また、さらには3年に1回は精神科医師の診断書も提出する必要があるということになっております。

このような毎年の手続が、高齢化した被爆者

にとりまして、大変なご負担になっているということも踏まえまして、県といたしましては、これまでも国に対しまして、添付書類の省略とか、あるいは更新期間の延長など、その手続の簡素化を要望してきておりまして、今年度から国との協議を開始したところでございます。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 更新手続の簡素化について、今年度から国との協議を開始したということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

③医療受給者証交付対象者の居住要件撤廃について。

この手帳を持っていて使えるのは長崎県内だけで、県外に引っ越しすると使えない、この部分の居住要件の撤廃を国に対し求めることへの見解を簡潔に求めます。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 議員ご指摘のこの制度、被爆体験者であっても、県外に居住している者については、その精神的な影響がないということで、被爆体験者支援事業の対象にはなっておりません。

この制度改正のためには、県外居住者の健康影響について、その実態を調査するという必要があると考えておりますので、こういうことから、国において検証を実施するようにしていただくように、「政府施策要望」等で行っているところでございます。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 居住要件の撤廃のために、県外居住者の実態調査を国に対して要求しているというふうに理解をいたしますので、この撤廃のためにも、ご尽力いただきたいというふうに思います。

④追加された「認知症」をめぐるの前の一般質問について。

昨年度の一般質問で、私は、被爆体験者の医療費助成に認知症は対象疾患として追加されたことについて取り上げました。当時の福祉保健部長は、薬代のほか、認知症に関わる治療であれば助成対象になり、治療に伴う介護サービスも助成対象になると答弁しました。

しかし、実際は、介護サービスは、医療系、福祉系に区別をされまして、医療系介護サービスだけが公費負担となりました。医療系介護サービスの公費負担は、ほかの対象合併症でも既に公費負担となっていたので、平たく言えば、認知症が追加されたことで公費負担拡大は、いわば薬代だけということにも言えると思います。

そこで質問ですが、当時の福祉保健部長の答弁は、介護サービスという意味は、医療系介護サービスを指して答弁したのか、ここで確認します。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 一昨年11月定例県議会での議員の一般質問に対してお答えした内容というのが、事業の対象合併症に追加されることとなりました認知症についても、他の対象疾患と同様に、訪問看護あるいは訪問リハビリ等の医療系の介護サービスが受けられるということで、介護系のサービスが受けられるという意味での答弁ではないということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) つまり、介護サービスと言った意味は、福祉系も医療系もではなくて、医療系だけがこれは認められるんだということ答弁したんだということなんですね。

何で認知症の介護サービスの中身に私が1年

たっても、またこれだけ質問するかというと、2年前の9月定例県議会、原爆被爆地域の拡大を国に求めるかどうかの意見書討論の際、現時点で求めない理由の一つに、認知症が医療費助成対象になったことが挙げられたのです。被爆体験者の皆さんから、認知症が対象となっても、平たく言えば薬代の公費負担となっただけで、福祉や介護を含めた援護対策でなければ実態に合わないんだと、このことを広く認識してほしいと強く要望されたからなのです。

被爆体験者の介護サービス利用状況に関する事例を長崎市内のケアプランセンターでお聞きしました。担当の方は、認知症の治療は、被爆体験者に限らず必要な介護サービスの提供が重要です、医療系、福祉系の区別は、医療介護従事者にとっても、被爆体験者の感覚でも違和感があります、いずれも認知症の治療に必要なかつ有効な介護ですと話されました。

例えば、デイケアが月4回、デイサービスが月19回利用されている方は、デイケアは公費負担、デイサービスが利用者負担となっていて、この方は月額1万4,000円の負担になります。また、ヘルパーの利用が月8回、デイケアが月8回、デイサービスが月8回利用している方は、デイケアは公費負担、ヘルパーやデイサービスが利用者負担となりますから、月額2万円以上の負担です。

要は、介護のサービスという場合に、認知症の方にとりましては、これは福祉系も医療系も必要なんだと。だから、福祉系サービスも対象にしてほしい、被爆体験者の強い要望なのですが、ここの部分、国に対して要望する考えはあるか、答弁を求めます。

○議長(田中愛国君) 福祉保健部長。

○福祉保健部長(沢水清明君) 被爆体験者支援

事業、これは医療の給付を行うことによりまして、対象疾患の改善とか、あるいは治癒等を図ることを目的としておりまして、そういうことから福祉系の介護サービスは対象としていないというのが考え方でございます。

福祉系介護サービスを対象とするということになりますと、医療給付による支援を行うというこの制度の根幹に関わるということもございまして、なかなかこの部分について緩和するような要望をするというのは難しいものと考えておりまして、これまでも対象合併症の拡大など、この事業の充実を求めているところでございます。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 被爆体験者と被爆者を区別するのは、かつての行政区ではないか。被爆体験者も被爆者だ。被爆者と同じような体験をしている事実を即して考えれば、被爆者と被爆体験者とわざわざ呼び分ける意味はありません。原爆被爆により健康や家族、生活、地域などを破壊された被害者として、被爆体験者も被爆者と理解するのが当然です。

そういう意味では、今回のこの問題につきましては、いずれにしても、被爆者と認められていない皆さんの思いを強く国に求めていただきたいということを重ねて申し上げておきたいというふうに思います。

3、高等技術専門校について。

①高等技術専門校が担っている役割は何か。

長崎県広報誌「つたえる県ながさき」昨年10月号に、就職率ほぼ100%、県立の職業能力開発施設が紹介されました。入学金、授業料、実習経費は無料、さらに有料ですが、3食付きの寮も完備されています。

長崎県が設置、運営する職業能力開発施設が

2校あります。長与町に長崎高等技術専門校、佐世保市に佐世保高等技術専門校、それぞれ長崎校、佐世保校と呼ばせていただきますが、担っている役割を簡潔に答弁してください。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 高等技術専門校でございますが、「職業能力開発促進法」に基づきまして県が設置する職業能力開発施設でございます。今、議員からご紹介ございましたように、長崎と佐世保の2校が設置をされております。

主に、新規高卒者を対象に、職業に必要な技能、技術及び知識を習得するための職業訓練を行いまして、県内企業が求める基礎的スキルを有する産業人材を育成いたしております。

訓練科目でございますが、自動車整備、電気工事、機械加工、建築設計施工、溶接、塗装などの民間では行うことが難しいものづくり関係の科目と、多くの女性が学ぶ商業デザイン、OAビジネスなどの事務系の科目の訓練を行っているところでございます。

両校は、平成15年に再編整備されて以降、平均で15%以上の就職率と85%を超える高い県内就職率を維持しておりまして、県内企業が求めます技能者の育成に寄与しているものというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 今回の質問を準備する中で、担当課には何度も資料をお願いしました。ありがとうございました。

いただいた資料をチーム堀江で検討、分析いたしました。その資料はお手元に配付しております。(資料提示)

②入校者の定員割れをどう分析するか。

その資料の中で、まず入校者について、平成

23年度から、平成29年度は予定となりますが、長崎校では、定員150名に対して、入校者割合は概ね95%を達成しています。一方、佐世保校では、定員140名に対して、平成24年度以降、定員割れが続いています。佐世保校は、平成27年度には76%に入校者割合が減少して、その後も、平成28年度79%、平成29年度予定で85%と、15%から20%の欠員状態が続いています。このことについて、どのように分析をしていますか。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 入校率は、景気の影響でございましてか雇用情勢によりまして、受講希望者は変動いたします。雇用情勢が上向きの時は、受講希望者が減少するという傾向にございます。高等技術専門校におきましても、従来、職業訓練を受けて就職をされていた方が、景気がよくて雇用情勢がよければ、直接、希望の職種、企業へ就職できる環境ということになりまして、そういう状況の中で入校者は減少したと、それが大きな要因だというふうに考えております。

佐世保校でございまして、平成26年度、5名であった定員割れが、平成27年度に33名、先ほどご紹介ありましたが、平成28年度29名と、長崎校に比べて多く発生をいたしております。これは特に、塗装技術科におきまして、平成27年度から定員割れの割合が高い状況にございます。その理由といたしましては、全体的に入校希望者が減少している中で、3Kといえますか、そちらのイメージが強い同科が敬遠されているのではないかと考えております。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 長崎校、佐世保校とも、受験をしますね。手元の資料にありませんけれども、平成28年度と平成29年度の受験状況

も提出してもらいました。長崎校は、150名の定員に232名が受験をします。75名が不合格となるのですが、定員に対する合格率は104%。平成29年度も同じ傾向で、不合格を出しても定員を上回る受験者が集まるわけです。

一方、佐世保校は、140名の定員に154名が受験をします。36名を不合格者として、合格率は84%。これは平成29年度は137名の受験者、つまり定数に届かないのに、18名を不合格者として、合格率は85%。ここで15%の欠員が出てきます。

受験者をなぜ落とすのですか。定数に満たない受験者数であれば、全員合格はできないのですか。

高校の先生たちの要望です。

長崎校、佐世保校とも、ほとんどが高卒新卒者。受験ではなく、定員を広げてでも入校させてほしい、なぜ受験なのかと。希望者が全員入校できれば、欠員とはならないですよというふうに私は分析したんですけれども、希望者は変動するだけでは、これはわかりません。

今、私が言った、希望者を全員入れたら欠員は出ないんじゃないかという、この私の分析についての見解をお示してください。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) それぞれ入校希望の方が希望する訓練科があるわけでございますので、その訓練科ごとに応募がございまして、それに対して、不合格というのは出るということでございます。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 何をもって不合格とするのですか。わかりません。(発言する者あり)そこに入りたいと思うから受験、希望するんでしょう。何をもって不合格とするのですか。

もう少しわかるように言ってください。私は数値を示して言ったでしょう。15%、何で欠員が出るのかと。そうしたら、全員受験希望者を入れたら、15%ここで充足できるんじゃないですかと。何をもちって不合格とするのですか。（発言する者あり）

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 入校に当たりましては面接等も行います。それで本人の能力等を勘案しながら合格、不合格というのは決定するところでございます。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 面接で合格か不合格か判断するのですか。

高校の先生たちが、こんなふうに言われたといひます。受験をさせる理由は何ですかと。レベルに達していないから、ついてこないと。高校の先生たちは教育の専門家ですから、ついてこさせるようにするのが指導ではないかというふうに反論したといひます。

これはあくまでも言った、言わないの話なので、そういう声が私の調査の中で届いたということなのですが、私としては、これは訓練校ですから、国からの予算もついてやっているわけでしょう。希望して、定員に満たない。でも、受験生はいるじゃないですか。全く入ってこなければ別ですよ。定員が入ってくるのであれば、全部希望者は入れたらどうですか、（発言する者あり）そうしたら定員に達するじゃないですかと言っているんですが、再度、答弁を求めます。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 先ほど紹介もさせていただきますけれども、学科がございませぬ。その学科ごとに当然試験がございまして、

一般選考試験におきましては、国語と数学の学力試験も行っております。面接もございませぬが、その結果として、合否を判定するというところでございませぬ。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 国語と数学、高校の先生が言うところの、レベルに達していないとついてこないと言われたみたいなの、そういう話にもつながっていくじゃないですか。

どっちにしても、私は、ついてこさせるようにするのが指導ではないかと高校の先生たちは強く思っておられて、受験という形ではなくて、希望する生徒を入れるということも検討してはどうかという声をいただいていたので、届けていきたいというふうに思ひます。

③修了者の減少をどう分析するか。

平成23年度から平成26年度、定員数に対する修了者の割合は、長崎校、佐世保校ともに約80%を維持してひますが、平成27年度の1年生課程の修了者率は、長崎校65%、佐世保校54%と大幅に減少してひますが、どのように分析してひますか。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 修了者数でございませぬが、定員ではなく、入校者数に対する修了者数の割合、それを修了率という形で見ますと、平成23年度から平成26年度までは、両校あわせまして80%から88%で推移してひしております。

修了者数が減少した平成27年度も、これは議員提出の資料にはございませぬが、修了見込み者数を含んだ修了率は81%と、前年度までと変わらない状況でございませぬ。

修了者数は、入校者数に比例して、ほぼ同じように増減してひしております。景気及び雇用情勢の回復などによりまして、平成27年度の入校者

が以前に比べて減少したことが修了者数が減少した大きな原因であるというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 私のこの資料は、担当課からいただいた資料をもとに、この修了者というのは、ここで挙げているように、入校者数に対して、どれだけ修了しましたかということで率を出したのです。それで平成27年度の1年間課程の修了者の率が長崎校が65%、佐世保校が54%と減っているじゃないですかというふうに私は言ったんですけれども、いやいや、それは違うんですよ、81%ですと部長は言いましたね。どこから、何の資料をもって81%になるのですか。私に出していない資料があるんですか。(発言する者あり)

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 私のご説明をいたしました分では、平成27年度、議員の資料では、2年課程のところの部分が入っておりませんが、そこを見込み者数で置いた場合に、長崎校が81%、佐世保校が80.4%というふうになります。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) その資料を私に渡していないじゃないですか。(発言する者あり) 私にいただいた資料で私はつくったんですよ。通告したでしょう。その後わかりましたと、平成27年度の修了者の見込み数が出ましたら、その時点で何で私に渡さないのですか。この質問をしているのに。それなのに、自分たちはその資料を持ってきて、いやいや、修了者数は81%です、私が言っている1年制課程は65%、佐世保校が54%ですねと。だって、私にきた資料は2年制課程が出ていないのだから。そういうや

り方がありますか。何のために私は通告しているの。これは強く抗議をしたいというふうに思っています。(発言する者あり)

④退校者が少くなくないことをどう分析するか。

長崎校、佐世保校ともに、入校者に対して、退校者が20%を超えるクラスがあり、中には40%を超えるクラスもあります。どのように分析していますか。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 退校の理由で最も多いものは、就職及び進学などの進路変更によるものでございまして、退校理由の7割から8割を占めております。それを除きますと、退校者は、2校合わせてでございますが、年間7人から16人で推移をしているところでございます。

進路変更以外の主な理由といたしましては、病気療養、意欲の欠如、学業不振、経済的理由などでございます。

最も多い進路変更でございますけれども、希望する就職口が見つかったことによる退校でございますとか、在校中に別の進路を見つけ、その準備のため、別の専門学校へ進学するために退校するというものもございます。

進路変更を理由に退校を申し出る方への対応といたしましては、本人の意向を尊重しながら、指導員が将来の目標を聞き、何度も話し合いを重ねて、どのようにすれば本人の希望進路となるか、一緒になって考えております。

また、ほかの病気療養、家庭の事情、経済的理由などの場合につきましては、保護者も含めて面談を行っているところでございまして、高等技術専門校として支援できることがないか、話し合いを行っているところでございます。

また、意欲不足や学業不振ということが退校

理由になっている方々につきましても、普段から追試や補講等を行いまして、訓練の継続を支援しているところでございます。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 部長の今の答弁をもう一度、確認しますが、何で退校者が多いのかと。その理由が、年度が明けて1月から3月に就職のため卒業した人を退校者とカウントして、その割合が7割から8割と言いましたか。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 途中であっても就職をした場合、そういうふうな理由で退校されるということがございますので、先ほど申し上げたのは、就職、進学を理由にする退校が退校者の7割から8割を占めているということでご説明申し上げました。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) ここは1年課程あるいは2年課程でしょう。例えば、1年課程なり、2年課程なりが、年度が明けて1月から3月に課程を修了して就職するというふうになるのだったらわかります。今の答弁だと、それ以外にもあるということですか。私の理解だと、いわゆる2年間とか1年間いなくても、4月から始まって、新年度1月、2月、3月の時には、これは就職するという形で1年間を待たずに、あるいは2年間を待たずにやめる方がいるんですよと。卒業なんですけれども、でも、退校者としてカウントするんですというふうに、私は事前に担当課から説明を聞いたんですけれども、今の部長の答弁は、それ以外にもいるということですか。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 1年課程であれば、1年たって修了となるわけですが、その途

中で、家庭の事情等もございましょう、働かなければいけないというふうなものがあれば、ここは合わないということで、別の専門学校等に進学をされるということもございます。そういう進学でございますとか、就職の割合が7割から8割あるということでございます。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 例えば、自動車整備なら自動車整備のところに就職するというんじゃないかと、その課程の途中で、そうではないところに就職するというから、それは退校者としてカウントするんだけど、深い意味は考えていないということに聞こえます。

要は、20%を超えるクラスもあるでしょう、40%を超えるクラスもあるでしょう。そうなりますと、自動車整備なら自動車整備で学びたいと思ったのに、なぜ1年間なり、2年間なり続かなかったのかと。ここの部分を私はよく検証しなければいけないというふうに思っているんです。だから、逆にいえば、就職のために退校する、あるいは卒業するという事で退校にカウントするというのは、私は、検討していただきたいというふうに思っています。

⑤佐世保校の生徒退校事例をどう教訓にするか。

佐世保校の2年間課程で学ぶ生徒と保護者から相談がありました。

指導員の対応が許せないという内容でした。クラスの中で、その生徒を否定する発言を何度も繰り返したというのです。保護者は、学びたいとの思いで入学したのに、生徒たちを伸ばし育てるところか、学ぶ意欲の芽を摘んでいる、学ぶところで挫折感を味わされたと訴えられました。

相談者と担当課と佐世保校と私も同席の上、

話し合いを持ちました。指導員は、やめろと言ったが、ついてきてもらいたいとの気持ち。やめろと言うことで何くそと思ってほしかった。悪気があって言ったわけではない。退校に追い込むということは全くなかった。適切な言葉ではなかった。校長先生も、配慮に欠ける部分があったと発言しました。

その生徒は、指導員のこれまでの対応が許せないとして、1年間を残して退校する結果となりました。私がいただいた資料では、こうした退校の理由は、一身上の都合とカウントされています。

私は、この生徒の思いは、その後の指導や学校運営に活かされているのかと思います。見解を求めます。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 退校理由は、先ほども申し上げましたように、いろいろな理由がございます。要は、厳しいといえますか、きつい指導があったというふうなことでございますが、高等技術専門校は、危険物を扱ったり、機械を操作するなど、常に危険が伴っているという状況でございます。そのため、安全確保は基本でございます。訓練生のことも考え、指導員の口調もおのずと厳しくなっています。高等技術専門校は、高校や大学などの学ぶ場ではなく、技術を習得し、社会人として送り出す場でございます。したがって、就職後は、社会人としてふさわしい行動が求められるところでございまして、遅刻や服装の乱れなどがあれば、必要なマナーや規律を身につけるために、指導の一環として叱責することも時にはございます。

指導員は、全訓練生に同じような調子で、あるべき時は厳しい言葉を投げかけているところ

でございますけれども、訓練生によっては、指導の時の言葉をきつく受け止めてしまう場合もあるというふうに考えております。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 私が事例に挙げましたね。この事例については、受け取った生徒が悪いと。生徒が受け取り方が悪かったので、自分たちとしては、この指導員の方は、きつい指導なんだけれども、危険物を扱ったりするので、これは是としているわけですか。校長先生だって配慮に欠ける部分があったと言っているじゃないですか。

この指導員を攻撃しようとは思いませんが、私がここで言いたいのは、指導のあり方、やめざるを得ないと思ったその思いがちゃんと酌まれているのかということで、この質問をしたんです。今の部長の答弁は、私が通告を出して、いろいろ検討したと思うんですけども、結局は、生徒に非があったということですか。生徒が、その指導を受け入れることができなかつたから、そういうふうに聞こえますが、どうですか。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 先ほども申し上げましたが、どうしても厳しい指導が求められるところでございます。そういう中で、議員が先ほどおっしゃいましたように、同じ面談の場で謝罪をしたということでございますが、その中で、結果的に家族の方から、自分たちは傷ついたというふうな発言もあったということで、そういうものを込めての謝罪をしたものというふうに思っております。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) 私は、ここで取り上げて、ぜひこの事例については教訓にしてほし

と思ったのは、部長の答弁としては、最初に、この事例については、自分としても適切な言葉ではなかった、配慮に欠ける部分があったと。そこを踏まえて、今後の指導に活かしたいという、そういう答弁にどうしてならないのかと思うんです。違いますか。どうしてきつい指導、厳しい指導を是とするんですか。学びたいという思いで入ったんでしょ。それをついていけなかっただけで終わりにするんですか。

⑥佐世保校の外部講師の事例をどう教訓にするか。

同じ時期、佐世保市にお住まいで、佐世保校の外部講師、非常勤講師を15年担当された方からも相談がありました。

学校指示による授業打ち切り、辞表提出の強要があったというのです。15年間担当し、こんなやめさせられ方は納得ができない、精神的にも深く傷つく対応を受けたと訴えられました。長崎県の関係者は、非常勤講師の人格を疑っているかのような対応を私にいたしました。

県民が学びたいと思うカリキュラム、わかる授業をどうつくるか、指導員に加え、外部講師の力をかりて運営されています。この外部講師の思いは、その後の学校運営にどう活かされていますか、見解を求めます。

○議長(田中愛国君) 産業労働部長。

○産業労働部長(古川敬三君) 先ほどの事例で申し上げたいのは、そもそもきつい指導をする場合も、わけあって、校則違反等があって、その部分については当然、厳しい指導もございます。そういうふうなこともぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、外部講師につきましては、指導員では対応できない専門的な科目について指導をいただいております。

私どもの把握では、今、議員からご発言があったようなことは確認いたしておりません。

○議長(田中愛国君) 堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君) そういう事例はなかったと言いたいわけですね。ですが、実際には、学校指示による授業打ち切りということで内容証明は出しているじゃないですか。そういうことを踏まえて、私としては、今の答弁は納得できません。

そこで、あとの残りの時間で知事にお伺いしたいと思います。

佐世保校、長崎校ともに、知事が言われる本県の産業を支える人材を育成し、若者の県内定着にも不可欠な施設だというふうに私は思っております。だから、私は、今回の私が関わった事例がもちろん全てだとは思っておりませんし、非常に努力しておられる方もいると思うので、指導員をいわば十把一絡げに言ったというつもりはもちろんありません。ですが、私が関わった中で、やはり編制されて十数年たちました。そういう意味では、改めて県民に求められる学校が必要だと思っているのですが、知事の見解を最後にお伺いしたいと思います。

○議長(田中愛国君) 知事。

○知事(中村法道君) 議員からのお話もありましたように、若い人たちの県内就職の面でも非常に大きな役割を果たしてくれている機関であると思っております。

ただ、それはやっぱり大前提として、若い人たちの思いをしっかりサポートするような場であればいけないと、こう考えているところでありますので、引き続き、そういった役割を十分担えるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長(田中愛国君) 以上で、県政一般に対す

る質問を終了いたします。

さきに上程いたしました議案のうち、第1号議案乃至第59号議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

第60号議案「長崎県監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」は、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、第60号議案は、委員会付託を省略いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますようお願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より、3月15日までは、委員会開催等のため本会議は休会、3月16日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

— 午後 3時43分 散会 —

第 25 日 目

議 事 日 程

第 25 日 目

-
- 1 開 議
- 2 発議第189号上程、質疑・討論、採決
- 3 第60号議案、質疑・討論、採決
- 4 委員長審査結果報告、質疑・討論、採決
- 5 意見書上程、質疑・討論、採決
- 6 議員派遣第64号上程、質疑・討論、採決
- 7 議会閉会中委員会付託事件の採決
- 8 閉 会

平成29年3月16日（木曜日）

出席議員（45名）

1番 宮本法広君
 2番 麻生隆君
 3番 吉村正寿君
 4番 坂本浩君
 5番 大場博文君
 6番 里脇清隆君
 7番 近藤智昭君
 8番 山口経正君
 9番 大久保潔重君
 10番 浅田眞澄美君
 11番 松島完君
 12番 友田吉泰君
 13番 堀江ひとみ君
 14番 川崎祥司君
 15番 深堀浩君
 16番 山田朋子君
 17番 宅島寿一君
 18番 山本由夫君
 19番 吉村洋君
 20番 ごうまなみ君
 21番 山本啓介君
 22番 中島浩介君
 23番 前田哲也君
 24番 西川克己君
 25番 中村和弥君
 26番 外間雅広君
 欠番
 28番 中山功君
 29番 山田博司君
 30番 高比良元君
 31番 小林克敏君
 32番 久野哲君
 33番 渡辺敏勝君

34番 吉村庄二君
 35番 下条ふみまさ君
 36番 徳永達也君
 37番 中島廣義君
 38番 瀬川光之君
 39番 坂本智徳君
 40番 溝口芙美雄君
 41番 橋村松太郎君
 42番 野本三雄君
 43番 三好徳明君
 44番 八江利春君
 45番 宮内雪夫君
 46番 田中愛国君

 説明のため出席した者

知事 中村法道君
 副知事 濱本磨毅徳君
 副知事 里見晋君
 総務部長 上田裕司君
 県民生活部長 吉浜隆雄君
 環境部長 太田彰幸君
 福祉保健部長 沢水清明君
 総務部秘書広報局長 木村伸次郎君
 企画振興部長 辻本政美君
 文化観光国際部長 松川久和君
 土木部長 浅野和広君
 農林部長 加藤兼仁君
 水産部長 熊谷徹君
 産業労働部長 古川敬三君
 危機管理監 西浦泰治君
 福祉保健部 永松和人君
 こども政策局長 新井忠洋君
 会計管理者 池松誠二君
 教育委員会 永淵勝幸君
 教育長
 選挙管理委員会委員長

監査委員	石橋和正君
人事委員会委員	星野孝通君
公安委員会委員	川添忠彦君
警察本部長	金井哲男君
監査事務局長	辻亮二君
人事委員会事務局長 (労働委員会事務局長併任)	大串祐子君
教育次長	渡川正人君
総務部財政課長	前田茂人君
総務部秘書広報局 秘書課長	木山勝己君
警察本部総務課長	森崎辰則君
選挙管理委員会書記長	黒崎勇君

議会事務局職員出席者

局長	山田芳則君
総務課長	高見浩君
議事課長	篠原みゆき君
政務調査課長	本田和人君
議事課長補佐	本村篤君
議事課係長	増田武志君
議事課主任主事	天雨千代子君

— 午前10時 0分 開議 —

○議長(田中愛国君) おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員会より、発議第189号「長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」が、お手元に配付いたしておりますとおりに提出されておりますので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第189号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

発議第189号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第189号は、原案のとおり可決されました。

次に、第60号議案「長崎県監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

お諮りいたします。

本議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

第60号議案は、原案のとおり、委員として、外間雅広君、深堀浩君に同意を与えることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、第60号議案は、原案のとおり、それぞれ同意を与えることに決定されました。

これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審査することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

吉村洋委員長—19番。

○総務委員長(吉村洋君)〔登壇〕 おはようございます。

総務委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第15号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか6件で

あります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第19号議案「長崎県亜熱帯植物園条例を廃止する条例」に関し、閉園後、概ね2年間かけて、県内外の施設へ植物を移譲し、植物の再活用を図るとあるが、これまでどのような協議を行ってきたかとの質問に対し、農林技術開発センターや県民の森などの県の施設に対して、植物の移譲の可能性について協議を行うとともに、現地視察等も行っている。

また、あぐりの丘や森きらら、山茶花高原、ハウステンボス、バイオパークなどの県内の類似施設に対しても、植物の移譲について説明を行っており、今後、あらゆる可能性を探りたいとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、警察本部の所管事項について、高齢者の交通事故対策に関し、高齢者講習について、受講待ちが発生しているとのことだが、現在どのような状況となっているのか。また、受講待ちによる期限切れは発生していないのかとの質問に対し、高齢者講習については、更新期限の半年前から受講できるが、現在、通常時で2〜3カ月待ち、春の繁忙期で3〜4カ月待ちとなっている。

また、更新期限直前に受講の申し込みをされた方に対しては、自動車教習所と連携し、期限切れにならないように対応しているとの答弁がありました。

これに関連し、受講待ちの期間を短縮するた

め、3月の道路交通法改正により、運転適性検査器による検査が廃止されたが、廃止による影響はないのかとの質問に対し、運転適性検査器により判定していたドライバーの反応速度や正確性については、高齢者講習における実車指導や個別指導の中で判定することとしているとの答弁がありました。

次に、文化観光国際部の所管事項について、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に関し、交流人口の拡大に伴い、交通渋滞や来訪者のマナーについて心配の声も挙がっているが、どのように周知を行っているのかとの質問に対し、構成資産を適切に保護していく上でも、来訪者に見学マナーを周知し、地域住民の生活環境に支障を生じさせないことは重要だと考えている。

その一環として、教会堂については、見学のための事前連絡制度を導入し、訪問者数の調整を行うほか、受付の際に見学マナーの周知を行っている。

また、集落内についても、個別のパンフレット等に周遊ルートや見学に当たっての注意点等を記載するほか、インフォメーションセンターでも見学マナーの周知を行いたいとの答弁がありました。

次に、企画振興部の所管事項について、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）に関し、検証走行試験の結果については、今年初夏に技術評価委員会へ結果報告がなされる予定だが、西九州ルートの整備方式の判断に当たっては、技術開発に加えて、山陽新幹線への乗り入れの可否及び収支が重要と考えるが、現在の進捗状況はどうなっているかとの質問に対し、JR西日本及びJR九州におかれては、いずれもフリーゲージトレインの車両の仕様や安全性、経済

性が固まらなるとまだ検討・判断には至らないとのことであったとの答弁がありました。

これに関連し、佐賀県側と新幹線の整備方式について協議したことはあるかとの質問に対し、佐賀県とは、並行在来線のあり方や在来線を活用した取組等について協議を行っているが、新幹線の整備方式については、協議する段階にはないと考えるとの答弁がありました。

次に、危機管理監の所管事項について、「長崎県地域防災計画」に関し、1月18日に、原子力規制委員会は玄海原子力発電所3、4号機に関し、新規制基準に適合したことを示す審査書を決定したが、県は東日本大震災が発生した6年前の3月11日当時と比べ、安全性は高まったと認識しているのかとの質問に対し、今回、九州電力は、電源の確保や、かさ上げした堤防や引き潮対策などの津波対策等を行い、新規制基準に基づく対策を講じていることから、震災前と比べると安全対策は十分とられているものと認識しているとの答弁がありました。

次に、総務部の所管事項について、新県庁舎建設工事に関し、WTO対象建築工事において、元請けから下請けへの発注に際し、53%が県内企業への発注であったが、どのように依頼したのかとの質問に対し、県内企業への下請け活用については、WTO案件であるため、地域要件を付することはできないが、県議会における附帯決議を受け、契約当初から元請け業者へ要請を行うとともに、毎月開催している安全協議会やヒアリングの際に強く要請してきたとの答弁がありました。

この点について、この際、付け加えて申し上げますが、WTO協約に規定されている原則については、順守しなければならないことは十分承知しているものの、県内地場事業者の育成、

あるいは県内経済を支えるという意味からも、あえて、このような要請が行われたものと理解をし、今後においても、同様の考え方を持って対応されるよう委員会からも意見が付されたことを申し添えておきます。

また、別途、本委員会から、「無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしく願いいたします。

以上のほか、一、ストーカー対策について、一、県産品の販路拡大について、一、県庁舎跡地活用について、一、有人国境離島法に関する取組について、一、ICT利活用の推進について、一、消防団員の確保対策についてなど、総務行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長(田中愛国君) この際、念のため申し上げます。

本委員会と文教厚生委員会に分割して付託いたしました第15号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」及び第17号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、文教厚生委員長長の報告終了後に、一括して審議することにいたします。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第16号議案「長崎県情報公開条例及び長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第16号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案「長崎県税条例及び長崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第18号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

山本由夫委員長—18番。

○文教厚生委員長(山本由夫君)〔登壇〕 おはようございます。

文教厚生委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第15号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のうち関係部分」ほか11件で

あります。

慎重に審査いたしました結果、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第40号議案「長崎県公立大学法人の中期目標〔第3期〕について」に関し、中期目標の中で、県立大学の就職率を10%上昇させるとしているが、そのためには教員の資質向上や優秀な教員の採用により授業力を上げ、従来の講義形式ではなく、アクティブラーニングを取り入れるなどの授業改革が必要だと考えるが、今後どのように取り組んでいくのかとの質問に対し、アクティブラーニングは重要なテーマであると認識している。県立大学の建替えにおいても、小さなグループ毎に、自ら課題を発見し、課題解決に取り組んでいくためのアクティブラーニング用の教室をつくることとしている。また、特色ある授業として、地域での経営実践や、しまをフィールドとした「しまに学ぶ」教育等に取り組んでいくとの答弁がありました。

これに対し、しまをツールとした教育は非常に有効である。今後は、学内での研修、公開授業などを通して教員の意識改革を図りながら教育に取り組んでもらいたいとの意見がありました。

次に、各部局の議案外所管事務の審査に関し、主な事項について、ご報告いたします。

まず、教育委員会関係について女性活躍推進に関し、女性の教職員の管理職の数はどうなっているのかとの質問に対し、現在、教頭以上の管理職は、小学校においては、671名中63名、中学校においては、342名中24名、県立学校においては、171名中14名であるとの答弁があり

ました。

また、これに関連し、長崎県において、女性の管理職を増やすことについて、モデルケースを作るなどの取組が必要ではないのかとの質問に対し、現在、管理職選考試験の見直しを進めているところであり、試験合格後、登用の猶予を認め、子育て等が一定終わった後、管理職に登用できるようにしている。また、今年度から家庭の事情等により一旦降任しても、無試験で元の職に戻せる制度を導入したところである。

さらに、県立学校においては、「女性教職員による学校経営研修会」を今年度初めて実施し、現職の女性校長の体験談を含めた講和等を行った。その結果、今年度の教頭試験の女性の志願者が3倍に増えている。

今後、女性管理職を増やしていく努力を積み重ねていきたいとの答弁がありました。

次に、福祉保健部関係について、障害者スポーツに関し、障害者スポーツのあり方に関する県の取組はどのようになっているのかとの質問に対し、障害者スポーツは、長崎がんばらんば大会を契機に高まっている機運を一過性のものとせず、今後につなげていくために、スポーツの裾野を広げていくことや、長崎がんばらんば大会の成果を定着させることが重要だと考えており、「ながさきスポーツビジョン」にも位置づけて障害者の社会参加の促進に取り組んでいる。

例えば、大会の成果を定着させる取組として、人材バンクの設置や団体競技への支援などを行っているとの答弁がありました。

次に、「国民健康・栄養調査の結果」に関し、平成24年の厚生労働省の国民健康・栄養調査によると、本県のBMI（肥満度）については、男性が全国で1位、女性が2位となっているが、その原因は何か。また、その結果についての県

としてどのように考えているのかとの質問に対し、この調査は、1都道府県当たり10地区を調査対象としており、25以上が肥満と言われているBMIについて、本県は、男性は20歳から69歳までを対象とした調査結果が24.4、女性は40歳から69歳までを対象とし23.6であった。

原因として、例えば、野菜摂取量において、本県の女性が42位、一日当たりの歩行数が男女とも43位と下位であることから、食生活や運動など生活習慣に問題があるものと考えている。

県としては、引き続き、食と運動、そして健康診断受診率の向上の3つの柱を中心に健康づくりを進めていきたいとの答弁がありました。

次に、こども政策局関係について、保育士の確保に関し、潜在保育士の調査を行っているが、調査結果をどのように分析しているのかとの質問に対し、潜在保育士の363名から保育士として実際に「働く意思あり」との回答を得ているが、調査結果については、働く意思のない数千人の方々からの回答も合わせて現在分析中である。

今後、「資格を持っているが、すぐ保育所に就労しない方」などのデータも加えて、「保育人材バンク」の創設作業を進め、保育施設に情報提供できる仕組みをつくりたいとの答弁がありました。

これに対し、調査結果については、地域別や年齢別のデータの整理を行うとともに、現役の保育士へのアンケートを実施してほしいとの意見がありました。

以上のほか、一、私立高等学校の就職状況について、一、土曜授業について、一、ながさき生涯現役応援センターについて、一、地域包括ケアシステムについてなど、教育及び福祉保健行政全般にわたり熱心な論議が交わされました

が、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(田中愛国君) お諮りいたします。

本委員会と総務委員会に分割して付託いたしておりました第15号議案及び第17号議案を含め、各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第21号議案「長崎県国民健康保険運営協議会条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第21号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第25号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、環境生活委員長の報告を求めます。

ごう委員長—20番。

○環境生活委員長(ごうまなみ君)〔登壇〕 おはようございます。

環境生活委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会で審査いたしました案件は、第27号議案「長崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例」ほか8件であります。

慎重に審査いたしました結果、第45号議案「契約の締結の一部変更について」及び第46号議案「契約の締結の一部変更について」につきましては、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他の議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第46号議案「契約の締結の一部変更について」に関し、「一般県道諫早外環状線の建設事業における工事の変更」にかかる積算については、西日本高速道路株式会社（ネクスコ）の積算に基づき契約の変更を行っているが、県はどのような確認を行っているのかとの質問に対し、本契約は県が道路管理者であるネクスコと委託契約を締結する形態となっている。

変更については、事業費の算定調書、施工管理業務契約書の写しなどを確認することにより、県が発注する場合と同様のチェック機能が働くと考えているとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありま

した主な事項について、ご報告いたします。

まず、土木部の所管事項について、建設業の担い手確保・育成に関する取組に関し、技術職の人材不足を解消するため、産学官で様々な取組を実施しているが、効果が出ているのかとの質問に対し、建設業協会との共同による高等学校訪問や、建設産業団体連合会に対する早期求人申し込みの要請、産学官が連携した「1万人土木建築体験プロジェクト」などに取り組んでおり、高校卒業予定者のうち建設業への就職希望者の数は、平成29年1月末時点で159名と、前年同期よりわずかながら増えているとの答弁がありました。

これに対し、若者が建設業に就職しない原因の一つに福利厚生面の問題があるので、社会保険の未加入対策についても取り組むべきとの意見がありました。

また、海砂の採取に関し、海砂の事務取扱要領に基づき、採取限度量は、県内での必要量を確認して、限度量検討委員会で決定している。このような中、採取した海砂の約6割が県外流出しているが、今後はどのように対応するのかとの質問に対し、採取限度量は県内需要に応ずるという基本的な考え方を踏まえ、次の限度量検討委員会で議論したいとの答弁がありました。

次に、環境部の所管事項について、「汚水処理構想2017」に関し、持続的な汚水処理システムの構築とあるが、汚泥の再資源化や再生可能エネルギーとしての活用の取組はどうかとの質問に対し、汚水量が多い佐世保市や大村市は余剰ガスを利用したガス発電を実施し、長崎市は汚泥を肥料化している。

その他の市町では、費用対効果の問題で導入されていないが、広域的な活用などについて、県と市町で構成する協議会を設置し、議論して

いきたいとの答弁がありました。

次に、県民生活部の所管事項について、性暴力被害者支援事業に関し、平成28年4月から開始されたサポートながさきの実績と今後の取組はどうかとの質問に対し、平成28年12月末時点の相談件数は225件である。その内訳は、長崎市122件、佐世保市44件、離島地区2件などとなっている。

今後は、離島地区の支援として、長崎こども・女性・障害者支援センターの婦人相談業務を担っている五島、壱岐、対馬振興局の保健師と、上五島地区については、福祉事務所の職員が付添い支援の一部を担当することとなっており、3月10日に研修を実施し、4月1日から支援を行う予定であるとの答弁がありました。

これに対し、被害者に安心感を与える相談窓口と理解しており、必要であれば、相談員の増員なども検討すべきとの意見がありました。

次に、交通局の所管事項について、中期経営計画に関し、乗合の運行形態の見直しの中で、事業構造の転換を図るなどの取組を行っているが、加えて、コミュニティバスの運行を拡大する予定はないのかとの質問に対し、これまでも、高齢化社会のさらなる進展を見据え、片淵線やハートセンター線など、昼間の時間帯の買い物や通院などに特化した路線展開を行ってきている。路線の制約もあるが、今後も可能な限り運行について検討していきたいとの答弁がありました。

また、別途、本委員会から、「海洋ごみの処理推進について」及び「地域の実情に応じて運用できる『民泊』の法制化について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、併せてよろしく願いいたします。

以上のほか、一、無電柱化事業について、一、

諫早湾干拓調整池の環境保全対策について、一、第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について、一、第3次長崎県犯罪被害者等支援計画の策定について、一、長崎交通公園について、一、長崎ターミナル移転の財源と跡地の状況について、一、免許返納者パスについてなど、環境生活行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、環境生活委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(田中愛国君) お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第45号議案「契約の締結の一部変更について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第45号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第46号議案「契約の締結の一部変更について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第46号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決

いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

宅島委員長—17番。

○農水経済委員長(宅島寿一君)〔登壇〕 おはようございます。

農水経済委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第33号議案「長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例」ほか5件であります。

各議案を慎重に審査いたしました結果、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第36号議案「長崎県勤労福祉会館条例及び長崎県技能会館条例の一部を改正する条例」に関し、指定管理者の指定基準について、「県内に主たる事務所を有すること」との要件を見直すものであるが、本県議会における平成24年3月の「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議」との整合性はとれているのかとの質問に対し、決議においては、県外企業でも、県内に支店等を置き、県民を雇用している企業は、県内企業と同列とされている。

条例改正後は、指定管理者の募集を行う要領に県内に支店等のあることを明記することにより、決議との整合性を図りたいとの答弁がありました。

次に、第38号議案「長崎県獣医修学資金貸与条例の一部を改正する条例」について、現在、獣医師はどれくらい不足しているのか。また、この貸与制度では、年間何人の学生を予定しているのかとの質問に対し、現在、県の獣医療計画に対する不足はないが、今後、退職等により不足が懸念される。

また、対象枠については、新年度から国と県の貸与制度を併用し、既存の獣医大学生3名と、高校3年生を対象とした高校生枠1名の合計4名を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事項で論議がありました主なものについて、ご報告いたします。

まず、産業労働部の所管事項について、伝統的工芸品の振興に関し、長崎べっ甲が、今回、国の伝統的工芸品の指定を受けたが、その材料であるタイマイはワシントン条約で輸入禁止となっている。

今後、長崎の名産品として売り出すだけの原材料は確保できるのかとの質問に対し、事業者が保有している原材料について、べっ甲業界で調査を行っているものの、全数調査ではなく、また、使用状況により変わってくるが、10年分以上はあるのではないかと聞いている。

また、業界団体においては、国の補助事業も活用しながら、原材料の確保に努めることとしており、県としても一緒になって引き続き取組を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、水産部の所管事項について、太平洋クロマグロの資源管理に関し、昨年、対馬の沿岸漁業者による無承認の操業や漁獲量の報告漏れがあったが、この資源管理についての罰則規定はどのようになっているのかとの質問に対し、小型クロマグロを対象とした漁業を行うには、日本海・九州西広域漁業調整委員会の承認が必

要であるが、1回の違反で直ちに罰則が適用されるものではないとの答弁がありました。

これに対し、国においては、これまでの措置に加えて、漁獲量の報告や漁獲可能量の遵守についても、罰則付きの規制措置に移行する予定で検討されているが、県からも罰則規定を国へ改めて要望していくべきではないかとの質問に対し、マグロ漁業というのは、沿岸の小規模な漁業者もあり、また、漁獲量の報告についても非常に作業の手間がかかるものであるため、罰則ではなく、まずは資源管理の仕組みについて理解をしていただき、規定を遵守していただくよう指導していくのが基本と考えているが、悪質な場合は、一定の強制力のあるものが必要と考えている。

国の方針については、現在、パブリックコメントが実施されており、その中で県の意見を述べるとともに、水産庁に、マグロ管理についての現場の意見を、直接聞いてもらえるような機会を設けていきたいとの答弁がありました。

次に、農林部の所管事項について、県産材の使用に関し、県立・大村市立一体型図書館（仮称）建築にかかる特記仕様書には、WTO対象工事であることから、「県内生産品を使用するよう努めるものとする」との記載がある。

一方、他県では、努力規定ではなく、「県内産の木材」を使用するとしている事例もあるようだが、長崎県においても県産材の活用を図るため、もっと積極的な記載はできないのかとの質問に対し、WTO協定に抵触しない範囲で、県産材の使用について、特記仕様書にどのような記載ができるのか、他県の状況等も踏まえ、研究していきたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、雇用対策について、一、ベンチャー支援外部専門家委員会からの提言につ

いて、一、諫早湾干拓農地の利用権再設定についてなど、農水経済行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(田中愛国君) お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、予算決算委員長の報告を求めます。

橋村委員長—41番。

○予算決算委員長(橋村松太郎君)〔登壇〕 予算決算委員会の審査の結果、並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託された案件は、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」ほか26件でございます。

慎重に審査いたしました結果、第1号議案及び第47号議案につきましては、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、その他の議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、3月2日に開催いたしました総括質疑においては、「平成29年度当初予算案について」をはじめ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」、「人口減少並びに地方創生への取り組みについて」、「県庁舎建設整備費について」、「医療分野におけるICTの推進」など、多岐にわたり活発な論議が交わされました。

次に、総務分科会では、文化観光国際部の国境離島振興事業費に関し、しま旅滞在推進事業費及びしま旅グレードアップ事業費について、島民は航路等の運賃の低廉化の対象となっているが、島外からの観光客は、その対象となっていない。本事業により、観光客の旅行費用を低廉化することのことだが、その仕組みはどうなっているのかとの質問に対し、しまの魅力を活かした新たな体験プログラムを組み込んだ旅行商品を開発し、販売を促進する呼び水として、体験プログラム部分やオプションのレンタカープラン等の割引を行いたいと考えているとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会では、教育委員会関係の次代を担う高校生の資質・能力を育成する指導改善プロジェクト費について、県立高校6校はどこを指定する予定か。また、取組の内容はどのようなものかとの質問に対し、本事業を行う6校については、普通科高校だけでなく、専門高校も対象とし、地域も考慮しながら選定することとしている。

また、取組の内容については、平成32年度から小・中・高校と順に学習指導要領が改訂されることを踏まえ、これまでの学力中心の考え方から、思考力、判断力、表現力、学びに向かう人間性を重視する教育方法について3年間で実践研究していく事業であるとの答弁がありました。

次に、環境生活分科会では、土木部関係の松が枝地区再開発構想検討事業費について、具体的にどのような検討をしようとしているのかとの質問に対し、クルーズ船の入港が増えているため、松が枝地区の2バス化を進めようとしているが、新たな岸壁背後地は、ポテンシャルの高い土地であり、その土地利用について、民間事業者の参入を促して有効活用できるよう、まちづくりの構想を検討するとの答弁がありました。

これに対し、長崎市とも密な連携を図りながら、県として総力を挙げて取り組むべきとの意見がありました。

次に、農水経済分科会では、水産部関係の輸出拡大に向けた流通・販売強化事業費について、輸出する魚種は、相手国によってどのように違うのかとの質問に対し、本県からは、中国への輸出が一番多く、現地でニーズが高い養殖マグロやアジ・サバなどの旬の鮮魚を輸出している。

また、アメリカ向けには、ハマチのフィレや250グラム以上の大型のアジなどが主であるとの答弁がありました。

これに関連し、平成29年度の各国へのアプローチはどのように考えているのかとの質問に対し、海外に設置しているアンテナショップに加え、中国では現在取り扱いのある49都市、1,214店舗を核として販売を広げていきたい。

また、アメリカについては、ロサンゼルスからサンディエゴへ販路を拡大できるよう取組を考えている。

シンガポールについては、2月に現地で水産物販路拡大セミナーを行った際に興味を持たれた業者がいたことから、新しい販売先となるよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上のほか、予算全般に関し、熱心な論議が

交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。

○議長(田中愛国君) これより、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」について、質疑・討論に入ります。

堀江議員—13番。

○13番(堀江ひとみ君)〔登壇〕 日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま議題となりました第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」については、乳幼児医療費助成事業の現物給付制度を実施する予算など、県民の願いに応えた予算については、当然のこととして賛成です。しかし、以下の理由を申し上げ、反対いたします。

長崎新幹線整備事業関連213億2,001万円。

予算総括質疑で指摘しましたが、子どもの医療費助成を中学校卒業まで年齢拡大をして、15年間、長崎県が助成できる予算を、新年度1年間だけで新幹線につぎ込もうとしています。中村知事は、「施策の選択であろう」と答弁しました。

フリーゲージトレインが技術的に確立されていない現在、これだけの予算を確保することは無謀です。新幹線と特急を乗り継ぐリレー方式で開業することですが、長崎から博多まで必ず乗り換えなくてはならず、料金は上がり、時間もさほど短縮されないのがリレー方式です。交流人口を増やせるとはとても思えません。

これまで20年間、400億円かけて開発しながら、いまだに完成の見通しが無いフリーゲージトレインを必要な施策として予算を確保することに県民の同意は得られません。直ちに長崎新

幹線事業は凍結、中止すべきです。

石木ダム建設事業関連10億3,596万円。

川棚川における過去の洪水被害は、河川改修により対応することができます。また、人口減少が進む中、佐世保市に新たな水源は必要ではなく、石木ダムは不要です。（発言する者あり）事業を進めることは、水没予定地に現に生活している13世帯、約60人を強制的に収用することにつながり、絶対に認められません。

国保都道府県化対策事業13億214万円。

別議案になります第47号補正予算でも同じように確保されており、合わせて15億212万円、国民健康保険の財政運営を長崎県も行うための準備予算です。

昨年12月、文教厚生分科会で、担当課長は、「国保都道府県化で県内統一の保険料を目指す法定外一般会計繰入解消を目指す」と説明しました。

高過ぎる国民健康保険税を引き下げのために一般会計からの繰り入れをしている自治体は、独自支援策ができなくなります。市町は長崎県に納める納付金の100%納付を目指すこととなりますから、今以上に過酷な徴収強化も予想されます。

国保都道府県化は、長崎県と各自治体が、ともにさらなる医療費抑制策へ向かわざるを得ない仕組みがつくられることであり、県民にとっては必要な医療が受けられないことにつながります。

国保は、憲法第25条に基づく社会保障制度です。国庫負担を増額し、国保税を引き下げ、払える国保税にすることを強く求めます。

そのほか、カジノを含む統合型リゾート導入検討事業342万円、諫早湾干拓事業関連6億9,241万円、長崎県学力調査実施事業613万円な

ど、長崎新幹線や石木ダムより、暮らしや福祉、教育の充実を求めます。

安倍政権のもとで、県民の暮らしは一層深刻です。年金は下がり、社会保障も削られます。実質賃金も下がり続けています。国の悪政から県民を守る防波堤の役割が長崎県には求められています。県民の暮らし優先の予算編成を求め、反対討論といたします。

○議長(田中愛国君) 中島浩介議員—22番。

○22番(中島浩介君)〔登壇〕 自由民主党、中島浩介でございます。

会派を代表いたしまして、第1号議案「平成29年度長崎県一般会計予算」について、賛成の立場で意見を述べ、議員各位のご賛同を賜りたいと存じます。

本年4月1日に、我々が待ち望んでおりました有人国境離島法が、いよいよ施行されます。これは、法律の制定に中心的役割を果たされた自民党離島振興特別委員長の谷川弥一衆議院議員をはじめ、本県選出の国会議員の皆様のご多大なるご尽力によるものであります。この機を逸することなく、離島の根本的な振興策を強く展開しなければなりません。

関連予算の審査の中では、いまだ具体的な動きが見えず、スピード感が足りないと思われる取り組みも見られました。せっかくの新法制定であります。「仏つくって魂入れず」とならないよう、地元市長や地域とともに有人国境離島交付金をしっかりと活用し、本県の長年の課題を乗り越えるために、国境離島地域の振興に取り組まれることを要望します。

また、来年度は知事の2期目の最終年度であり、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」の2年目となることから、今回提案の当初予算については、今年度までの取組実績や進捗状況などの

検証を行うことはもとより、これまで以上の選択と集中により、県勢の発展に必要な予算へ重点化を図り、喫緊の課題である人口減少の克服と地方創生を強力に推進していくという決意のもと編成された予算であると評価をするものであります。

とりわけ、県の重要事業において、九州新幹線西九州ルート建設工事については約212億円の予算が計上され、平成34年度の確実な開業に向け事業進捗が図られているほか、石木ダム建設事業については、川棚川の治水対策並びに佐世保市にとりまして長年の課題であります水源不足の解消のため、工事の進捗に最大限努力することとされております。

また、統合型リゾート（IR）の誘致につきましては、昨年12月に、いわゆるIR推進法が成立、施行されました。平成29年度は実施法が施行され、区域指定がなされる大変重要な年となります。

知事は、常日ごろから、県民の理解を得るための合意形成やギャンブル依存症をはじめとする、あらゆるリスクを最小限にとどめることに意を用いておられ、関係市町並びに関係団体と連携を図り、観光振興策の起爆剤となり、地域振興や雇用創出効果が期待されることから、IRの誘致を推進することとされております。

このほか、アジア諸国を中心とした国際戦略や県勢浮揚を図るための対策や地域課題の対応にも取り組まれ、医療や福祉、介護、教育、子育てなど、社会保障の充実強化にも限られた財源の中で最大限の対応が見られる予算となっております。

私は、今回の予算は厳しい財政状況の中、借換債発行等綱渡りの会計処理をしてまで、見直すべき事業は見直し、聖域なき行財政改革を推

進するとともに、必要な施策には重点配分されている知恵と工夫が込められた予算となっております。評価するものであります。

今後は、予算執行の中において、従来の手法の延長線上ではない切り口や、外部、民間の感覚や知恵を取り入れるなどの意識を持ち、あらゆる手段を講じて、断固たる覚悟を持って結果を出す姿勢がますます必要であり、知事におかれましては、一刻も早く、これらの施策を県民の皆様に向けていただき、結果の出せる知事として、県民のだれもが大きな成果を実感できるようご尽力を期待いたします。

以上、第1号議案について賛成意見を述べ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。賛成の討論とさせていただきます。

○議長(田中愛国君) 質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第47号議案「平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(田中愛国君) 起立多数。

よって、第47号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、お手元に配付いたしております「動議件名一覧表」のとおり、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出方の動議が提出されておりますので、これを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

各動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます

よって、動議は、それぞれ可決されました。

次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております議員派遣第64号のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

次に、各委員会から議会閉会中の付託事件と

して、お手元の一覧表のとおり申し出があつておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中愛国君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

この際、知事より、ご挨拶があります—知事。

○知事(中村法道君)〔登壇〕 2月定例県議会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの議会は、去る2月20日から本日までの25日間にわたり開かれましたが、議員の皆様方には、本会議及び委員会を通じ、終始熱心にご審議いただくとともに、それぞれ適正なご決定を賜り厚くお礼を申し上げます。

この際、議会中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

核兵器禁止条約交渉参加に係る政府への要請について。

今月下旬から国連で開始される核兵器禁止条約交渉について、我が国からもぜひ参加していただくよう、昨日、岸田外務大臣あての要請文書をお届けいたしました。

長崎県民の悲願である核兵器廃絶の実現のためには、この新たな議論の枠組みに、すべての国々が参加することが必要であると考えているところであり、政府におかれては、唯一の戦争被爆国として、核兵器保有国と非保有国の橋渡しの役割を担っていただくようお願いしたところであります。

東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致にかかるモンゴル国視察団の本県視察受け入れについて。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競

技大会にかかる事前キャンプ誘致に関しまして、去る3月13日から14日までモンゴル国の教育文化科学スポーツ省体育スポーツ庁ツァガン・オドンバヤル副長官ほか1名が来県され、五島市の中央公園陸上競技場や市民体育館などを視察されました。

視察団の方からは、五島の環境や施設に対し一定の評価を得られたものと考えており、引き続き誘致に向けてモンゴル国側と協議を進めてまいります。

企業誘致の推進。

企業誘致については、去る2月24日、千葉県に本社を置く株式会社フェローの本県への立地が決定いたしました。

同社は、佐世保市が所有する用地を取得し、6名を雇用して、各種プラント向けダンパを製造することとしております。

県としては、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう、地元自治体及び関係機関とも連携しながら企業誘致の推進に引き続き力を注いでまいります。

このほか、会期中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に積極的に反映させてまいりたいと存じます。

さて、年度替わりの時期を迎え、皆様方には何かとご多用のことと存じます。どうかご健康には一段とご留意いただき、ますますご活躍されますことを心からお祈り申し上げます。

最後になりますが、報道関係の方々には、会期中、終始県議会の広報について、ご協力を賜り、ありがとうございました。

この機会にお礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

○議長（田中愛国君） 平成29年2月定例会の閉

会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月20日に開会いたしました本定例会も、すべての案件の審議を終了し、本日閉会の運びとなりました。

この定例会中は、平成29年度当初予算の審議をはじめ、有人国境離島法の施行に伴う離島振興施策、九州新幹線西九州ルート of 整備促進、統合型リゾート（IR）の誘致活動、県庁舎跡地活用策、世界遺産登録、観光振興対策、農業振興策、水産振興策、教育行政、土木行政と当面する県政の重要課題について、終始熱心にご論議をいただきました。

この間の議員各位のご努力と、知事をはじめ、理事者の皆様並びに報道関係の皆様のご協力に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会においても活発な論議が交わされましたが、本年4月より「有人国境離島法」が施行されます。

本法律は、皆様ご承知のとおり、自民党離島振興特別委員長の谷川衆議院議員をはじめ、本県選出国會議員、また地元市町や地域の皆様方の多大なるご尽力により制定されております。

今後、新しく創設される交付金等を最大限に活用し、急速に進む人口減少の流れに歯止めをかけ、離島地域の活性化を図るため、一層の取り組みが必要であると存じますので、議員各位及び理事者の皆様並びに関係者の皆様のご尽力をお願い申し上げます。

さて、いよいよ新年度も目前に迫り、皆様には公私ともにご多忙のことと存じますが、くれぐれも健康にご留意のうえ、県勢発展のために一層のご協力、ご支援をお願い申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶といたします。

これもちまして、平成29年2月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

— 午前11時 4分 閉会 —

議 長 田 中 愛 国

副 議 長 坂 本 智 徳

署 名 議 員 高 比 良 元

署 名 議 員 吉 村 洋

(速記者)

(有)長崎速記センター

配 付 資 料

重 力		言 義
提 出 者	離島・半島地域振興特別委員会	
提 出 年 月 日	平成29年 2月20日	
種 類	意 見 書	
件 名	離島・半島地域の振興対策について	
要 旨	<p>本県の離島・半島地域は県土の7割以上を占めており、その振興は県全体の振興に繋がる重要な鍵であるが、離島・半島地域は地理的条件から幹線交通体系から離れ、産業や生活面での不利性が顕著に現れ、人口減少に歯止めがかからず、存続すら危ぶまれる地域もある状況である。</p> <p>離島・半島地域は食料の安定供給や国土の保全など、県民のみならず国民の利益増進に大きな役割を担う貴重な財産であり、将来も離島・半島地域に人が住みつづけたいくような効果的な対策を講じていくことは喫緊の課題である。</p> <p>県においては、これまでも離島・半島地域が抱える課題に対し、様々な施策を展開されてきた。しかしながら課題の解決には至っていない。</p> <p>本県の離島・半島地域はそれぞれが独自の自然や歴史・文化によって育まれた魅力を持っている。同時に地域の課題もそれぞれの地域で異なっている。従って、厳しい財政事情の下、課題へ効果的に対応し、最大限の効果を挙げ、各地域の実情に応じた施策展開を行うことが不可欠である。</p> <p>以上を踏まえ県に対して、下記の事項についてスピード感を持って、積極的かつ真摯に取り組みよう強く求めるものである。</p>	
	記	
	1 交流人口の拡大への取組について	
	(1) 県外からの教育旅行の誘致や県内小学生の離島・半島地域の交流の活性化をすすめ、体験型旅行に取り組み地域を部局横断的に支援し、体験型旅行をより成功に近づける役割を果たすこと。同時に、県内の事例の把握並びに県外の先進事例の把握を行い、その情報を県内の実践団体と共有すること。	
	(2) 生物多様性保全の取り組みについての活動を促進させ、離島・半島地域の自然資源を地域振興に活用するとともに、県内の自然や歴史・文化・世界遺産・日本遺産を生かした参加型スポーツイベントの実現に努めること。	
	(3) インバウンド対策の整備の1つとして、光ケープルなどの情報通信のインフラ整備を行い、情報発信の充実を努めること。	

2 物流対策について	<p>離島・半島地域における物流の効率化を検討すること。また、国境離島新法における交付金を活用し、物流コストの削減を積極的に実施すること。</p>
3 雇用・人材確保及び人材育成について	<p>(1) 本県の基幹産業である一次産業における所得について把握し、それらの現状に対する効果的な対策を講じること。</p> <p>(2) 人口流出や誘致企業の撤退を防ぐために、必要に応じて市町ごとに人口減少の要因や企業の実態等について状況把握を行い、適切な対策を講じること。</p> <p>なお、誘致企業の人材確保については、求人情報を県内・県外の求職者に向けて、県、市町及び関係団体が連携し、確実に情報発信を行うよう努めること。</p> <p>(3) 離島の雇用を支えている建設業については、今後、建設業が縮小した場合でも島内で継続就労が可能となるよう新たな人材育成に努めること。</p> <p>(4) 国のビッグデータ等を活用し、効果的な対策を講じること。</p>
4 交通について	<p>地域生活に必要な交通体系としての路線バスについては、不採算路線の見直し及び地域交通再編を行う際は、地域住民の意向を充分に踏まえたうえで、利便性の確保に努めること。</p> <p>また、県民の利便性と採算性のバランスのために世界遺産、日本遺産など新たなコンテンツを活用し、路線の存続や構築を検討すること。</p>
5 福祉について	<p>介護サービスについては、充分にサービスが行き届かない離島地域がある一方で、介護保険料は上がり続けているという実態がある。それ故、県は離島の現状を把握するとともに、特に二次離島等のように人口規模が小さく、介護サービス事業の成立が難しい地域への支援に努めること。</p>
6 医療について	<p>周産期医療対策については、基幹病院と周辺市町の病院及び診療所がデータや情報の共有を行う「周産期医療支援システム」を活用しながら、地域住民が安心して出産できる環境整備に努めると共に、県内の周産期医療環境が整っていることについて、県民への周知を図り、特に有配偶者の女性に対して、県として広報に努めること。</p> <p>また、不妊治療支援制度については、患者の経済的負担の軽減を図るため、国の助成制度に併せて、県が助成を実施していることについて周知を図り、制度を利用する十分な機会の創出に積極的に取り組むこと。</p>

提出先	7 教育について 「高等学校の機能充実と魅力化の推進」については、地域住民等の意向を充分に踏まえたりえで、地元と県教育委員会が協力し合いながら事業を推進し、魅力ある高等学校となるように努めること。 また、離島における市町立小中学校の教職員住宅の環境整備については、その地域で利用されていない県有財産の有効活用や空き家の活用など、市町とその重要性を共有しながら適切な助言を行うことに努めること。
知事	なお、文案の作成及び提出の諸手続きについては、議長に一任する。

重 力 議 決	
提出者 提出年月日	離島・半島地域振興特別委員会 平成29年 2月20日
種類	議 決
件名	<p>「有人国境離島地域の地域社会の維持」に係る施策の推進に関する決議</p> <p>平成28年4月に「有人国境離島地域の保安及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」（以下「有人国境離島法」という。）が成立し、平成29年4月1日から施行される。</p> <p>本県の県土の約4割は離島であり、その殆どは国境離島である。</p> <p>国境離島は、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等、国家的・国民的利益の増進に大きく寄与する重要な地域である一方、わが国の外縁部に位置する地理的不利性により、他の地域と比較し、産業や生活面で多くの課題を抱え、人口減少に歯止めがかからない。</p> <p>本県の国境離島も、豊富な農林水産物など多くの恵みをもたらす宝であるが、県や関係市町をはじめ、関係者各位の長年に亘る振興対策にもかかわらず、人口は昭和30年をピークに、現在までに実に55%も減少するに至っており、このままでは無人化も危惧される状況にある。</p> <p>県土の大きな割合を占める国境離島地域にこれからも人が住み続け、安定した生活を維持していくことは、本県の浮揚に直結する課題である。</p> <p>人が住み続けるためには、雇用の場を維持し、また創り出すことに全力を傾注しなければならない。</p> <p>よって、本議会は国境離島の地域社会が維持され、将来へ継承できるまわづくりが総合的に推進されるよう、国境離島の雇用創出に向け、県民一体となつて取り組む決意を表明すると同時に、県におかれては、雇用の場を創出する千載一遇の機会である有人国境離島法を最大限活用し、地域毎の、実効性のある事業構築を行い、速やかに実行に移すことにより、本県国境離島の人口減少対策を更に強化していくよう強く求めるものである。</p> <p>以上、決議する。</p> <p>なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。</p>
要旨	以上、決議する。
提出先	議長

重 力		請 巻	
提 出 者	まちづくり・経済雇用対策特別委員会	提 出 日	平成29年 2月20日
種 類	見 書	提 出 年 月 日	平成29年 2月20日
件 名	長崎県におけるまちづくり及び経済雇用対策について		
要 旨	<p>わが国では、本格的な人口減少・高齢化社会が進展する中、地域間の競争が激しさを増しており、地方においては、それぞれの地域が将来を見据え、持続可能で活力あるまちづくりを行っていくことが必要となっている。</p> <p>本県は、古くからの国内外との交流によって培われた各地とのつながりや変化に富んだ美しい自然環境、個性あふれる離島など、他県にはない多くの強みを有している。</p> <p>今後とも、本県が持続可能なまちとして発展していくためには、これらの強みを最大限に活用しながら、県内外から多くの人を呼び込み、住む人、訪れる人が共に本県に魅力とにぎわいを感じられるまちづくりに取り組むことが不可欠である。</p> <p>また、経済面においては、わが国の景気動向と同様、本県の景気も全体として緩やかな回復基調が続いているとされ、有効求人倍率が1倍を超える状況が継続するなど、県内の労働需給は緩やかな改善が続いており、人手不足感が強まってきている。</p> <p>しかしながら、本県では、高校、大学等の卒業を機とした就職・進学により、若者の県外への流出が続き、人口減少と本県の将来を担う優秀な人材の喪失につながっており、若年層の県内定着を図る取り組みが求められている。</p> <p>県においては、これまで、観光振興や暮らしを支える社会資本の整備、各産業の振興、企業誘致による良質な雇用の場の確保など、様々な施策に取り組んでいるが、人口減少や県民所得の低迷、地域コミュニティ活力の低下などといった構造的な課題を抱えており、これらの課題を克服し、県民が今後も地域に住み続けることができ、豊かで活力のある暮らしを実感できるまちづくりを進める効果的な施策の実施が必要である。</p> <p>よって、県に対して、下記の事項に対し、十分な対応を行うよう強く要望するものである。</p>		
	記		
	<p>1 新幹線を活かしたまちづくり及び交通網対策に関する取り組みについて</p> <p>(1) 新幹線の効果が県内全体で最大限に発揮されるよう、運行ダイヤや停車駅の設定、山陽新幹線への直通運行について、J Rや国に対し、強く働きかけを行うとともに、新幹線と航空路の連携が確実に図られ</p>		

	<p>る施策の検討を進めること。</p> <p>(2) 新幹線開業に合わせて沿線各市が進めている新幹線駅周辺整備に対して、計画どおりに事業が進捗するよう必要な支援を行い、各市のまちづくりに影響が生じないよう配慮していくこと。</p> <p>(3) 二次及び三次交通網の整備にあたっては、地域公共交通の維持・確保という視点も踏まえ、市町や関係事業者と連携してきめ細かい対策を講じていくこと。</p> <p>(4) フリーゲージトレインの開発状況について、国に対して積極的に情報の提供を求め、整備スケジュールの遅れや対面乗換方式(リレー方式)の固定化を生じさせないよう万全な対応を行うとともに、県民に対して新幹線整備に関する情報発信をわかりやすく行い、周知を図っていくこと。</p>
	<p>2 県庁舎跡地活用に関する取り組みについて</p> <p>(1) 県庁舎跡地活用については、可能な限り速やかに整備方針の策定に努めること。なお、文化芸術ホール機能の検討にあたっては、長崎市が整備を計画しているMICE施設のホール機能との重複に関する調整を確実にを行うとともに、文化芸術ホール整備についての主体性と費用負担に係る長崎市の意向を明確にした上で、取り組むこと。</p> <p>(2) バスベイ・駐車場機能についても交通対策や施設利用の面から重要な整備課題の一つとして捉え、復元事業が進む島に近接することから、交通結節点としても利便性が高く、土地の有効活用が図られるバスベイ及び駐車場整備を検討していくこと。</p> <p>(3) 県警本部跡地における民間活力の導入の検討にあたっては、跡地周辺で行われようとする民間事業者の開発意向等も考慮するとともに、県が別途取り組んでいるオフィスビル整備に係る事業との連携・調整を図っていくこと。</p>
	<p>3 生涯活躍のまち(CRC)実現に向けた取り組みについて</p> <p>(1) 人口減少に対する危機感を市町とも共有し、県下全域において生涯活躍のまち実現に向けた取り組みが推進されるよう、市町に対する働きかけを積極的に行うこと。</p> <p>(2) 経済波及効果について、短期的期間や少人数規模といった、より細かい条件設定による試算についても検討し、市町が取り組みやすいよう努めること。</p> <p>(3) 県内各地域への定住が図られるよう、移住者や移住希望者の地域に対する希望、ニーズの的確な把握を行うとともに、定住に至らなかった場合の原因の分析や検証にも取り組み、市町に対して、移住の動機付けとなるよう、地域が求める人材像を具体的に示すよう促すこと。</p> <p>(4) 県及び市町が移住推進のために取り組む施策に対して、国による必要な財政支援が行われるよう要望を行うこと。</p>

	<p>4 若者の県内就職及び県内定着促進に向けた取り組みについて</p> <p>(1) 県内の大学生が各大学で学んだことを卒業後に県内で活かしていくことができるよう、各大学と連携を図りながら、企業が求める人材の育成や県内への就職促進の取組に対する支援を推進するとともに、本県の特長を活かした新産業や若者が魅力を感じる雇用の創出などについて、取組を進めていくこと。</p> <p>(2) インターンシップ制度の充実と、求人に関する中小・小規模企業のスキルが向上するような施策に取り組むこと。</p> <p>(3) 子どもたちに本県の魅力や県内で就職、生活する経済的メリットなどを伝えるとともに、学校教育において地域への誇りと愛着が育まれるような「ふるさと教育」の充実を図ること。</p> <p>なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。</p>
提出先	知事

重 力 言 義	
提出者	観光振興等対策特別委員会
提出年月日	平成29年 2月20日
種類	意見書
件名	長崎県のさらなる観光振興の促進について
要 旨	<p>本県は、古くから西洋にも開かれた窓口として、国内外の人々との交流や歴史に関し、特色ある地域文化を育んできた。加えて、豊かな自然に囲まれ、優れた地域資源が点在することから、観光産業は、本県の主要な産業のひとつと位置づけられている。さらには雇用創出、交流人口拡大など地域社会活性化や地方創生にも繋がるため、観光を切り口としたまちづくりを目指すための施策が重要となってくる。</p> <p>昨年4月に発生した熊本地震では九州全体へ影響が及び、観光産業での多大な損失があったが、このような時こそ、本県のみではなく、九州が一体となり、震災からの復興と併せ、観光の復興に関しても引き続き特段の配慮が必要である。</p> <p>また、世界遺産では「明治日本の産業革命遺産」の登録に続き、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の登録実現に向けた準備も進められている。</p> <p>さらに、日本遺産では「国境の島 老岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」が認定されたのに続き、「日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～」と「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～」の2件が認定された。</p> <p>これら資産を活用し、観光消費額の拡大による本県観光産業の底上げを図り、「世界が認める観光県ながさき」の実現に向け、ながさき観光の魅力・満足・価値の向上を図りながら官民一体となって取り組み、県に対して、下記の項目についてさらに積極的に促進されるよう、強く求めるものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 平成28年4月の熊本地震の影響によりキャンセルが多く発生した修学旅行の誘客について、県、市町、観光協会、宿泊施設、旅行事業者、交通事業者など、官民一体となり、安全であることを周知するなど、九州全体による観光振興のための取組を実施すること。</p> <p>2 宿泊者数が減少する閑散期対策や年間通しての平準化対策も含めて、各地域に点在している本県の特徴ある観光資源の掘り起こしや、新たな観光素材の磨き上げを行ない、併せて観光客のニーズに応じたサービスの提供などの充実を図ること。</p>

上 程 議 案 件 名 表

議案番号	件名	名
第1号議案	平成29年度長崎県一般会計予算	
第2号議案	平成29年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	
第3号議案	平成29年度長崎県農業改良資金特別会計予算	
第4号議案	平成29年度長崎県林業改善資金特別会計予算	
第5号議案	平成29年度長崎県営林特別会計予算	
第6号議案	平成29年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	
第7号議案	平成29年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	
第8号議案	平成29年度長崎県庁用管理特別会計予算	
第9号議案	平成29年度長崎県市場特別会計予算	
第10号議案	平成29年度長崎県港湾施設整備特別会計予算	
第11号議案	平成29年度長崎県流域下水道特別会計予算	
第12号議案	平成29年度長崎県公債管理特別会計予算	
第13号議案	平成29年度長崎県港湾整備事業会計予算	
第14号議案	平成29年度長崎県交通事業会計予算	
第15号議案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	
第16号議案	長崎県情報公開条例及び長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	
第17号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	
第18号議案	長崎県税条例及び長崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	
第19号議案	長崎県亜熱帯植物園条例を廃止する条例	
第20号議案	警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	
第21号議案	長崎県国民健康保険運営協議会条例	
第22号議案	長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	
第23号議案	長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	
第24号議案	長崎県障害福祉サービスの事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	
第25号議案	市町村立学校費負担教職員定数条例及び県立学校教職員定数条例の一部を改正する条例	
第26号議案	長崎県社会体育振興基金条例の一部を改正する条例	
第27号議案	長崎県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	

	<p>3 現在、登録・候補となっている「世界遺産」や「日本遺産」に加え、本県特有の歴史や文化、人物等を掘り起こして活用することにより、登録効果の相乗効果を図る一方で、他県とも連携した観光客の周遊や利便性の向上に資するため、二次交通アクセスの整備等により広域周遊ルートの再構築を行い、受入体制の整備を実施し、誘客拡大のための施策を講じること。</p> <p>4 本県が持つ海外交流の歴史等を活かした外国人観光客の誘客拡大と、クルーズ船入港による経済効果を取り込むためのWi-Fi環境整備など、受入体制整備に関して、引き続き支援を行うこと。</p> <p>5 平成28年10月から就航した、エアソウル定期路線の利用者の拡大のため、外国人目線から見た本県の魅力を紹介するなど、新たなインバウンド誘客の取組を推進していくこと。</p> <p>6 観光産業の育成・サービスの高付加価値化を目指し、国及び各市町と連携を図り、観光客受入に対する施設整備、経営改善等への支援対策を講じること。</p> <p>なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。</p>
提出先	知事

議案番号	件名	名
第28号議案	雲仙公園使用条例の一部を改正する条例	
第29号議案	長崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例	
第30号議案	長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	
第31号議案	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	
第32号議案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	
第33号議案	長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例を廃止する条例	
第34号議案	長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例	
第35号議案	長崎県農業技術センター条例の一部を改正する条例	
第36号議案	長崎県勤労福祉会館条例及び長崎県技能会館条例の一部を改正する条例	
第37号議案	長崎県職業能力開発関係手数料条例の一部を改正する条例	
第38号議案	長崎県獣医師学資金貸与条例の一部を改正する条例	
第39号議案	包括外部監査契約の締結について	
第40号議案	長崎県公立大学法人の中期目標〔第3期〕について	
第41号議案	契約の締結について	
第42号議案	契約の締結について	
第43号議案	契約の締結について	
第44号議案	契約の締結について	
第45号議案	契約の締結の一部変更について	
第46号議案	契約の締結の一部変更について	
第47号議案	平成28年度長崎県一般会計補正予算（第7号）	
第48号議案	平成28年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）	
第49号議案	平成28年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）	
第50号議案	平成28年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）	
第51号議案	平成28年度長崎県営林特別会計補正予算（第2号）	

議案番号	件名	名
第52号議案	平成28年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	
第53号議案	平成28年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）	
第54号議案	平成28年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）	
第55号議案	平成28年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）	
第56号議案	平成28年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第3号）	
第57号議案	平成28年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	
第58号議案	平成28年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）	
第59号議案	平成28年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）	
第60号議案	長崎県監査委員の選任について議会の同意を求めることについて	
発議第189号	長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	
議員派遣第64号	議員派遣の件（九州・沖縄未来創造会議第3回PT会議）	

◎常任委員会・議会運営委員会委員選任名簿

平成29年 特別委員会の付議事件等一覧表

委員会	委員長	副委員長	委員	員
総務委員会 (11名)	吉村 洋	大場 博文	八江 利春 小林 克敏 徳永 達也 山田 用子 川崎 祥司 前田 哲也 友田 吉泰 山本 啓介 坂本 浩	
文教厚生委員会 (11名)	山本 由夫	吉村 正寿	三好 徳明 中山 功 橋村松太郎 坂本 智徳 瀬川 光之 久野 哲 中村 和弥 浅田眞澄美 里脇 清隆	
環境生活委員会 (11名)	ごうまなみ	山口 経正	野本 三雄 吉村 庄二 溝口美美雄 中島 廣義 下条ふみまさ 高比良 元 堀江ひとみ 深堀 浩 宮本 法広	
農水経済委員会 (11名)	宅島 寿一	近藤 智昭	宮内 雪夫 渡辺 敏勝 山田 博司 外間 雅広 松島 亮 西川 克己 中島 浩介 大久保潔重 麻生 隆	
予算決算委員会 (44名)	橋村松太郎	吉村 庄二	議長、正副委員長を除く全議員	
議会運営委員会 (13名)	溝口美美雄	久野 哲	八江 利春 吉村 庄二 橋村松太郎 徳永 達也 中村 和弥 西川 克己 前田 哲也 ごうまなみ 麻生 隆 坂本 浩 大場 博文	

名称	付議事件	設置期限
離島・半島地域振興特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 離島・半島地域振興対策 国境離島新法対策 航路・航空路運賃対策 	調査終了時まで
人口減少・少子高齢化対策特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少・少子高齢化対策 人材育成対策 雇用創出対策 	調査終了時まで
観光振興特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> 観光振興対策 世界・日本遺産対策 国際戦略(東南アジア) IR・インバウンド対策 	調査終了時まで

◎特別委員会委員選任名簿

委員	委員長	副委員長	委員	員
離島・半島振興会特別委員(9名)	近藤 智昭	山本 啓介	宮内 雪夫 山田 博司 中島 浩介 宅島 寿一	堀江ひとみ 浅田真澄美 吉村 正寿
人口減少・経済雇用対策会特別委員(10名)	山田 朋子	山口 経正	三好 徳明 小林 克敏 下条ふみまさ 松島 完	坂本 智徳 瀬川 光之 大久保深重 宮本 法広
観光振興等対策会特別委員(10名)	里脇 清隆	川崎 祥司	野本 三雄 中山 功 高比良 元 友田 吉泰	渡辺 敏勝 中島 由夫 山本 由夫

委員 会 開 催 日 程 表

月 日	曜 日	開 会 時 刻	委 員 会 名	場 所
3月2日	木	10:00	予(算決)算(括)質(疑)会	議 場
3月3日	金	10:00	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 - A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
3月6日	月	10:00	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 - A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
3月7日	火	10:00	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 - A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
3月8日	水	10:00	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 - A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
3月9日 (予備日)	木	10:00	総 務 委 員 会	第 1 別 館 第 1 会 議 室
			文 教 厚 生 委 員 会	第 1 別 館 第 3 会 議 室
			環 境 生 活 委 員 会	本 館 5 - A 会 議 室
			農 水 経 済 委 員 会	議 会 会 議 室
3月14日	火	11:00	予(算決)算(報告、採決)会	議 場

平成28年2月定例会

審査報告書
総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年3月11日

議長 田中 愛国 様
総務委員会委員長 山本 由夫

議長 田中 愛国 様

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第15号	長崎県行政不服審査会条例	原案可決
第16号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (関係分)	原案可決
第17号	長崎県手数料条例の一部を改正する条例(関係分)	原案可決
第18号	長崎県情報公開条例及び長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	原案可決
第19号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第20号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(関係分)	原案可決
第21号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第22号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例(関係分)	原案可決
第23号	長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第24号	長崎県物品調達基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第25号	警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第26号	学校教育法等の一部を改正する法律の施行及び公立小中学校指導教諭の設置に伴う関係条例の整理に関する条例(関係分)	原案可決
第47号	包括外部監査契約の締結について	原案可決
第48号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第75号	長崎県観光振興基本計画について	原案可決
諮問第1号	退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について	原案可決 棄却すべき
諮問第2号	退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について	原案可決 棄却すべき

計 17件(原案可決 15件、棄却すべき2件)

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年3月10日

文教厚生委員会委員長 宅島 寿一

議長 田中 愛国 様

記

1 議案

番号	件名	審査結果
第16号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (関係分)	原案可決
第17号	長崎県手数料条例の一部を改正する条例(関係分)	原案可決
第20号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(関係分)	原案可決
第22号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例(関係分)	原案可決
第26号	学校教育法等の一部を改正する法律の施行及び公立小中学校指導教諭の設置に伴う関係条例の整理に関する条例(関係分)	原案可決
第27号	長崎県保健所条例の一部を改正する条例	原案可決
第28号	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (関係分)	原案可決
第29号	長崎県立佐世保健看護学校条例を廃止する条例	原案可決
第30号	長崎県国民健康保険財政安定化基金条例	原案可決
第31号	長崎県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第32号	長崎県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第33号	長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第34号	長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年3月10日

環境生活委員会委員長 中島 浩介

議長 田中 愛国 様

記

1 議案

番号	事件名	審査結果
第26号	学校教育法等の一部を改正する法律の施行及び公立小中学校指導教諭の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（関係分）	原案可決
第28号	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第38号	興行場法施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第39号	長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第40号	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第41号	長崎県建築審査会条例の一部を改正する条例	原案可決
第42号	長崎県営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決
第51号	契約の締結について	原案可決
第52号	契約の締結について	原案可決
第53号	契約の締結の一部変更について	原案可決
第54号	契約の締結の一部変更について	原案可決
第55号	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第56号	平成26年度長崎県港湾整備事業会計資本金の額の減少について	原案可決
第57号	権利の放棄について	原案可決
第58号	権利の放棄について	原案可決
第59号	権利の放棄について	原案可決

2 請願

番号	事件名	審査結果	措置	備考
第2号	修学資金貸付制度の拡充・強化の継続実施等を求める意見書の提出を求める請願書	採択	意見書提出	

計 1 件（採択 1 件）

計 1 9 件（原案可決 1 9 件）

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年3月10日

農水経済委員会委員長 吉村 洋

議長 田中 愛国 様

記

1 議案

番号	事件名	審査結果
第60号	権利の放棄について	原案可決
第61号	権利の放棄について	原案可決
第62号	権利の放棄について	原案可決
第63号	権利の放棄について	原案可決
第64号	平成26年度長崎県交通事業会計資本剰余金の処分について	原案可決
第77号	第3次長崎県男女共同参画基本計画について	原案可決
第78号	長崎県環境基本計画について	原案可決

計 23件 (原案可決23件)

番号	事件名	審査結果
第17号	長崎県手数料条例の一部を改正する条例(関係分)	原案可決
第28号	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(関係分)	原案可決
第43号	長崎県工業技術センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第44号	長崎県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例	原案可決
第45号	長崎県職業能力開発関係手数料条例及び長崎県職業能力開発校で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第46号	長崎県産業人材育成基金条例	原案可決
第65号	権利の放棄について	原案可決
第66号	権利の放棄について	原案可決
第67号	権利の放棄について	原案可決
第68号	権利の放棄について	原案可決
第69号	権利の放棄について	原案可決
第70号	権利の放棄について	原案可決
第71号	権利の放棄について	原案可決
第72号	権利の放棄について	原案可決
第73号	権利の放棄について	原案可決
第74号	県が行なう建設事業に対する市町村負担金の徴収についての一部変更について	原案可決

予算決算委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年3月16日

予算決算委員会委員長 中村 和弥

2 請 願

番 号	件 名	審査結果	措 置	備 考
第 1 号	介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の継続実施等を求める意見書の提出を求める請願書	採 択	意見書提出	

計 1 件（採択 1 件）

議長 田中 愛国 様

記 録

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 号	平成28年度長崎県一般会計予算	原案可決
第 2 号	平成28年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	原案可決
第 3 号	平成28年度長崎県農業改良資金特別会計予算	原案可決
第 4 号	平成28年度長崎県林業改善資金特別会計予算	原案可決
第 5 号	平成28年度長崎県営林特別会計予算	原案可決
第 6 号	平成28年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	原案可決
第 7 号	平成28年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	原案可決
第 8 号	平成28年度長崎県庁用管理特別会計予算	原案可決
第 9 号	平成28年度長崎県長崎魚市場特別会計予算	原案可決
第 1 0 号	平成28年度長崎県港湾施設整備特別会計予算	原案可決
第 1 1 号	平成28年度長崎県流域下水道特別会計予算	原案可決
第 1 2 号	平成28年度長崎県公債管理特別会計予算	原案可決
第 1 3 号	平成28年度長崎県港湾整備事業会計予算	原案可決
第 1 4 号	平成28年度長崎県交通事業会計予算	原案可決
第 8 1 号	平成27年度長崎県一般会計補正予算（第4号）	原案可決
第 8 2 号	平成27年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 8 3 号	平成27年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 8 4 号	平成27年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 8 5 号	平成27年度長崎県営林特別会計補正予算（第1号）	原案可決

動議件名一覧表(参考)

1 委員会等提出

区分	提出先	件名	提出者	可否	掲載ページ
意見書	政 府 国 会	無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進について	総務委員会	可決	付録 15ページ
意見書	政 府 国 会	海洋ごみの処理推進について	環境生活委員会	可決	付録 15ページ
意見書	政 府 国 会	地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化について	環境生活委員会	可決	付録 16ページ
衆議 第189号		長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	議会運営委員会	可決	付録 17ページ

2 その他

区分	件名	可否	掲載ページ
議員派遣第64号	議員派遣の件	可決	付録 17ページ

番号	件名	審査結果
第86号	平成27年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第87号	平成27年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第88号	平成27年度長崎県庁用管理特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第89号	平成27年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第90号	平成27年度長崎県流域下水道特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第91号	平成27年度長崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第92号	平成27年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第2号)	原案可決
第93号	平成27年度長崎県交通事業会計補正予算(第2号)	原案可決
第94号	平成27年度長崎県一般会計補正予算(第5号)	原案可決
第95号	平成27年度長崎県流域下水道特別会計補正予算(第3号)	原案可決
第96号	平成27年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第3号)	原案可決
第97号	平成27年度長崎県交通事業会計補正予算(第3号)	原案可決
第99号	平成27年度長崎県一般会計補正予算(第7号)	原案可決

計 32件(原案可決32件)

重 力		議 決
種 類	提 出 者 提 出 年 月 日	議 決 委 員 会 平 成 29 年 3 月 6 日
意 見 書		
件 名	無料公衆無線LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進について	
要 旨	<p>2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN (Wi-Fi) 環境の整備は喫緊の課題となっている。</p> <p>2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されている。</p> <p>国は、防災の観点から、2020年までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また空港や駅、鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする所には、民間での設置を働きかけている。</p> <p>Wi-Fi環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、国に対して、下記の事項について強く求めるものである。</p>	
記	<p>1 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。</p> <p>2 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上を図ること。</p> <p>3 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。</p> <p>なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。</p>	
提 出 先	政 府 ・ 国 会	

重 力		議 決
種 類	提 出 者 提 出 年 月 日	議 決 委 員 会 平 成 29 年 3 月 7 日
意 見 書		
件 名	海洋ごみの処理推進について	
要 旨	<p>昨年、全国各地を襲った台風と台風崩れの温帯低気圧は、甚大な被害をもたらした。中でも、氾濫した河川から流れ出た流木及び外国由来のごみは、漁業被害をもたらし、海岸に漂着した大量の流木の処理に長期間を要する事態が発生した。</p> <p>以前には、海岸保全区域外での漂着物対策に「地域グリーンニューデール基金」を利用できたが、現在は「海岸漂着物等地域対策推進事業」だけで、しかもこの事業は災害対応を想定したものではなっていない。</p> <p>海洋ごみは災害関連のものだけではない。2015年のG7エルマウ・サミットにおいて、プラスチックごみによる海洋汚染を取り上げられ、海洋ごみ対策は世界的課題として初めて認識された。2016年のG7伊勢志摩サミットにおいても、海洋ごみの発生抑制及び削減に向けて対処することが確認されている。</p> <p>海洋ごみは、国内外を問わず多様な地域由来のものが混在しており、市町村にとっては自ら発生抑制対策を行ったとしても問題解決につながらない状況にある。そこで、海洋ごみの処理の推進並びに発生抑制及び削減に向けて、国に対して、下記の事項に取り組みよう求めるものである。</p>	
記	<p>1 地域グリーンニューデール基金のような市町村が機動的に活用できる海洋ごみ対策を進めること。</p> <p>2 海洋プラスチックごみについては、国際社会と連携してその発生抑制及び削減に努めるとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの量・分布等の実態を把握するための調査をさらに推進し、国民生活への影響を回避するための研究を進めること。</p> <p>なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。</p>	
提 出 先	政 府 ・ 国 会	

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成29年 3月16日

議会運営委員会委員長 溝口 英美雄

長崎県議会議長 田中 愛国 様

長崎県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年長崎県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(公務旅費) 第5条 略</p> <p>2 公務旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するものとし、この場合において、議長は副大臣、議長以外の議員は指定職の職務にある者とみなす。ただし、内国旅行における日当は旅行諸費とし、旅行諸費及び車賃の額については、議員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号）の規定を準用する。</p> <p>3 及び4 略</p>	<p>(公務旅費) 第5条 略</p> <p>2 公務旅費の額については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を準用するものとし、この場合において、議長は副大臣、議長以外の議員は指定職の職務にある者とみなす。ただし、内国旅行における日当は旅行諸費とし、旅行諸費及び車賃の額については、長崎県職員の旅費に関する条例（昭和29年長崎県条例第47号）の規定を準用する。</p> <p>3 及び4 略</p>
<p>(応招旅費) 第6条 略</p> <p>2 応招旅費の額については、前条第2項に定める公務旅費の額に準じる。ただし、宿泊料及び旅行諸費については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊料については、宿泊1日につき10,000円の範囲内で、議長が別に定める額を支給する。ただし、やむを得ない事情により、この範囲内で宿泊することができない場合は、宿泊1日につき13,300円の範囲内で現に宿泊に要した額を支給することができる。</p>	<p>(応招旅費) 第6条 略</p> <p>2 応招旅費の額については、前条第2項に定める公務旅費の額に準じる。ただし、宿泊料及び旅行諸費については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊料については、宿泊1日につき8,200円の範囲内で、議長が別に定める額を支給する。ただし、やむを得ない事情により、この範囲内で宿泊することができない場合は、宿泊1日につき13,300円の範囲内で現に宿泊に要した額を支給することができる。</p>

議員派遣の件（案）

下記のとおり議員を派遣する。

平成29年 3月16日

記

九州・沖縄未来創造会議 第3回PT会議

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 目 的 | 九州・沖縄未来創造会議に設置されたプロジェクトチームの会議に出席し、九州・沖縄各県議会議長と、九州各県議会議長会から諮問された事項について検討・協議を行うため |
| 2 | 期 日 | 平成29年 4月24日（月）（1日間） |
| 3 | 派 遣 先 | 長崎市 |
| 4 | 派遣議員名 | 徳永 達也 外間 雅広 山田 朋子 ごうまなみ |

<p>(2) 前号の規定にかかわらず、住所地从ら果庁までの距離が100キロメートル以上であり、かつ、住所地在離島地区（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第2項の規定により離島振興対策実施地域として公示された地区）の議員（以下「離島議員」という。）に対する宿泊料については、宿泊1日につき10,000円を支給する。</p> <p>(3) 略</p> <p>3 応招旅費のうち宿泊料については、住所地从ら果庁までの距離が50キロメートル以上である議員に対し、旅行の行程に必要であると認められる次の各号のいずれかに該当し、かつ実際に宿泊した場合に限り支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 住所地从ら果庁までの距離が100キロメートル以上であり、かつ、住所地在離島地区（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第2項の規定により離島振興対策実施地域として公示された地区をいう。）の議員の場合で、議会の開会の日から開会の日の前日までの間（会議等が開催されない休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を含む。）、日曜日、土曜日、議案調査日及び議事整理日を含む。）で議長があらかじめ指定する日</p> <p>(3) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>(2) 前号の規定にかかわらず、住所地从ら果庁までの距離が100キロメートル以上であり、かつ、住所地在離島地区（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第2項の規定により離島振興対策実施地域として公示された地区）の議員（以下「離島議員」という。）に対する宿泊料については、宿泊1日につき10,000円を支給する。</p> <p>(3) 略</p> <p>3 応招旅費のうち宿泊料については、住所地从ら果庁までの距離が50キロメートル以上である議員に対し、旅行の行程に必要であると認められる次の各号のいずれかに該当し、かつ実際に宿泊した場合に限り支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 離島議員の場合で、知事提出の議案（決算認定に係る議案を除く。）が会議に上程された日から、当該議案が議決される日の前日までの間（会議等が開催されない休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日）、日曜日、土曜日、議案調査日及び議事整理日を含む。）で議長があらかじめ指定する日</p> <p>(3) 略</p> <p>4～6 略</p>
---	--

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

議員の応招旅費に係る宿泊料の支給等について所要の改正をしようとするものである。これがこの条例案を提出する理由である。

平成29年2月定例会議会閉会中 委員会付託申出一覧表

No.1

委員 会 名	付 託 事 件
総 務	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項について ・職員の仕事、勤務条件、給与、福利厚生等に関する事項について ・行政改革、情報公開等県の行政一般に関する事項について ・県の予算、財政、県税その他の他の財務に関する事項について ・新県庁舎の整備に関する事項について ・公有財産に関する事項について ・秘書、広報及び広聴に関する事項について ・地域・行政情報化その他他部の主管に属しない事項について ・重要施策の企画及び総合調整に関する事項について ・離島・半島及び地域の振興に関する事項について ・スポーツ振興に関する事項について ・県内市町の行政、財政、選挙に関する事項について ・土地対策に関する事項について ・交通運輸に関する事項について ・文化振興に関する事項について ・世界遺産登録の推進に関する事項について ・観光振興に関する事項について ・物流流通振興に関する事項について ・国際関連施策の推進に関する事項について ・出納及び物品調達に関する事項について ・議会事務局に関する事項について ・監査事務に関する事項について ・人事委員会に関する事項について ・労働委員会に関する事項について ・警察の組織及び運営に関する事項について ・交通安全、防犯対策の推進に関する事項について ・公安委員会に関する事項について
文 教 厚 生	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校及び県立大学（公立大学法人）に関する事項について ・福祉保健行政の企画及び総合調整に関する事項について ・社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項について ・医療政策に関する事項について ・医療人材の確保等に関する事項について ・薬務行政に関する事項について ・国民健康保健等に関する事項について ・高齢者施策の推進に関する事項について ・障害者施策の推進に関する事項について ・原簿搬移者対策等の推進に関する事項について ・子どもに関する総合的な施策及び調整に関する事項について ・教育委員会に関する事項について ・教職員の定数及び勤務条件に関する事項について ・県立学校の施設及び設備に関する事項について ・義務教育及び高校教育に関する事項について ・特別支援教育に関する事項について ・生涯学習に関する事項について ・学芸文化に関する事項について ・保健体育に関する事項について ・競技力の向上に関する事項について

No.2

委員 会 名	付 託 事 件
環 境 生 活	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民との協働推進等に関する事項について ・人権・同和問題に関する事項について ・男女共同参画に関する事項について ・交通安全の企画、交通安全運動等に関する事項について ・統計に関する事項について ・生活衛生に関する事項について ・食の安全・安心及び消費者行政に関する事項について ・環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・環境保全等に関する事項について ・生活排水対策及び水資源政策に関する事項について ・産業物対策に関する事項について ・自然環境に関する事項について ・道路及び河川に関する事項について ・都市計画に関する事項について ・土砂災害対策に関する事項について ・住宅及び建築に関する事項について ・県土宅開発公社に関する事項について ・県住宅供給公社に関する事項について ・県道路公社に関する事項について ・港湾、空港その他土木に関する事項について ・県営交通事業に関する事項について
農 水 経 済	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業の振興に関する事項について ・労働に関する事項について ・産業技術の振興に関する事項について ・水産業に関する事項について ・漁業取締に関する事項について ・漁港漁場に関する事項について ・農業に関する事項について ・林業に関する事項について
予 算 決 算	<p>○委員会、要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計、特別会計及び企業会計予算等について
議 会 運 営	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の運営に関する事項について ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について ・議長の諮問に関する事項について
離 島 ・ 半 島 地 域 振 興 特 別	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島・半島地域振興対策 ・国境離島新法制定対策 ・航路・航空路運賃対策
人 口 減 少 ・ 経 済 雇 用 対 策 特 別	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・少子高齢対策 ・人材育成対策 ・雇用創出対策
観 光 振 興 等 対 策 特 別	<p>○委員会、現地調査及び要望活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光振興対策 ・世界・日本遺産対策 ・国際戦略（東南アジア） ・IR・インバウンド対策